

【公開版】

既許可における有毒ガス防護対策の妥当性確認について

1. 資料の作成方針及び現在までの状況

- ① 既許可の申請書に対し、有毒ガスによる要員への影響に関わるか否かを確認  
⇒ 別紙1「有毒ガス防護に係る申請書項目の抽出結果」
- ② 上記①の抽出結果について、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」及び「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」の関連する条文ごとに整理  
⇒ 別紙2「有毒ガス防護に係る既許可の確認結果のまとめ」
- ③ 上記②で整理した条文単位で、申請書の項目ごとに既許可での整理結果、今回申請での確認結果、申請書変更の要否及びその理由、申請書変更案を整理  
⇒ 別紙3「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表」

このうち、上記（別紙1）は、以下の条件を設定し抽出する。その際、類似事象及び類似施設におけるバラつき、抽出漏れが生じないように、条文間の横通しを図る。

I. 作業員に影響を及ぼす大気（作業環境）の汚染事象に関わるか否か

※「作業員に影響を及ぼす大気（作業環境）の汚染事象」は以下の通り。

- a. 有毒ガス
- b. 内部/外部火災によるばい煙
- c. 内部/外部火災による有毒ガス
- d. 化学物質の漏えい
- e. 毒性ガス（自然現象）
- f. 降下火砕物
- g. その他大気拡散を期待する汚染物質（気体廃棄物やボイラ排ガス等）

II. 有毒ガス防護対策と同様の対策を行っているか否か

※「有毒ガス防護のために行うとしている対策」は以下の通り。

- a. 敷地内のタンクローリ等への立会
- b. 敷地外での異常時の外部機関からの連絡
- c. 作業員に影響を及ぼす大気（作業環境）の汚染事象に対する換気設備の隔離措置および防護具の配備
- d. 外部からの必要物資の供給
- e. これら a. ～d. に対する体制及び手順の整備等

資料の作成状況として、別紙1～別紙3の整理作業について終了し、今回申請での確認結果、申請書変更の要否及びその理由、申請書変更案を以下の観点から整理した。

- ・ 既許可において確認した有毒ガスに対する影響評価結果が、影響評価ガイドに基づき評価した場合でも、妥当であること
- ・ 制御室等の有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置は、再処理施設に対象となる有毒ガスの発生源が存在しないことから、設置不要であること

## 2. 今後のスケジュール

整理資料の提示	6/18
ヒアリング	6/21の週
審査会合	6/28

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
一、	名称及び住所並びに代表者の氏名	×	-
二、	変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地	×	-
三、	再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力	×	-
A.	再処理を行う使用済燃料の種類	×	-
a.	濃縮度	×	-
b.	使用済燃料最終取出し前の原子炉停止時からの期間(以下「冷却期間」という。)	×	-
c.	使用済燃料集合体最高燃焼度	×	-
d.	使用済燃料集合体の照射前の構造	×	-
(a)	BWR燃料集合体	×	-
(b)	PWR燃料集合体	×	-
B.	再処理能力	×	-
四、	再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法	×	-
A.	再処理施設の位置、構造及び設備	×	-
イ.	再処理施設の位置	×	-
(1)	敷地の面積及び形状	×	-
(2)	敷地内における主要な再処理施設の位置	×	-
ロ.	再処理施設の一般構造	×	-
(1)	核燃料物質の臨界防止に関する構造	×	-
(i)	単一ユニットの臨界安全設計	×	-
(ii)	複数ユニットの臨界安全設計	×	-
(iii)	その他の臨界安全設計	×	-
(2)	放射線の遮蔽に関する構造	×	-
(3)	使用済燃料等の閉じ込めに関する構造	×	-
(4)	火災及び爆発の防止に関する構造	×	-
(i)	安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止	○	5条,29条
(a)	基本事項	×	-
(イ)	安全上重要な施設	×	-
(ロ)	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器	×	-
(ハ)	その他の安全機能を有する施設	×	-
(二)	火災区域及び火災区画の設定	×	-
(ホ)	火災防護上の最重要設備	×	-
(ヘ)	火災防護計画	×	-
(b)	火災及び爆発の発生防止	×	-
(イ)	再処理施設内の火災及び爆発の発生防止	×	-
(ロ)	不燃性材料又は難燃性材料の使用	×	-
(ハ)	落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	×	-
(c)	火災の感知、消火	×	-
(イ)	早期の火災感知及び消火	×	-
1)	火災感知設備	×	-
2)	消火設備	×	-
(d)	火災及び爆発の影響軽減	×	-
(e)	火災影響評価	×	-
(f)	その他	×	-
(ii)	重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止	×	-
(a)	基本事項	×	-
(イ)	火災区域及び火災区画の設定	×	-
(ロ)	火災防護計画	×	-
(b)	火災及び爆発の発生防止	×	-
(イ)	不燃性材料又は難燃性材料の使用	×	-
(ロ)	落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	×	-
(c)	火災の感知、消火	×	-
(イ)	早期の火災感知及び消火	×	-
1)	火災感知設備	×	-
2)	消火設備	×	-
(d)	その他	×	-
(5)	耐震構造	×	-
(6)	耐津波構造	×	-
(7)	その他の主要な構造	×	-
(i)	安全機能を有する施設	×	-
(a)	外部からの衝撃による損傷の防止	○	9条
(イ)	竜巻	×	-
(ロ)	外部火災	○	9条
(ハ)	航空機落下	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(二)	落雷	×	-
(ホ)	火山の影響	○	9条
(ハ)	竜巻, 落雷, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象	×	-
1)	風(台風)	×	-
2)	凍結	×	-
3)	高温	×	-
4)	降水	×	-
5)	積雪	×	-
6)	生物学的事象	×	-
7)	塩害	×	-
(ト)	異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ	×	-
(チ)	航空機落下, 爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象	○	9条
1)	有毒ガス	○	9条
2)	電磁的障害	×	-
3)	再処理事業所内における化学物質の漏えい	○	9条
(b)	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	×	-
(c)	溢水による損傷の防止	×	-
(d)	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	×	-
(e)	誤操作の防止	×	-
(f)	安全避難通路等	×	-
(g)	安全機能を有する施設	×	-
(イ)	安全機能を有する施設の設計方針	×	-
(h)	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×	-
(i)	使用済燃料の貯蔵施設等	×	-
(j)	計測制御系統施設	×	-
(k)	安全保護回路	×	-
(l)	制御室等	○	20条,44条
(m)	廃棄施設	×	-
(イ)	気体廃棄物の廃棄施設	×	-
(ロ)	液体廃棄物の廃棄施設	×	-
(n)	保管廃棄施設	×	-
(o)	放射線管理施設	×	-
(p)	監視設備	×	-
(q)	保安電源設備	×	-
(r)	緊急時対策所	○	26条,46条
(s)	通信連絡設備	○	27条,47条
(ii)	重大事故等対処施設	×	-
(a)	重大事故等の拡大の防止等	×	-
(b)	重大事故等対処設備	×	-
(イ)	多様性, 位置的分散, 悪影響防止等	○	33条
1)	多様性, 位置的分散	○	33条
i)	常設重大事故等対処設備	○	33条
ii)	可搬型重大事故等対処設備	○	33条
iii)	可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口	○	33条
2)	悪影響防止	×	-
(ロ)	個数及び容量	×	-
1)	常設重大事故等対処設備	×	-
2)	可搬型重大事故等対処設備	×	-
(ハ)	環境条件等	○	33条
1)	環境条件	○	33条
i)	常設重大事故等対処設備	○	33条
ii)	可搬型重大事故等対処設備	○	33条
2)	重大事故等対処設備の設置場所	×	-
3)	可搬型重大事故等対処設備の設置場所	×	-
(ニ)	操作性及び試験・検査性	×	-
1)	操作性の確保	×	-
i)	操作の確実性	×	-
ii)	系統の切替性	×	-
iii)	可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性	×	-
iv)	再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保	○	33条
2)	試験・検査性	×	-
(ホ)	地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計	×	-
(ハ)	可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針	×	-
1)	可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止	×	-



申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
2)	不燃性又は難燃性材料の使用	×	-
3)	落雷, 地震等の自然現象による火災の発生防止	×	-
4)	早期の火災感知及び消火	×	-
5)	火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮	×	-
(c)	臨界事故の拡大を防止するための設備	×	-
(d)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	×	-
(e)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	×	-
(f)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	×	-
(g)	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	-
(h)	放射性物質の漏えいに対処するための設備	×	-
(i)	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	×	-
(j)	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	×	-
(k)	電源設備	×	-
(l)	計装設備	×	-
(iii)	その他	×	-
ハ.	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備	×	-
(1)	構造	×	-
(i)	設計基準対象の施設	×	-
(a)	使用済燃料の受入れ施設	×	-
(b)	使用済燃料の貯蔵施設	×	-
(ii)	重大事故等対処設備	×	-
(a)	代替注水設備	×	-
(b)	スプレイ設備	×	-
(c)	漏えい抑制設備	×	-
(d)	臨界防止設備	×	-
(e)	監視設備	×	-
(2)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(i)	設計基準対象の施設	×	-
(a)	使用済燃料受入れ設備	×	-
(b)	使用済燃料貯蔵設備	×	-
(ii)	重大事故等対処設備	×	-
(a)	代替注水設備	×	-
(b)	スプレイ設備	×	-
(c)	漏えい抑制設備	×	-
(d)	臨界防止設備	×	-
(e)	監視設備	×	-
(3)	受け入れ, 又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力	×	-
(i)	受け入れ, 又は貯蔵する使用済燃料の種類	×	-
(a)	濃縮度	×	-
(b)	再処理施設に受け入れるまでの冷却期間: 4年以上	×	-
(c)	使用済燃料集合体最高燃焼度 : 55,000MWd/t・UPr	×	-
(d)	使用済燃料集合体の照射前の構造	×	-
(ii)	最大受入能力及び最大貯蔵能力	×	-
(a)	最大受入能力	×	-
(b)	最大貯蔵能力	×	-
(4)	主要な核的制限値	×	-
(i)	単一ユニット	×	-
(a)	燃料取出し装置及び燃料取扱装置	×	-
(ii)	複数ユニット	×	-
(a)	燃料取出し装置及び燃料取扱装置	×	-
(b)	燃料仮置きラックのラック格子中心間最小距離	×	-
(c)	燃料貯蔵ラックのラック格子中心間最小距離	×	-
(d)	バスケットの格子中心間最小距離	×	-
ニ.	再処理設備本体の構造及び設備	×	-
(1)	せん断処理施設	×	-
(i)	構造	×	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(a)	燃料供給設備	×	-
(b)	せん断処理設備	×	-
(iii)	せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力	×	-
(a)	せん断処理する使用済燃料の種類	×	-
(b)	最大処理能力	×	-
(イ)	BWR使用済燃料集合体処理時	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(□)	PWR使用済燃料集合体処理時	×	-
(iv)	主要な核的制限値	×	-
(a)	単一ユニット	×	-
(b)	複数ユニット	×	-
(2)	溶解施設	×	-
(i)	構造	×	-
(a)	設計基準対象の施設	×	-
(b)	重大事故等対処設備	×	-
(イ)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	×	-
(□)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	×	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(a)	設計基準対象の施設	×	-
(イ)	溶解設備	×	-
(□)	清澄・計量設備	×	-
(b)	重大事故等対処設備	×	-
(イ)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	×	-
(□)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	×	-
(iii)	溶解する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大溶解能力	×	-
(a)	溶解する使用済燃料の種類	×	-
(b)	最大溶解能力	×	-
(イ)	BWR使用済燃料集合体処理時	×	-
(□)	PWR使用済燃料集合体処理時	×	-
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	×	-
(a)	主要な核的制限値	×	-
(イ)	単一ユニット	×	-
(□)	複数ユニット	×	-
(b)	主要な熱的制限値	×	-
(c)	主要な化学的制限値	×	-
(3)	分離施設	×	-
(i)	構造	×	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(a)	分離設備	×	-
(b)	分配設備	×	-
(c)	分離建屋一時貯留処理設備	×	-
(iii)	分離する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最	×	-
(a)	分離する核燃料物質その他の有用物質の種類	×	-
(イ)	ウラン	×	-
(□)	プルトニウム	×	-
(b)	最大分離能力	×	-
(イ)	ウラン	×	-
(□)	プルトニウム	×	-
(iv)	主要な核的及び化学的制限値	×	-
(a)	主要な核的制限値	×	-
(イ)	単一ユニット	×	-
(□)	複数ユニット	×	-
(b)	主要な化学的制限値	×	-
(4)	精製施設	×	-
(i)	構造	×	-
(a)	設計基準対象の施設	×	-
(b)	重大事故等対処設備	×	-
(イ)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	×	-
(□)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	×	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(a)	設計基準対象の施設	×	-
(イ)	ウラン精製設備	×	-
(□)	プルトニウム精製設備	×	-
(ハ)	精製建屋一時貯留処理設備	×	-
(b)	重大事故等対処設備	×	-
(イ)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	×	-
(□)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	×	-
(iii)	精製する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最	×	-
(a)	精製する核燃料物質その他の有用物質の種類	×	-
(イ)	ウラン	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(ロ)	プルトニウム	×	-
(b)	最大精製能力	×	-
(イ)	ウラン	×	-
(ロ)	プルトニウム	×	-
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	×	-
(a)	主要な核的制限値	×	-
(イ)	単一ユニット	×	-
(ロ)	複数ユニット	×	-
(b)	主要な熱的制限値	×	-
(c)	主要な化学的制限値	×	-
(5)	脱硝施設	×	-
(i)	構造	×	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(a)	ウラン脱硝設備	×	-
(b)	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	×	-
(iii)	脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類及びその種類ごとの最大脱硝能力	×	-
(a)	脱硝する核燃料物質その他の有用物質の種類	×	-
(イ)	ウラン(ウラン-235濃縮度1.6wt%以下)	×	-
(ロ)	ウランとプルトニウムの混合物(ウランとプルトニウムの重量混	×	-
(b)	最大脱硝能力	×	-
(イ)	ウラン	×	-
(ロ)	ウランとプルトニウムの混合物(ウランとプルトニウムの重量混合比は1対1)	×	-
(iv)	主要な核的、熱的及び化学的制限値	×	-
(a)	主要な核的制限値	×	-
(イ)	単一ユニット	×	-
(ロ)	複数ユニット	×	-
(b)	主要な熱的制限値	×	-
(c)	主要な化学的制限値	×	-
(6)	酸及び溶媒の回収施設	×	-
(i)	構造	×	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(a)	酸回収設備	×	-
(b)	溶媒回収設備	×	-
(iii)	回収する酸及び溶媒の種類及びその種類ごとの最大回収能力	×	-
(a)	回収する酸及び溶媒の種類	×	-
(b)	最大回収能力	×	-
(iv)	主要な熱的及び化学的制限値	×	-
(a)	主要な熱的制限値	×	-
(b)	主要な化学的制限値	×	-
ホ.	製品貯蔵施設の構造及び設備	×	-
(1)	構造	×	-
(2)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(i)	ウラン酸化物貯蔵設備	×	-
(ii)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	×	-
(3)	貯蔵する製品の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力	×	-
(i)	貯蔵する製品の種類	×	-
(ii)	最大貯蔵能力	×	-
(a)	ウラン	×	-
(b)	ウランとプルトニウムの混合物(ウランとプルトニウムの重量混合比は1対1)	×	-
(4)	主要な核的制限値	×	-
(i)	単一ユニット	×	-
(ii)	複数ユニット	×	-
ヘ.	計測制御系統施設の設備	×	-
(1)	核計装設備の種類	×	-
(2)	主要な安全保護回路の種類	×	-
(i)	設計基準対象の施設	×	-
(ii)	重大事故等対処設備	×	-
(a)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路	×	-
(b)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	×	-
(c)	重大事故時供給停止回路	×	-
(3)	主要な工程計装設備の種類	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(i)	設計基準対象の施設	×	-
(ii)	重大事故等対処設備	×	-
(a)	計装設備	×	-
(4)	その他の主要な事項	×	-
(i)	制御室等	×	-
(a)	計測制御装置	×	-
(b)	制御室換気設備	×	-
(c)	制御室照明設備	×	-
(d)	制御室遮蔽設備	×	-
(e)	制御室環境測定設備	×	-
(f)	制御室放射線計測設備	×	-
ト.	放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	×	-
(1)	気体廃棄物の廃棄施設	×	-
(i)	構造	×	-
(a)	設計基準対象の施設	×	-
(b)	重大事故等対処設備	×	-
(イ)	代替換気設備	×	-
(ロ)	廃ガス貯留設備	×	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(a)	設計基準対象の施設	×	-
(イ)	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	×	-
(ロ)	塔槽類廃ガス処理設備	×	-
1)	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
2)	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
3)	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
4)	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
5)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
6)	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
7)	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
8)	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
9)	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理	×	-
10)	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
11)	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-
(ハ)	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	×	-
(ニ)	換気設備	×	-
1)	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備	×	-
2)	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	×	-
3)	前処理建屋換気設備	×	-
4)	分離建屋換気設備	×	-
5)	精製建屋換気設備	×	-
6)	ウラン脱硝建屋換気設備	×	-
7)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	×	-
8)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	×	-
9)	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	×	-
10)	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備	×	-
11)	低レベル廃液処理建屋換気設備	×	-
12)	低レベル廃棄物処理建屋換気設備	×	-
13)	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備	×	-
14)	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備	×	-
15)	分析建屋換気設備	×	-
16)	北換気筒	×	-
17)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	×	-
(ホ)	主排気筒	×	-
(b)	重大事故等対処設備	×	-
(イ)	代替換気設備	×	-
(ロ)	廃ガス貯留設備	×	-
(iii)	廃棄物の処理能力	×	-
(a)	主排気筒	×	-
(b)	北換気筒	×	-
(c)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	×	-
(iv)	廃棄槽の最大保管廃棄能力	×	-
(v)	排気口の位置	×	-
(a)	主排気筒	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(b)	北換気筒(使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒並びにハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒)	×	-
(c)	低レベル廃棄物処理建屋換気筒	×	-
(2)	液体廃棄物の廃棄施設	×	-
(i)	構造	×	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(a)	高レベル廃液処理設備	×	-
(b)	低レベル廃液処理設備	×	-
(iii)	廃棄物の処理能力	×	-
(iv)	廃液槽の最大保管廃棄能力	×	-
(v)	海洋放出口の位置	×	-
(3)	固体廃棄物の廃棄施設	×	-
(i)	構造	×	-
(ii)	主要な設備及び機器の種類	×	-
(a)	高レベル廃液ガラス固化設備	×	-
(b)	ガラス固化体貯蔵設備	×	-
(c)	低レベル固体廃棄物処理設備	×	-
(d)	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	×	-
(iii)	廃棄物の処理能力	×	-
(iv)	保管廃棄施設の最大保管廃棄能力	×	-
(a)	ガラス固化体貯蔵設備	×	-
(b)	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	×	-
チ.	放射線管理施設の設備	×	-
(1)	屋内管理用の主要な設備の種類	×	-
(i)	出入管理関係設備	×	-
(ii)	試料分析関係設備	×	-
(iii)	放射線監視設備	×	-
(iv)	個人管理用設備	×	-
(2)	屋外管理用の主要な設備の種類	×	-
(i)	試料分析関係設備	×	-
(ii)	放射線監視設備	×	-
(iii)	環境管理設備	×	-
(iv)	環境モニタリング用代替電源設備	×	-
リ.	その他再処理設備の附属施設の構造及び設備	×	-
(1)	動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備	×	-
(i)	電気設備	×	-
(a)	構造	×	-
(イ)	設計基準対象の施設	×	-
(ロ)	重大事故等対処設備	×	-
1)	全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備	×	-
2)	全交流動力電源喪失を要因とせず発生する重大事故等に対処するための設備	×	-
(b)	主要な設備	×	-
(イ)	設計基準対象の施設	×	-
1)	受電開閉設備(廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用)	×	-
2)	受電変圧器(廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用)	×	-
3)	第1非常用ディーゼル発電機(MOX燃料加工施設と共用)	×	-
4)	第2非常用ディーゼル発電機	×	-
5)	重油タンク(MOX燃料加工施設と共用)	×	-
6)	燃料油貯蔵タンク	×	-
7)	第1非常用蓄電池	×	-
8)	第2非常用蓄電池	×	-
(ロ)	重大事故等対処設備	×	-
1)	代替電源設備	×	-
2)	代替所内電気設備	×	-
3)	受電開閉設備	×	-
4)	所内高圧系統	×	-
5)	所内低圧系統	×	-
6)	直流電源設備	×	-
7)	計測制御用交流電源設備	×	-
(ii)	圧縮空気設備	×	-
(a)	構造	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(イ)	設計基準対象の施設	×	-
(ロ)	重大事故等対処設備	×	-
1)	代替安全圧縮空気系	×	-
2)	臨界事故時水素掃気系	×	-
(b)	主要な設備	×	-
(イ)	設計基準対象の施設	×	-
(ロ)	重大事故等対処設備	×	-
1)	代替安全圧縮空気系	×	-
2)	臨界事故時水素掃気系	×	-
(2)	給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備	×	-
(i)	給水施設	×	-
(a)	構造	×	-
(イ)	設計基準対象の施設	×	-
(ロ)	重大事故等対処設備	×	-
1)	水供給設備	×	-
2)	代替安全冷却水系	×	-
(b)	主要な設備	×	-
(イ)	設計基準対象の施設	×	-
1)	給水処理設備	×	-
i)	純水装置	×	-
2)	冷却水設備	×	-
i)	安全冷却水系	×	-
(ロ)	重大事故等対処設備	×	-
1)	水供給設備	×	-
2)	代替安全冷却水系	×	-
(ii)	蒸気供給施設(蒸気供給設備)	×	-
(a)	構造	×	-
(b)	主要な設備	×	-
1)	安全蒸気ボイラ	×	-
(3)	主要な試験施設の構造及び設備	×	-
(4)	その他の主要な事項	×	-
(i)	分析設備	×	-
(ii)	化学薬品貯蔵供給設備	○	12条
(iii)	火災防護設備	○	5条,29条
(iv)	竜巻防護対策設備	×	-
(a)	構造	×	-
(b)	主要な設備の種類	×	-
(v)	溢水防護設備	×	-
(vi)	化学薬品防護設備	○	12条
(vii)	補機駆動用燃料補給設備	×	-
(a)	重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備	×	-
(イ)	補機駆動用燃料補給設備	×	-
(viii)	放出抑制設備	×	-
(a)	放水設備	×	-
(b)	注水設備	×	-
(c)	抑制設備	×	-
(ix)	緊急時対策所	○	26条,46条
(a)	緊急時対策建屋の遮蔽設備	×	-
(b)	緊急時対策建屋換気設備	○	26条,46条
(c)	緊急時対策建屋環境測定設備	○	26条,46条
(d)	緊急時対策建屋放射線計測設備	×	-
(e)	緊急時対策建屋情報把握設備	×	-
(f)	通信連絡設備	×	-
(g)	緊急時対策建屋電源設備	×	-
(x)	通信連絡設備	×	-
(a)	所内通信連絡設備	○	27条,47条
(b)	所内データ伝送設備	×	-
(c)	所外通信連絡設備	×	-
(d)	所外データ伝送設備	×	-
(e)	代替通信連絡設備	×	-
B.	再処理の方法	×	-
イ.	再処理の方法の概要	×	-
(1)	再処理の方法	×	-
(2)	再処理の概要	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(i)	使用済燃料の受入れ及び貯蔵	×	-
(ii)	せん断処理	×	-
(iii)	溶解	×	-
(iv)	分離	×	-
(a)	分離	×	-
(b)	分配	×	-
(c)	分離建屋一時貯留処理	×	-
(v)	精製	×	-
(a)	ウラン精製	×	-
(b)	プルトニウム精製	×	-
(c)	精製建屋一時貯留処理	×	-
(vi)	脱硝	×	-
(a)	ウラン脱硝	×	-
(b)	ウラン・プルトニウム混合脱硝	×	-
(vii)	酸及び溶媒の回収	×	-
(a)	酸回収	×	-
(b)	溶媒回収	×	-
(viii)	製品貯蔵	×	-
(a)	ウラン酸化物貯蔵	×	-
(b)	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵	×	-
(ix)	放射性廃棄物の廃棄	×	-
(a)	気体廃棄物の廃棄	×	-
(b)	液体廃棄物の廃棄	×	-
(c)	固体廃棄物の廃棄	×	-
(3)	その他	×	-
(i)	使用済燃料の受入れ及び貯蔵	×	-
(ii)	放射性廃棄物の廃棄	×	-
(a)	気体廃棄物の廃棄	×	-
(b)	液体廃棄物の廃棄	×	-
(c)	固体廃棄物の廃棄	×	-
(iii)	計測制御等	×	-
ロ.	再処理工程図	×	-
ハ.	再処理工程における核燃料物質収支図	×	-
五.	再処理施設の工事計画	×	-
六.	使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法	×	-
七.	再処理施設における放射線の管理に関する事項	×	-
イ.	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法	×	-
(1)	放射線防護に関する基本方針・具体的方法	×	-
(2)	管理区域及び周辺監視区域の設定	×	-
(i)	管理区域	×	-
(ii)	周辺監視区域	×	-
(3)	管理区域の管理	×	-
(4)	周辺監視区域の管理	×	-
(5)	個人被ばく管理	×	-
(6)	放射性廃棄物の放出管理	×	-
(7)	周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視	×	-
(i)	空間線量等の監視	×	-
(ii)	環境試料の放射能監視	×	-
(iii)	異常時における測定	×	-
ロ.	放射性廃棄物の廃棄に関する事項	×	-
(1)	放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方	×	-
(2)	放射性気体廃棄物	×	-
(i)	放射性気体廃棄物の発生源	×	-
(ii)	放射性気体廃棄物の放出管理目標値	×	-
(3)	放射性液体廃棄物	×	-
(i)	放射性液体廃棄物の発生源	×	-
(ii)	放射性液体廃棄物の放出管理目標値	×	-
(4)	放射性固体廃棄物	×	-
(i)	放射性固体廃棄物の種類	×	-
(ii)	放射性固体廃棄物の保管廃棄	×	-
ハ.	周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果	×	-
(1)	評価の基本方針・基本的考え方	×	-
(2)	実効線量の評価条件	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(i)	気体廃棄物中の放射性物質による実効線量	×	-
(a)	年間放出量	×	-
(b)	気象条件	×	-
(c)	計算地点	×	-
(ii)	液体廃棄物中の放射性物質による実効線量	×	-
(a)	年間放出量	×	-
(b)	海水中における放射性物質の濃度	×	-
(c)	評価地点	×	-
(iii)	施設からの放射線による実効線量	×	-
(a)	線源	×	-
(b)	計算地点	×	-
(3)	実効線量の評価結果	×	-
八、	再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項	×	-
イ、	運転時の異常な過渡変化 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	×	-
(1)	基本方針	×	-
(i)	事故等の評価	×	-
(a)	評価方針	×	-
(b)	事故等の選定	×	-
(ii)	運転時の異常な過渡変化の評価事象	×	-
(iii)	判断基準	×	-
(2)	運転時の異常な過渡変化の評価	×	-
(i)	プルトニウム精製設備の逆抽出塔での有機溶媒の温度異常上昇	×	-
(a)	運転時の異常な過渡変化に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(c)	評価結果	×	-
(ii)	高レベル廃液濃縮缶における加熱蒸気の温度異常上昇	×	-
(a)	運転時の異常な過渡変化に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(c)	評価結果	×	-
(iii)	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉での還元ガス中の水素濃度異常上昇	×	-
(a)	運転時の異常な過渡変化に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(c)	評価結果	×	-
(iv)	分配設備のプルトニウム洗浄器におけるプルトニウム濃度異常上昇	×	-
(a)	運転時の異常な過渡変化に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(c)	評価結果	×	-
(v)	高レベル廃液濃縮缶凝縮器での冷却能力の低下による廃ガス中蒸気量の増大	×	-
(a)	運転時の異常な過渡変化に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(c)	評価結果	×	-
(vi)	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉の温度異常上昇	×	-
(a)	運転時の異常な過渡変化に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(c)	評価結果	×	-
(vii)	外部電源喪失	×	-
(a)	運転時の異常な過渡変化に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(c)	評価結果	×	-
ロ、	設計基準事故 事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	×	-
(1)	基本方針	×	-
(i)	事故等の評価	×	-
(ii)	設計基準事故の評価事象	×	-
(iii)	判断基準	×	-
(2)	設計基準事故の評価	×	-
(i)	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災	×	-



申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(a)	設計基準事故に対処するために必要な施設	×	-
(イ)	放射性物質の放出経路の維持機能	×	-
(ロ)	放射性物質の捕集・浄化機能	×	-
(ハ)	放射性物質の排気機能	×	-
(ニ)	安全機能確保のための支援機能	×	-
(b)	評価条件	×	-
(イ)	事故経過	×	-
(ロ)	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
(c)	評価結果	×	-
(ii)	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応	×	-
(a)	設計基準事故に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(イ)	事故経過	×	-
(ロ)	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
(c)	評価結果	×	-
(iii)	溶解槽における臨界	×	-
(a)	設計基準事故に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(イ)	事故経過	×	-
(ロ)	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
(c)	評価結果	×	-
(iv)	高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい	×	-
(a)	設計基準事故に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(イ)	事故経過	×	-
(ロ)	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
(c)	評価結果	×	-
(v)	高レベル廃液ガラス固化設備での熔融ガラスの漏えい	×	-
(a)	設計基準事故に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(イ)	事故経過	×	-
(ロ)	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
(c)	評価結果	×	-
(vi)	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下	×	-
(a)	設計基準事故に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(イ)	事故経過	×	-
(ロ)	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
(c)	評価結果	×	-
(vii)	短時間の全交流動力電源の喪失	×	-
(a)	設計基準事故に対処するために必要な施設	×	-
(b)	評価条件	×	-
(イ)	事故経過	×	-
(ロ)	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
(c)	評価結果	×	-
ハ.	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	×	-
(1)	基本方針	×	-
(2)	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	○	技術的能力
(i)	重大事故等対策	×	-
(a)	重大事故等対処設備に係る事項	×	-
(イ)	切替えの容易性	×	-
(ロ)	アクセスルートの確保	○	技術的能力
1)	屋外のアクセスルート	○	技術的能力
2)	屋内のアクセスルート	○	技術的能力
(b)	復旧作業に係る事項	×	-
(イ)	予備品等の確保	○	技術的能力
(ロ)	保管場所の確保	○	技術的能力
(ハ)	復旧作業に係るアクセスルートの確保	○	技術的能力
(c)	支援に係る事項	×	-
(イ)	概要	○	技術的能力

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(d)	手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備	○	技術的能力
(イ)	手順書の整備	○	技術的能力
(ロ)	教育及び訓練の実施	○	技術的能力
(ハ)	体制の整備	○	技術的能力
(ii)	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	×	-
(a)	大規模損壊発生時に係る手順書の整備	×	-
(イ)	大規模な自然災害への対応における考慮	×	-
(ロ)	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における	×	-
(ハ)	大規模損壊発生時の対応手順	×	-
1)	再処理施設の状態把握	×	-
i)	制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能が維持され, かつ, 現場確認が可能な場合	×	-
ii)	制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能の一部又はすべてが機能喪失しているが, 現場確認が可能な場合	×	-
iii)	大規模損壊によって制御室の監視機能及び制御機能並びに緊急時対策所の監視機能の一部又はすべてが機能喪失しており, 現場確認が不可能な場合	×	-
2)	実施すべき対策の判断	×	-
i)	大規模な火災が発生した場合における消火活動	×	-
ii)	燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策	×	-
iii)	放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策	×	-
iv)	その他の対策	×	-
(二)	大規模損壊への対応を行うために必要な手順	×	-
1)	3つの活動を行うための手順	×	-
i)	大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等	×	-
ii)	燃料貯蔵プール等の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等	×	-
iii)	放射性物質及び放射線の放出を低減するための対策に関する手順等	×	-
a)	臨界事故の拡大を防止するための手順等	×	-
b)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	×	-
c)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	×	-
d)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等	×	-
e)	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	×	-
f)	放出事象への対処に必要な水の供給手順等	×	-
g)	電源の確保に関する手順等	×	-
h)	可搬型設備等による対応手順等	×	-
(b)	大規模損壊の発生に備えた体制の整備	×	-
(イ)	大規模損壊発生時の体制	×	-
(ロ)	大規模損壊への対応のための要員への教育及び訓練	×	-
(ハ)	大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立の基本的な考え方	×	-
(二)	大規模損壊発生時の活動拠点	×	-
(ホ)	大規模損壊発生時の支援体制の確立	×	-
(c)	大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備	×	-
(イ)	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な	×	-
(ロ)	大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方	×	-
(3)	有効性評価	×	-
(i)	重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方	○	28条
(a)	重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定	×	-
(イ)	重大事故の発生を仮定する際の条件の考え方	○	28条
(ロ)	個々の重大事故の発生の仮定	×	-
(ハ)	重大事故の発生を仮定する機器の特定結果	×	-
1)	臨界事故	×	-
i)	外的事象発生時	×	-
a)	地震	×	-
b)	火山の影響	×	-
ii)	内的事象発生時	×	-
a)	配管の全周破断	×	-
b)	動的機器の多重故障	×	-
c)	長時間の全交流動力電源の喪失	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
2)	冷却機能の喪失による蒸発乾固	×	-
i)	外的事象発生時	×	-
a)	地震	×	-
b)	火山の影響	×	-
ii)	内的事象発生時	×	-
a)	配管の全周破断	×	-
b)	動的機器の多重故障	×	-
c)	長時間の全交流動力電源の喪失	×	-
3)	放射線分解により発生する水素による爆発	×	-
i)	外的事象発生時	×	-
a)	地震	×	-
b)	火山の影響	×	-
ii)	内的事象発生時	×	-
a)	配管の全周破断	×	-
b)	動的機器の多重故障	×	-
c)	長時間の全交流動力電源の喪失	×	-
4)	有機溶媒等による火災又は爆発	×	-
i)	外的事象発生時	×	-
a)	地震	×	-
b)	火山の影響	×	-
ii)	内的事象発生時	×	-
a)	配管の全周破断	×	-
b)	動的機器の多重故障	×	-
c)	長時間の全交流動力電源の喪失	×	-
5)	使用済燃料の著しい損傷	×	-
i)	想定事故1	×	-
a)	外的事象発生時	×	-
イ)	地震	×	-
ロ)	火山の影響	×	-
b)	内的事象発生時	×	-
イ)	配管の全周破断	×	-
ロ)	動的機器の多重故障	×	-
ハ)	長時間の全交流動力電源の喪失	×	-
ii)	想定事故2	×	-
a)	外的事象発生時	×	-
イ)	地震	×	-
ロ)	火山の影響	×	-
b)	内的事象発生時	×	-
イ)	配管の全周破断	×	-
ロ)	動的機器の多重故障	×	-
ハ)	長時間の全交流動力電源の喪失	×	-
6)	放射性物質の漏えい	×	-
7)	同時発生又は連鎖を仮定する重大事故	×	-
i)	外的事象発生時	×	-
a)	地震	×	-
b)	火山の影響	×	-
ii)	内的事象発生時	×	-
a)	動的機器の多重故障	×	-
b)	長時間の全交流動力電源の喪失	×	-
(b)	概要	×	-
(c)	評価対象の整理及び評価項目の設定	×	-
(d)	評価に当たって考慮する事項	×	-
(e)	有効性評価に使用する計算プログラム	×	-
(f)	有効性評価における評価の条件設定	×	-
(g)	評価の実施	×	-
(h)	解析コード及び評価条件の不確かさの影響評価	×	-
(i)	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
(j)	必要な要員及び資源の評価	×	-
(ii)	重大事故等に対する対策の有効性評価	×	-
(a)	臨界事故への対処	×	-
(イ)	事故の特徴	×	-
(ロ)	対処の基本方針	×	-
(ハ)	具体的対策	×	-
(二)	有効性評価	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
1)	代表事例	×	-
2)	代表事例の選定理由	×	-
3)	有効性評価の考え方	×	-
4)	機能喪失の条件	×	-
5)	事故の条件及び機器の条件	×	-
6)	操作の条件	×	-
7)	放出量評価に関連する事故, 機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-
8)	判断基準	×	-
(ホ)	有効性評価の結果	×	-
1)	拡大防止対策	×	-
2)	不確かさの影響評価	×	-
i)	解析コードの不確かさの影響	×	-
ii)	事象, 事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	×	-
iii)	操作の条件の不確かさの影響	×	-
(へ)	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
1)	重大事故等の事象進展, 事故規模の分析	×	-
2)	重大事故等の同時発生	×	-
3)	重大事故等の連鎖	×	-
i)	蒸発乾固への連鎖	×	-
ii)	放射線分解により発生する水素による爆発への連鎖	×	-
iii)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)への連鎖	×	-
iv)	有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)への連鎖	×	-
v)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への連鎖	×	-
vi)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-
(ト)	必要な要員及び資源	×	-
1)	要員	×	-
2)	資源	×	-
i)	可溶性中性子吸収材	×	-
ii)	圧縮空気	×	-
iii)	電源	×	-
iv)	冷却水	×	-
(b)	冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処	×	-
(イ)	事故の特徴	×	-
(ロ)	対処の基本方針	×	-
(ハ)	具体的対策	×	-
1)	発生防止対策	×	-
2)	拡大防止対策	×	-
(ニ)	有効性評価	×	-
1)	代表事例	×	-
2)	代表事例の選定理由	×	-
3)	有効性評価の考え方	×	-
4)	機能喪失の条件	×	-
5)	事故の条件及び機器の条件	×	-
6)	操作の条件	×	-
7)	放出量評価に関連する事故, 機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-
8)	判断基準	×	-
(ホ)	有効性評価の結果	×	-
1)	発生防止対策	×	-
2)	拡大防止対策	×	-
3)	不確かさの影響評価	×	-
i)	事象, 事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	×	-
ii)	操作の条件の不確かさの影響	×	-
(へ)	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
1)	重大事故等の事象進展, 事故規模の分析	×	-
2)	重大事故等の同時発生	×	-
3)	重大事故等の連鎖	×	-
i)	臨界事故への連鎖	×	-
ii)	放射線分解により発生する水素による爆発への連鎖	×	-
iii)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)への連鎖	×	-
iv)	有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)への連鎖	×	-
v)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への連鎖	×	-
vi)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
(ト)	必要な要員及び資源	×	-
1)	要員	×	-
2)	資源	×	-
i)	水源	×	-
ii)	電源	×	-
iii)	燃料	×	-
(c)	放射線分解により発生する水素による爆発への対処	×	-
(イ)	事故の特徴	×	-
(ロ)	対処の基本方針	×	-
(ハ)	具体的対策	×	-
1)	発生防止対策	×	-
2)	拡大防止対策	×	-
(二)	有効性評価	×	-
1)	代表事例	×	-
2)	代表事例の選定理由	×	-
3)	有効性評価の考え方	×	-
4)	機能喪失の条件	×	-
5)	事故の条件及び機器の条件	×	-
6)	操作の条件	×	-
7)	放出量評価に関連する事故, 機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-
8)	判断基準	×	-
(ホ)	有効性評価の結果	×	-
1)	発生防止対策	×	-
2)	拡大防止対策	×	-
3)	不確かさの影響評価	×	-
i)	事象, 事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	×	-
ii)	操作の条件の不確かさの影響	×	-
(ヘ)	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
1)	重大事故等の事象進展, 事故規模の分析	×	-
2)	重大事故等の同時発生	×	-
3)	重大事故等の連鎖	×	-
i)	臨界事故への連鎖	×	-
ii)	冷却機能の喪失による蒸発乾固への連鎖	×	-
iii)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)への連鎖	×	-
iv)	有機溶媒等による火災又は爆発(有機溶媒火災)への連鎖	×	-
v)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への連鎖	×	-
vi)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-
(ト)	必要な要員及び資源	×	-
1)	要員	×	-
2)	資源	×	-
i)	電源	×	-
ii)	燃料	×	-
(d)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)への対処	×	-
(イ)	事象の特徴	×	-
(ロ)	対処の基本方針	×	-
(ハ)	具体的対策	×	-
(二)	有効性評価	×	-
1)	代表事例	×	-
2)	代表事例の選定理由	×	-
3)	有効性評価の考え方	×	-
4)	機能喪失の条件	×	-
5)	事故の条件及び機器の条件	×	-
6)	操作の条件	×	-
7)	放出量評価に関連する事故, 機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-
i)	セル排気系からの放射性物質の放出量評価	×	-
ii)	塔槽類廃ガス処理設備からの放射性物質の放出量評価	×	-
8)	判断基準	×	-
(ホ)	有効性評価の結果	×	-
1)	拡大防止対策	×	-
2)	不確かさの影響評価	×	-
i)	解析コードの不確かさの影響	×	-
ii)	事象, 事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
iii)	操作の条件の不確かさの影響	×	-
(へ)	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
1)	重大事故等の事象進展, 事故規模の分析	×	-
2)	重大事故等の同時発生	×	-
3)	重大事故等の連鎖	×	-
i)	臨界事故への連鎖	×	-
ii)	蒸発乾固への連鎖	×	-
iii)	放射線分解により発生する水素による爆発への連鎖	×	-
iv)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への連鎖	×	-
v)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-
(ト)	必要な要員及び資源	×	-
1)	要員	×	-
2)	資源	×	-
i)	電源	×	-
ii)	圧縮空気	×	-
iii)	冷却水	×	-
(e)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処	×	-
(イ)	事故の特徴	×	-
(ロ)	対処の基本方針	×	-
(ハ)	具体的対策	×	-
1)	燃料損傷防止対策	×	-
(ニ)	有効性評価	×	-
1)	代表事例	×	-
2)	代表事例の選定理由	×	-
3)	有効性評価の考え方	×	-
4)	機能喪失の条件	×	-
5)	事故の条件及び機器の条件	×	-
i)	想定事故1の事故の条件及び機器の条件	×	-
ii)	想定事故2の機器の条件	×	-
6)	操作の条件	×	-
7)	判断基準	×	-
(ホ)	有効性評価の結果	×	-
1)	燃料損傷防止対策	×	-
i)	想定事故1の燃料損傷防止対策	×	-
ii)	想定事故2の燃料損傷防止対策	×	-
2)	不確かさの影響評価	×	-
i)	事象, 事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	×	-
a)	想定事故1	×	-
b)	想定事故2	×	-
ii)	操作の条件の不確かさの影響	×	-
(へ)	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
1)	重大事故等の事象進展, 事故規模の分析	×	-
2)	重大事故等の同時発生	×	-
3)	重大事故等の連鎖	×	-
i)	臨界事故への連鎖	×	-
ii)	蒸発乾固への連鎖	×	-
iii)	放射線分解により発生する水素による爆発への連鎖	×	-
iv)	有機溶媒等による火災又は爆発への連鎖	×	-
v)	放射性物質の漏えいへの連鎖	×	-
(ト)	必要な要員及び資源	×	-
1)	要員	×	-
2)	資源	×	-
i)	水源	×	-
ii)	電源	×	-
iii)	燃料	×	-
(f)	放射性物質の漏えいへの対処	×	-
(g)	重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処	×	-
(イ)	同種の重大事故等の同時発生	×	-
(ロ)	異種の重大事故等の同時発生	×	-
1)	同時発生を仮定する重大事故等の種類と想定する条件	×	-
2)	重大事故等が同時発生した場合の重大事故等対策	×	-
3)	有効性評価	×	-
i)	有効性評価の考え方	×	-
ii)	機能喪失の条件	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
iii)	事故の条件及び機器の条件	×	-
iv)	操作の条件	×	-
v)	放出量評価に関連する事故、機器及び操作の条件の具体的な展開	×	-
vi)	判断基準	×	-
4)	有効性評価の結果	×	-
i)	「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生防止対策及び拡大防止対策	×	-
ii)	大気中への放射性物質の放出量	×	-
iii)	不確かさの影響評価	×	-
a)	事象、事故の条件及び機器の条件の不確かさの影響	×	-
b)	操作の条件の不確かさの影響	×	-
5)	必要な要員及び資源	×	-
(ロ)	重大事故等の連鎖	×	-
1)	臨界事故	×	-
2)	冷却機能の喪失による蒸発乾固	×	-
3)	放射線分解により発生する水素による爆発	×	-
4)	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)	×	-
5)	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷	×	-
6)	分析結果	×	-
(h)	必要な要員及び資源の評価	×	-
(イ)	必要な要員及び資源の評価の条件	×	-
(ロ)	重大事故等の同時発生時に必要な要員の評価	×	-
(ハ)	重大事故等の同時発生時に必要な水源の評価	×	-
(ニ)	重大事故等の同時発生時に必要な燃料の評価	×	-
(ホ)	重大事故等の同時発生時に必要な電源の評価	×	-
九、	再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	×	-
第1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの種類	×	-
第2表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-
第3表(1)	冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を仮定する機器	×	-
第3表(2)	セル導出設備の設計基準対象の施設と兼用一覧	×	-
第3表(3)	代替セル排気系の設計基準対象の施設と兼用一覧	×	-
第3表(4)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の設計基準対象の施設と兼用一覧	×	-
第3表(5)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の設計基準対象の施設と兼用	×	-
第3表(6)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の設計基準対象の施設と兼用一覧	×	-
第3表(7)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の設計基準対象の施設と兼用	×	-
第4表(1)	放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器	×	-
第4表(2)	代替安全圧縮空気系の設計基準対象の施設と兼用一覧	×	-
第5表	重大事故等対処における手順の概要(1/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(2/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(3/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(4/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(5/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(6/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(7/15)	×	-
第5表	重大事故等対処における手順の概要(8/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(9/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(10/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(11/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(12/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(13/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(14/15)	○	技術的能力
第5表	重大事故等対処における手順の概要(15/15)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(1/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(2/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(3/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(4/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(5/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(6/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(7/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(8/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(9/14)	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(10/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(11/14)	○	技術的能力
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(12/14)	×	-
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(13/14)	○	技術的能力
第6表	重大事故等対策における操作の成立性(14/14)	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(1/16)「前処理建屋における臨 界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(2/16)「精製建屋における臨 界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(3/16)「前処理建屋における臨 界事故の放射線分解水素の掃気」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(4/16)「精製建屋における臨 界事故の放射線分解水素の掃気」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(5/16)「前処理建屋における臨 界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(6/16)「精製建屋における臨 界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(7/16)「内部ループへの通水」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(8/16)「貯槽等への注水」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(9/16)「冷却コイル等への通水」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(10/16)「セルへの導出経路の構 築及び代替セル排気系による対応」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(11/16)「水素爆発を未然に防止 するための空気の供給」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(12/16)「水素爆発の再発を防止 するための空気の供給」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(13/16)「セルへの導出経路の構 築及び代替セル排気系による対応」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(14/16)「プルトニウム濃縮缶への 供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱の停止」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(15/16)「廃ガス貯留設備による放 射性物質の貯留」	×	-
第7表	事故対処するために必要な設備(16/16)「燃料損傷防止対策」	×	-
第1図	敷地付近概要図	×	-
第2図	再処理施設一般配置図(その1)	×	-
第3図	再処理施設一般配置図(その2)	×	-
第4図	再処理施設一般配置図(その3)	×	-
第5図	(1) 基準地震動の応答スペクトル(水平方向)	×	-
第5図	(2) 基準地震動の応答スペクトル(鉛直方向)	×	-
第6図	(1) 基準地震動Ss-Aの設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形	×	-
第6図	(2) 基準地震動Ss-B1の加速度時刻歴波形	×	-
第6図	(3) 基準地震動Ss-B2の加速度時刻歴波形	×	-
第6図	(4) 基準地震動Ss-B3の加速度時刻歴波形	×	-
第6図	(5) 基準地震動Ss-B4の加速度時刻歴波形	×	-
第6図	(6) 基準地震動Ss-B5の加速度時刻歴波形	×	-
第6図	(7) 基準地震動Ss-C1の加速度時刻歴波形	×	-
第6図	(8) 基準地震動Ss-C2の加速度時刻歴波形	×	-
第6図	(9) 基準地震動Ss-C3の加速度時刻歴波形	×	-
第6図	(10) 基準地震動Ss-C4の加速度時刻歴波形	×	-
第7図	主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所	×	-
第8図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設系統概要図	×	-
第9図	せん断処理施設系統概要図	×	-
第10図	溶解施設系統概要図	×	-
第11図	分離設備及び分配設備系統概要図	×	-
第12図	分離建屋一時貯留処理設備系統概要図	×	-
第13図	ウラン精製設備系統概要図	×	-
第14図	プルトニウム精製設備系統概要図	×	-
第15図	精製建屋一時貯留処理設備系統概要図	×	-
第16図	ウラン脱硝設備系統概要図	×	-
第17図	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備系統概要図	×	-
第18図	酸回収設備系統概要図	×	-
第19図	溶媒回収設備系統概要図	×	-
第20図	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶 加熱蒸気温度高によ る加熱停止回路系統概要図	×	-



申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第21図	溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路系統概要図	×	-
第22図	精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路系統概要図	×	-
第23図	分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路系統概要図	×	-
第24図	精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路系統概要図	×	-
第25図	酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路系統概要図	×	-
第26図	脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路系統概要図	×	-
第27図	分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路系統概要図	×	-
第28図	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路系統概要図	×	-
第29図	脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路系統概要図	×	-
第30図	脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路系統概要図	×	-
第31図	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路系統概要図(分離建屋)	×	-
第32図	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路系統概要図(精製建屋)	×	-
第33図	固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路系統概要図	×	-
第34図	気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路系統概要図	×	-
第35図	せん断処理・溶解廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第36図	塔槽類廃ガス処理設備系統概要図(その1)	×	-
第37図	塔槽類廃ガス処理設備系統概要図(その2)	×	-
第38図	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第39図	換気設備排気系系統概要図(その1)	×	-
第40図	換気設備排気系系統概要図(その2)	×	-
第41図	高レベル廃液濃縮設備系統概要図	×	-
第42図	高レベル廃液貯蔵設備系統概要図	×	-
第43図	低レベル廃液処理設備系統概要図	×	-
第44図	高レベル廃液ガラス固化設備系統概要図	×	-
第45図	低レベル固体廃棄物処理設備系統概要図	×	-
第46図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔B基礎 機器配置概要図(地下2階)	×	-
第47図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第48図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第49図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第50図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第51図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第52図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第53図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第54図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第55図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第56図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第57図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第58図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第59図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第60図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第61図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第62図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第63図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第64図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第65図	前処理建屋機器配置概要図(地下4階)	×	-
第66図	前処理建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第67図	前処理建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第68図	前処理建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第69図	前処理建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第70図	前処理建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第71図	前処理建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第72図	前処理建屋機器配置概要図(地上4階)	×	-
第73図	前処理建屋機器配置概要図(地上5階)	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第74図	前処理建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第75図	分離建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第76図	分離建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第77図	分離建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第78図	分離建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第79図	分離建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第80図	分離建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第81図	分離建屋機器配置概要図(地上4階)	×	-
第82図	分離建屋機器配置概要図(A-A断面)	×	-
第83図	分離建屋機器配置概要図(B-B断面)	×	-
第84図	分離建屋機器配置概要図(C-C断面)	×	-
第85図	精製建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第86図	精製建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第87図	精製建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第88図	精製建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第89図	精製建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第90図	精製建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第91図	精製建屋機器配置概要図(地上4階)	×	-
第92図	精製建屋機器配置概要図(地上5階)	×	-
第93図	精製建屋機器配置概要図(地上6階)	×	-
第94図	精製建屋機器配置概要図(A-A断面)	×	-
第95図	精製建屋機器配置概要図(B-B断面)	×	-
第96図	精製建屋機器配置概要図(C-C断面)	×	-
第97図	精製建屋機器配置概要図(D-D断面)	×	-
第98図	ウラン脱硝建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第99図	ウラン脱硝建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第100図	ウラン脱硝建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第101図	ウラン脱硝建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第102図	ウラン脱硝建屋機器配置概要図(地上4階)	×	-
第103図	ウラン脱硝建屋機器配置概要図(地上5階)	×	-
第104図	ウラン脱硝建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第105図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第106図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第107図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第108図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第109図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第110図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第111図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第112図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第113図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第114図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第115図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(地下4階)	×	-
第116図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第117図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第118図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第119図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第120図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第121図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(地下4階)	×	-
第122図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第123図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第124図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第125図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第126図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第127図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(A-A断面)	×	-
第128図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(B-B断面)	×	-
第129図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置概要図(C-C断面)	×	-
第130図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第131図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第132図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第133図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第134図	低レベル廃液処理建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第135図	低レベル廃液処理建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第136図	低レベル廃液処理建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第137図	低レベル廃液処理建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-

申請書 本文

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第138図	低レベル廃液処理建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第139図	低レベル廃液処理建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第140図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第141図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第142図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第143図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第144図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第145図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要図(地上4階)	×	-
第146図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第147図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第148図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第149図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第150図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置概要図	×	-
第151図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置概要図(地下4階)	×	-
第152図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第153図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第154図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第155図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第156図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第157図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第158図	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第159図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第160図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第161図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第162図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第163図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第164図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第165図	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第166図	制御建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第167図	制御建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第168図	制御建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第169図	制御建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第170図	制御建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第171図	制御建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第172図	分析建屋機器配置概要図(地下3階)	×	-
第173図	分析建屋機器配置概要図(地下2階)	×	-
第174図	分析建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第175図	分析建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第176図	分析建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第177図	分析建屋機器配置概要図(地上3階)	×	-
第178図	分析建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第179図	非常用電源建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第180図	非常用電源建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第181図	非常用電源建屋機器配置概要図(地上2階)	×	-
第182図	非常用電源建屋機器配置概要図(断面)	×	-
第183図	主排気筒管理建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第184図	緊急時対策建屋機器配置概要図(地下1階)	×	-
第185図	緊急時対策建屋機器配置概要図(地上1階)	×	-
第186図	第1保管庫・貯水所機器配置概要図(地下)	×	-
第187図	第1保管庫・貯水所機器配置概要図(地上1階)	×	-
第188図	第1保管庫・貯水所機器配置概要図(地上2階)	×	-
第189図	第1保管庫・貯水所機器配置概要図(断面)	×	-
第190図	第2保管庫・貯水所機器配置概要図(地下)	×	-
第191図	第2保管庫・貯水所機器配置概要図(地上1階)	×	-
第192図	第2保管庫・貯水所機器配置概要図(地上2階)	×	-
第193図	第2保管庫・貯水所機器配置概要図(断面)	×	-
第194図	主要パラメータの計測概要図(エアパージ式)	×	-
第195図	主要パラメータの計測概要図(熱電対/測温抵抗体)	×	-
第196図	主要パラメータの計測概要図(水素濃度)	×	-
第197図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等に使用する設備の系統概要図	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
1.	安全設計	×	-
1.1	安全設計の基本方針	×	-
1.1.1	安全機能を有する施設に関する基本方針	×	-
1.1.2	重大事故等の拡大の防止等に関する基本方針	×	-
1.2	核燃料物質の臨界防止に関する設計	×	-
1.3	放射線の遮蔽に関する設計	×	-
1.3.1	遮蔽設計の基本方針	×	-
1.3.2	遮蔽設計区分	×	-
1.3.3	遮蔽の分類	×	-
1.3.4	遮蔽設計に用いる線源	×	-
第1.3-1表	遮蔽の主要設備の仕様	×	-
第1.3-2表	核種組成表	×	-
第1.3-1図	使用済燃料輸送容器管理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-2図	使用済燃料輸送容器管理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-3図	使用済燃料輸送容器管理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-4図	使用済燃料輸送容器管理建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-
第1.3-5図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-
第1.3-6図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-7図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-8図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-9図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-10図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-
第1.3-11図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-
第1.3-12図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-13図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-14図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-15図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-16図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地下4階)	×	-
第1.3-17図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-
第1.3-18図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-19図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-20図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-21図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-22図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-
第1.3-23図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-
第1.3-24図	前処理建屋遮蔽設計区分図(地上5階)	×	-
第1.3-25図	分離建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-
第1.3-26図	分離建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-27図	分離建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-28図	分離建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-29図	分離建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-30図	分離建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-
第1.3-31図	分離建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-
第1.3-32図	精製建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-
第1.3-33図	精製建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-34図	精製建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-35図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-36図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-37図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-
第1.3-38図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-
第1.3-39図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上5階)	×	-
第1.3-40図	精製建屋遮蔽設計区分図(地上6階)	×	-
第1.3-41図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-42図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-43図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-44図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-
第1.3-45図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-
第1.3-46図	ウラン脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上5階)	×	-
第1.3-47図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-48図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-49図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-50図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-51図	ウラン酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-52図	ウラン酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-53図	ウラン酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-54図	ウラン酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-55図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下4階)	×	-
第1.3-56図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第1.3-57図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-58図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-59図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-60図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地下4階)	×	-
第1.3-61図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-
第1.3-62図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-63図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-64図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-65図	高レベル廃液ガラス固化建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-66図	第1ガラス固化体貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-67図	第1ガラス固化体貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-68図	第1ガラス固化体貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-69図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-70図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-71図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-72図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-73図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-
第1.3-74図	低レベル廃液処理建屋遮蔽設計区分図(屋上階)	×	-
第1.3-75図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-76図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-77図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-78図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-79図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-
第1.3-80図	低レベル廃棄物処理建屋遮蔽設計区分図(地上4階)	×	-
第1.3-81図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-82図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-83図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-84図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下4階)	×	-
第1.3-85図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-
第1.3-86図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-87図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-88図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-89図	ハル・エンドピース貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-90図	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-91図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-
第1.3-92図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-93図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-94図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-95図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-96図	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-97図	分析建屋遮蔽設計区分図(地下3階)	×	-
第1.3-98図	分析建屋遮蔽設計区分図(地下2階)	×	-
第1.3-99図	分析建屋遮蔽設計区分図(地下1階)	×	-
第1.3-100図	分析建屋遮蔽設計区分図(地上1階)	×	-
第1.3-101図	分析建屋遮蔽設計区分図(地上2階)	×	-
第1.3-102図	分析建屋遮蔽設計区分図(地上3階)	×	-
第1.3-103図	核種組成領域図	×	-
1.4	使用済燃料等の閉じ込めに関する設計	×	-
1.5	火災及び爆発の防止に関する設計	×	-
1.5.1	安全機能を有する施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計	×	-
1.5.1.1	火災及び爆発の防止に関する設計方針	×	-
1.5.1.2	火災及び爆発の発生防止	×	-
1.5.1.2.1	施設特有の火災及び爆発の発生防止	×	-
1.5.1.2.2	再処理施設の火災及び爆発の発生防止	×	-
1.5.1.2.3	不燃性材料又は難燃性材料の使用	×	-
1.5.1.2.4	落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	×	-
1.5.1.3	火災の感知、消火	×	-
1.5.1.3.1	火災感知設備	×	-
1.5.1.3.2	消火設備	○	5条,29条
1.5.1.3.3	自然現象の考慮	×	-
1.5.1.3.4	消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響	×	-
1.5.1.4	火災及び爆発の影響軽減	×	-
1.5.1.4.1	火災及び爆発の影響軽減	○	5条,29条
1.5.1.4.2	火災影響評価	×	-
1.5.1.5	個別の火災区域又は火災区画における留意事項	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
1.5.1.6	体制	×	-
1.5.1.7	手順	×	-
1.5.2	重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計	×	-
1.5.2.1	火災及び爆発の防止に関する設計方針	×	-
1.5.2.2	重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の発生防止	×	-
1.5.2.2.1	施設特有の火災及び爆発の発生防止	×	-
1.5.2.2.2	重大事故等対処施設の火災及び爆発の発生防止	×	-
1.5.2.2.3	不燃性材料又は難燃性材料の使用	×	-
1.5.2.2.4	落雷, 地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止	×	-
1.5.2.3	火災の感知, 消火	×	-
1.5.2.3.1	火災感知設備	×	-
1.5.2.3.2	消火設備	○	5条,29条
1.5.2.3.3	自然現象の考慮	×	-
1.5.2.3.4	消火設備の破損, 誤動作又は誤操作による重大事故等対処施設への	×	-
1.5.2.4	個別の火災区域又は火災区画における留意事項	×	-
1.5.2.5	体制	×	-
1.5.2.6	手順	○	5条,29条
第1.5-1表	火災及び爆発の観点で考慮する事象の例	×	-
第1.5-1図	自衛消防隊組織図	×	-
1.6	耐震設計	×	-
1.6.1	安全機能を有する施設の耐震設計	×	-
1.6.1.1	安全機能を有する施設の耐震設計の基本方針	×	-
1.6.1.2	耐震設計上の重要度分類	×	-
1.6.1.3	基礎地盤の支持性能	×	-
1.6.1.4	地震力の算定方法	×	-
1.6.1.4.1	静的地震力	×	-
1.6.1.4.2	動的地震力	×	-
1.6.1.5	荷重の組合せと許容限界	×	-
1.6.1.5.1	耐震設計上考慮する状態	×	-
1.6.1.5.2	荷重の種類	×	-
1.6.1.5.3	荷重の組合せ	×	-
1.6.1.5.4	許容限界	×	-
1.6.1.6	設計における留意事項	×	-
1.6.1.6.1	主要設備等, 補助設備, 直接支持構造物及び間接支持構造物	×	-
1.6.1.6.2	波及的影響	×	-
1.6.1.6.3	一関東評価用地震動(鉛直)	×	-
1.6.1.7	耐震重要施設の周辺斜面	×	-
1.6.2	重大事故等対処施設の耐震設計	×	-
1.6.2.1	重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針	×	-
1.6.2.2	重大事故等対処施設の設備分類	×	-
1.6.2.3	地震力の算定方法	×	-
1.6.2.3.1	静的地震力	×	-
1.6.2.3.2	動的地震力	×	-
1.6.2.4	荷重の組合せと許容限界	×	-
1.6.2.4.1	耐震設計上考慮する状態	×	-
1.6.2.4.2	荷重の種類	×	-
1.6.2.4.3	荷重の組合せ	×	-
1.6.2.4.4	許容限界	×	-
1.6.2.5	重大事故等対処施設の周辺斜面	×	-
1.6.2.6	緊急時対策所の耐震設計	×	-
1.6.3	主要施設の耐震構造	×	-
1.6.3.1	使用済燃料輸送容器管理建屋	×	-
1.6.3.2	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	×	-
1.6.3.3	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	×	-
1.6.3.4	前処理建屋	×	-
1.6.3.5	分離建屋	×	-
1.6.3.6	精製建屋	×	-
1.6.3.7	ウラン脱硝建屋	×	-
1.6.3.8	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-
1.6.3.9	ウラン酸化物貯蔵建屋	×	-
1.6.3.10	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	×	-
1.6.3.11	高レベル廃液ガラス固化建屋	×	-
1.6.3.12	第1ガラス固化体貯蔵建屋	×	-
1.6.3.13	低レベル廃液処理建屋	×	-
1.6.3.14	低レベル廃棄物処理建屋	×	-
1.6.3.15	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	×	-
1.6.3.16	ハル・エンドピース貯蔵建屋	×	-
1.6.3.17	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
1.6.3.18	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-
1.6.3.19	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-
1.6.3.20	制御建屋	×	-
1.6.3.21	分析建屋	×	-
1.6.3.22	非常用電源建屋	×	-
1.6.3.23	緊急時対策建屋	×	-
1.6.3.24	第1保管庫・貯水所	×	-
1.6.3.25	第2保管庫・貯水所	×	-
1.6.3.26	溶解槽(連続式)	×	-
1.6.3.27	清澄機(遠心式)	×	-
1.6.3.28	環状形パルスカラム	×	-
1.6.3.29	円筒形パルスカラム	×	-
1.6.3.30	その他	×	-
第1.6-1表	クラス別施設	×	-
第1.6-2表	耐震重要度に応じて定める静的地震力	×	-
第1.6-3表	耐震重要度に応じて定める動的地震力	×	-
第1.6-4表	弾性設計用地震動の最大加速度	×	-
第1.6-5表	重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類	×	-
第1.6-1図(1)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(NS方向)	×	-
第1.6-1図(2)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(EW方向)	×	-
第1.6-1図(3)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(UD方向)	×	-
第1.6-1図(4)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(水平方向)	×	-
第1.6-1図(5)	弾性設計用地震動の応答スペクトル(鉛直方向)	×	-
第1.6-2図(1)	弾性設計用地震動Sd-AH, Sd-AVの設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-2図(2)	弾性設計用地震動Sd-B1の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-2図(3)	弾性設計用地震動Sd-B2の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-2図(4)	弾性設計用地震動Sd-B3の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-2図(5)	弾性設計用地震動Sd-B4の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-2図(6)	弾性設計用地震動Sd-B5の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-2図(7)	弾性設計用地震動Sd-C1の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-2図(8)	弾性設計用地震動Sd-C2の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-2図(9)	弾性設計用地震動Sd-C3の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-2図(10)	弾性設計用地震動Sd-C4の加速度時刻歴波形	×	-
第1.6-3図	弾性設計用地震動Sd-Aと基準地震動S1の応答スペクトルの比較	×	-
第1.6-4図(1)	弾性設計用地震動Sd-A及びSd-B(B1~B5)と一様ハザードスペクトルの比較(水平方向)	×	-
第1.6-4図(2)	弾性設計用地震動Sd-A及びSd-B(B1~B5)と一様ハザードスペクトルの比較(鉛直方向)	×	-
第1.6-4図(3)	弾性設計用地震動Sd-C(C1~C4)と一様ハザードスペクトルの比較(水平方向)	×	-
第1.6-4図(4)	弾性設計用地震動Sd-C(C1~C3)と一様ハザードスペクトルの比較(鉛直方向)	×	-
第1.6-5図	一関東評価用地震動(鉛直)の設計用応答スペクトル	×	-
第1.6-6図	一関東評価用地震動(鉛直)の加速度時刻歴波形	×	-
1.7	その他の設計方針	×	-
1.7.1	崩壊熱除去に関する設計	×	-
1.7.2	品質保証	×	-
第1.7.2-1表	各施設における設計上考慮する試験, 検査, 保守等の概要	×	-
1.7.3	航空機に対する防護設計	×	-
1.7.3.1	防護設計の基本方針	×	-
1.7.3.2	防護対象施設	×	-
1.7.3.3	防護設計条件の設定	×	-
1.7.3.4	建物・構築物の防護設計	×	-
1.7.3.5	航空機落下確率評価	×	-
第1.7.3-1表	防護設計を行う建物・構築物及び防護方法	×	-
第1.7.3-2表	安全上重要な施設を収納する建屋及び安全機能の維持に必要な施設並びに標的面積	×	-
第1.7.3-3表	工程単位の航空機落下確率	×	-
第1.7.3-1図	F-16の出現頻度	×	-
第1.7.3-2図	衝撃荷重曲線	×	-
第1.7.3-3図	F-4EJ改の出現頻度(F-1の観測結果に基づき算定)	×	-
1.7.4	使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の使用に対する考慮	×	-
1.7.4.1	安全設計の方針	×	-
1.7.4.2	主要な使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設	×	-
第1.7.4-1表	主要な使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設	×	-
1.7.5	セル及びグローブボックスに関する設計	×	-
第1.7.5-1表	セル及びグローブボックス	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第1.7.5-2表	臨界安全管理の対象となる漏えい液受皿を設けるセル	×	-
第1.7.5-3表	予備セル	×	-
1.7.6	放射性物質の移動に関する設計	×	-
1.7.6.1	配管及びダクトによる移送に関する設計	×	-
1.7.6.2	容器による移送に関する設計	×	-
1.7.6.3	落下防止に関する設計	×	-
1.7.7	安全機能を有する施設の設計	×	-
1.7.7.1	安全機能を有する施設の設計方針	×	-
1.7.7.2	安全上重要な施設の分類	×	-
1.7.7.3	安全機能を有する施設の選定	×	-
1.7.7.4	内部発生飛散物による損傷の防止に関する設計方針	×	-
1.7.7.4.1	内部発生飛散物の発生要因の選定	×	-
1.7.7.4.2	内部発生飛散物防護対象設備の選定	×	-
1.7.7.4.3	内部発生飛散物に係る評価と設計	×	-
1.7.7.4.4	内部発生飛散物に係るその他の設計	×	-
第1.7.7-1表	安全上重要な施設	×	-
第1.7.7-2表	安全上重要な施設に係る安全機能の分類	×	-
第1.7.7-3表	安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設に係る施設の管理	×	-
第1.7.7-4表(1)	内部発生飛散物防護対象設備使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(1/3)	×	-
第1.7.7-4表(2)	内部発生飛散物防護対象設備使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(2/3)	×	-
第1.7.7-4表(3)	内部発生飛散物防護対象設備使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(3/3)	×	-
第1.7.7-4表(4)	内部発生飛散物防護対象設備使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B基礎	×	-
第1.7.7-4表(5)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(1/7)	×	-
第1.7.7-4表(6)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(2/7)	×	-
第1.7.7-4表(7)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(3/7)	×	-
第1.7.7-4表(8)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(4/7)	×	-
第1.7.7-4表(9)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(5/7)	×	-
第1.7.7-4表(10)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(6/7)	×	-
第1.7.7-4表(11)	内部発生飛散物防護対象設備前処理建屋(7/7)	×	-
第1.7.7-4表(12)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(1/5)	×	-
第1.7.7-4表(13)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(2/5)	×	-
第1.7.7-4表(14)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(3/5)	×	-
第1.7.7-4表(15)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(4/5)	×	-
第1.7.7-4表(16)	内部発生飛散物防護対象設備分離建屋(5/5)	×	-
第1.7.7-4表(17)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(1/6)	×	-
第1.7.7-4表(18)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(2/6)	×	-
第1.7.7-4表(19)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(3/6)	×	-
第1.7.7-4表(20)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(4/6)	×	-
第1.7.7-4表(21)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(5/6)	×	-
第1.7.7-4表(22)	内部発生飛散物防護対象設備精製建屋(6/6)	×	-
第1.7.7-4表(23)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン脱硝建屋	×	-
第1.7.7-4表(24)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-
第1.7.7-4表(25)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-
第1.7.7-4表(26)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-
第1.7.7-4表(27)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-
第1.7.7-4表(28)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-
第1.7.7-4表(29)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-
第1.7.7-4表(30)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(1/2)	×	-
第1.7.7-4表(31)	内部発生飛散物防護対象設備ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(2/2)	×	-
第1.7.7-4表(32)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(1/8)	×	-
第1.7.7-4表(33)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(2/8)	×	-
第1.7.7-4表(34)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(3/8)	×	-
第1.7.7-4表(35)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(4/8)	×	-
第1.7.7-4表(36)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(5/8)	×	-
第1.7.7-4表(37)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(6/8)	×	-
第1.7.7-4表(38)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(7/8)	×	-
第1.7.7-4表(39)	内部発生飛散物防護対象設備高レベル廃液ガラス固化建屋(8/8)	×	-
第1.7.7-4表(40)	内部発生飛散物防護対象設備第1ガラス固化体貯蔵建屋	×	-
第1.7.7-4表(41)	内部発生飛散物防護対象設備制御建屋	×	-
第1.7.7-4表(42)	内部発生飛散物防護対象設備非常用電源建屋	×	-
第1.7.7-1図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地下3階)	×	-
第1.7.7-2図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地下2階)	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第1.7.7-3図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上1階)	×	-
第1.7.7-4図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上2階)	×	-
第1.7.7-5図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(地上3階)	×	-
第1.7.7-6図	内部発生飛散物防護対象設備配置図使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B基礎(地下2階)	×	-
第1.7.7-7図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地下4階)	×	-
第1.7.7-8図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地下3階)	×	-
第1.7.7-9図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地下2階)	×	-
第1.7.7-10図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地下1階)	×	-
第1.7.7-11図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地上1階)	×	-
第1.7.7-12図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地上2階)	×	-
第1.7.7-13図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地上3階)	×	-
第1.7.7-14図	内部発生飛散物防護対象設備配置図前処理建屋(地上4階)	×	-
第1.7.7-15図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地下3階)	×	-
第1.7.7-16図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地下2階)	×	-
第1.7.7-17図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地下1階)	×	-
第1.7.7-18図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地上1階)	×	-
第1.7.7-19図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地上2階)	×	-
第1.7.7-20図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地上3階)	×	-
第1.7.7-21図	内部発生飛散物防護対象設備配置図分離建屋(地上4階)	×	-
第1.7.7-22図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地下3階)	×	-
第1.7.7-23図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地下2階)	×	-
第1.7.7-24図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地下1階)	×	-
第1.7.7-25図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上1階)	×	-
第1.7.7-26図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上2階)	×	-
第1.7.7-27図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上3階)	×	-
第1.7.7-28図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上4階)	×	-
第1.7.7-29図	内部発生飛散物防護対象設備配置図精製建屋(地上5階)	×	-
第1.7.7-30図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン脱硝建屋(地下1階)	×	-
第1.7.7-31図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン脱硝建屋(地上2階)	×	-
第1.7.7-32図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下2階)	×	-
第1.7.7-33図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下1階)	×	-
第1.7.7-34図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-
第1.7.7-35図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-
第1.7.7-36図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地下4階)	×	-
第1.7.7-37図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地下3階)	×	-
第1.7.7-38図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地下2階)	×	-
第1.7.7-39図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地下1階)	×	-
第1.7.7-40図	内部発生飛散物防護対象設備配置図ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋(地上1階)	×	-
第1.7.7-41図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下4階)	×	-
第1.7.7-42図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下3階)	×	-
第1.7.7-43図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下2階)	×	-
第1.7.7-44図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下1階)	×	-
第1.7.7-45図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-
第1.7.7-46図	内部発生飛散物防護対象設備配置図高レベル廃液ガラス固化建屋(地上2階)	×	-
第1.7.7-47図	内部発生飛散物防護対象設備配置図第1ガラス固化体貯蔵建屋(地下2階)	×	-
第1.7.7-48図	内部発生飛散物防護対象設備配置図第1ガラス固化体貯蔵建屋(地下1階)	×	-

## 申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第1.7.7-49図	内部発生飛散物防護対象設備配置図第1ガラス固化体貯蔵建屋(地上1階)	×	-
第1.7.7-50図	内部発生飛散物防護対象設備配置図制御建屋(地下1階)	×	-
第1.7.7-51図	内部発生飛散物防護対象設備配置図非常用電源建屋(地下1階)	×	-
第1.7.7-52図	内部発生飛散物防護対象設備配置図非常用電源建屋(地上1階)	×	-
1.7.8	安全設計用の使用済燃料の仕様	×	-
第1.7.8-1表	主な設計用の使用済燃料の仕様	×	-
1.7.9	その他外部からの衝撃に対する考慮	×	-
1.7.9.1	自然現象の抽出	○	9条
1.7.9.2	竜巻, 落雷, 森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計	×	-
1.7.9.3	異種の自然現象の重畳及び自然現象と設計基準事故の組合せ	×	-
1.7.9.4	人為事象の抽出	○	9条
1.7.9.5	航空機落下, 爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針	○	9条
1.7.9.6	手順等	○	9条
第1.7.9-1表	事象(自然現象)の抽出及び検討結果	○	9条
第1.7.9-2表	事象(人為による事象)の抽出及び検討結果	○	9条
第1.7.9-3表	重畳を想定する自然現象の組合せの検討結果	×	-
1.7.10	竜巻防護に関する設計	×	-
1.7.10.1	竜巻防護に関する設計方針	×	-
1.7.10.2	設計対処施設	×	-
1.7.10.3	設計荷重(竜巻)の設定	×	-
1.7.10.3.1	設計竜巻の設定	×	-
1.7.10.3.2	設計飛来物の設定	×	-
1.7.10.3.3	荷重の組合せと許容限界	×	-
1.7.10.4	竜巻防護設計	×	-
1.7.10.4.1	屋外の竜巻防護対象施設	×	-
1.7.10.4.2	竜巻防護対象施設を収納する建屋	×	-
1.7.10.4.3	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設	×	-
1.7.10.4.4	建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設	○	9条
1.7.10.4.5	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	×	-
1.7.10.5	竜巻随件事象に対する設計	×	-
1.7.10.6	手順等	×	-
第1.7.10-1表	設計竜巻の特性値	×	-
第1.7.10-2表	再処理施設における設計飛来物	×	-
第1.7.10-3表	竜巻防護対象施設及び防護対策等	×	-
第1.7.10-4表	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設及び防護対策等	×	-
第1.7.10-5表	竜巻防護対象施設を収納する建屋及び防護対策等	×	-
第1.7.10-6表	現地調査にて抽出した車両の諸元及び最大飛来距離	×	-
第1.7.10-1図	風圧力に対する設計対処施設の選定フロー	×	-
第1.7.10-2図	気圧差に対する設計対処施設の選定フロー	×	-
第1.7.10-3図	飛来物に対する設計対処施設の選定フロー	×	-
第1.7.10-4図	建屋の耐力に関する設計対処施設の選定フロー	×	-
第1.7.10-5図	開口部に対する設計対処施設の選定フロー	×	-
第1.7.10-6図	車両に対する離隔対象施設及び飛来対策区域	×	-
1.7.11	外部火災防護に関する設計	×	-
1.7.11.1	外部火災防護に関する設計方針	○	9条
1.7.11.2	設計対処施設	○	9条
1.7.11.3	森林火災の想定	×	-
1.7.11.3.1	概要	×	-
1.7.11.3.2	森林火災の想定	×	-
1.7.11.3.3	評価対象範囲	×	-
1.7.11.3.4	入力データ	×	-
1.7.11.3.5	延焼速度及び火線強度の算出	×	-
1.7.11.3.6	火炎到達時間による消火活動	×	-
1.7.11.3.7	防火帯幅の設定	×	-
1.7.11.3.8	危険距離の確保及び熱影響評価について	×	-
1.7.11.3.9	異種の自然現象の重畳及び設計基準事故との組合せ	×	-
1.7.11.4	近隣の産業施設の火災及び爆発	×	-
1.7.11.4.1	概要	○	9条
1.7.11.4.2	石油備蓄基地火災	×	-
1.7.11.4.3	近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳評価	×	-
1.7.11.4.4	敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災及び爆発	×	-
1.7.11.5	航空機墜落による火災	×	-
1.7.11.5.1	概要	×	-
1.7.11.5.2	航空機墜落による火災の想定	×	-
1.7.11.5.3	墜落による火災を想定する航空機の選定	×	-
1.7.11.5.4	航空機墜落地点の設定	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
1.7.11.5.5	設計対処施設への熱影響評価について	×	-
1.7.11.5.6	航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳について	×	-
1.7.11.6	危険物貯蔵施設等への影響	×	-
1.7.11.6.1	概要	×	-
1.7.11.6.2	熱影響の評価対象	×	-
1.7.11.6.3	熱影響について	×	-
1.7.11.6.4	近隣の産業施設の爆発の影響について	×	-
1.7.11.7	二次的影響評価	×	-
1.7.11.7.1	概要	○	9条
1.7.11.7.2	ばい煙の影響	○	9条
1.7.11.7.3	有毒ガスの影響	○	9条
1.7.11.8	消火体制	×	-
1.7.11.9	火災防護計画を策定するための方針	○	9条
1.7.11.10	手順等	○	9条
第1.7.11-1表	外部火災にて想定する火災及び爆発	○	9条
第1.7.11-2表	敷地内に存在する危険物貯蔵施設等	○	9条
第1.7.11-3表	設計対処施設	×	-
第1.7.11-4表	外部火災防護対象施設を収納する建屋の熱影響評価で考慮する壁厚	×	-
第1.7.11-5表	火災源及び爆発源として考慮する危険物貯蔵施設等	○	9条
第1.7.11-6表	危険物貯蔵施設等の火災の影響評価の対象となる設計対処施設	×	-
第1.7.11-7表	森林火災及び近隣の産業施設の火災における影響評価の対象となる危険物貯蔵施設等	○	9条
第1.7.11-8表	ばい煙及び有毒ガスによる影響評価の対象となる設備	○	9条
第1.7.11-1図	防火帯, 設計対処施設, 危険物貯蔵施設等の配置図	×	-
第1.7.11-2図	発火点位置図	×	-
第1.7.11-3図	石油コンビナート等特別防災区域内の配置概要図	×	-
第1.7.11-4図	石油備蓄基地以外の産業施設の配置概要図	×	-
第1.7.11-5図	高圧ガス貯蔵施設の配置概要図	×	-
第1.7.11-6図	自衛消防隊組織図	×	-
1.7.12	落雷に関する設計	×	-
1.7.12.1	落雷に関する設計方針	×	-
1.7.12.1.1	落雷の特徴	×	-
1.7.12.1.2	耐雷設計上考慮する再処理施設の特徴	×	-
1.7.12.2	設計対処施設	×	-
1.7.12.2.1	直撃雷により影響を受ける施設	×	-
1.7.12.2.2	間接雷により影響を受ける施設	×	-
1.7.12.3	耐雷設計	×	-
1.7.12.3.1	想定する落雷の規模	×	-
1.7.12.3.2	異種の自然現象の重畳及び設計基準事故との組合せ	×	-
1.7.12.3.3	直撃雷の防止設計	×	-
1.7.12.3.4	間接雷による雷サージ抑制設計	×	-
第1.7.12-1表	直撃雷に対する設計対処施設一覧	×	-
第1.7.12-2表	間接雷に対する設計対処施設一覧	×	-
第1.7.12-3表	避雷設備の設置対象一覧	×	-
第1.7.12-1図	直撃雷に対する設計対処施設の選定フロー	×	-
第1.7.12-2図	主排気筒による150kAの落雷の捕捉範囲の想定	×	-
1.7.13	火山事象に関する設計	×	-
1.7.13.1	火山事象に関する設計方針	×	-
1.7.13.2	設計対処施設の選定	×	-
1.7.13.3	設計条件	×	-
1.7.13.3.1	降下火砕物の設計条件及び特徴	○	9条
1.7.13.3.2	降下火砕物で考慮する影響	○	9条
1.7.13.4	設計対処施設に影響を与える可能性のある影響因子	×	-
1.7.13.4.1	直接的影響因子	○	9条
1.7.13.4.2	間接的影響因子	×	-
1.7.13.5	設計対処施設の設計方針	×	-
1.7.13.5.1	直接的影響に対する設計方針	○	9条
1.7.13.5.2	間接的影響に対する設計方針	×	-
1.7.13.6	火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針	×	-
1.7.13.7	実施する主な手順	○	9条
1.7.13.8	火山の状態に応じた対処方針	○	9条
1.7.14	再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計	×	-
1.7.14.1	安全設計	×	-
1.7.14.2	体制	×	-
1.7.14.3	手順等	×	-
第1.7.14-1図	核物質防護に関する緊急時の組織体制図	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
1.7.15	溢水防護に関する設計	×	-
1.7.15.1	溢水防護に関する設計方針	×	-
1.7.15.2	溢水防護対象設備を抽出するための方針	×	-
1.7.15.3	考慮すべき溢水事象	×	-
1.7.15.4	溢水源及び溢水量の想定	×	-
1.7.15.4.1	想定破損による溢水	×	-
1.7.15.4.2	消火水等の放水による溢水	×	-
1.7.15.4.3	地震起因による溢水	×	-
1.7.15.4.4	その他の溢水	×	-
1.7.15.5	溢水防護区画及び溢水経路を設定するための方針	×	-
1.7.15.6	溢水防護対象設備を防護するための設計方針	×	-
1.7.15.6.1	没水の影響に対する設計方針	×	-
1.7.15.6.2	被水の影響に対する設計方針	×	-
1.7.15.6.3	蒸気放出の影響に対する設計方針	×	-
1.7.15.6.4	その他の溢水に対する設計方針	×	-
1.7.15.6.5	燃料貯蔵プール・ピット等のスロッシング後の機能維持に関する設計	×	-
1.7.15.6.6	溢水防護区画を有する建屋外からの流入防止に関する設計方針	×	-
1.7.15.6.7	溢水影響評価	×	-
1.7.15.6.8	手順等	×	-
第1.7.15-1表	溢水防護対象設備の機能喪失高さの考え方	×	-
第1.7.15-2表	蒸気影響における配管の想定破損評価の条件	×	-
1.7.16	化学薬品の漏えい防護に関する設計	×	-
1.7.16.1	化学薬品の漏えい防護に関する設計方針	×	-
1.7.16.2	再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針	○	12条
1.7.16.3	化学薬品防護対象設備の抽出及び設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針	×	-
1.7.16.3.1	化学薬品防護対象設備を抽出するための方針	×	-
1.7.16.3.2	設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針	×	-
1.7.16.3.2.1	漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出	○	12条
1.7.16.3.2.2	検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定	○	12条
1.7.16.4	考慮すべき化学薬品の漏えい事象	×	-
1.7.16.5	化学薬品の漏えい源及び化学薬品の漏えい量の想定	×	-
1.7.16.5.1	想定破損による化学薬品の漏えい	×	-
1.7.16.5.2	消火剤の放出による化学薬品の漏えい	×	-
1.7.16.5.3	地震起因による化学薬品の漏えい	×	-
1.7.16.5.4	その他の化学薬品の漏えい	○	12条
1.7.16.5.5	洞道内で発生する化学薬品の漏えい	×	-
1.7.16.6	化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路を設定するための方針	×	-
1.7.16.7	化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針	×	-
1.7.16.7.1	没液の影響に対する設計方針	○	12条
1.7.16.7.2	被液の影響に対する設計方針	○	12条
1.7.16.7.3	腐食性ガスの影響に対する設計方針	○	12条
1.7.16.7.4	その他の化学薬品の漏えいに対する設計方針	○	12条
1.7.16.7.5	洞道内の化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針	○	12条
1.7.16.7.6	化学薬品防護区画を有する建屋外からの流入防止に関する設計方針	○	12条
1.7.16.7.7	化学薬品の漏えい影響評価	×	-
1.7.16.7.8	手順等	○	12条
第1.7.16-1表	再処理プロセスで使用する化学薬品	○	12条
第1.7.16-2表	設計上考慮すべき化学薬品と化学薬品防護対象設備の主要な構成部材の組合せ	○	12条
1.7.17	誤操作の防止に関する設計	×	-
1.7.17.1	誤操作の防止に関する設計方針	×	-
1.7.17.2	事故等時における容易な操作に関する設計方針	×	-
1.7.18	重大事故等対処設備に関する設計	○	33条
第1.7.18-1表	主要な重大事故等対処設備の設備分類	×	-
第33条	重大事故等対処設備	×	-
第34条	臨界事故の拡大を防止するための設備	×	-
第35条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	×	-
第36条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	×	-
第37条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	×	-
第38条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	-
第40条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	×	-
第41条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	×	-
第42条	電源設備	×	-
第43条	計装設備	×	-
第44条	制御室	×	-
第45条	監視測定設備	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第46条	緊急時対策所	×	-
第47条	通信連絡を行うために必要な設備	×	-
	その他の設備(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	×	-
	その他の設備(前処理建屋)	×	-
	その他の設備(分離建屋)	×	-
	その他の設備(精製建屋)	×	-
	その他の設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
	その他の設備(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
第1.7.18-2表	重大事故等時における環境温度, 環境圧力, 湿度及び放射線	×	-
第1.7.18-3表	安全機能に対する設備の耐震設計	×	-
第33条	重大事故等対処設備	×	-
第35条	冷却機能の喪失による蒸発乾固の拡大の防止のための設備	×	-
第36条	放射線分解により発生する水素による爆発の発生防止のための設備	×	-
第38条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失の発生防止のための設備	×	-
第40条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	×	-
第41条	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	×	-
第42条	電源設備	×	-
第43条	計装設備	×	-
第44条	制御室	×	-
第45条	監視測定設備	×	-
第1.7.18-1図	主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所	×	-
1.7.19	準拠規格及び基準	×	-
1.8	耐津波設計	×	-
1.9	再処理施設に関する「再処理施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」への適合性	×	-
1.9.1	概要	×	-
1.9.2	核燃料物質の臨界防止	×	-
1.9.3	遮蔽等	×	-
1.9.4	閉じ込めの機能	×	-
1.9.5	火災等による損傷の防止	×	-
1.9.6	安全機能を有する施設の地盤	×	-
1.9.7	地震による損傷の防止	×	-
1.9.8	津波による損傷の防止	×	-
1.9.9	外部からの衝撃による損傷の防止	○	9条
1.9.10	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	×	-
1.9.11	溢水による損傷の防止	×	-
1.9.12	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	×	-
1.9.13	誤操作の防止	×	-
1.9.14	安全避難通路等	×	-
1.9.15	安全機能を有する施設	×	-
1.9.16	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×	-
1.9.17	使用済燃料の貯蔵施設等	×	-
1.9.18	計測制御系統施設	×	-
1.9.19	安全保護回路	×	-
1.9.20	制御室等	○	20条,44条
1.9.21	廃棄施設	×	-
1.9.22	保管廃棄施設	×	-
1.9.23	放射線管理施設	×	-
1.9.24	監視設備	×	-
1.9.25	保安電源設備	×	-
1.9.26	緊急時対策所	○	26条,46条
1.9.27	通信連絡設備	○	27条,47条
1.9.28	重大事故等の拡大の防止等	×	-
1.9.29	火災等による損傷の防止	×	-
1.9.30	重大事故等対処施設の地盤	×	-
1.9.31	地震による損傷の防止	×	-
1.9.32	津波による損傷の防止	×	-
1.9.33	重大事故等対処設備	×	-
1.9.34	臨界事故の拡大を防止するための設備	×	-
1.9.35	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	×	-
1.9.36	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	×	-
1.9.37	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	×	-
1.9.38	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	-
1.9.39	放射性物質の漏えいに対処するための設備	×	-
1.9.40	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	×	-
1.9.41	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	×	-
1.9.42	電源設備	×	-
1.9.43	計装設備	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
1.9.44	中央制御室	○	20条,44条
1.9.45	監視測定設備	×	-
1.9.46	緊急時対策所	○	26条,46条
1.9.47	通信連絡を行うために必要な設備	○	27条,47条
1.10	参考文献一覧	×	-
2.	施設配置	×	-
2.1	概要	×	-
2.2	全体配置	×	-
2.2.1	設計方針	×	-
2.2.2	全体配置	×	-
2.2.3	評価	×	-
第2.2-1図(1)	再処理施設一般配置図	×	-
第2.2-1図(2)	再処理施設一般配置図	×	-
第2.2-1図(3)	再処理施設一般配置図	×	-
2.3	建物及び構築物	×	-
2.3.1	設計方針	×	-
2.3.2	建物及び構築物	×	-
2.3.3	使用済燃料輸送容器管理建屋	×	-
2.3.4	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	×	-
2.3.5	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋	×	-
2.3.6	前処理建屋	×	-
2.3.7	分離建屋	×	-
2.3.8	精製建屋	×	-
2.3.9	ウラン脱硝建屋	×	-
2.3.10	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	×	-
2.3.11	ウラン酸化物貯蔵建屋	×	-
2.3.12	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	×	-
2.3.13	高レベル廃液ガラス固化建屋	×	-
2.3.14	第1ガラス固化体貯蔵建屋	×	-
2.3.15	低レベル廃液処理建屋	×	-
2.3.16	低レベル廃棄物処理建屋	×	-
2.3.17	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	×	-
2.3.18	ハル・エンドピース貯蔵建屋	×	-
2.3.19	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-
2.3.20	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-
2.3.21	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋	×	-
2.3.22	主排気筒	×	-
2.3.23	海洋放出管	×	-
2.3.24	制御建屋	×	-
2.3.25	分析建屋	×	-
2.3.26	非常用電源建屋	×	-
2.3.27	主排気筒管理建屋	×	-
2.3.28	緊急時対策建屋	×	-
2.3.29	第1保管庫・貯水所	×	-
2.3.30	第2保管庫・貯水所	×	-
2.3.31	その他	×	-
第2.3-1図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-2図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-3図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-4図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-5図	使用済燃料輸送容器管理建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-6図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-7図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-8図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-9図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-10図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-11図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-12図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-13図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-14図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-15図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-16図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-17図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-18図	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-19図	前処理建屋機器配置図(地下4階)	×	-
第2.3-20図	前処理建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-21図	前処理建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-22図	前処理建屋機器配置図(地下1階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第2.3-23図	前処理建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-24図	前処理建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-25図	前処理建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-26図	前処理建屋機器配置図(地上4階)	×	-
第2.3-27図	前処理建屋機器配置図(地上5階)	×	-
第2.3-28図	前処理建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-29図	分離建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-30図	分離建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-31図	分離建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-32図	分離建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-33図	分離建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-34図	分離建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-35図	分離建屋機器配置図(地上4階)	×	-
第2.3-36図	分離建屋機器配置図(A-A断面)	×	-
第2.3-37図	分離建屋機器配置図(B-B断面)	×	-
第2.3-38図	分離建屋機器配置図(C-C断面)	×	-
第2.3-39図	精製建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-40図	精製建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-41図	精製建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-42図	精製建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-43図	精製建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-44図	精製建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-45図	精製建屋機器配置図(地上4階)	×	-
第2.3-46図	精製建屋機器配置図(地上5階)	×	-
第2.3-47図	精製建屋機器配置図(地上6階)	×	-
第2.3-48図	精製建屋機器配置図(A-A断面)	×	-
第2.3-49図	精製建屋機器配置図(B-B断面)	×	-
第2.3-50図	精製建屋機器配置図(C-C断面)	×	-
第2.3-51図	精製建屋機器配置図(D-D断面)	×	-
第2.3-52図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-53図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-54図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-55図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-56図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上4階)	×	-
第2.3-57図	ウラン脱硝建屋機器配置図(地上5階)	×	-
第2.3-58図	ウラン脱硝建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-59図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-60図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-61図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-62図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-63図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-64図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-65図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-66図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-67図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-68図	ウラン酸化物貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-69図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下4階)	×	-
第2.3-70図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-71図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-72図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-73図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-74図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-75図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地下4階)	×	-
第2.3-76図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-77図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-78図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-79図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-80図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-81図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(A-A断面)	×	-
第2.3-82図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(B-B断面)	×	-
第2.3-83図	高レベル廃液ガラス固化建屋機器配置図(C-C断面)	×	-
第2.3-84図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-85図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-86図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-87図	第1ガラス固化体貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-88図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-89図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-90図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地上1階)	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第2.3-91図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-92図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-93図	低レベル廃液処理建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-94図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-95図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-96図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-97図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-98図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-99図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(地上4階)	×	-
第2.3-100図	低レベル廃棄物処理建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-101図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-102図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-103図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-104図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-105図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地下4階)	×	-
第2.3-106図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-107図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-108図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-109図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-110図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-111図	ハル・エンドピース貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-112図	第1低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-113図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-114図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-115図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-116図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-117図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-118図	第2低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-119図	第4低レベル廃棄物貯蔵建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-120図	制御建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-121図	制御建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-122図	制御建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-123図	制御建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-124図	制御建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-125図	制御建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-126図	分析建屋機器配置図(地下3階)	×	-
第2.3-127図	分析建屋機器配置図(地下2階)	×	-
第2.3-128図	分析建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-129図	分析建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-130図	分析建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-131図	分析建屋機器配置図(地上3階)	×	-
第2.3-132図	分析建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-133図	非常用電源建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-134図	非常用電源建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-135図	非常用電源建屋機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-136図	非常用電源建屋機器配置図(断面)	×	-
第2.3-137図	主排気筒管理建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-138図	緊急時対策建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第2.3-139図	緊急時対策建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-140図	第1保管庫・貯水所機器配置図(地下)	×	-
第2.3-141図	第1保管庫・貯水所機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-142図	第1保管庫・貯水所機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-143図	第1保管庫・貯水所機器配置図(断面)	×	-
第2.3-144図	第2保管庫・貯水所機器配置図(地下)	×	-
第2.3-145図	第2保管庫・貯水所機器配置図(地上1階)	×	-
第2.3-146図	第2保管庫・貯水所機器配置図(地上2階)	×	-
第2.3-147図	第2保管庫・貯水所機器配置図(断面)	×	-
3.	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	×	-
3.1	設計基準対象の施設	×	-
3.1.1	概要	×	-
3.1.2	設計方針	×	-
3.1.3	主要設備の仕様	×	-
3.1.4	系統構成及び主要設備	×	-
3.1.4.1	使用済燃料受入れ設備	×	-
3.1.4.2	使用済燃料貯蔵設備	×	-
3.1.5	試験・検査	×	-
3.1.6	評価	×	-
3.2	重大事故等対処設備	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
3.2.1	代替注水設備	×	-
3.2.1.1	概要	×	-
3.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-
3.2.1.3	設計方針	×	-
3.2.1.4	主要設備及び仕様	×	-
3.2.1.5	試験・検査	×	-
3.2.2	スプレイ設備	×	-
3.2.2.1	概要	×	-
3.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-
3.2.2.3	設計方針	×	-
3.2.2.4	主要設備及び仕様	×	-
3.2.2.5	試験・検査	×	-
3.2.3	漏えい抑制設備	×	-
3.2.3.1	概要	×	-
3.2.3.2	系統構成及び主要設備	×	-
3.2.3.3	設計方針	×	-
3.2.3.4	主要設備及び仕様	×	-
3.2.3.5	試験・検査	×	-
3.2.4	臨界防止設備	×	-
3.2.4.1	概要	×	-
3.2.4.2	系統構成及び主要設備	×	-
3.2.4.3	設計方針	×	-
3.2.4.4	主要設備及び仕様	×	-
3.2.4.5	試験・検査	×	-
3.2.5	監視設備	×	-
3.2.5.1	概要	×	-
3.2.5.2	系統構成及び主要設備	×	-
3.2.5.3	設計方針	×	-
3.2.5.4	主要設備及び仕様	×	-
3.2.5.5	試験・検査	×	-
3.3	参考文献一覧	×	-
第3-1表	使用済燃料受入れ設備の主要設備の仕様	×	-
第3-2表	使用済燃料貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-
第3-3表	使用済燃料受入れ設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第3-4表	使用済燃料貯蔵設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第3-5表(1)	代替注水設備の主要設備の仕様	×	-
第3-5表(2)	代替注水設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第3-5表(3)	代替注水設備に関連する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-
第3-5表(4)	代替注水設備に関連する水供給設備の概略仕様	×	-
第3-5表(5)	代替注水設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第3-6表(1)	スプレイ設備の主要設備の仕様	×	-
第3-6表(2)	スプレイ設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第3-6表(3)	スプレイ設備に関連する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-
第3-6表(4)	スプレイ設備に関連する水供給設備の概略仕様	×	-
第3-6表(5)	スプレイ設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第3-6表(6)	スプレイ設備に関連する注水設備の概略仕様	×	-
第3-7表	漏えい抑制設備の主要設備の仕様	×	-
第3-8表	臨界防止設備の主要設備の仕様	×	-
第3-9表(1)	監視設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第3-9表(2)	監視設備に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第3-9表(3)	監視設備に関連する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-
第3-9表(4)	監視設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第3-1図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設系統概要図	×	-
第3-2図	燃料仮置きラック概要図	×	-
第3-3図	使用済燃料輸送容器移送台車概要図	×	-
第3-4図	燃料貯蔵プール概要図	×	-
第3-5図	低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック概要図	×	-
第3-6図	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック概要図	×	-
第3-7図	高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック概要図	×	-
第3-8図	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック概要図	×	-
第3-9図	BWR燃料用バスケット概要図	×	-
第3-10図	PWR燃料用バスケット概要図	×	-
第3-11図	燃料移送水中台車概要図	×	-
第3-12図	プール水浄化・冷却設備系統概要図	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第3-13図	補給水設備系統概要図	×	-
第3-14図	代替注水設備による注水 系統概要図	×	-
第3-15図	スプレイ設備による水のスプレイ 系統概要図	×	-
第3-16図	燃料貯蔵プール等の監視 系統概要図	×	-
4.	再処理設備本体	×	-
4.1	概要	×	-
4.2	せん断処理施設	×	-
4.2.1	概要	×	-
4.2.2	設計方針	×	-
4.2.3	主要設備の仕様	×	-
4.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.2.4.1	燃料供給設備	×	-
4.2.4.2	せん断処理設備	×	-
4.2.5	試験・検査	×	-
4.2.6	評価	×	-
第4.2-1表	燃料供給設備の主要設備の仕様	×	-
第4.2-2表	せん断処理設備の主要設備の仕様	×	-
第4.2-3表	燃料供給設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.2-4表	せん断処理設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.2-1図	せん断処理施設系統概要図	×	-
第4.2-2図	燃料横転クレーン概要図	×	-
第4.2-3図	せん断機概要図	×	-
4.3	溶解施設	×	-
4.3.1	設計基準対象の施設	×	-
4.3.1.1	概要	×	-
4.3.1.2	設計方針	×	-
4.3.1.3	主要設備の仕様	×	-
4.3.1.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.3.1.4.1	溶解設備	×	-
4.3.1.4.2	清澄・計量設備	×	-
4.3.1.5	試験・検査	×	-
4.3.1.6	評価	×	-
4.3.2	重大事故等対処設備	×	-
4.3.2.1	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	×	-
4.3.2.1.1	概要	×	-
4.3.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-
4.3.2.1.3	設計方針	×	-
4.3.2.1.4	主要設備の仕様	×	-
4.3.2.1.5	試験・検査	×	-
4.3.2.2	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	×	-
4.3.2.2.1	概要	×	-
4.3.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-
4.3.2.2.3	設計方針	×	-
4.3.2.2.4	主要設備の仕様	×	-
4.3.2.2.5	試験・検査	×	-
第4.3-1表	溶解設備の主要設備の仕様	×	-
第4.3-2表	清澄・計量設備の主要設備の仕様	×	-
第4.3-3表	溶解設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.3-4表	清澄・計量設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.3-5表(1)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の主要設備の仕様	×	-
第4.3-5表(2)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関連する計装設備の概略仕	×	-
第4.3-5表(3)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関連する代替可溶性中性子 吸収材緊急供給回路の概略仕様	×	-
第4.3-5表(4)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関連する電気設備の概略仕	×	-
第4.3-5表(5)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系に関連する圧縮空気設備の概 略仕様	×	-
第4.3-6表(1)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の主要設備の仕様	×	-
第4.3-6表(2)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関連する計装設備の概略	×	-
第4.3-6表(3)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関連する重大事故時可溶 性中性子吸収材供給回路の概略仕様	×	-
第4.3-6表(4)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関連する電気設備の概略	×	-
第4.3-6表(5)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関連する圧縮空気設備の 概略仕様	×	-
第4.3-7表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-
第4.3-1図	溶解施設系統概要図	×	-
第4.3-2図	溶解槽概要図	×	-
第4.3-3図	清澄機概要図	×	-
第4.3-4図	ガドリニウムを使用する使用済燃料集合体の燃焼度の境界線の例	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第4.3-5図	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の系統概要図	×	-
第4.3-6図	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統概要図	×	-
第4.3-7図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地下2階)	×	-
第4.3-8図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地下1階)	×	-
第4.3-9図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第4.3-10図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地上3階)	×	-
第4.3-11図	溶解施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(前処理建屋 地上4階)	×	-
4.4	分離施設	×	-
4.4.1	概要	×	-
4.4.2	設計方針	×	-
4.4.3	主要設備の仕様	×	-
4.4.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.4.4.1	分離設備	×	-
4.4.4.2	分配設備	×	-
4.4.4.3	分離建屋一時貯留処理設備	×	-
4.4.5	試験・検査	×	-
4.4.6	評価	×	-
第4.4-1表	分離設備の主要設備の仕様	×	-
第4.4-2表	分配設備の主要設備の仕様	×	-
第4.4-3表	分離建屋一時貯留処理設備の主要設備の仕様	×	-
第4.4-4表	分離設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.4-5表	分配設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.4-6表	分離建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.4-1図	分離設備及び分配設備系統概要図	×	-
第4.4-2図	分離建屋一時貯留処理設備系統概要図	×	-
第4.4-3図	環状形パルスカラム概要図	×	-
第4.4-4図	環状形槽概要図	×	-
4.5	精製施設	×	-
4.5.1	設計基準対象の施設	×	-
4.5.1.1	概要	×	-
4.5.1.2	ウラン精製設備	×	-
4.5.1.2.1	概要	×	-
4.5.1.2.2	設計方針	×	-
4.5.1.2.3	主要設備の仕様	×	-
4.5.1.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.5.1.2.5	試験・検査	×	-
4.5.1.2.6	評価	×	-
4.5.1.3	プルトニウム精製設備	×	-
4.5.1.3.1	概要	×	-
4.5.1.3.2	設計方針	×	-
4.5.1.3.3	主要設備の仕様	×	-
4.5.1.3.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.5.1.3.5	試験・検査	×	-
4.5.1.3.6	評価	×	-
4.5.1.4	精製建屋一時貯留処理設備	×	-
4.5.1.4.1	概要	×	-
4.5.1.4.2	設計方針	×	-
4.5.1.4.3	主要設備の仕様	×	-
4.5.1.4.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.5.1.4.5	試験・検査	×	-
4.5.1.4.6	評価	×	-
4.5.2	重大事故等対処設備	×	-
4.5.2.1	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	×	-
4.5.2.1.1	概要	×	-
4.5.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-
4.5.2.1.3	設計方針	×	-
4.5.2.1.4	主要設備の仕様	×	-
4.5.2.1.5	試験・検査	×	-
4.5.2.2	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備	×	-
4.5.2.2.1	概要	×	-
4.5.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-
4.5.2.2.3	設計方針	×	-
4.5.2.2.4	主要設備の仕様	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
4.5.2.2.5	試験・検査	×	-
第4.5-1表	ウラン精製設備の主要設備の仕様	×	-
第4.5-2表	プルトニウム精製設備の主要設備の仕様	×	-
第4.5-3表	精製建屋一時貯留処理設備の主要設備の仕様	×	-
第4.5-4表(1)	プルトニウム精製設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.5-4表(2)	プルトニウム精製設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.5-5表	精製建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.5-6表(1)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の主要設備の仕様	×	-
第4.5-6表(2)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関連する計装設備の概略	×	-
第4.5-6表(3)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関連する重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の概略仕様	×	-
第4.5-6表(4)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関連する電気設備の概略	×	-
第4.5-6表(5)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系に関連する圧縮空気設備の概略仕様	×	-
第4.5-7表(1)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の主要設備の仕様	×	-
第4.5-7表(2)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第4.5-7表(3)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備に関連する重大事故時供給停止回路の概略仕様	×	-
第4.5-7表(4)	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第4.5-8表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-
第4.5-1図	ウラン精製設備系統概要図	×	-
第4.5-2図	ミキサ・セトラ概要図	×	-
第4.5-3図	プルトニウム精製設備系統概要図	×	-
第4.5-4図	円筒形パルスカラム概要図	×	-
第4.5-5図	プルトニウム濃縮缶概要図	×	-
第4.5-6図	環状形槽概要図	×	-
第4.5-7図	精製建屋一時貯留処理設備系統概要図	×	-
第4.5-8図	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の系統概要図	×	-
第4.5-9図	重大事故時プルトニウム濃縮缶加熱停止設備の系統概要図	×	-
第4.5-10図	精製施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(精製建屋 地下)	×	-
第4.5-11図	精製施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(精製建屋 地下)	×	-
第4.5-12図	精製施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(精製建屋 地上)	×	-
第4.5-13図	精製施設の重大事故等対処設備の機器配置概要図(精製建屋 地上)	×	-
4.6	脱硝施設	×	-
4.6.1	概要	×	-
4.6.2	ウラン脱硝設備	×	-
4.6.2.1	概要	×	-
4.6.2.2	設計方針	×	-
4.6.2.3	主要設備の仕様	×	-
4.6.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.6.2.5	試験・検査	×	-
4.6.2.6	評価	×	-
4.6.3	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	×	-
4.6.3.1	概要	×	-
4.6.3.2	設計方針	×	-
4.6.3.3	主要設備の仕様	×	-
4.6.3.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.6.3.5	試験・検査	×	-
4.6.3.6	評価	×	-
第4.6-1表	ウラン脱硝設備の主要設備の仕様	×	-
第4.6-2表	ウラン脱硝設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.6-3表	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の主要設備の仕様	×	-
第4.6-4表(1)	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.6-4表(2)	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第4.6-1図	ウラン脱硝設備系統概要図	×	-
第4.6-2図	脱硝塔概要図	×	-
第4.6-3図	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備系統概要図	×	-
第4.6-4図	脱硝装置概要図	×	-
第4.6-5図	還元炉概要図	×	-
第4.6-6図	混合機概要図	×	-
4.7	酸及び溶媒の回収施設	×	-
4.7.1	概要	×	-
4.7.2	酸回収設備	×	-
4.7.2.1	概要	×	-
4.7.2.2	設計方針	×	-
4.7.2.3	主要設備の仕様	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
4.7.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.7.2.5	試験・検査	×	-
4.7.2.6	評価	×	-
4.7.3	溶媒回収設備	×	-
4.7.3.1	概要	×	-
4.7.3.2	設計方針	×	-
4.7.3.3	主要設備の仕様	×	-
4.7.3.4	系統構成及び主要設備	×	-
4.7.3.5	試験・検査	×	-
4.7.3.6	評価	×	-
第4.7-1表	酸回収設備の主要設備の仕様	×	-
第4.7-2表	溶媒回収設備の主要設備の仕様	×	-
第4.7-1図	酸回収設備系統概要図	×	-
第4.7-2図	蒸発缶(熱サイホン式)概要図	×	-
第4.7-3図	溶媒回収設備系統概要図	×	-
4.8	参考文献一覧	×	-
5.	製品貯蔵施設	×	-
5.1	概要	×	-
5.2	ウラン酸化物貯蔵設備	×	-
5.2.1	概要	×	-
5.2.2	設計方針	×	-
5.2.3	主要設備の仕様	×	-
5.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
5.2.5	試験・検査	×	-
5.2.6	評価	×	-
第5.2-1表	ウラン酸化物貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-
第5.2-2表	ウラン酸化物貯蔵設備の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第5.2-1図	貯蔵バスケット概要図	×	-
5.3	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	×	-
5.3.1	概要	×	-
5.3.2	設計方針	×	-
5.3.3	主要設備の仕様	×	-
5.3.4	系統構成及び主要設備	×	-
5.3.5	試験・検査	×	-
5.3.6	評価	×	-
第5.3-1表	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-
第5.3-2表	MOX燃料加工施設の主要設備の仕様(再処理施設と共用)	×	-
第5.3-3表	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の主要設備の臨界安全管	×	-
第5.3-4表	試験結果のまとめ	×	-
第5.3-1図	貯蔵ホール概要図	×	-
第5.3-2図	混合酸化物貯蔵容器のつり上げ高さ計画値	×	-
5.4	参考文献一覧	×	-
6.	計測制御系統施設	×	-
6.1	設計基準対象の施設	×	-
6.1.1	概要	×	-
6.1.2	計測制御設備	×	-
6.1.2.1	概要	×	-
6.1.2.2	設計方針	×	-
6.1.2.3	主要設備の仕様	×	-
6.1.2.4	主要設備	×	-
6.1.2.5	試験・検査	×	-
6.1.2.6	評価	×	-
第6.1.2-1表(1)	主要な計測制御系の核計装	×	-
第6.1.2-1表(2)	主要な計測制御系の核計装	×	-
第6.1.2-1表(3)	主要な計測制御系の核計装	×	-
第6.1.2-2表(1)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(2)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(3)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(4)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(5)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(6)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(7)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(8)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(9)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(10)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(11)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(12)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(13)	主要な計測制御系の工程計装	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6.1.2-2表(14)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(15)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(16)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(17)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(18)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(19)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(20)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-2表(21)	主要な計測制御系の工程計装	×	-
第6.1.2-3表	計測制御系の主要な設定値一覧表	×	-
第6.1.2-1図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の主要な計測制御系の系統概要図	×	-
第6.1.2-2図	せん断処理施設の主要な計測制御系の系統概要図(せん断処理施設のせん断機)	×	-
第6.1.2-3図	溶解施設の主要な計測制御系の系統概要図(溶解設備の溶解槽及び硝酸供給槽)	×	-
第6.1.2-4図	分離施設の主要な計測制御系の系統概要図(抽出塔, 第1洗浄塔, 第2洗浄塔及び補助抽出器)	×	-
第6.1.2-5図	分離施設の主要な計測制御系の系統概要図(分配設備のプルトニウム分配塔及びプルトニウム洗浄器)	×	-
第6.1.2-6図	分離施設の主要な計測制御系の系統概要図(分配設備のウラン濃縮精製施設の主要な計測制御系の系統概要図(プルトニウム精製設備の逆抽出塔及びプルトニウム洗浄器)	×	-
第6.1.2-7図	精製施設の主要な計測制御系の系統概要図(プルトニウム精製設備の逆抽出塔及びプルトニウム洗浄器)	×	-
第6.1.2-8図	精製施設の主要な計測制御系の系統概要図(プルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶及び注水槽)	×	-
第6.1.2-9図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン脱硝設備の脱硝脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン脱硝設備内に置くウラン酸化物貯蔵容器)	×	-
第6.1.2-10図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン脱硝設備内に置くウラン酸化物貯蔵容器)	×	-
第6.1.2-11図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-
第6.1.2-12図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-
第6.1.2-13図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-
第6.1.2-14図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-
第6.1.2-15図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝設備)	×	-
第6.1.2-16図	脱硝施設の主要な計測制御系の系統概要図(秤量器による粉末払出装の起動回路)	×	-
第6.1.2-17図	酸及び溶媒の回収施設の主要な計測制御系の系統概要図(酸回収設備の第2酸回収系の蒸発缶)	×	-
第6.1.2-18図	酸及び溶媒の回収施設の主要な計測制御系の系統概要図(溶媒回収設備の第1蒸発缶及び溶媒蒸留塔)	×	-
第6.1.2-19図	気体廃棄物の廃棄施設の主要な計測制御系の系統概要図(せん断処理・溶解廃ガス処理設備)	×	-
第6.1.2-20図	気体廃棄物の廃棄施設の主要な計測制御系の系統概要図(分離建屋塔槽類廃ガス処理設備)	×	-
第6.1.2-21図	液体廃棄物の廃棄施設の主要な計測制御系の系統概要図(高レベル廃液濃縮缶)	×	-
第6.1.2-22図	高レベル濃縮廃液貯槽に係る安全冷却水系及び安全圧縮空気系の系統概要図(高レベル廃液処理設備の高レベル濃縮廃液貯槽)	×	-
第6.1.2-23図	固体廃棄物の廃棄施設の主要な計測制御系の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化設備)	×	-
6.1.3	安全保護回路	×	-
6.1.3.1	概要	×	-
6.1.3.2	設計方針	×	-
6.1.3.3	主要設備の仕様	×	-
6.1.3.4	主要設備	×	-
6.1.3.5	試験・検査	×	-
6.1.3.6	評価	×	-
第6.1.3-1表(1)	安全保護回路一覧表	×	-
第6.1.3-1表(2)	安全保護回路一覧表	×	-
第6.1.3-1図	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	-
第6.1.3-2図	溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路	×	-
第6.1.3-3図	精製施設の逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路	×	-
第6.1.3-4図	分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6.1.3-5図	精製施設のプルトニウム濃縮缶加熱温度高による加熱停止回路	×	-
第6.1.3-6図	酸及び溶媒の回収施設の第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	-
第6.1.3-7図	脱硝施設の還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路	×	-
第6.1.3-8図	分離施設のプルトニウム洗浄器中性子計数率高による工程停止回路	×	-
第6.1.3-9図	液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	×	-
第6.1.3-10図	脱硝施設の焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	×	-
第6.1.3-11図	脱硝施設の還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	×	-
第6.1.3-12図	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(分離建屋)	×	-
第6.1.3-13図	気体廃棄物の廃棄施設の外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(精製建屋)	×	-
第6.1.3-14図	固体廃棄物の廃棄施設の固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路	×	-
第6.1.3-15図	気体廃棄物の廃棄施設の固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路	×	-
6.1.4	制御室	×	-
6.1.4.1	概要	○	20条,44条
6.1.4.2	設計方針	○	20条,44条
6.1.4.3	主要設備の仕様	×	-
6.1.4.4	主要設備	×	-
6.1.4.4.1	中央制御室	○	20条,44条
6.1.4.4.2	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	○	20条,44条
6.1.4.5	試験・検査	×	-
6.1.4.6	評価	○	20条,44条
第6.1.4-1表	制御室の主要設備の仕様	×	-
6.1.5	制御室換気設備	×	-
6.1.5.1	概要	×	-
6.1.5.2	設計方針	○	20条,44条
6.1.5.3	主要設備の仕様	×	-
6.1.5.4	主要設備	○	20条,44条
6.1.5.5	試験・検査	×	-
6.1.5.6	評価	○	20条,44条
第6.1.5-1表	制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様	×	-
第6.1.5-2表	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様	×	-
第6.1.5-1図	制御建屋中央制御室換気設備系統概要図	×	-
第6.1.5-2図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図	×	-
6.2	重大事故等対処設備	×	-
6.2.1	計装設備	×	-
6.2.1.1	概要	×	-
6.2.1.2	設計方針	×	-
6.2.1.3	主要設備及び仕様	×	-
6.2.1.4	系統構成及び主要設備	×	-
6.2.1.5	試験・検査	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(1/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(2/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(3/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(4/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(5/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(6/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(7/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(8/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(9/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(10/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(11/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(12/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(13/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(14/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(15/16)	×	-
第6.2.1-1表	重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(16/16)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(1/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(2/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(3/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(4/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(5/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(6/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(7/12)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(8/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(9/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(10/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(11/12)	×	-
第6.2.1-2表	重要代替監視パラメータの推定方法(12/12)	×	-
第6.2.1-3表	補助パラメータ(重大事故等対処設備)(1/3)	×	-
第6.2.1-3表	補助パラメータ(重大事故等対処設備)(2/3)	×	-
第6.2.1-3表	補助パラメータ(重大事故等対処設備)(3/3)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(1/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(2/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(3/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(4/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(5/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(6/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(7/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(8/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(9/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(10/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(11/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(12/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(13/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(14/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(15/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(16/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(17/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(18/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(19/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(20/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(21/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(22/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(23/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(24/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(25/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(26/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(27/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(28/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(29/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(30/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(31/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(32/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(33/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(34/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(35/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(36/37)	×	-
第6.2.1-4表(1)	計装設備(重大事故等対処設備)の主要機器仕様(37/37)	×	-
第6.2.1-4表(2)	計装設備に関連する電気設備の概略仕様(1/2)	×	-
第6.2.1-4表(2)	計装設備に関連する電気設備の概略仕様(2/2)	×	-
第6.2.1-4表(3)	計装設備に関連する電気設備の概略仕様(1/3)	×	-
第6.2.1-4表(3)	計装設備に関連する電気設備の概略仕様(2/3)	×	-
第6.2.1-4表(3)	計装設備に関連する電気設備の概略仕様(3/3)	×	-
第6.2.1-4表(4)	計装設備に関連する圧縮空気設備の概略仕様	×	-
第6.2.1-4表(5)	計装設備に関連する圧縮空気設備の概略仕様	×	-
第6.2.1-1図	主要パラメータを計測する設備の計測概要図(エアパージ式)	×	-
第6.2.1-2図	主要パラメータを計測する設備の計測概要図(熱電対/测温抵抗体)	×	-
第6.2.1-3図	主要パラメータを計測する設備の計測概要図(水素濃度計)	×	-
第6.2.1-4図	主要パラメータを計測する設備の計測概要図(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備)	×	-
第6.2.1-5図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-6図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-7図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-8図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-9図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上3階)	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6.2.1-10図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下3階)	×	-
第6.2.1-11図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-12図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-13図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-14図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上4階)	×	-
第6.2.1-15図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(制御建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-16図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備の機器配置図(制御建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-17図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下4階)	×	-
第6.2.1-18図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下3階)	×	-
第6.2.1-19図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-20図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-21図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-22図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上3階)	×	-
第6.2.1-23図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-24図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-25図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-26図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-27図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上3階)	×	-
第6.2.1-28図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上4階)	×	-
第6.2.1-29図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下3階)	×	-
第6.2.1-30図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-31図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-32図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-33図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-34図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上3階)	×	-
第6.2.1-35図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上4階)	×	-
第6.2.1-36図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-37図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-38図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-39図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-40図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)	×	-
第6.2.1-41図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-42図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-43図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6.2.1-44図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-45図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下4階)	×	-
第6.2.1-46図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下3階)	×	-
第6.2.1-47図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-48図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-49図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上3階)	×	-
第6.2.1-50図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-51図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-52図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-53図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-54図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上3階)	×	-
第6.2.1-55図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上4階)	×	-
第6.2.1-56図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下3階)	×	-
第6.2.1-57図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-58図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-59図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-60図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-61図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上3階)	×	-
第6.2.1-62図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上4階)	×	-
第6.2.1-63図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2)	×	-
第6.2.1-64図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1)	×	-
第6.2.1-65図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1)	×	-
第6.2.1-66図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2)	×	-
第6.2.1-67図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)	×	-
第6.2.1-68図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-69図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-70図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-71図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-72図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-73図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-74図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-75図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上3階)	×	-
第6.2.1-76図	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上4階)	×	-
第6.2.1-77図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6.2.1-78図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-79図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下4階)	×	-
第6.2.1-80図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下3階)	×	-
第6.2.1-81図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-82図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-83図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-84図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-85図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(前処理建屋 地上4階)	×	-
第6.2.1-86図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-87図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-88図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-89図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-90図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上3階)	×	-
第6.2.1-91図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(分離建屋 地上4階)	×	-
第6.2.1-92図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下3階)	×	-
第6.2.1-93図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-94図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-95図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(精製建屋 地上2階)	×	-
第6.2.1-96図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-97図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-98図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下4階)	×	-
第6.2.1-99図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)	×	-
第6.2.1-100図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)	×	-
第6.2.1-101図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	×	-
第6.2.1-102図	重大事故等への対処に必要なとなる水の供給に必要な計装設備の機器配置図(第1保管庫・貯水槽)	×	-
第6.2.1-103図	重大事故等への対処に必要なとなる水の供給に必要な計装設備の機器配置図(第2保管庫・貯水槽)	×	-
6.2.2	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路	×	-
6.2.2.1	概要	×	-
6.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-
6.2.2.3	設計方針	×	-
6.2.2.4	主要設備の仕様	×	-
6.2.2.5	試験・検査	×	-
第6.2.2-1表(1)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の主要設備の仕様	×	-
第6.2.2-1表(2)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路に関連する計装設備の概略	×	-
第6.2.2-1表(3)	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路に関連する電気設備の概略	×	-
第6.2.2-1図	代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の系統概要図	×	-
6.2.3	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路	×	-
6.2.3.1	概要	×	-
6.2.3.2	系統構成及び主要設備	×	-
6.2.3.3	設計方針	×	-
6.2.3.4	主要設備の仕様	×	-
6.2.3.5	試験・検査	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6.2.3-1表(1)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の主要設備の仕様	×	-
第6.2.3-1表(2)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第6.2.3-1表(3)	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第6.2.3-1図	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路(前処理建屋)の系統概要	×	-
第6.2.3-2図	重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路(精製建屋)の系統概要図	×	-
6.2.4	重大事故時供給停止回路	×	-
6.2.4.1	概要	×	-
6.2.4.2	系統構成及び主要設備	×	-
6.2.4.3	設計方針	×	-
6.2.4.4	主要設備の仕様	×	-
6.2.4.5	試験・検査	×	-
第6.2.4-1表(1)	重大事故時供給停止回路の主要設備の仕様	×	-
第6.2.4-1表(2)	重大事故時供給停止回路に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第6.2.4-1表(3)	重大事故時供給停止回路に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第6.2.4-1図	重大事故時供給停止回路の系統概要図	×	-
6.2.5	制御室	×	-
6.2.5.1	概要	○	20条,44条
6.2.5.2	設計方針	○	20条,44条
6.2.5.3	主要設備及び仕様	×	-
6.2.5.4	系統構成及び主要設備	×	-
6.2.5.4.1	中央制御室	○	20条,44条
6.2.5.4.2	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	○	20条,44条
6.2.5.5	試験・検査	×	-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(1/8)	×	-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(2/8)	×	-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(3/8)	×	-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(4/8)	×	-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(5/8)	×	-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(6/8)	×	-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(7/8)	×	-
第6.2.5-1表(1)	制御室(重大事故等時)の設備仕様(8/8)	×	-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(1/8)	×	-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(2/8)	×	-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(3/8)	×	-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(4/8)	×	-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(5/8)	×	-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(6/8)	×	-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(7/8)	×	-
第6.2.5-1表(2)	制御室(重大事故等時)に関連する電気設備の概略仕様(8/8)	×	-
第6.2.5-1表(3)	制御室(重大事故等時)に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様(1/2)	×	-
第6.2.5-1表(3)	制御室(重大事故等時)に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様(2/2)	×	-
第6.2.5-1図	中央制御室の外から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図(制御建屋 地上1階)	×	-
第6.2.5-2図	出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図(出入管理建屋 地上1階)	×	-
第6.2.5-3図	出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図(制御建屋 地上1階)	×	-
第6.2.5-4図	中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(制御建屋地下1階)	×	-
第6.2.5-5図	中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(制御建屋地上1階)	×	-
第6.2.5-6図	中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(制御建屋地上2階)	×	-
第6.2.5-7図	中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(制御建屋地上3階)	×	-
第6.2.5-8図	パラメータの監視及び記録に使用する情報把握計装設備の系統図	×	-
第6.2.5-9図	パラメータの監視及び記録する計測制御設備の系統概要図	×	-
第6.2.5-10図	中央制御室(重大事故等時)系統概要図(その1)	×	-
第6.2.5-11図	中央制御室(重大事故等時)系統概要図(その2)	×	-
第6.2.5-12図	屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上1階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6.2.5-13図	屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上2階)	×	-
第6.2.5-14図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上1階)	×	-
第6.2.5-15図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上2階)	×	-
第6.2.5-16図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図(その1)	×	-
第6.2.5-17図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室(重大事故等時)系統概要図(その2)	×	-
6.3	参考文献一覧	×	-
7.	放射性廃棄物の廃棄施設	×	-
7.1	概要	×	-
7.2	気体廃棄物の廃棄施設	×	-
7.2.1	設計基準対象の施設	×	-
7.2.1.1	概要	×	-
7.2.1.2	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	×	-
7.2.1.2.1	概要	×	-
7.2.1.2.2	設計方針	×	-
7.2.1.2.3	主要設備の仕様	×	-
7.2.1.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.2.1.2.5	試験・検査	×	-
7.2.1.2.6	評価	×	-
7.2.1.3	塔槽類廃ガス処理設備	×	-
7.2.1.3.1	概要	×	-
7.2.1.3.2	設計方針	×	-
7.2.1.3.3	主要設備の仕様	×	-
7.2.1.3.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.2.1.3.5	試験・検査	×	-
7.2.1.3.6	評価	×	-
7.2.1.4	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	×	-
7.2.1.4.1	概要	×	-
7.2.1.4.2	設計方針	×	-
7.2.1.4.3	主要設備の仕様	×	-
7.2.1.4.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.2.1.4.5	試験・検査	×	-
7.2.1.4.6	評価	×	-
7.2.1.5	換気設備	×	-
7.2.1.5.1	概要	×	-
7.2.1.5.2	設計方針	×	-
7.2.1.5.3	主要設備の仕様	×	-
7.2.1.5.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.2.1.5.5	試験・検査	×	-
7.2.1.5.6	評価	×	-
7.2.1.6	主排気筒	×	-
7.2.1.6.1	概要	×	-
7.2.1.6.2	設計方針	×	-
7.2.1.6.3	主排気筒の仕様	×	-
7.2.1.6.4	評価	×	-
7.2.2	重大事故等対処設備	×	-
7.2.2.1	代替換気設備	×	-
7.2.2.1.1	概要	×	-
7.2.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-
7.2.2.1.3	設計方針	×	-
7.2.2.1.4	主要設備の仕様	×	-
7.2.2.1.5	試験・検査	×	-
7.2.2.2	廃ガス貯留設備	×	-
7.2.2.2.1	概要	×	-
7.2.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-
7.2.2.2.3	設計方針	×	-
7.2.2.2.4	主要設備の仕様	×	-
7.2.2.2.5	試験・検査	×	-
第7.2-1表	せん断処理・溶解廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-2表	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-3表	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-4表	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-5表	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.2-6表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-7表	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-8表	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-9表	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-10表	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-11表	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-12表	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-13表	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-14表	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-15表	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-16表	前処理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-17表	分離建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-18表	精製建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-19表	ウラン脱硝建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-20表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-21表	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-22表	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-23表	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-24表	低レベル廃液処理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-25表	低レベル廃棄物処理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-26表	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-27表	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-28表	分析建屋換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-29表	北換気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の主要設備の仕様	×	-
第7.2-30表	主排気筒の仕様	×	-
第7.2-31表(1)	代替換気設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-31表(2)	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する機器	×	-
第7.2-31表(3)	「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する機器	×	-
第7.2-31表(4)	代替換気設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第7.2-31表(5)	代替換気設備に関連する主排気筒の概略仕様	×	-
第7.2-31表(6)	代替換気設備に関連する放射線管理施設の概略仕様	×	-
第7.2-31表(7)	代替換気設備に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第7.2-31表(8)	代替換気設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第7.2-32表(1)	廃ガス貯留設備の主要設備の仕様	×	-
第7.2-32表(2)	廃ガス貯留設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第7.2-32表(3)	廃ガス貯留設備に関連する代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路の概略仕様	×	-
第7.2-32表(4)	廃ガス貯留設備に関連する重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路の概略仕様	×	-
第7.2-32表(5)	廃ガス貯留設備に関連する重大事故時供給停止回路の概略仕様	×	-
第7.2-32表(6)	廃ガス貯留設備に関連する主排気筒の概略仕様	×	-
第7.2-32表(7)	廃ガス貯留設備に関連する低レベル廃液処理設備の概略仕様	×	-
第7.2-32表(8)	廃ガス貯留設備に関連する放射線管理施設の概略仕様	×	-
第7.2-32表(9)	廃ガス貯留設備に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第7.2-32表(10)	廃ガス貯留設備に関連する圧縮空気設備の概略仕様	×	-
第7.2-32表(11)	廃ガス貯留設備に関連する冷却水設備の概略仕様	×	-
第7.2-1図	気体廃棄物の廃棄施設系統概要図	×	-
第7.2-2図	せん断処理・溶解廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-3図	フィルタ概要図	×	-
第7.2-4図(1)	塔槽類廃ガス処理設備系統概要図(その1)	×	-
第7.2-4図(2)	塔槽類廃ガス処理設備系統概要図(その2)	×	-
第7.2-5図	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-6図	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-7図(1)	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-7図(2)	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-8図	ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-9図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-10図	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-11図	低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-12図	低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-13図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-14図	ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.2-15図	分析建屋塔槽類廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-16図	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備系統概要図	×	-
第7.2-17図	ルテニウム吸着塔概要図	×	-
第7.2-18図(1)	換気設備排気系系統概要図(その1)	×	-
第7.2-18図(2)	換気設備排気系系統概要図(その2)	×	-
第7.2-19図	使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-20図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-21図	前処理建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-22図	分離建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-23図	精製建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-24図	ウラン脱硝建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-25図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-26図	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-27図	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-28図	第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-29図	低レベル廃液処理建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-30図	低レベル廃棄物処理建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-31図	ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-32図	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備系統概要	×	-
第7.2-33図	分析建屋換気設備系統概要図	×	-
第7.2-34図	北換気筒概要図	×	-
第7.2-35図	低レベル廃棄物処理建屋換気筒概要図	×	-
第7.2-36図	主排気筒概要図	×	-
第7.2-37図(1)	セル導出設備の系統概要図(その1)	×	-
第7.2-37図(2)	セル導出設備の系統概要図(その2)	×	-
第7.2-38図(1)	代替セル排気系の系統概要図(その1)	×	-
第7.2-38図(2)	代替セル排気系の系統概要図(その2)	×	-
第7.2-39図(1)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下4)	×	-
第7.2-39図(2)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下3)	×	-
第7.2-39図(3)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下1)	×	-
第7.2-39図(4)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地上1)	×	-
第7.2-39図(5)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地上2)	×	-
第7.2-39図(6)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下3)	×	-
第7.2-39図(7)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下2)	×	-
第7.2-39図(8)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下1)	×	-
第7.2-39図(9)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上1)	×	-
第7.2-39図(10)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上2)	×	-
第7.2-39図(11)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上4)	×	-
第7.2-39図(12)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下3)	×	-
第7.2-39図(13)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下2)	×	-
第7.2-39図(14)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下1)	×	-
第7.2-39図(15)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上1)	×	-
第7.2-39図(16)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上2)	×	-
第7.2-39図(17)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上3)	×	-
第7.2-39図(18)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上4)	×	-
第7.2-39図(19)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上5)	×	-
第7.2-39図(20)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下2階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.2-39図(21)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下1階)	×	-
第7.2-39図(22)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-
第7.2-39図(23)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-
第7.2-39図(24)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下4階)	×	-
第7.2-39図(25)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下3階)	×	-
第7.2-39図(26)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下1階)	×	-
第7.2-39図(27)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-
第7.2-39図(28)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(蒸発乾固))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地上2階)	×	-
第7.2-40図(1)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下)	×	-
第7.2-40図(2)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下)	×	-
第7.2-40図(3)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下)	×	-
第7.2-40図(4)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下)	×	-
第7.2-40図(5)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地上)	×	-
第7.2-40図(6)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地上)	×	-
第7.2-40図(7)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地上)	×	-
第7.2-40図(8)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下3)	×	-
第7.2-40図(9)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下2)	×	-
第7.2-40図(10)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下1)	×	-
第7.2-40図(11)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上1)	×	-
第7.2-40図(12)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上2)	×	-
第7.2-40図(13)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上4)	×	-
第7.2-40図(14)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下3)	×	-
第7.2-40図(15)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下2)	×	-
第7.2-40図(16)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下1)	×	-
第7.2-40図(17)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上1)	×	-
第7.2-40図(18)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上2)	×	-
第7.2-40図(19)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上3)	×	-
第7.2-40図(20)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上4)	×	-
第7.2-40図(21)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上5)	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.2-40図(22)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 (地下2階)	×	-
第7.2-40図(23)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 (地下1階)	×	-
第7.2-40図(24)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 (地上1階)	×	-
第7.2-40図(25)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 (地上2階)	×	-
第7.2-40図(26)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋 (地下4階)	×	-
第7.2-40図(27)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋 (地下3階)	×	-
第7.2-40図(28)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋 (地下2階)	×	-
第7.2-40図(29)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋 (地下1階)	×	-
第7.2-40図(30)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋 (地上1階)	×	-
第7.2-40図(31)	代替換気設備(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応(水素爆発))の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋 (地上2階)	×	-
第7.2-41図	廃ガス貯留設備の系統概要図(前処理建屋)	×	-
第7.2-42図	廃ガス貯留設備の系統概要図(精製建屋)	×	-
第7.2-43図(1)	廃ガス貯留設備の機器配置概要図(前処理建屋 地下3階)	×	-
第7.2-43図(2)	廃ガス貯留設備の機器配置概要図(前処理建屋 地下1階)	×	-
第7.2-43図(3)	廃ガス貯留設備の機器配置概要図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第7.2-43図(4)	廃ガス貯留設備の機器配置概要図(前処理建屋 地上2階)	×	-
第7.2-43図(5)	廃ガス貯留設備の機器配置概要図(精製建屋 地下1階)	×	-
第7.2-43図(6)	廃ガス貯留設備の機器配置概要図(精製建屋 地上2階)	×	-
第7.2-43図(7)	廃ガス貯留設備の機器配置概要図(精製建屋 地上4階)	×	-
第7.2-43図(8)	廃ガス貯留設備の機器配置概要図(精製建屋 地上5階)	×	-
7.3	液体廃棄物の廃棄施設	×	-
7.3.1	概要	×	-
7.3.2	高レベル廃液処理設備	×	-
7.3.2.1	概要	×	-
7.3.2.2	高レベル廃液濃縮設備	×	-
7.3.2.2.1	概要	×	-
7.3.2.2.2	設計方針	×	-
7.3.2.2.3	主要設備の仕様	×	-
7.3.2.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.3.2.2.5	試験・検査	×	-
7.3.2.2.6	評価	×	-
7.3.2.3	高レベル廃液貯蔵設備	×	-
7.3.2.3.1	概要	×	-
7.3.2.3.2	設計方針	×	-
7.3.2.3.3	主要設備の仕様	×	-
7.3.2.3.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.3.2.3.5	試験・検査	×	-
7.3.2.3.6	評価	×	-
7.3.3	低レベル廃液処理設備	×	-
7.3.3.1	概要	×	-
7.3.3.2	設計方針	×	-
7.3.3.3	主要設備の仕様	×	-
7.3.3.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.3.3.5	試験・検査	×	-
7.3.3.6	評価	×	-
第7.3-1表	高レベル廃液濃縮設備の主要設備の仕様	×	-
第7.3-2表	高レベル廃液貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-
第7.3-3表	低レベル廃液処理設備の主要設備の仕様	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.3-1図	高レベル廃液濃縮設備系統概要図	×	-
第7.3-2図	高レベル廃液濃縮缶概要図	×	-
第7.3-3図	高レベル廃液貯蔵設備系統概要図	×	-
第7.3-4図	高レベル濃縮廃液貯槽概要図	×	-
第7.3-5図	低レベル廃液処理設備系統概要図	×	-
7.4	固体廃棄物の廃棄施設	×	-
7.4.1	概要	×	-
7.4.2	高レベル廃液ガラス固化設備	×	-
7.4.2.1	概要	×	-
7.4.2.2	設計方針	×	-
7.4.2.3	主要設備の仕様	×	-
7.4.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.4.2.5	試験・検査	×	-
7.4.2.6	評価	×	-
7.4.3	ガラス固化体貯蔵設備	×	-
7.4.3.1	概	×	-
7.4.3.2	設計方針	×	-
7.4.3.3	主要設備の仕様	×	-
7.4.3.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.4.3.5	試験・検査	×	-
7.4.3.6	評価	×	-
7.4.4	低レベル固体廃棄物処理設備	×	-
7.4.4.1	概要	×	-
7.4.4.2	低レベル濃縮廃液処理系	×	-
7.4.4.2.1	概要	×	-
7.4.4.2.2	設計方針	×	-
7.4.4.2.3	主要設備の仕様	×	-
7.4.4.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.4.4.2.5	試験・検査	×	-
7.4.4.2.6	評価	×	-
7.4.4.3	廃溶媒処理系	×	-
7.4.4.3.1	概要	×	-
7.4.4.3.2	設計方針	×	-
7.4.4.3.3	主要設備の仕様	×	-
7.4.4.3.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.4.4.3.5	試験・検査	×	-
7.4.4.3.6	評価	×	-
7.4.4.4	雑固体廃棄物処理系	×	-
7.4.4.4.1	概要	×	-
7.4.4.4.2	設計方針	×	-
7.4.4.4.3	主要設備の仕様	×	-
7.4.4.4.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.4.4.4.5	試験・検査	×	-
7.4.4.4.6	評価	×	-
7.4.4.5	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系	×	-
7.4.4.5.1	概要	×	-
7.4.4.5.2	設計方針	×	-
7.4.4.5.3	主要設備の仕様	×	-
7.4.4.5.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.4.4.5.5	試験・検査	×	-
7.4.4.5.6	評価	×	-
7.4.5	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	×	-
7.4.5.1	概要	×	-
7.4.5.2	設計方針	×	-
7.4.5.3	主要設備の仕様	×	-
7.4.5.4	系統構成及び主要設備	×	-
7.4.5.5	試験・検査	×	-
7.4.5.6	評価	×	-
第7.4-1表	高レベル廃液ガラス固化設備の主要設備の仕様	×	-
第7.4-2表	ガラス固化体貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-
第7.4-3表	低レベル濃縮廃液処理系の主要設備の仕様	×	-
第7.4-4表	廃溶媒処理系の主要設備の仕様	×	-
第7.4-5表	雑固体廃棄物処理系の主要設備の仕様	×	-
第7.4-6表	CB・BP処理系の主要設備の仕様	×	-
第7.4-7表	低レベル固体廃棄物貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-
第7.4-1図	高レベル廃液ガラス固化設備系統概要図	×	-
第7.4-2図	ガラス溶融炉概要図	×	-
第7.4-3図	ガラス固化体概要図	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.4-4図(1)	ガラス固化体貯蔵設備概要図(第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	×	-
第7.4-4図(2)	ガラス固化体貯蔵設備概要図(第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟)	×	-
第7.4-5図(1)	貯蔵ピット概要図(第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟)	×	-
第7.4-5図(2)	貯蔵ピット概要図(第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟)	×	-
第7.4-6図	低レベル固体廃棄物処理設備系統概要図	×	-
第7.4-7図	乾燥装置概要図	×	-
第7.4-8図	熱分解装置概要図	×	-
7.5	参考文献一覧	×	-
8.	放射線管理施設	×	-
8.1	設計基準対象の施設	×	-
8.1.1	概要	×	-
8.1.2	設計方針	×	-
8.1.3	主要設備の仕様	×	-
8.1.4	系統構成及び主要設備	×	-
8.1.4.1	出入管理関係設備	×	-
8.1.4.2	試料分析関係設備	×	-
8.1.4.3	放射線監視設備	×	-
8.1.4.4	環境管理設備	×	-
8.1.4.5	個人管理用設備	×	-
8.1.4.6	その他の設備	×	-
8.1.5	試験・検査	×	-
8.1.6	評価	×	-
第8.1-1表(1)	屋内モニタリング設備の主要な監視区域	×	-
第8.1-1表(2)	屋内モニタリング設備の主要な監視区域	×	-
第8.1-1表(3)	屋内モニタリング設備の主要な監視区域	×	-
第8.1-2表	排気モニタリング設備のモニタリング内容	×	-
8.2	重大事故等対処設備	×	-
8.2.1	概要	×	-
8.2.2	設計方針	×	-
8.2.3	主要設備の仕様	×	-
8.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
8.2.5	試験・検査	×	-
第8.2-1表	監視測定に係る目的に基づく設備一覧表	×	-
第8.2-2表	「監視測定」の対処の実施項目	×	-
第8.2-3表(1)	放射線管理施設の主要設備の仕様	×	-
第8.2-3表(2)	放射線管理施設に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第8.2-3表(3)	放射線管理施設に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第8.2-3表(4)	放射線管理施設に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第8.2-1図	監視測定設備の機器配置概要図(主排気筒管理建屋地上1階)	×	-
第8.2-2図	監視測定設備の機器配置概要図(制御建屋地下1階)	×	-
第8.2-3図	監視測定設備の機器配置概要図(制御建屋地上1階)	×	-
第8.2-4図	監視測定設備の機器配置概要図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上)	×	-
第8.2-5図	代替モニタリング設備(主排気筒管理建屋)の系統概要図	×	-
第8.2-6図	代替モニタリング設備(使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋)の系統概	×	-
第8.2-7図	可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図	×	-
第8.2-8図	可搬型発電機接続時の系統図	×	-
8.3	参考文献一覧	×	-
9	その他再処理設備の附属施設	×	-
9.1	概要	×	-
9.2	電気設備	×	-
9.2.1	設計基準対象の施設	×	-
9.2.1.1	概要	×	-
9.2.1.2.	設計方針	×	-
9.2.1.3	主要設備の仕様	×	-
9.2.1.4	主要設備	×	-
9.2.1.4.1	受電開閉設備	×	-
9.2.1.4.2	変圧器	×	-
9.2.1.4.3	所内高圧系統	×	-
9.2.1.4.4	所内低圧系統	×	-
9.2.1.4.5	ディーゼル発電機	×	-
9.2.1.4.6	直流電源設備	×	-
9.2.1.4.7	計測制御用交流電源設備	×	-
9.2.1.4.8	再処理施設内機器	×	-
9.2.1.4.9	照明及び作業用電源設備	×	-
9.2.1.4.10	ケーブル及び電線路	×	-
9.2.1.4.11	燃料貯蔵設備	×	-
9.2.1.5	母線切替	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
9.2.1.6	試験・検査	×	-
9.2.1.7	評価	×	-
9.2.2	重大事故等対処設備	×	-
9.2.2.1	概要	×	-
9.2.2.2	設計方針	×	-
9.2.2.3	主要設備の仕様	×	-
9.2.2.4	系統構成	×	-
9.2.2.5	試験・検査	×	-
第9.2-1表	受電開閉設備の主要設備の仕様	×	-
第9.2-2表	受電変圧器の主要設備の仕様	×	-
第9.2-3(1)表	非常用母線の設備仕様	×	-
第9.2-3(2)表	運転予備用母線及び常用母線の設備仕様	×	-
第9.2-4表	ディーゼル発電機の主要設備の仕様	×	-
第9.2-5表(1)	直流電源設備の主要設備の仕様	×	-
第9.2-5表(2)	直流電源設備の主要設備の仕様	×	-
第9.2-6表(1)	計測制御用交流電源設備の主要設備の仕様	×	-
第9.2-6表(2)	計測制御用交流電源設備の主要設備の仕様	×	-
第9.2-7表	照明設備の主要設備の仕様	×	-
第9.2-8表	非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-
第9.2-9表	運転予備用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備の主要設備の仕様	×	-
第9.2-10表	常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備の主要機器仕様	×	-
第9.2-11表	可搬型重大事故等対処設備の主要負荷	×	-
第9.2-1図	受変電設備及びディーゼル発電設備単線結線図	×	-
第9.2-2図(1)	主要建屋内単線結線図	×	-
第9.2-2図(2)	主要建屋内単線結線図	×	-
第9.2-2図(3)	主要建屋内単線結線図	×	-
第9.2-2図(4)	主要建屋内単線結線図	×	-
第9.2-2図(5)	主要建屋内単線結線図	×	-
第9.2-3図	直流電源設備単線結線図	×	-
第9.2-4図	計測制御用交流電源設備単線結線図	×	-
第9.2-5図	第1非常用ディーゼル発電機負荷容量曲線	×	-
第9.2-6図	第2非常用ディーゼル発電機負荷容量曲線	×	-
第9.2-7図	燃料油供給系統概要図	×	-
第9.2-8図	可搬型発電機の機器配置概要図	×	-
第9.2-9図	前処理建屋の重大事故対処用母線配置図(地上1階)	×	-
第9.2-10図	分離建屋の重大事故対処用母線配置図(地上4階)	×	-
第9.2-11図	精製建屋の重大事故対処用母線配置図(地上1階)	×	-
第9.2-12図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線配置図(地上1階)	×	-
第9.2-13図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線配置図(地下1階)	×	-
第9.2-14図	高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線配置図(地下1階)	×	-
第9.2-15図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(前処理建屋可搬型発電機接続時)	×	-
第9.2-16図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(分離建屋可搬型発電機接続時)	×	-
第9.2-17図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(制御建屋可搬型発電機接続時)	×	-
第9.2-18図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機接続時(精製建屋への給電を含む))	×	-
第9.2-19図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機接続時)	×	-
第9.2-20図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機接続時)	×	-
第9.2-21図(1)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(1/8)	×	-
第9.2-21図(2)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(2/8)	×	-
第9.2-21図(3)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(3/8)	×	-
第9.2-21図(4)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(4/8)	×	-
第9.2-21図(5)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(5/8)	×	-
第9.2-21図(6)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(6/8)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9.2-21図(7)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(7/8)	×	-
第9.2-21図(8)	全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備の系統図(8/8)	×	-
9.3	圧縮空気設備	×	-
9.3.1	設計基準対象の施設	×	-
9.3.1.1	概要	×	-
9.3.1.2	設計方針	×	-
9.3.1.3	主要設備の仕様	×	-
9.3.1.4	主要設備	×	-
9.3.1.5	試験・検査	×	-
9.3.1.6	評価	×	-
9.3.2	重大事故等対処設備	×	-
9.3.2.1	代替安全圧縮空気系	×	-
9.3.2.1.1	概要	×	-
9.3.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-
9.3.2.1.3	設計方針	×	-
9.3.2.1.4	主要設備の仕様	×	-
9.3.2.1.5	試験・検査	×	-
9.3.2.2	臨界事故時水素掃気系	×	-
9.3.2.2.1	概要	×	-
9.3.2.2.2	系統構成及び主要設備	×	-
9.3.2.2.3	設計方針	×	-
9.3.2.2.4	主要設備の仕様	×	-
9.3.2.2.5	試験・検査	×	-
第9.3-1表	圧縮空気設備の主要設備の仕様	×	-
第9.3-2表(1)	水素掃気用安全圧縮空気系から圧縮空気を供給する主要機器	×	-
第9.3-2表(2)	水素掃気用安全圧縮空気系から圧縮空気を供給する主要機器	×	-
第9.3-3表	水素爆発の発生を仮定する機器	×	-
第9.3-4表(1)	代替安全圧縮空気系の主要設備の仕様	×	-
第9.3-4表(2)	代替安全圧縮空気系に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第9.3-4表(3)	代替安全圧縮空気系に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第9.3-5表(1)	臨界事故時水素掃気系の主要設備の仕様	×	-
第9.3-5表(2)	臨界事故時水素掃気系に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第9.3-5表(3)	臨界事故時水素掃気系に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第9.3-5表(4)	臨界事故時水素掃気系に関連する圧縮空気設備の概略仕様	×	-
第9.3-1図	圧縮空気設備系統概要図	×	-
第9.3-2図	安全圧縮空気系系統概要図	×	-
第9.3-3図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(前処理建屋)(その1)	×	-
第9.3-3図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(前処理建屋)(その2)	×	-
第9.3-4図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(分離建屋)(その1)	×	-
第9.3-4図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(分離建屋)(その2)	×	-
第9.3-5図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(精製建屋)(その1)	×	-
第9.3-5図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(精製建屋)(その2)	×	-
第9.3-6図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第9.3-6図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第9.3-7図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋)(その1)	×	-
第9.3-7図	代替安全圧縮空気系(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋)(その2)	×	-
第9.3-8図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(前処理建屋)(その1)	×	-
第9.3-8図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(前処理建屋)(その2)	×	-
第9.3-9図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(分離建屋)(その1)	×	-
第9.3-9図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(分離建屋)(その2)	×	-
第9.3-10図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(精製建屋)(その1)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9.3-10図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(精製建屋) (その2)	×	-
第9.3-11図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第9.3-11図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第9.3-12図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋) (その)	×	-
第9.3-12図	代替安全圧縮空気系(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)の系統概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋) (その)	×	-
第9.3-13図(1)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地下4階)	×	-
第9.3-13図(2)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地下3階)	×	-
第9.3-13図(3)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上1階)1/	×	-
第9.3-13図(3)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上1階)2/	×	-
第9.3-13図(4)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上2階)	×	-
第9.3-13図(5)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地下3階)	×	-
第9.3-13図(6)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地下2階)	×	-
第9.3-13図(7)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地下1階)	×	-
第9.3-13図(8)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地上1階)	×	-
第9.3-13図(9)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地上2階)	×	-
第9.3-13図(10)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(分離建屋 地上3階)	×	-
第9.3-13図(11)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地下3階)	×	-
第9.3-13図(12)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地下2階)	×	-
第9.3-13図(13)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地下1階)	×	-
第9.3-13図(14)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地上1階)	×	-
第9.3-13図(15)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地上2階)	×	-
第9.3-13図(16)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地上3階)	×	-
第9.3-13図(17)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(精製建屋 地上4階)	×	-
第9.3-13図(18)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階)	×	-
第9.3-13図(19)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階)	×	-
第9.3-13図(20)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)	×	-
第9.3-13図(21)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下4階)	×	-
第9.3-13図(22)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)	×	-
第9.3-13図(23)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)	×	-
第9.3-13図(24)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)	×	-
第9.3-13図(25)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)	×	-
第9.3-13図(26)	代替安全圧縮空気系の機器配置概要図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上2階)	×	-
第9.3-14図(1)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(2)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地下2階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(3)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(4)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上2階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(5)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上3階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(6)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地下1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(7)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(8)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上2階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(9)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上3階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(10)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9.3-14図(11)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2階)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(12)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)(水素爆発を未然に防止するための空気)	×	-
第9.3-14図(13)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)(水素爆発を未然に防止するための空気)	×	-
第9.3-14図(14)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)(水素爆発を未然に防止するための空気)	×	-
第9.3-14図(15)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)(水素爆発を未然に防止するための空気)	×	-
第9.3-14図(16)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(17)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上2階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(18)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地下1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(19)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(20)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上2階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(21)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(分離建屋 地上3階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(22)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地下1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(23)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(24)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上2階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(25)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上3階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(26)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上4階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(27)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(28)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2階)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給)	×	-
第9.3-14図(29)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)(水素爆発の再発を防止するための空気)	×	-
第9.3-14図(30)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)(水素爆発の再発を防止するための空気)	×	-
第9.3-14図(31)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)(水素爆発の再発を防止するための空気)	×	-
第9.3-14図(32)	代替安全圧縮空気系の接続口配置図及び接続口一覧(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)(水素爆発の再発を防止するための空気)	×	-
第9.3-15図(1)	臨界事故時水素掃気系の系統概要図(前処理建屋)	×	-
第9.3-15図(2)	臨界事故時水素掃気系の系統概要図(精製建屋)	×	-
第9.3-16図(1)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第9.3-16図(2)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(前処理建屋 地上3階)	×	-
第9.3-16図(3)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(精製建屋 地下1階)	×	-
第9.3-16図(4)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(精製建屋 地上1階)	×	-
第9.3-16図(5)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(精製建屋 地上2階)	×	-
第9.3-16図(6)	臨界事故時水素掃気系の機器配置概要図(精製建屋 地上4階)	×	-
第9.3-17図(1)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上1階)	×	-
第9.3-17図(2)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(前処理建屋 地上3階)	×	-
第9.3-17図(3)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地下1階)	×	-
第9.3-17図(4)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上1階)	×	-
第9.3-17図(5)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上2階)	×	-
第9.3-17図(6)	臨界事故時水素掃気系の接続口配置図及び接続口一覧(精製建屋 地上4階)	×	-
9.4	給水処理設備	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
9.4.1	設計基準対象の施設	×	-
9.4.1.1	概要	×	-
9.4.1.2	設計方針	×	-
9.4.1.3	主要設備の仕様	×	-
9.4.1.4	主要設備	×	-
9.4.1.5	評価	×	-
9.4.2	重大事故等対処設備	×	-
9.4.2.1	水供給設備	×	-
9.4.2.1.1	概要	×	-
9.4.2.1.2	設計方針	×	-
9.4.2.1.3	主要設備の仕様	×	-
9.4.2.1.4	系統構成及び主要設備	×	-
9.4.2.1.5	試験・検査	×	-
第9.4-1表	給水処理設備の主要設備の仕様	×	-
第9.4-2表(1)	水供給設備の主要設備の仕様	×	-
第9.4-2表(2)	水供給設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第9.4-2表(3)	水供給設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第9.4-1図(1)	給水処理設備系統概要図	×	-
第9.4-1図(2)	給水処理設備系統概要図	×	-
第9.4-2図	水供給設備の系統概要図(蒸発乾固への対処及び燃料貯蔵プール等への注水)	×	-
第9.4-3図	水供給設備の系統概要図(燃料貯蔵プール等への水のスプレイ, 燃料貯蔵プール等への大容量の注水に係る第1貯水槽への水の補給)	×	-
第9.4-4図	水供給設備の系統概要図(大気中への放射性物質の放出抑制への対処に係る第1貯水槽への水の補給)	×	-
第9.4-5図	水供給設備の系統概要図(航空機衝突による航空機燃料火災, 化学火災への対処)	×	-
第9.4-6図	水供給設備の機器配置概要図(第1保管庫・貯水所 地下)	×	-
第9.4-7図	水供給設備の機器配置概要図(第1保管庫・貯水所 地上1階)	×	-
第9.4-8図	水供給設備の機器配置概要図(第1保管庫・貯水所 断面)	×	-
第9.4-9図	水供給設備の機器配置概要図(第2保管庫・貯水所 地下)	×	-
第9.4-10図	水供給設備の機器配置概要図(第2保管庫・貯水所 地上1階)	×	-
第9.4-11図	水供給設備の機器配置概要図(第2保管庫・貯水所 断面)	×	-
9.5	冷却水設備	×	-
9.5.1	設計基準対象の施設	×	-
9.5.1.1	概要	×	-
9.5.1.2	設計方針	×	-
9.5.1.3	主要設備の仕様	×	-
9.5.1.4	主要設備	×	-
9.5.1.5	試験・検査	×	-
9.5.1.6	評価	×	-
9.5.2	重大事故等対処設備	×	-
9.5.2.1	代替安全冷却水系	×	-
9.5.2.1.1	概要	×	-
9.5.2.1.2	系統構成及び主要設備	×	-
9.5.2.1.3	設計方針	×	-
9.5.2.1.4	主要設備の仕様	×	-
9.5.2.1.5	試験・検査	×	-
第9.5-1表(1)	冷却水設備の主要設備の仕様	×	-
第9.5-1表(2)	冷却水設備の主要設備の仕様	×	-
第9.5-2表	再処理設備本体用の安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水の供給が必要な施設	×	-
第9.5-3表(1)	代替安全冷却水系の主要設備の仕様	×	-
第9.5-3表(2)	代替安全冷却水系に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第9.5-3表(3)	代替安全冷却水系に関連する放射線管理施設の概略仕様	×	-
第9.5-3表(4)	代替安全冷却水系に関連する水供給設備の概略仕様	×	-
第9.5-3表(5)	代替安全冷却水系に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第9.5-4表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する対象機器	×	-
第9.5-1図	冷却水設備系統概要図	×	-
第9.5-2図(1)	一般冷却水系系統概要図	×	-
第9.5-2図(2)	一般冷却水系系統概要図	×	-
第9.5-2図(3)	一般冷却水系系統概要図	×	-
第9.5-2図(4)	一般冷却水系系統概要図	×	-
第9.5-2図(5)	一般冷却水系系統概要図	×	-
第9.5-3図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系系統概要	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9.5-4図	再処理設備本体用の安全冷却水系系統概要図	×	-
第9.5-5図	第2非常用ディーゼル発電機用の安全冷却水系系統概要図	×	-
第9.5-6図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔B基礎機器配置図(地下2階)	×	-
第9.5-7図	代替安全冷却水系の系統概要図(内部ループへの通水による冷却)(その1)	×	-
第9.5-7図	代替安全冷却水系の系統概要図(内部ループへの通水による冷却)(その2)	×	-
第9.5-8図(1)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下4階)	×	-
第9.5-8図(2)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下3階)	×	-
第9.5-8図(3)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下1階)	×	-
第9.5-8図(4)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地上1階)	×	-
第9.5-8図(5)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下3階)	×	-
第9.5-8図(6)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下2階)	×	-
第9.5-8図(7)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下1階)	×	-
第9.5-8図(8)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上1階)	×	-
第9.5-8図(9)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上2階)	×	-
第9.5-8図(10)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上3階)	×	-
第9.5-8図(11)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下3階)	×	-
第9.5-8図(12)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下2階)	×	-
第9.5-8図(13)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下1階)	×	-
第9.5-8図(14)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上1階)	×	-
第9.5-8図(15)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上2階)	×	-
第9.5-8図(16)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上3階)	×	-
第9.5-8図(17)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上4階)	×	-
第9.5-8図(18)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下1階)	×	-
第9.5-8図(19)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-
第9.5-8図(20)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-
第9.5-8図(21)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下4階)	×	-
第9.5-8図(22)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下3階)	×	-
第9.5-8図(23)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下2階)	×	-
第9.5-8図(24)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下1階)	×	-
第9.5-8図(25)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-
第9.5-8図(26)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地上2階)	×	-
第9.5-9図(1)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 前処理建屋(地下3階)	×	-
第9.5-9図(2)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地下2階)	×	-
第9.5-9図(3)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地下1階)	×	-
第9.5-9図(4)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地上1階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9.5-9図(5)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地上3階)	×	-
第9.5-9図(6)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 精製建屋(地下2階)	×	-
第9.5-9図(7)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 精製建屋(地下1階)	×	-
第9.5-9図(8)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下1階)	×	-
第9.5-9図(9)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下2階)	×	-
第9.5-9図(10)	代替安全冷却水系(内部ループへの通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-
第9.5-10図	代替安全冷却水系の系統概要図(貯槽等への注水)(その1)	×	-
第9.5-10図	代替安全冷却水系の系統概要図(貯槽等への注水)(その2)	×	-
第9.5-11図(1)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図前処理建屋(地下4階)	×	-
第9.5-11図(2)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図前処理建屋(地下3階)	×	-
第9.5-11図(3)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図前処理建屋(地下1階)	×	-
第9.5-11図(4)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図前処理建屋(地上1階)	×	-
第9.5-11図(5)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図前処理建屋(地上3階)	×	-
第9.5-11図(6)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地下3階)	×	-
第9.5-11図(7)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地下2階)	×	-
第9.5-11図(8)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地下1階)	×	-
第9.5-11図(9)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地上1階)	×	-
第9.5-11図(10)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地上2階)	×	-
第9.5-11図(11)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地上3階)	×	-
第9.5-11図(12)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図精製建屋(地下3階)	×	-
第9.5-11図(13)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図精製建屋(地下2階)	×	-
第9.5-11図(14)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図精製建屋(地下1階)	×	-
第9.5-11図(15)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図精製建屋(地上1階)	×	-
第9.5-11図(16)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図精製建屋(地上2階)	×	-
第9.5-11図(17)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図精製建屋(地上3階)	×	-
第9.5-11図(18)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図精製建屋(地上4階)	×	-
第9.5-11図(19)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下1階)	×	-
第9.5-11図(20)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-
第9.5-11図(21)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-
第9.5-11図(22)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下4階)	×	-
第9.5-11図(23)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下3階)	×	-
第9.5-11図(24)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下2階)	×	-
第9.5-11図(25)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下1階)	×	-
第9.5-11図(26)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-
第9.5-11図(27)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の機器及び接続口配置概要図高レベル廃液ガラス固化建屋(地上2階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9.5-12図(1)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 前処理建屋(地上1階)	×	-
第9.5-12図(2)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 前処理建屋(地上3階)	×	-
第9.5-12図(3)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地下1階)	×	-
第9.5-12図(4)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地上1階)	×	-
第9.5-12図(5)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地上2階)	×	-
第9.5-12図(6)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地上3階)	×	-
第9.5-12図(7)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 精製建屋(地上1階)	×	-
第9.5-12図(8)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 精製建屋(地上4階)	×	-
第9.5-12図(9)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-
第9.5-12図(10)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-
第9.5-12図(11)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下3階)	×	-
第9.5-12図(12)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下2階)	×	-
第9.5-12図(13)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下1階)	×	-
第9.5-12図(14)	代替安全冷却水系(貯槽等への注水)の注水接続口配置図及び接続口一覧 高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-
第9.5-13図	代替安全冷却水系の系統概要図(冷却コイル等への通水による冷却)(その1)	×	-
第9.5-13図	代替安全冷却水系の系統概要図(冷却コイル等への通水による冷却)(その2)	×	-
第9.5-14図(1)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下4階)	×	-
第9.5-14図(2)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下3階)	×	-
第9.5-14図(3)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地下1階)	×	-
第9.5-14図(4)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 前処理建屋(地上1階)	×	-
第9.5-14図(5)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下3階)	×	-
第9.5-14図(6)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下2階)	×	-
第9.5-14図(7)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地下1階)	×	-
第9.5-14図(8)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上1階)	×	-
第9.5-14図(9)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上2階)	×	-
第9.5-14図(10)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 分離建屋(地上3階)	×	-
第9.5-14図(11)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下3階)	×	-
第9.5-14図(12)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下2階)	×	-
第9.5-14図(13)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下1階)	×	-
第9.5-14図(14)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上1階)	×	-
第9.5-14図(15)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上2階)	×	-
第9.5-14図(16)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上4階)	×	-
第9.5-14図(17)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下1階)	×	-
第9.5-14図(18)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9.5-14図(19)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-
第9.5-14図(20)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図高レベル廃液ガラス固化建屋(地下4階)	×	-
第9.5-14図(21)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下3階)	×	-
第9.5-14図(22)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下2階)	×	-
第9.5-14図(23)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下1階)	×	-
第9.5-14図(24)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-
第9.5-14図(25)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の機器及び接続口配置概要図高レベル廃液ガラス固化建屋(地上2階)	×	-
第9.5-15図(1)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 前処理建屋(地下3階)	×	-
第9.5-15図(2)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 前処理建屋(地下1階)	×	-
第9.5-15図(3)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 前処理建屋(地上1階)	×	-
第9.5-15図(4)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地下2階)	×	-
第9.5-15図(5)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地下1階)	×	-
第9.5-15図(6)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地上1階)	×	-
第9.5-15図(7)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地上2階)	×	-
第9.5-15図(8)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 分離建屋(地上3階)	×	-
第9.5-15図(9)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 精製建屋(地下3階)	×	-
第9.5-15図(10)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 精製建屋(地下2階)	×	-
第9.5-15図(11)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 精製建屋(地下1階)	×	-
第9.5-15図(12)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下1階)	×	-
第9.5-15図(13)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下2階)	×	-
第9.5-15図(14)	代替安全冷却水系(冷却コイル等への通水による冷却)の通水接続口配置図及び接続口一覧 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下1階)	×	-
第9.5-16図	代替安全冷却水系の系統概要図(凝縮器への通水による冷却)(その	×	-
第9.5-16図	代替安全冷却水系の系統概要図(凝縮器への通水による冷却)(その	×	-
第9.5-17図(1)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図前処理建屋(地下4階)	×	-
第9.5-17図(2)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図前処理建屋(地下3階)	×	-
第9.5-17図(3)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図前処理建屋(地下1階)	×	-
第9.5-17図(4)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図前処理建屋(地上1階)	×	-
第9.5-17図(5)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地下3階)	×	-
第9.5-17図(6)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地下2階)	×	-
第9.5-17図(7)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地下1階)	×	-
第9.5-17図(8)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地上1階)	×	-
第9.5-17図(9)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地上2階)	×	-
第9.5-17図(10)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図分離建屋(地上3階)	×	-
第9.5-17図(11)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図精製建屋(地下3階)	×	-
第9.5-17図(12)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図精製建屋(地下2階)	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9.5-17図(13)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地下1階)	×	-
第9.5-17図(14)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上1階)	×	-
第9.5-17図(15)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上2階)	×	-
第9.5-17図(16)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 精製建屋(地上4階)	×	-
第9.5-17図(17)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地下1階)	×	-
第9.5-17図(18)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-
第9.5-17図(19)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-
第9.5-17図(20)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下4階)	×	-
第9.5-17図(21)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下3階)	×	-
第9.5-17図(22)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地下1階)	×	-
第9.5-17図(23)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の機器及び接続口配置概要図 高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-
第9.5-18図(1)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続 口一覧前処理建屋(地下1階)	×	-
第9.5-18図(2)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続 口一覧前処理建屋(地上1階)	×	-
第9.5-18図(3)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続 口一覧分離建屋(地上2階)	×	-
第9.5-18図(4)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続 口一覧分離建屋(地上3階)	×	-
第9.5-18図(5)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続 口一覧精製建屋(地上2階)	×	-
第9.5-18図(6)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続 口一覧精製建屋(地上4階)	×	-
第9.5-18図(7)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続 口一覧ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上1階)	×	-
第9.5-18図(8)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続 口一覧ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋(地上2階)	×	-
第9.5-18図(9)	代替安全冷却水系(凝縮器への通水)の通水接続口配置図及び接続 口一覧高レベル廃液ガラス固化建屋(地上1階)	×	-
9.6	蒸気供給設備	×	-
9.6.1	概要	×	-
9.6.2	設計方針	×	-
9.6.3	主要設備の仕様	×	-
9.6.4	主要設備	×	-
9.6.5	試験・検査	×	-
9.6.6	評価	×	-
第9.6-1表	蒸気供給設備の主要設備の仕様	×	-
第9.6-1図	蒸気供給設備系統概要図	×	-
第9.6-2図	一般蒸気系系統概要図	×	-
第9.6-3図	安全蒸気系系統概要図	×	-
9.7	主要な試験施設	×	-
9.8	分析設備	×	-
9.8.1	概要	×	-
9.8.2	設計方針	×	-
9.8.3	主要設備の仕様	×	-
9.8.4	系統構成及び主要設備	×	-
9.8.5	試験・検査	×	-
9.8.6	評価	×	-
第9.8-1表	分析設備の主要設備の仕様	×	-
第9.8-2表	主要な試料採取項目	×	-
第9.8-3表	分析済溶液処理系の主要設備の臨界安全管理表	×	-
第9.8-1図	分析済溶液処理系系統概要図	×	-
9.9	化学薬品貯蔵供給設備	×	-
9.9.1	概要	○	12条
9.9.2	設計方針	○	12条
9.9.3	主要設備の仕様	○	12条
9.9.4	主要設備	○	12条

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
9.9.5	評価	○	12条
第9.9-1表	化学薬品貯蔵供給設備の主要設備の仕様	○	12条
第9.9-1図	主要な化学薬品貯蔵供給系系統概要図	○	12条
9.10	火災防護設備	×	-
9.10.1	安全機能を有する施設に対する火災防護設備	×	-
9.10.1.1	概要	×	-
9.10.1.2	設計方針	×	-
9.10.1.3	主要設備の仕様	×	-
9.10.1.4	主要設備	×	-
9.10.1.5	試験・検査	×	-
9.10.1.6	評価	×	-
9.10.2	重大事故等対処施設に対する火災防護設備	×	-
9.10.2.1	概要	×	-
9.10.2.2	設計方針	×	-
9.10.2.3	主要設備の仕様	×	-
9.10.2.4	主要設備	×	-
9.10.2.5	試験・検査	×	-
9.10.2.6	評価	×	-
第9.10-1表	火災感知設備の火災感知器の組合せ	×	-
第9.10-2表	消火設備の主要設備の仕様	×	-
第9.10-3表	火災感知設備の火災感知器の組合せ	×	-
第9.10-4表	消火設備の主要設備の仕様	×	-
第9.10-1図	火災感知設備系統概要図	×	-
第9.10-2図	消火水供給設備系統概要図	×	-
第9.10-3図	火災感知設備系統概要図(重大事故等対処施設用)	×	-
第9.10-4図	消火水供給設備系統概要図(緊急時対策建屋)	×	-
9.11	竜巻防護対策設備	×	-
9.11.1	概要	×	-
9.11.2	設計方針	×	-
9.11.3	主要設備の仕様	×	-
9.11.4	主要設備	×	-
9.11.5	試験・検査	×	-
9.11.6	評価	×	-
第9.11.3-1表	竜巻防護対策設備の仕様	×	-
第9.11.4-1図	竜巻防護対策設備配置図	×	-
第9.11.4-2図(1)	飛来物防護板概略図(非常用電源建屋)	×	-
第9.11.4-2図(2)	飛来物防護板概略図(主排気筒周辺)	×	-
第9.11.4-2図(3)	飛来物防護板概略図(開口部)	×	-
第9.11.4-3図	飛来物防護ネット概略図	×	-
9.12	溢水防護設備	×	-
9.13	化学薬品防護設備	×	-
9.14	補機駆動用燃料補給設備	×	-
9.14.1	概要	×	-
9.14.2	設計方針	×	-
9.14.3	主要設備の仕様	×	-
9.14.4	系統構成	×	-
9.14.5	試験・検査	×	-
第9.14-1表	補機駆動用燃料補給設備の設備仕様	×	-
第9.14-1図	軽油貯槽の配置図	×	-
第9.14-2図	補機駆動用燃料補給設備の系統概要図	×	-
9.15	放出抑制設備	×	-
9.15.1	放水設備	×	-
9.15.1.1	概要	×	-
9.15.1.2	設計方針	×	-
9.15.1.3	主要設備の仕様	×	-
9.15.1.4	系統構成及び主要設備	×	-
9.15.1.5	試験・検査	×	-
9.15.2	注水設備	×	-
9.15.2.1	概要	×	-
9.15.2.2	設計方針	×	-
9.15.2.3	主要設備の仕様	×	-
9.15.2.4	系統構成及び主要設備	×	-
9.15.2.5	試験・検査	×	-
9.15.3	抑制設備	×	-
9.15.3.1	概要	×	-
9.15.3.2	設計方針	×	-
9.15.3.3	主要設備の仕様	×	-
9.15.3.4	系統構成及び主要設備	×	-



申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
9.15.3.5	試験・検査	×	-
第9.15-1表(1)	放水設備の主要設備の仕様	×	-
第9.15-1表(2)	放水設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第9.15-1表(3)	放水設備に関連する水供給設備の概略仕様	×	-
第9.15-1表(4)	放水設備に関連する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-
第9.15-1表(5)	放水設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第9.15-2表(1)	注水設備の主要設備の仕様	×	-
第9.15-2表(2)	注水設備に関連する計装設備の概略仕様	×	-
第9.15-2表(3)	注水設備に関連する水供給設備の概略仕様	×	-
第9.15-2表(4)	注水設備に関連する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-
第9.15-2表(5)	注水設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第9.15-3表(1)	抑制設備の主要設備の仕様	×	-
第9.15-3表(2)	抑制設備に関連する水供給設備の概略仕様	×	-
第9.15-3表(3)	抑制設備に関連する代替安全冷却水系の概略仕様	×	-
第9.15-3表(4)	抑制設備に関連する補機駆動用燃料補給設備の概略仕様	×	-
第9.15-1図	放水設備の系統概要図(大気中への放射性物質の放出を抑制)	×	-
第9.15-2図	放水設備の系統概要図(再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災, 化学火災への対処)	×	-
第9.15-3図	注水設備の系統概要図(工場等外への放射線の放出を抑制)	×	-
第9.15-4図	抑制設備の配置図	×	-
9.16	緊急時対策所	×	-
9.16.1	設計基準対象の施設	×	-
9.16.1.1	概要	○	26条,46条
9.16.1.2	設計方針	○	26条,46条
9.16.1.3	主要設備の仕様	○	26条,46条
9.16.1.4	主要設備	○	26条,46条
9.16.1.5	試験・検査	×	-
9.16.2	重大事故等対処設備	×	-
9.16.2.1	概要	○	26条,46条
9.16.2.2	設計方針	×	-
9.16.2.3	主要設備の仕様	○	26条,46条
9.16.2.4	系統構成及び主要設備	○	26条,46条
9.16.2.5	試験・検査	×	-
第9.16-1表(1)	緊急時対策所の主要設備及び仕様	○	26条,46条
第9.16-1表(2)	通信連絡設備の概略仕様	×	-
第9.16-2表(1)	緊急時対策所の主要設備及び仕様(重大事故等対処設備)	○	26条,46条
第9.16-2表(2)	放射線管理施設の概略仕様	×	-
第9.16-2表(3)	通信連絡設備及び代替通信連絡設備の概略仕様	×	-
第9.16-1図	データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図	×	-
第9.16-2図	緊急時対策建屋機器配置図(地下1階)	×	-
第9.16-3図	緊急時対策建屋機器配置図(地上1階)	×	-
第9.16-4図	緊急時対策建屋換気設備の系統概要図	×	-
第9.16-5図	情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図	×	-
第9.16-6図	緊急時対策建屋電源設備の系統概要図	×	-
第9.16-7図	燃料補給設備の系統概要図	×	-
9.17	通信連絡設備	×	-
9.17.1	設計基準対象の施設	×	-
9.17.1.1	概要	○	27条,47条
9.17.1.2	設計方針	○	27条,47条
9.17.1.3	主要設備の仕様	×	-
9.17.1.4	主要設備	○	27条,47条
9.17.1.5	試験・検査	×	-
9.17.1.6	手順等	×	-
第9.17.1-1表(1)	通信連絡設備の主要設備の仕様	×	-
第9.17.1-1表(2)	通信連絡設備の主要設備の仕様	×	-
9.17.2	重大事故等対処設備	×	-
9.17.2.1	概要	○	27条,47条
9.17.2.2	設計方針	○	27条,47条
9.17.2.3	主要設備の仕様	×	-
9.17.2.4	系統構成及び主要設備	○	27条,47条
9.17.2.5	試験・検査	×	-
第9.17.2-1表(1)	通信連絡設備の一覧	×	-
第9.17.2-1表(2)	通信連絡設備の一覧	×	-
第9.17.2-2表	代替通信連絡設備の一覧	○	27条,47条
第9.17.2-3表(1)	通信連絡設備及び代替通信連絡設備の主要機器仕様	×	-
第9.17.2-3表(2)	通信連絡設備に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第9.17.2-3表(3)	代替通信連絡設備に関連する制御室(重大事故等時)の概略仕様	×	-
第9.17.2-3表(4)	代替通信連絡設備に関連する放射線管理施設の概略仕様	×	-

申請書 添付書類六

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9.17.2-3表(5)	代替通信連絡設備に関連する電気設備の概略仕様	×	-
第9.17.2-3表(6)	代替通信連絡設備に関連するの緊急時対策建屋電源設備の概略仕様	×	-
第9.17.2-1図	通信連絡設備の系統概要図	○	27条,47条
第9.17.2-2図	代替通信連絡設備の系統概要図	○	27条,47条
第9.17.2-3図	代替通信連絡設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	×	-
第9.17.2-4図	代替通信連絡設備の機器配置図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)	×	-
第9.17.2-5図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地下4階)	×	-
第9.17.2-6図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地下3階)	×	-
第9.17.2-7図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地下1階)	×	-
第9.17.2-8図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第9.17.2-9図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地上2階)	×	-
第9.17.2-10図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地上3階)	×	-
第9.17.2-11図	代替通信連絡設備の機器配置図(前処理建屋 地上4階)	×	-
第9.17.2-12図	代替通信連絡設備の機器配置図(分離建屋 地下2階)	×	-
第9.17.2-13図	代替通信連絡設備の機器配置図(分離建屋 地下1階)	×	-
第9.17.2-14図	代替通信連絡設備の機器配置図(分離建屋 地上1階)	×	-
第9.17.2-15図	代替通信連絡設備の機器配置図(分離建屋 地上2階)	×	-
第9.17.2-16図	代替通信連絡設備の機器配置図(分離建屋 地上3階)	×	-
第9.17.2-17図	代替通信連絡設備の機器配置図(分離建屋 地上4階)	×	-
第9.17.2-18図	代替通信連絡設備の機器配置図(精製建屋 地下2階)	×	-
第9.17.2-19図	代替通信連絡設備の機器配置図(精製建屋 地下1階)	×	-
第9.17.2-20図	代替通信連絡設備の機器配置図(精製建屋 地上1階)	×	-
第9.17.2-21図	代替通信連絡設備の機器配置図(精製建屋 地上2階)	×	-
第9.17.2-22図	代替通信連絡設備の機器配置図(精製建屋 地上3階)	×	-
第9.17.2-23図	代替通信連絡設備の機器配置図(精製建屋 地上4階)	×	-
第9.17.2-24図	代替通信連絡設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下2階)	×	-
第9.17.2-25図	代替通信連絡設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地下1階)	×	-
第9.17.2-26図	代替通信連絡設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)	×	-
第9.17.2-27図	代替通信連絡設備の機器配置図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上2階)	×	-
第9.17.2-28図	代替通信連絡設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下4階)	×	-
第9.17.2-29図	代替通信連絡設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下3階)	×	-
第9.17.2-30図	代替通信連絡設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下2階)	×	-
第9.17.2-31図	代替通信連絡設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地下1階)	×	-
第9.17.2-32図	代替通信連絡設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)	×	-
第9.17.2-33図	代替通信連絡設備の機器配置図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上2階)	×	-
第9.17.2-34図	代替通信連絡設備の機器配置図(制御建屋 地下1階)	×	-
第9.17.2-35図	代替通信連絡設備の機器配置図(制御建屋 地上3階)	×	-
第9.17.2-36図	代替通信連絡設備の機器配置図(緊急時対策建屋 地下1階)	×	-
10.	運転保守	×	-
10.1	基本方針	×	-
10.2	組織及び職務	×	-
10.3	運転管理	×	-
10.4	放射性廃棄物管理	×	-
10.5	放射線管理	×	-
10.6	保守管理	×	-
10.7	緊急時の措置	×	-
10.8	教育及び訓練	×	-
10.9	健康管理	×	-
10.10	所員以外の者に対する保安措置	×	-
10.11	記録及び報告	×	-
添付1	重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
1.	安全評価に関する基本方針	×	-
1.1	基本的考え方	×	-
1.1.1	運転時の異常な過渡変化	×	-
1.1.1.1	定義	×	-
1.1.1.2	事象の検討及び選定	×	-
1.1.1.3	判断基準	×	-
1.1.2	設計基準事故	×	-
1.1.2.1	定義	×	-
1.1.2.2	事象の検討及び選定	×	-
1.1.2.3	判断基準	×	-
1.1.3	立地評価事故	×	-
1.1.3.1	定義	×	-
1.1.3.2	評価事象	×	-
1.1.3.3	判断基準	×	-
第1.1-1表	事故等の評価に係る工程	×	-
第1.1-2表	物質の出入り, エネルギーの出入り及び固体の位置又は経路の変化に関する変動項目	×	-
第1.1-3表	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象の分類項目	×	-
第1.1-4表(1)	運転時の異常な過渡変化に係る事象	×	-
第1.1-4表(2)	運転時の異常な過渡変化に係る事象	×	-
第1.1-4表(3)	運転時の異常な過渡変化に係る事象	×	-
第1.1-4表(4)	運転時の異常な過渡変化に係る事象	×	-
第1.1-5表(1)	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-
第1.1-5表(2)	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-
第1.1-5表(3)	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-
第1.1-5表(4)	運転時の異常な過渡変化に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-
第1.1-6表	設計基準事故に係る事象の類似事象の分類項目	×	-
第1.1-7表(1)	設計基準事故に係る事象	×	-
第1.1-7表(2)	設計基準事故に係る事象	×	-
第1.1-8表(1)	設計基準事故に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-
第1.1-8表(2)	設計基準事故に係る事象の類似事象分類と代表事象	×	-
1.2	解析に当たって考慮する事項	×	-
1.3	再処理施設の事故等の代表事象の選定について	×	-
第1.3-1表	火災への拡大に係る事象の比較	×	-
第1.3-2表	爆発への拡大に係る事象の比較	×	-
第1.3-3表	臨界への拡大に係る事象の比較	×	-
第1.3-4表	放射性物質の浄化機能の低下に係る事象の比較	×	-
第1.3-5表	火災(セル内での有機溶媒火災)に係る事象の比較	×	-
第1.3-6表	漏えい(配管からセルへの漏えい)に係る事象の比較	×	-
第1.3-7表	使用済燃料集合体等の破損に係る事象の比較	×	-
1.4	参考文献一覧	×	-
2.	運転時の異常な過渡変化	×	-
2.1	序	×	-
2.2	プルトニウム精製設備の逆抽出塔での有機溶媒の温度異常上昇	×	-
2.2.1	原因, 発生防止対策及び拡大防止対策	×	-
2.2.2	過渡変化の解析	×	-
2.2.3	判断基準への適合性の検討	×	-
2.3	高レベル廃液濃縮缶における加熱蒸気の温度異常上昇	×	-
2.3.1	原因, 発生防止対策及び拡大防止対策	×	-
2.3.2	過渡変化の解析	×	-
2.3.3	判断基準への適合性の検討	×	-
2.4	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉での還元ガス中の水素濃度異常上昇	×	-
2.4.1	原因, 発生防止対策及び拡大防止対策	×	-
2.4.2	過渡変化の解析	×	-
2.4.3	判断基準への適合性の検討	×	-
2.5	分配設備のプルトニウム洗浄器におけるプルトニウム濃度異常上昇	×	-
2.5.1	原因, 発生防止対策及び拡大防止対策	×	-
2.5.2	過渡変化の解析	×	-
2.5.3	判断基準への適合性の検討	×	-
2.6	高レベル廃液濃縮缶凝縮器での冷却能力の低下による廃ガス中蒸気量の増大	×	-
2.6.1	原因, 発生防止対策及び拡大防止対策	×	-
2.6.2	過渡変化の解析	×	-
2.6.3	判断基準への適合性の検討	×	-
2.7	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の還元炉の温度異常上昇	×	-
2.7.1	原因, 発生防止対策及び拡大防止対策	×	-
2.7.2	過渡変化の解析	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
2.7.3	判断基準への適合性の検討	×	-
2.8	外部電源喪失	×	-
2.8.1	原因, 発生防止対策及び拡大防止対策	×	-
2.8.2	過渡変化の解析	×	-
2.8.3	判断基準への適合性の検討	×	-
2.9	結論	×	-
2.10	参考文献一覧	×	-
3.	設計基準事故	×	-
3.1	序	×	-
3.2	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災	×	-
3.2.1	原因及び説明	×	-
3.2.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-
3.2.3	事故経過	×	-
3.2.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
3.2.4.1	放射性物質の放出量	×	-
3.2.4.2	線量の評価	×	-
3.2.5	判断基準への適合性の検討	×	-
第3.2-1表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の燃焼有機溶媒中の放射性物質濃度	×	-
第3.2-2表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の放射性物質の放出量	×	-
第3.2-3表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の線量	×	-
第3.2-1図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災-プルトニウム精製塔セル内の圧力解析	×	-
第3.2-2図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災-精製建屋換気設備のセルからの排気系の高性能粒子フィルタに流入する気体の温度	×	-
第3.2-3図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災-精製建屋内の圧力解析	×	-
第3.2-4図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の放射性物質の大気放出過程	×	-
3.3	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応	×	-
3.3.1	原因及び説明	×	-
3.3.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-
3.3.3	事故経過	×	-
3.3.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
3.3.4.1	放射性物質の放出量	×	-
3.3.4.2	線量の評価	×	-
3.3.5	判断基準への適合性の検討	×	-
第3.3-1表	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応時のプルトニウム濃縮缶内の放射性物質濃度	×	-
第3.3-2表	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応時の放射性物質の放出量	×	-
第3.3-3表	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応時の線量	×	-
第3.3-1図	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応-プルトニウム濃縮缶内の圧力解析	×	-
第3.3-2図	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応-高性能粒子フィルタの差圧解析	×	-
第3.3-3図	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応-高性能粒子フィルタに流入する気体の温度解析	×	-
第3.3-4図	プルトニウム濃縮缶でのTBP等の錯体の急激な分解反応時の放射性物質の大気放出過程	×	-
3.4	溶解槽における臨界	×	-
3.4.1	原因及び説明	×	-
3.4.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-
3.4.3	事故経過	×	-
3.4.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
3.4.4.1	放射性物質の放出量	×	-
3.4.4.2	線量の評価	×	-
3.4.4.3	臨界の事象想定について	×	-
3.4.5	判断基準への適合性の検討	×	-
第3.4-1表	溶解槽における臨界時の放射性物質生成量及び諸定数	×	-
第3.4-2表	溶解槽における臨界時の溶液中の放射性物質濃度	×	-
第3.4-3表	溶解槽における臨界時の放射性物質の放出量	×	-
第3.4-4表	溶解槽における臨界時の核分裂による放射線の発生数	×	-
第3.4-5表	溶解槽における臨界時の線量	×	-
第3.4-1図(1)	溶解槽における臨界時の放射性物質の大気放出過程(希ガス及びよ	×	-
第3.4-1図(2)	溶解槽における臨界時の放射性物質の大気放出過程(希ガス及びよ う素以外の核種)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
3.5	高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい	×	-
3.5.1	原因及び説明	×	-
3.5.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-
3.5.3	事故経過	×	-
3.5.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
3.5.4.1	放射性物質の放出量	×	-
3.5.4.2	線量の評価	×	-
3.5.5	判断基準への適合性の検討	×	-
第3.5-1表	高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい時の放射性物質の放出量	×	-
第3.5-2表	高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい時の線量	×	-
第3.5-1図	高レベル廃液貯蔵設備の配管からセルへの漏えい時の放射性物質の大気放出過程	×	-
3.6	高レベル廃液ガラス固化設備での熔融ガラスの漏えい	×	-
3.6.1	原因及び説明	×	-
3.6.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-
3.6.3	事故経過	×	-
3.6.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
3.6.4.1	放射性物質の放出量	×	-
3.6.4.2	線量の評価	×	-
3.6.5	判断基準への適合性の検討	×	-
第3.6-1表	高レベル廃液ガラス固化設備での熔融ガラスの漏えい時の放射性物質の放出量	×	-
第3.6-2表	高レベル廃液ガラス固化設備での熔融ガラスの漏えい時の線量	×	-
第3.6-1図	高レベル廃液ガラス固化設備での熔融ガラスの漏えい時の放射性物質の大気放出過程	×	-
3.7	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下	×	-
3.7.1	原因及び説明	×	-
3.7.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-
3.7.3	事故経過	×	-
3.7.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
3.7.4.1	放射性物質の放出量	×	-
3.7.4.2	線量の評価	×	-
3.7.5	判断基準への適合性の検討	×	-
第3.7-1表	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下時の放射性物質の放出量	×	-
第3.7-2表	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下時の線量	×	-
第3.7-1図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下時の希ガスの大気放出過程(ガンマ線実効エネルギー0.5MeV換算値)	×	-
第3.7-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設での使用済燃料集合体落下時のよう素の大気放出過程	×	-
3.8	短時間の全交流動力電源の喪失	×	-
3.8.1	原因及び説明	×	-
3.8.2	事故防止対策及び影響緩和対策	×	-
3.8.3	事故経過	×	-
3.8.4	放射性物質の放出量及び線量の評価	×	-
3.8.4.1	放射性物質の放出量	×	-
3.8.4.2	線量の評価	×	-
3.8.5	判断基準への適合性の検討	×	-
第3.8-1表	短時間の全交流動力電源の喪失時の放射性物質の放出量	×	-
第3.8-2表	短時間の全交流動力電源の喪失時の線量	×	-
第3.8-1図	短時間の全交流動力電源の喪失時の放射性物質の大気放出過程	×	-
3.9	安全評価における機能別の単一故障の仮定について	×	-
第3.9-1表	設計基準事故において仮定した単一故障	×	-
3.10	結論	×	-
3.11	参考文献一覧	×	-
4.	立地評価事故	×	-
4.1	序	×	-
4.2	溶解槽における臨界	×	-
4.2.1	事故の想定	×	-
4.2.2	線量当量評価の種類	×	-
4.2.3	放射性物質の放出量及び線量当量の評価	×	-
4.2.3.1	放射性物質の放出量	×	-
4.2.3.2	線量当量の評価	×	-
第4.2-1表	溶解槽における臨界時の放射性物質生成量及び諸定数(立地評価事	×	-
第4.2-2表	溶解槽における臨界時の溶液中の放射性物質濃度(立地評価事故)	×	-
第4.2-3表	溶解槽における臨界時の放射性物質の放出量(立地評価事故)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第4.2-4表	溶解槽における臨界時の核分裂による放射線の発生数(立地評価事	×	-
第4.2-5表	溶解槽における臨界時の線量当量(立地評価事故)	×	-
第4.2-6表	溶解槽における臨界時の全身線量(実効線量当量)の人口積算値(立地評価事故)(1985年の人口)	×	-
第4.2-7表	溶解槽における臨界時の全身線量(実効線量当量)の人口積算値(立地評価事故)(2040年の人口)	×	-
第4.2-1図(1)	溶解槽における臨界時の放射性物質の大気放出過程(希ガス及びよう素)(立地評価事故)	×	-
第4.2-1図(2)	溶解槽における臨界時の放射性物質の大気放出過程(希ガス及びよう素以外の核種)(立地評価事故)	×	-
4.3	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災	×	-
4.3.1	事故の想定	×	-
4.3.2	線量当量評価の種類	×	-
4.3.3	放射性物質の放出量及び線量当量の評価	×	-
4.3.3.1	放射性物質の放出量	×	-
4.3.3.2	線量当量の評価	×	-
第4.3-1表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の燃焼有機溶媒中の放射性物質濃度(立地評価事故)	×	-
第4.3-2表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の放射性物質の放出量(立地評価事故)	×	-
第4.3-3表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の線量当量(立地評価事故)	×	-
第4.3-4表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の全身線量(実効線量当量)の人口積算値(立地評価事故)(1985年の人口)	×	-
第4.3-5表	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の全身線量(実効線量当量)の人口積算値(立地評価事故)(2040年の人口)	×	-
第4.3-1図	プルトニウム精製設備のセル内での有機溶媒火災時の放射性物質の大気放出過程(立地評価事故)	×	-
4.4	判断基準への適合性の検討	×	-
4.5	結論	×	-
4.6	参考文献一覧	×	-
5.	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	○	技術的能力
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(1/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(2/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(3/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(4/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(5/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(6/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(7/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(8/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(9/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(10/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(11/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(12/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(13/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(14/15)	×	-
第5-1表	重大事故等対処における手順の概要(15/15)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(1/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(2/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(3/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(4/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(5/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(6/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(7/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(8/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(9/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(10/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(11/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(12/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(13/14)	×	-
第5-2表	重大事故等対策における操作の成立性(14/14)	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(1/16)「前処理建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(2/16)「精製建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(3/16)「前処理建屋における臨界事故の放射線分解水素の掃気」	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第5-3表	事故対処するために必要な設備(4/16)「精製建屋における臨界事故の放射線分解水素の掃気」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(5/16)「前処理建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(6/16)「精製建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(7/16)「内部ループへの通水」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(8/16)「貯槽等への注水」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(9/16)「冷却コイル等への通水」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(10/16)「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(11/16)「水素爆発を未然に防止するための空気の供給」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(12/16)「水素爆発の再発を防止するための空気の供給」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(13/16)「セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(14/16)「プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱の停止」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(15/16)「廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留」	×	-
第5-3表	事故対処するために必要な設備(16/16)「燃料損傷防止対策」	×	-
5.1	重大事故等対策	×	-
5.1.1	重大事故等対処設備に係る事項	○	技術的能力
第5.1.1-1図	屋外のアクセスルート図	×	-
第5.1.1-2図	現場環境確認に用いるルート設定の基本方針	×	-
5.1.2	復旧作業に係る事項	○	技術的能力
第5.1.2-1表	施設の復旧作業に必要な資機材	×	-
第5.1.2-2表	予備品として確保する部品の例(1/4)	×	-
第5.1.2-2表	予備品として確保する部品の例(2/4)	×	-
第5.1.2-2表	予備品として確保する部品の例(3/4)	×	-
第5.1.2-2表	予備品として確保する部品の例(4/4)	×	-
第5.1.2-3表	補修材による応急措置の例	×	-
第5.1.2-4表	活用可能な同型の既存機器の数量(1/4)	×	-
第5.1.2-4表	活用可能な同型の既存機器の数量(2/4)	×	-
第5.1.2-4表	活用可能な同型の既存機器の数量(3/4)	×	-
第5.1.2-4表	活用可能な同型の既存機器の数量(4/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その1(1/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その1(2/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その1(3/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その1(4/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その2(1/3)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その2(2/3)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その2(3/3)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その3(1/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その3(2/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その3(3/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その3(4/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その4(1/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その4(2/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その4(3/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その4(4/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その5(1/3)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その5(2/3)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その5(3/3)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その6	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その7(1/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その7(2/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その7(3/4)	×	-
第5.1.2-1図	アクセスルート図 屋内 その7(4/4)	×	-
5.1.3	支援に係る事項	○	技術的能力
第5.1.3-1図	全社対策本部の概要	×	-
第5.1.3-2図	防災組織全体図	×	-
5.1.4	手順書の整備, 訓練の実施及び体制の整備	○	技術的能力
第5.1.4-1表	異常の検知から安全機能の喪失までの判断(1/2)	×	-
第5.1.4-1表	異常の検知から安全機能の喪失までの判断(2/2)	×	-
第5.1.4-2表	非常時対策組織の構成	○	技術的能力
第5.1.4-3表	実施組織の構成	○	技術的能力

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第5.1.4-4表	支援組織の構成	○	技術的能力
第5.1.4-5表	宿直者の構成	○	技術的能力
第5.1.4-1図	制御建屋1階平面図	×	-
第5.1.4-2図	平常運転時の監視から対策の開始までの基本的な流れ	○	技術的能力
第5.1.4-3図	監視機能及び制御機能の喪失から対策の開始までの流れ	×	-
第5.1.4-4図	自然災害における対策の開始までの流れ	×	-
第5.1.4-5図	地震発生における対策の開始までの流れ	×	-
第5.1.4-6図	文書体系図	×	-
第5.1.4-7図	非常時対策組織の体制図	○	技術的能力
第5.1.4-8図	非常時対策組織の初動体制及び全体体制の構成	○	技術的能力
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時0時間から24時間)(1/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時0時間から24時間)(2/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時24時間から48時間)(3/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時24時間から48時間)(4/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時48時間以降)(5/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(地震を要因として発生する機能喪失の重畳時48時間以降)(6/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(放射線対応作業項目)(7/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(情報把握計装設備作業項目)(8/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(建屋外作業項目)(9/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(建屋外作業項目)(10/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(建屋外作業項目)(11/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(制御建屋作業項目)(12/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋作業項目)(13/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(前処理建屋作業項目)(14/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(分離建屋作業項目)(15/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(分離建屋作業項目)(16/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(精製建屋作業項目)(17/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋作業項目)(18/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(高レベル廃液ガラス固化建屋作業項目)(19/20)	×	-
第5.1.4-9図	重大事故等への対処に係る要員配置(高レベル廃液ガラス固化建屋作業項目)(20/20)	×	-
第5.1.4-10図	六ヶ所村尾駁地区から緊急時対策所までのルート	×	-
第5.1.4-11図	全社対策本部の体制図	×	-
5.2	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	×	-
5.2.1	大規模損壊発生時の手順書の整備	×	-
5.2.1.1	大規模損壊発生時の対応手順	×	-
5.2.1.2	大規模損壊への対応を行うために必要な手順	×	-
5.2.2	大規模損壊の発生に備えた体制の整備	×	-
5.2.2.1	大規模損壊発生時の体制	×	-
5.2.2.2	大規模損壊発生時の対応のための要員への教育及び訓練	×	-
5.2.2.3	大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる被災時に対する指揮命令系統の確立	×	-
5.2.2.4	大規模損壊発生時の活動拠点	×	-
5.2.2.5	大規模損壊発生時の支援体制の確立	×	-
5.2.3	大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備	×	-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(1/8)	×	-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(2/8)	×	-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(3/8)	×	-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(4/8)	×	-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(5/8)	×	-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(6/8)	×	-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(7/8)	×	-
第5.2.1-1表	自然現象が再処理施設へ与える影響評価(8/8)	×	-
第5.2.1-2表	大規模損壊へ至る可能性のある自然現象	×	-
第5.2.1-1図	大規模損壊を発生させる可能性のある自然現象の検討プロセスの概	×	-
第5.2.1-2図	大規模損壊発生時の対応全体概略フロー(再処理施設の状況把握が困難な場合)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
6.	重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方	×	-
6.1	重大事故の発生を仮定する際の件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定	×	-
6.1.1	重大事故の発生を仮定する際の件の考え方	○	28条
6.1.2	個々の重大事故の発生の仮定	×	-
6.1.3	重大事故の発生を仮定する機器の特定結果	×	-
第6.1-1表	重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある自然現象の選定結果	○	28条
第6.1-2表	重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある人為現象の選定結果	○	28条
第6.1-3表	重大事故の起因となる機能喪失の要因となる自然現象と他の自然現象の組合せの検討結果	×	-
第6.1-4表	機能喪失に至る前に対処が可能な自然現象と他の自然現象の組合	×	-
第6.1-5表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-
第6.1-6表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生を仮定する機器	×	-
第6.1-7表	放射線分解により発生する水素による爆発の発生を仮定する機器	×	-
6.2	評価対象の整理及び評価項目の設定	×	-
6.3	評価に当たって考慮する事項	×	-
6.3.1	安全機能を有する施設の安全機能の喪失に対する想定	×	-
6.3.2	操作及び作業時間に対する仮定	×	-
6.3.3	環境件の考慮	×	-
6.3.4	有効性評価の範囲	×	-
6.4	有効性評価に使用する計算プログラム	×	-
6.4.1	臨界事故	×	-
6.4.2	冷却機能の喪失による蒸発乾固	×	-
6.4.3	放射線分解により発生する水素による爆発	×	-
6.4.4	有機溶媒等による火災又は爆発	×	-
6.4.5	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷	×	-
6.4.6	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
6.5	有効性評価における評価の件設定の方針	×	-
6.5.1	評価件設定の考え方	×	-
6.5.2	共通的な件	×	-
6.5.2.1	使用済燃料の冷却期間	×	-
6.5.2.2	崩壊熱	×	-
6.5.2.3	水素発生G値	×	-
6.5.2.4	放射性物質量	×	-
6.5.2.5	事故の影響を受ける割合及び機器の気相に移行する割合	×	-
6.5.2.6	大気中への放出過程における放射性物質の除染係数	×	-
6.5.2.7	放射性物質のセシウム-137 換算係数	×	-
6.5.2.8	溶液, 廃液, 有機溶媒の温度	×	-
6.5.2.9	機器に内包する溶液, 廃液, 有機溶媒の液量	×	-
6.6	評価の実施	×	-
6.7	解析コード及び評価件の不確かさの影響評価方針	×	-
6.7.1	解析コードにおける不確かさの影響評価	×	-
6.7.2	評価件の不確かさの影響評価	×	-
6.8	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
6.8.1	重大事故等の事象進展, 事故規模の分析	×	-
6.8.2	重大事故等の同時発生	×	-
6.8.3	重大事故等の連鎖	×	-
6.8.3.1	重大事故等の連鎖の整理の考え方	×	-
6.8.3.2	重大事故等の連鎖に係る検討方針	×	-
第6.8-1図	起因となる重大事故等(機器内)の事故影響が及ぶ安全機能の概念	×	-
6.9	必要な要員及び資源の評価方針	×	-
6.9.1	必要な要員	×	-
6.9.2	必要な資源	×	-
6.10	参考文献一覧	×	-
7.	重大事故等に対する対策の有効性評価	×	-
7.1	臨界事故への対処	×	-
7.1.1	臨界事故の拡大防止対策	×	-
7.1.1.1	臨界事故の拡大防止対策の具体的内容	×	-
7.1.1.2	臨界事故の拡大防止対策の有効性評価	×	-
7.1.1.2.1	有効性評価	×	-
7.1.1.2.2	有効性評価の結果	×	-
7.1.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
7.1.1.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-
7.1.2	臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源	×	-
7.1.3	参考文献一覧	×	-
第7.1-1表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.1-2表	前処理建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給の 手順と設備の関係	×	-
第7.1-3表	精製建屋における臨界事故の可溶性中性子吸収材の自動供給の手 順と設備の関係	×	-
第7.1-4表	前処理建屋における臨界事故の放射線分解水素の掃気の手順と設 備の関係	×	-
第7.1-5表	精製建屋における臨界事故の放射線分解水素の掃気の手順と設備	×	-
第7.1-6表	前処理建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の 貯留の手順と設備の関係	×	-
第7.1-7表	精製建屋における臨界事故の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯 留の手順と設備の関係	×	-
第7.1-8表	臨界事故において安全機能の喪失を想定する機器	×	-
第7.1-9表	臨界事故の拡大防止対策に使用する設備	×	-
第7.1-10表	可溶性中性子吸収材の自動供給に係る主要な評価件	×	-
第7.1-11表	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に係る主要な評価件 (共通件)	×	-
第7.1-12表	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に係る主要な評価件 (個別件)	×	-
第7.1-13表	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気に係る主要な評価件 (溶液由来の放射線分解水素)	×	-
第7.1-14表	大気中への放射性物質の放出量の算出に係る主要な評価件	×	-
第7.1-15表	可溶性中性子吸収材供給後の実効増倍率	×	-
第7.1-16表	臨界事故発生後の機器内の最大水素濃度及び水素濃度平衡値	×	-
第7.1-17表	溶解槽における臨界事故時の大気中への放射性物質の放出量	×	-
第7.1-18表	エンドピース酸洗浄槽における臨界事故時の大気中への放射性物質 の放出量	×	-
第7.1-19表	ハル洗浄槽における臨界事故時の大気中への放射性物質の放出量	×	-
第7.1-20表	第5一時貯留処理槽における臨界事故時の大気中への放射性物質の 放出量	×	-
第7.1-21表	第7一時貯留処理槽における臨界事故時の大気中への放射性物質の 放出量	×	-
第7.1-22表	溶解槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs-137換算)	×	-
第7.1-23表	エンドピース酸洗浄槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs -137換算)	×	-
第7.1-24表	ハル洗浄槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs-137換	×	-
第7.1-25表	第5一時貯留処理槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs- 137換算)	×	-
第7.1-26表	第7一時貯留処理槽における大気中への放射性物質の放出量(Cs- 137換算)	×	-
第7.1-1図	可溶性中性子吸収材の自動供給の概要図	×	-
第7.1-2図	臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備 による放射性物質の貯留の概要図	×	-
第7.1-3図	前処理建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(可溶性中性子 吸収材の自動供給)	×	-
第7.1-4図	精製建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(可溶性中性子吸 収材の自動供給)	×	-
第7.1-5図(1)	臨界事故に対処するための手順の概要(前処理建屋)(1/2)	×	-
第7.1-5図(2)	臨界事故に対処するための手順の概要(前処理建屋)(2/2)	×	-
第7.1-6図(1)	臨界事故に対処するための手順の概要(精製建屋)(1/2)	×	-
第7.1-6図(2)	臨界事故に対処するための手順の概要(精製建屋)(2/2)	×	-
第7.1-7図	前処理建屋 臨界事故の拡大防止対策に必要な作業, 要員及び所 要時間	×	-
第7.1-8図	精製建屋 臨界事故の拡大防止対策に必要な作業, 要員及び所要	×	-
第7.1-9図	前処理建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(臨界事故によ り発生する放射線分解水素の掃気)	×	-
第7.1-10図	精製建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(臨界事故によ り発生する放射線分解水素の掃気)	×	-
第7.1-11図	前処理建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(廃ガス貯留設 備による放射性物質の貯留)	×	-
第7.1-12図	精製建屋 臨界事故の拡大防止対策の系統概要図(廃ガス貯留設備 による放射性物質の貯留)	×	-
第7.1-13図(1)	フォールトツリー分析(溶解槽)	×	-
第7.1-13図(2)	フォールトツリー分析(エンドピース酸洗浄槽)	×	-
第7.1-13図(3)	フォールトツリー分析(ハル洗浄槽)	×	-
第7.1-13図(4)	フォールトツリー分析(精製建屋 第5一時貯留処理槽)	×	-
第7.1-13図(5)	フォールトツリー分析(精製建屋 第7一時貯留処理槽)	×	-
第7.1-14図	核分裂出力, 実効増倍率及び大気中への放射性物質の放出率の推 移 概念図	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.1-15図	溶解槽の機器内水素濃度の推移	×	-
第7.1-16図	エンドピース酸洗浄槽の機器内水素濃度の推移	×	-
第7.1-17図	ハル洗浄槽の機器内水素濃度の推移	×	-
第7.1-18図	第5一時貯留処理槽の機器内水素濃度の推移	×	-
第7.1-19図	第7一時貯留処理槽の機器内水素濃度の推移	×	-
第7.1-20図	溶解槽における放射性物質の大気放出過程	×	-
第7.1-21図	エンドピース酸洗浄槽における放射性物質の大気放出過程	×	-
第7.1-22図	ハル洗浄槽における放射性物質の大気放出過程	×	-
第7.1-23図	第5一時貯留処理槽における放射性物質の大気放出過程	×	-
第7.1-24図	第7一時貯留処理槽における放射性物質の大気放出過程	×	-
7.2	冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処	×	-
7.2.1	蒸発乾固の発生防止対策	×	-
7.2.1.1	蒸発乾固の発生防止対策の具体的内容	×	-
7.2.1.2	蒸発乾固の発生防止対策の有効性評価	×	-
7.2.1.2.1	有効性評価	×	-
7.2.1.2.2	有効性評価の結果	×	-
7.2.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
7.2.1.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-
7.2.2	蒸発乾固の拡大防止対策	×	-
7.2.2.1	蒸発乾固の拡大防止対策の具体的内容	×	-
7.2.2.1.1	貯槽等への注水及び冷却コイル等への通水	×	-
7.2.2.1.1.1	貯槽等への注水	×	-
7.2.2.1.1.2	冷却コイル等への通水	×	-
7.2.2.1.2	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応	×	-
7.2.2.2	蒸発乾固の拡大防止対策の有効性評価	×	-
7.2.2.2.1	有効性評価	×	-
7.2.2.2.2	有効性評価の結果	×	-
7.2.2.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
7.2.2.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-
7.2.3	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源	×	-
7.2.4	参考文献一覧	×	-
第7.2-1表	蒸発乾固の発生を仮定する貯槽等	×	-
第7.2-2表	内部ループへの通水における手順及び設備の関係	×	-
第7.2-3表	有効性評価に係る主要評価件(前処理建屋)	×	-
第7.2-4表	有効性評価に係る主要評価件(分離建屋)	×	-
第7.2-5表	有効性評価に係る主要評価件(精製建屋)	×	-
第7.2-6表	有効性評価に係る主要評価件(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第7.2-7表	有効性評価に係る主要評価件(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
第7.2-8表	冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処に使用する設備	×	-
第7.2-9表	前処理建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-
第7.2-10表	前処理建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-
第7.2-11表	前処理建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価結果	×	-
第7.2-12表	分離建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-
第7.2-13表	分離建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-
第7.2-14表	分離建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価結果	×	-
第7.2-15表	精製建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-
第7.2-16表	精製建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-
第7.2-17表	精製建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価結果	×	-
第7.2-18表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-
第7.2-19表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-
第7.2-20表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価結果	×	-
第7.2-21表	高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固への各対策に係る時間	×	-
第7.2-22表	高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固への各対策に係る要員	×	-
第7.2-23表	高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固への各対策に係る評価結果	×	-
第7.2-24表	貯槽等への注水の手順及び設備の関係	×	-
第7.2-25表	冷却コイル等への通水の手順及び設備の関係	×	-
第7.2-26表	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の手順及び設備の関係	×	-
第7.2-27表	凝縮水回収セル等	×	-
第7.2-28表	導出先セル	×	-
第7.2-29表	貯槽等ごとの設定値(前処理建屋)	×	-
第7.2-30表	貯槽等ごとの設定値(分離建屋)	×	-
第7.2-31表	貯槽等ごとの設定値(精製建屋)	×	-
第7.2-32表	貯槽等ごとの設定値(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.2-33表	貯槽等ごとの設定値(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
第7.2-34表	放射性物質の放出量(分離建屋)	×	-
第7.2-35表	放射性物質の放出量(精製建屋)	×	-
第7.2-36表	放射性物質の放出量(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第7.2-37表	放射性物質の放出量(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
第7.2-38表	蒸発乾固が発生した場合の大気中への放射性物質の放出量(セシウム-137換算)	×	-
第7.2-1図	内部ループへの通水による冷却の概要図	×	-
第7.2-2図	貯槽等への注水の概要図	×	-
第7.2-3図	冷却コイル等への通水による冷却の概要図	×	-
第7.2-4図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の概要図	×	-
第7.2-5図(1)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(内部ループへの通水)	×	-
第7.2-5図(2)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(貯槽等への注水)	×	-
第7.2-5図(3)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(冷却コイル等への通水)	×	-
第7.2-5図(4)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための系統概要図(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応)	×	-
第7.2-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順の概要	×	-
第7.2-7図	精製建屋における地震を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
	精製建屋における地震を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
	精製建屋における地震を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
	精製建屋における地震を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その4)	×	-
第7.2-8図	精製建屋における火山を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
	精製建屋における火山を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
	精製建屋における火山を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
	精製建屋における火山を想定した場合の内部ループへの通水に必要な要員及び作業項目(その4)	×	-
第7.2-9図	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その1)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その2)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その3)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その4)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その5)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その6)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その7)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その8)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その9)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その10)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その11)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その12)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その13)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その14)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その15)	×	-
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その16)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
	蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その17)	×	-
第7.2-10図	安全冷却水系の系統概要図	×	-
第7.2-11図	前処理建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-
第7.2-12図	分離建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-
第7.2-13図	精製建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-
第7.2-14図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-
第7.2-15図	高レベル廃液ガラス固化建屋内部ループ構成概要図(機器グループ)	×	-
第7.2-16図	内部ループへの通水実施時の計量前中間貯槽に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-
第7.2-17図	内部ループへの通水実施時の高レベル廃液濃縮缶に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-
第7.2-18図	内部ループへの通水実施時のプルトニウム濃縮液一時貯槽に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-
第7.2-19図	内部ループへの通水実施時の硝酸プルトニウム貯槽に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-
第7.2-20図	内部ループへの通水実施時の高レベル廃液混合槽に内包する高レベル廃液等の温度傾向	×	-
第7.2-21図	精製建屋における地震又は火山を想定した場合の貯槽等への注水, 冷却コイル等への通水, セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
	精製建屋における地震又は火山を想定した場合の貯槽等への注水, 冷却コイル等への通水, セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
	精製建屋における地震又は火山を想定した場合の貯槽等への注水, 冷却コイル等への通水, セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.2-22図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時の計量前中間貯槽に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-
第7.2-23図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時の高レベル廃液濃縮缶に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-
第7.2-24図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時のプルトニウム濃縮液一時貯槽に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-
第7.2-25図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時の硝酸プルトニウム貯槽に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-
第7.2-26図	冷却コイル等への通水及び貯槽等への注水実施時の高レベル廃液混合槽に内包する高レベル廃液等の温度及び液量傾向	×	-
第7.2-27図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の計量前中間貯槽に内包する高レベル廃液等の温度, 液量, 放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-28図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の前処理建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-29図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の高レベル廃液濃縮缶に内包する高レベル廃液等の温度, 液量, 放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-30図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の分離建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-31図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時のプルトニウム濃縮液一時貯槽に内包する高レベル廃液等の温度, 液量, 放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-32図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の精製建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-33図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の硝酸プルトニウム貯槽に内包する高レベル廃液等の温度, 液量, 放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-34図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-35図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の高レベル廃液混合槽に内包する高レベル廃液等の温度, 液量, 放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-36図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の高レベル廃液ガラス固化建屋からの放出及び蒸気の凝縮傾向	×	-
第7.2-37図	放射性物質の大気放出過程(分離建屋)	×	-
第7.2-38図	放射性物質の大気放出過程(精製建屋)	×	-
第7.2-39図	放射性物質の大気放出過程(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第7.2-40図	放射性物質の大気放出過程(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
7.3	放射線分解により発生する水素による爆発への対処	×	-
7.3.1	水素爆発の発生防止対策	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
7.3.1.1	水素爆発の発生防止対策の具体的内容	×	-
7.3.1.2	水素爆発の発生防止対策の有効性評価	×	-
7.3.1.2.1	有効性評価	×	-
7.3.1.2.2	有効性評価の結果	×	-
7.3.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
7.3.1.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-
7.3.2	水素爆発の拡大防止対策	×	-
7.3.2.1	水素爆発の拡大防止対策の具体的内容	×	-
7.3.2.1.1	水素爆発の再発を防止するための空気の供給	×	-
7.3.2.1.2	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応	×	-
7.3.2.2	水素爆発の拡大防止対策の有効性評価	×	-
7.3.2.2.1	有効性評価	×	-
7.3.2.2.2	有効性評価の結果	×	-
7.3.2.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
7.3.2.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-
7.3.3	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源	×	-
7.3.4	参考文献一覧	×	-
第7.3-1表	水素爆発の発生を仮定する貯槽等	×	-
第7.3-2表	水素爆発を未然に防止するための空気の供給における手順及び設備の関係	×	-
第7.3-3表	有効性評価に係る主要評価件(前処理建屋)	×	-
第7.3-4表	有効性評価に係る主要評価件(分離建屋)	×	-
第7.3-5表	有効性評価に係る主要評価件(精製建屋)	×	-
第7.3-6表	有効性評価に係る主要評価件(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第7.3-7表	有効性評価に係る主要評価件(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
第7.3-8表	水素爆発への対処に使用する設備	×	-
第7.3-9表	前処理建屋における水素爆発への各対策に係る時間	×	-
第7.3-10表	前処理建屋における水素爆発の各対策に係る要員	×	-
第7.3-11表	前処理建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果	×	-
第7.3-12表	前処理建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-
第7.3-13表	分離建屋における水素爆発への各対策に係る時間	×	-
第7.3-14表	分離建屋における水素爆発の各対策に係る要員	×	-
第7.3-15表	分離建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果	×	-
第7.3-16表	分離建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-
第7.3-17表	精製建屋における水素爆発への各対策に係る時間	×	-
第7.3-18表	精製建屋における水素爆発の各対策に係る要員	×	-
第7.3-19表	精製建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果	×	-
第7.3-20表	精製建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-
第7.3-21表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発への各対策に係る時間	×	-
第7.3-22表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発の各対策に係る	×	-
第7.3-23表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果	×	-
第7.3-24表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-
第7.3-25表	高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発への各対策に係る時	×	-
第7.3-26表	高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発の各対策に係る要員	×	-
第7.3-27表	高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果	×	-
第7.3-28表	高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発への各対策に係る評価結果(水素濃度)	×	-
第7.3-29表	水素爆発の再発を防止するための空気の供給の手順及び設備の関	×	-
第7.3-30表	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の手順及び設備の関係	×	-
第7.3-31表	導出先セル	×	-
第7.3-32表	水封安全器が設置されている導出先セル	×	-
第7.3-33表	放射性物質の放出量(セシウム-137換算)	×	-
第7.3-34表	放射性物質の放出量(前処理建屋)	×	-
第7.3-35表	放射性物質の放出量(分離建屋)	×	-
第7.3-36表	放射性物質の放出量(精製建屋)	×	-
第7.3-37表	放射性物質の放出量(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第7.3-38表	放射性物質の放出量(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
第7.3-1図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の概要図	×	-
第7.3-2図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給の概要図	×	-
第7.3-3図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応の概要図	×	-
第7.3-4図	水素爆発に対処するための設備の系統概要図(精製建屋)(水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
	水素爆発に対処するための設備の系統概要図(精製建屋)(水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備)	×	-
	水素爆発に対処するための設備の系統概要図(精製建屋)(セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に使用する設備)	×	-
	水素爆発に対処するための設備の系統概要図(精製建屋)(「放射線分解により発生する水素による爆発」の発生を仮定する貯槽等)	×	-
第7.3-5図	水素掃気機能の喪失による水素爆発に対処するための手順の概要(精製建屋)	×	-
第7.3-6図	精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(1/3)	×	-
	精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(2/3)	×	-
	精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(3/3)	×	-
第7.3-7図	火山を想定した場合の精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(1/3)	×	-
	火山を想定した場合の精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(2/3)	×	-
	火山を想定した場合の精製建屋における水素爆発を未然に防止するための空気の供給に必要な要員及び作業項目(3/3)	×	-
第7.3-8図	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その1)	×	-
	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その2)	×	-
	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その3)	×	-
	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その4)	×	-
	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その5)	×	-
	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その6)	×	-
	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その7)	×	-
	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その8)	×	-
	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その9)	×	-
	水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策のフォールトツリー分析(その10)	×	-
第7.3-9図	安全圧縮空気系の系統概要図	×	-
第7.3-10図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時の計量前中間貯槽の水素濃度の傾向(前処理建屋)	×	-
第7.3-11図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時の第2一時貯留処理槽の水素濃度の傾向(分離建屋)	×	-
第7.3-12図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時のプルトニウム濃縮液一時貯槽の水素濃度の傾向(精製建屋)	×	-
第7.3-13図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時の硝酸プルトニウム貯槽の水素濃度の傾向(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第7.3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給実施時の高レベル濃縮廃液貯槽の水素濃度の傾向(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
第7.3-15図	精製建屋における水素爆発の再発を防止するための空気の供給、セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応に必要な要員及び作業項目	×	-
第7.3-16図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時の計量前中間貯槽の水素濃度の傾向(前処理建屋)	×	-
第7.3-17図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時の第2一時貯留処理槽の水素濃度の傾向(分離建屋)	×	-
第7.3-18図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時のプルトニウム溶液供給槽の水素濃度の傾向(精製建屋)	×	-
第7.3-19図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時の硝酸プルトニウム貯槽の水素濃度の傾向(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第7.3-20図	水素爆発の再発を防止するための空気の供給実施時の高レベル濃縮廃液貯槽の水素濃度の傾向(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
第7.3-21図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の前処理建屋からの放出の傾向	×	-
第7.3-22図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の分離建屋からの放出の傾向	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.3-23図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の精製建屋からの放出の傾向	×	-
第7.3-24図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋からの放出の傾向	×	-
第7.3-25図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応実施時の高レベル廃液ガラス固化建屋からの放出の傾向	×	-
第7.3-26図	放射性物質の大気放出過程(前処理建屋)	×	-
第7.3-27図	放射性物質の大気放出過程(分離建屋)	×	-
第7.3-28図	放射性物質の大気放出過程(精製建屋)	×	-
第7.3-29図	放射性物質の大気放出過程(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	×	-
第7.3-30図	放射性物質の大気放出過程(高レベル廃液ガラス固化建屋)	×	-
7.4	有機溶媒等による火災又は爆発への対処	×	-
7.4.1	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策	×	-
7.4.1.1	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策の具体的内容	×	-
7.4.1.1.1	プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱の停止	×	-
7.4.1.1.2	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留	×	-
7.4.1.2	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策の有効性評価	×	-
7.4.1.2.1	有効性評価	×	-
7.4.1.2.2	有効性評価の結果	×	-
7.4.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
7.4.1.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-
7.4.2	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び	×	-
7.4.3	参考文献一覧	×	-
第7.4-1表	プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱の停止における手順及び設備の関係	×	-
第7.4-2表	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留における手順及び設備の関	×	-
第7.4-3表	TBP等の錯体の急激な分解反応の対処に使用する設備	×	-
第7.4-4表(1)	「精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応」時の放射性物質の放出量(セル排気系からの放射性物質の放出量)	×	-
第7.4-4表(2)	「精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応」時の放射性物質の放出量(塔槽類廃ガス処理設備からの放射性物質の放出量)	×	-
第7.4-5表	「精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応」時の放射性物質の放出量(セシウム-137換	×	-
第7.4-1図	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止, プルトニウム濃縮缶の加熱の停止)	×	-
第7.4-2図	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留)	×	-
第7.4-3図(1)	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止)	×	-
第7.4-3図(2)	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(プルトニウム濃縮缶の加熱の停止)	×	-
第7.4-4図	「プルトニウム濃縮缶のTBP等の錯体の急激な分解反応」の手順の概	×	-
第7.4-5図	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止のための措置の作業及び所要時間(プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止, プルトニウム濃縮缶の加熱の停止, 廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留)	×	-
第7.4-6図	TBP等の錯体の急激な分解反応に対処するための設備の系統概要図(廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留)	×	-
第7.4-7図	TBP等の錯体の急激な分解反応発生時における放射性物質の放出率の推移 概念図	×	-
第7.4-8図(1)	プルトニウム濃縮缶におけるTBP等の錯体の急激な分解反応の発生による放射性物質の大気放出過程(セルからの排気系からの放射性物質の放出量)	×	-
第7.4-8図(2)	プルトニウム濃縮缶におけるTBP等の錯体の急激な分解反応の発生による放射性物質の大気放出過程(塔槽類廃ガス処理設備からの放射性物質の放出量)	×	-
第7.4-9図	プルトニウム濃縮缶の運転概要, プルトニウム濃度及びTBP量の推	×	-
7.5	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷への対処	×	-
7.5.1	想定事故1の燃料損傷防止対策	×	-
7.5.1.1	想定事故1の燃料損傷防止対策の具体的内容	×	-
7.5.1.2	想定事故1の燃料損傷防止対策の有効性評価	×	-
7.5.1.2.1	有効性評価	×	-
7.5.1.2.2	有効性評価の結果	×	-
7.5.1.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
7.5.1.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
7.5.2	想定事故2 の燃料損傷防止対策	×	-
7.5.2.1	想定事故2 の燃料損傷防止対策の具体的内容	×	-
7.5.2.2	想定事故2 の燃料損傷防止対策の有効性評価	×	-
7.5.2.2.1	有効性評価	×	-
7.5.2.2.2	有効性評価の結果	×	-
7.5.2.2.3	重大事故等の同時発生又は連鎖	×	-
7.5.2.2.4	判断基準への適合性の検討	×	-
7.5.3	想定事故1 及び想定事故2 の燃料損傷防止対策に必要な要員及び	×	-
7.5.3.1	想定事故1 の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源	×	-
7.5.3.2	想定事故2 の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源	×	-
第7.5-1表	想定事故1及び想定事故2の発生を想定する設備	×	-
第7.5-2表	燃料損傷防止対策(想定事故1)の対策の手順及び設備の関係	×	-
第7.5-3表	燃料貯蔵プール等の水位及び水温の推移評価に係る主要評価件(想定事故1)	×	-
第7.5-4表	燃料損傷防止対策において使用する設備	×	-
第7.5-5表	燃料貯蔵プール等のプール水が沸騰に至るまでの時間(想定事故1)	×	-
第7.5-6表	燃料損傷防止対策(想定事故2)の対策の手順及び設備の関係	×	-
第7.5-7表	燃料貯蔵プール等の水位及び水温の推移評価に係る主要評価件(想定事故2)	×	-
第7.5-8表	燃料貯蔵プール等のプール水が沸騰に至るまでの時間(想定事故2)	×	-
第7.5-1図	燃料損傷防止対策系統概要図	×	-
第7.5-2図	「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」の対処手順の概要(想定事故1)(対応フロー)	×	-
第7.5-3図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.5-3図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.5-3図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.5-4図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その1)	×	-
第7.5-4図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その2)	×	-
第7.5-4図	想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その3)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(1/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(2/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(3/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(4/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(5/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(6/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(7/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(8/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(9/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(10/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(11/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(12/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(13/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(14/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(15/16)	×	-
第7.5-5図	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(16/16)	×	-
第7.5-6図	プール水冷却系, 安全冷却水系及び補給水設備の系統概要図	×	-
第7.5-7図	想定事故1における燃料貯蔵プール等の水位の推移	×	-
第7.5-8図	想定事故1における燃料貯蔵プール等の水温の推移	×	-
第7.5-9図	想定事故1における燃料貯蔵プール等の水位と線量率の関係	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.5-10図	「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失」の対応手順の概要(想定事故2)(対応フロー)	×	-
第7.5-11図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.5-11図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.5-11図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.5-12図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その1)	×	-
第7.5-12図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その2)	×	-
第7.5-12図	想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び作業項目(建屋外)(その3)	×	-
第7.5-13図	想定事故2における燃料貯蔵プール等の水位の推移	×	-
第7.5-14図	想定事故2における燃料貯蔵プール等の水温の推移	×	-
第7.5-15図	想定事故2における燃料貯蔵プール等の水位と線量率の関係	×	-
7.6	放射性物質の漏えいへの対処	×	-
7.7	重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処	×	-
7.7.1	重大事故等の同時発生	×	-
7.7.1.1	同時発生が想定される重大事故等の種類と想定する件	×	-
7.7.1.2	重大事故等が同時発生した場合の有効性評価の範囲	×	-
7.7.1.3	重大事故等が同時発生した場合の拡大防止対策の有効性評価	×	-
7.7.1.3.1	有効性評価	×	-
7.7.1.3.2	有効性評価の結果	×	-
7.7.1.3.3	判断基準への適合性の検討	×	-
7.7.1.4	重大事故等が同時発生した場合に必要な要員及び資源	×	-
7.7.2	重大事故等の連鎖	×	-
7.7.2.1	臨界事故	×	-
7.7.2.2	冷却機能の喪失による蒸発乾固	×	-
7.7.2.3	放射線分解により発生する水素による爆発	×	-
7.7.2.4	有機溶媒等による火災又は爆発(TBP等の錯体の急激な分解反応)	×	-
7.7.2.5	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷	×	-
7.7.2.6	分析結果	×	-
第7.7-1表	重大事故等の同時発生を仮定する機器と重大事故等の種類の関係	×	-
第7.7-2表	前処理建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-
第7.7-3表	分離建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-
第7.7-4表	精製建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-
第7.7-5表	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-
第7.7-6表	高レベル廃液ガラス固化建屋における同時発生時の水素爆発に係る評価結果	×	-
第7.7-7表	重大事故等が同時発生した場合の大気中への放射性物質の放出量(セシウム-137換算)	×	-
第7.7-1図	冷却機能喪失及び水素掃気機能喪失の同時発生時のプルトニウム濃縮液一時貯槽の水素濃度の傾向(精製建屋)	×	-
7.8	必要な要員及び資源の評価	×	-
7.8.1	必要な要員及び資源の評価の件	×	-
7.8.2	重大事故等対策時に必要な要員の評価結果	×	-
7.8.3	重大事故等対策時に必要な水源、燃料及び電源の評価結果	×	-
7.8.3.1	水源の評価結果	×	-
7.8.3.2	燃料の評価結果	×	-
7.8.3.3	電源の評価結果	×	-
第7.8-1図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の前処理建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-1図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の前処理建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-1図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の前処理建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-2図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-2図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-2図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-2図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その4)	×	-
第7.8-2図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その5)	×	-
第7.8-2図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の分離建屋における必要な要員及び作業項目(その6)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.8-3図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の精製建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-3図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の精製建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-3図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の精製建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-4図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-4図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-4図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-5図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-5図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-5図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-5図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その4)	×	-
第7.8-5図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その5)	×	-
第7.8-5図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の高レベル廃液ガラス固化建屋における必要な要員及び作業項目(その6)	×	-
第7.8-6図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-6図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-6図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-7図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-7図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-7図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-7図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その4)	×	-
第7.8-7図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その5)	×	-
第7.8-7図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その6)	×	-
第7.8-7図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その7)	×	-
第7.8-7図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その8)	×	-
第7.8-7図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の建屋外における必要な要員及び作業項目(その9)	×	-
第7.8-8図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の制御建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-8図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の制御建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-8図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の制御建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-9図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の放射線対応における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-9図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の放射線対応における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-9図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の放射線対応における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-10図	地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の情報把握計装設備における必要な要員及び作業項目	×	-
第7.8-11図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の前処理建屋における必要な要員及び作業項目(その1)	×	-
第7.8-11図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の前処理建屋における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-11図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の前処理建屋における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7.8-19図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の放射線対応における必要な要員及び作業項目(その2)	×	-
第7.8-19図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の放射線対応における必要な要員及び作業項目(その3)	×	-
第7.8-20図	火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の情報把握計装設備における必要な要員及び作業項目	×	-
添付1	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	×	-
1.	1. 臨界事故の拡大を防止するための手順等	×	-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧	×	-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/9)	×	-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/9)	×	-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/9)	×	-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/9)	×	-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/9)	×	-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(7/9)	×	-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(8/9)	×	-
第1-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(9/9)	×	-
第1-2表	臨界事故の対処に使用する設備(1/3)	×	-
第1-2表	臨界事故の対処に使用する設備(2/3)	×	-
第1-2表	臨界事故の対処に使用する設備(3/3)	×	-
第1-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/3)	×	-
第1-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/3)	×	-
第1-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/3)	×	-
第1-4表	臨界事故の発生を仮定する機器	×	-
第1-5表	臨界事故への対処における各対策の判断方法と判断基準	×	-
第1-6表	臨界事故の対処において確認する補助パラメータ	×	-
第1-7表	重要監視パラメータの代替方法	×	-
第1-1図(1)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(溶解槽)	×	-
第1-1図(2)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(エンドピース酸洗)	×	-
第1-1図(3)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(ハル洗浄槽)	×	-
第1-1図(4)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(精製建屋 第5-時貯留処理槽)	×	-
第1-1図(5)	臨界事故の拡大防止対策のフォールトツリー分析(精製建屋 第7-時貯留処理槽)	×	-
第1-2図	前処理建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー(1/2)	×	-
第1-2図	前処理建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー(2/2)	×	-
第1-3図	精製建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー(1/2)	×	-
第1-3図	精製建屋の臨界事故の拡大防止対策における対応フロー(2/2)	×	-
第1-4図	前処理建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 概要図	×	-
第1-5図	精製建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 概要図	×	-
第1-6図	前処理建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 タイムチャート	×	-
第1-7図	精製建屋の可溶性中性子吸収材の自動供給 タイムチャート	×	-
第1-8図	前処理建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給及び可溶性中性子吸収材緊急供給系からの可溶性中性子吸収材の供給 概要図	×	-
第1-9図	精製建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給 概要図	×	-
第1-10図	前処理建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給及び可溶性中性子吸収材緊急供給系からの可溶性中性子吸収材の供給 タイムチャート	×	-
第1-11図	精製建屋の可溶性中性子吸収材の手動供給 タイムチャート	×	-
第1-12図	前処理建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 概要図	×	-
第1-13図	精製建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気 概要図	×	-
第1-14図	前処理建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 タイムチャート	×	-
第1-15図	精製建屋の臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 タイムチャート	×	-
第1-16図(1)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化 概要図	×	-
第1-16図(2)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化 概要図の解説	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第1-16図(3)	前処理建屋の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の制御 概念図	×	-
第1-16図(4)	精製建屋の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の制御 概念図	×	-
第1-17図	前処理建屋の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 概要図	×	-
第1-18図	精製建屋の廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 概要図	×	-
第1-19図	対応手段の選択フローチャート(1/3)	×	-
第1-19図	対応手段の選択フローチャート(2/3)	×	-
第1-19図	対応手段の選択フローチャート(3/3)	×	-
2.	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(7/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(8/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(9/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(10/11)	×	-
第2-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(11/11)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(1/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(2/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(3/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(4/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(5/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(6/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(7/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(8/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(9/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(10/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(11/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(12/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(13/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(14/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(15/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(16/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(17/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(18/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(19/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(20/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(21/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(22/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(23/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(24/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(25/26)	×	-
第2-2表	冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処に使用する設備(26/26)	×	-
第2-3表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する対象貯槽等(1)	×	-
第2-3表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する対象貯槽等(2)	×	-
第2-3表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する対象貯槽等(3)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(4/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(5/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(6/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(7/29)	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(8/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(9/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(10/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(11/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(12/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(13/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(14/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(15/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(16/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(17/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(18/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(19/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(20/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(21/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(22/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(23/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(24/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(25/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(26/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(27/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(28/29)	×	-
第2-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(29/29)	×	-
第2-5表	各対策での判断基準(1/4)	×	-
第2-5表	各対策での判断基準(2/4)	×	-
第2-5表	各対策での判断基準(3/4)	×	-
第2-5表	各対策での判断基準(4/4)	×	-
第2-6表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する貯槽等の沸騰までの時間余裕(1/3)	×	-
第2-6表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する貯槽等の沸騰までの時間余裕(2/3)	×	-
第2-6表	「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の発生を仮定する貯槽等の沸騰までの時間余裕(3/3)	×	-
第2-7表	蒸発乾固の対処において確認する補助パラメータ	×	-
第2-8表	制限時間と各対策に係る時間(1/4)	×	-
第2-8表	制限時間と各対策に係る時間(2/4)	×	-
第2-8表	制限時間と各対策に係る時間(3/4)	×	-
第2-8表	制限時間と各対策に係る時間(4/4)	×	-
第2-9表	重要監視パラメータの代替方法(1/3)	×	-
第2-9表	重要監視パラメータの代替方法(2/3)	×	-
第2-9表	重要監視パラメータの代替方法(3/3)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(1/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(2/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(3/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(4/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(5/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(6/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(7/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(8/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(9/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(10/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(11/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(12/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(13/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(14/15)	×	-
第2-1図	蒸発乾固の発生防止対策のフォールトツリー分析(15/15)	×	-
第2-2図	蒸発乾固の拡大防止対策のフォールトツリー分析(1/2)	×	-
第2-2図	蒸発乾固の拡大防止対策のフォールトツリー分析(2/2)	×	-
第2-3図	蒸発乾固の発生及び拡大防止対策における対応フロー	×	-
第2-4図	内部ループへの通水による冷却概要図	×	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(1/6)	×	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(2/6)	×	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(3/6)	×	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(4/6)	×	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(5/6)	×	-
第2-5図	内部ループへの通水による冷却タイムチャート(6/6)	×	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(1/6)	×	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(2/6)	×	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(3/6)	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(4/6)	×	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(5/6)	×	-
第2-6図	内部ループ通水による冷却タイムチャート(降灰予報発令時)(6/6)	×	-
第2-7図	安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却における対応フロー	×	-
第2-8図	安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却概要図	×	-
第2-9図	前処理建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却タイムチャート	×	-
第2-10図	分離建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却タイムチャート	×	-
第2-11図	精製建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却タイムチャート	×	-
第2-12図	高レベル廃液ガラス固化建屋の安全冷却水系の中間熱交換器バイパス操作による冷却タイムチャート	×	-
第2-13図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却における対応フロー	×	-
第2-14図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却概要図	×	-
第2-15図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用の安全冷却水系による冷却タイムチャート	×	-
第2-16図	運転予備負荷用一般冷却水系による冷却における対応フロー	×	-
第2-17図	運転予備負荷用一般冷却水系による冷却概要図	×	-
第2-18図	運転予備負荷用一般冷却水系による冷却タイムチャート	×	-
第2-19図	対応手段の選択フローチャート(1/2)	×	-
第2-19図	対応手段の選択フローチャート(2/2)	×	-
第2-20図	貯槽等への注水概要図	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(1/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(2/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(3/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(4/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(5/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(6/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(7/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(8/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(9/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(10/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(11/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(12/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(13/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(14/15)	×	-
第2-21図	蒸発乾固の拡大防止対策タイムチャート(15/15)	×	-
第2-22図	冷却コイル等への通水による冷却概要図	×	-
第2-23図	給水処理設備等から貯槽等への注水における対応フロー	×	-
第2-24図	給水処理設備等から貯槽等への注水概要図	×	-
第2-25図	前処理建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	×	-
第2-26図	分離建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	×	-
第2-27図	精製建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	×	-
第2-28図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	×	-
第2-29図	高レベル廃液ガラス固化建屋の給水処理設備等から貯槽等への注水タイムチャート	×	-
第2-30図	セルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対応概要図	×	-
3.	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等	×	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/6)	×	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/6)	×	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/6)	×	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/6)	×	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/6)	×	-
第3-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/6)	×	-
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(1/5)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(2/5)	×	-
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(3/5)	×	-
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(4/5)	×	-
第3-2表	放射線分解により発生する水素による爆発の対処において使用する設備(5/5)	×	-
第3-3表	水素爆発の発生を仮定する貯槽等	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(4/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(5/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(6/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(7/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(8/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(9/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(10/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(11/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(12/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(13/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(14/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(15/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(16/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(17/18)	×	-
第3-4表	計装設備を用いて監視するパラメータ(18/18)	×	-
第3-5表	各対策での判断基準(1/2)	×	-
第3-5表	各対策での判断基準(2/2)	×	-
第3-6表	水素爆発の発生を仮定する貯槽等の発生防止対策の許容空白時間	×	-
第3-7表	水素爆発の発生を仮定する貯槽等の拡大防止対策の許容空白時間	×	-
第3-8表	水素爆発への対処において確認する補助パラメータ	×	-
第3-9表	許容空白時間と各対策に係る時間	×	-
第3-10表	重要監視パラメータの代替方法(1/3)	×	-
	重要監視パラメータの代替方法(2/3)	×	-
	重要監視パラメータの代替方法(3/3)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(1/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(2/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(3/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(4/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(5/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(6/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(7/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(8/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(9/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(10/11)	×	-
第3-1図	水素爆発の発生防止対策のフォールトツリー分析(11/11)	×	-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(1/5)	×	-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(2/5)	×	-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(3/5)	×	-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(4/5)	×	-
第3-2図	水素爆発の拡大防止対策のフォールトツリー分析(5/5)	×	-
第3-3図	前処理建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フ	×	-
第3-4図	分離建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	×	-
第3-5図	精製建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	×	-
第3-6図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	×	-
第3-7図	高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発の発生及び拡大防止対策の手順の対応フロー	×	-
第3-8図	前処理建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統	×	-
第3-9図	分離建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概	×	-
第3-10図	精製建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概	×	-
第3-11図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図	×	-
第3-12図	高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発を未然に防止するための空気の供給の系統概要図	×	-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(1/7)	×	-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(2/7)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(3/7)	×	-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(4/7)	×	-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(5/7)	×	-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(6/7)	×	-
第3-13図	水素爆発の発生防止対策の作業と所要時間(7/7)	×	-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(1/7)	×	-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(2/7)	×	-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(3/7)	×	-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(4/7)	×	-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(5/7)	×	-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(6/7)	×	-
第3-14図	水素爆発を未然に防止するための空気の供給の作業と所要時間(降灰予報発令時)(7/7)	×	-
第3-15図	水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給の手順の対応フ	×	-
第3-16図	水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給の系統概要図	×	-
第3-17図	水素爆発を未然に防止するための空気の一括供給の作業と所要時間	×	-
第3-18図	対応手段の選択フローチャート(1/2)	×	-
第3-18図	対応手段の選択フローチャート(2/2)	×	-
第3-19図	前処理建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概要図	×	-
第3-20図	分離建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概	×	-
第3-21図	精製建屋の水素爆発の再発を防止するための空気の供給の系統概	×	-
第3-22図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の水素爆発の再発を防止するた	×	-
第3-23図	高レベル廃液ガラス固化建屋の水素爆発の再発を防止するための空	×	-
第3-24図	精製建屋の手動圧縮空気ユニットからの圧縮空気供給に係る作業と	×	-
第3-25図	前処理建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による	×	-
第3-26図	分離建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対	×	-
第3-27図	精製建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セル排気系による対	×	-
第3-28図	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋のセルへの導出経路の構築及び	×	-
第3-29図	高レベル廃液ガラス固化建屋のセルへの導出経路の構築及び代替セ	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(1/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(2/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(3/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(4/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(5/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(6/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(7/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(8/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(9/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(10/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(11/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(12/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(13/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(14/15)	×	-
第3-30図	水素爆発の拡大防止対策の作業と所要時間(15/15)	×	-
4.	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等	×	-
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一	×	-
第4-1表	覧(1/5)		
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一	×	-
第4-1表	覧(2/5)		
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一	×	-
第4-1表	覧(3/5)		

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/5)	×	-
第4-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/5)	×	-
第4-2表	TBP等の錯体の急激な分解反応の対処に使用する設備	×	-
第4-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/3)	×	-
第4-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/3)	×	-
第4-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/3)	×	-
第4-4表	TBP等の錯体の急激な分解反応への対処における各対策の判断方法と判断基準	×	-
第4-5表	TBP等の錯体の急激な分解反応の対処において確認する補助パラ	×	-
第4-6表	重要監視パラメータの代替方法(1/2)	×	-
第4-6表	重要監視パラメータの代替方法(2/2)	×	-
第4-1図	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策のフォールトツリー	×	-
第4-2図	TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策における対応フロー	×	-
第4-3図	プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止 概要図	×	-
第4-4図	プルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止及びプルトニウム濃縮缶の加熱の停止 タイムチャート	×	-
第4-5図	プルトニウム濃縮缶の加熱の停止 概要図	×	-
第4-6図(1)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化概念図	×	-
第4-6図(2)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の変化概念図の解説	×	-
第4-6図(3)	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に係る流量及び圧力の制御概念図	×	-
第4-7図	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 概要図	×	-
第4-8図	廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留 タイムチャート	×	-
第4-9図	対応手段の選択フローチャート(1/2)	×	-
第4-9図	対応手段の選択フローチャート(2/2)	×	-
5.	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	×	-
第5-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/2)	×	-
第5-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/2)	×	-
第5-2表	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の対処において使用する設備	×	-
第5-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/3)	×	-
第5-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/3)	×	-
第5-3表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/3)	×	-
第5-4表	各対策での判断基準(1/2)	×	-
第5-4表	各対策での判断基準(2/2)	×	-
第5-5表	燃料貯蔵プール等の冷却等の対処において確認する補助パラメータ	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(1/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(2/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(3/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(4/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(5/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(6/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(7/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(8/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(9/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(10/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(11/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(12/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(13/16)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(14/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(15/16)	×	-
第5-1図(1)	想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策のフォールトツリー分析(16/16)	×	-
第5-1図(2)	大量の水の漏えい時の燃料損傷緩和対策のフォールトツリー分析	×	-
第5-2図	「燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失時」の対応フロー	×	-
第5-3図	燃料貯蔵プール等への注水 系統概要図	×	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(1/6)	×	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(2/6)	×	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(3/6)	×	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(4/6)	×	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(5/6)	×	-
第5-4図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(6/6)	×	-
第5-5図	代替注水設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)	×	-
第5-6図	代替注水設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)	×	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)(1/6)	×	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)(2/6)	×	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)(3/6)	×	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)(4/6)	×	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)(5/6)	×	-
第5-7図	燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失への対処(プール注水)タイムチャート(降灰予報確認時)(6/6)	×	-
第5-8図	対応手段の選択フローチャート	×	-
第5-9図	燃料貯蔵プール等への水のスプレイ 系統概要図	×	-
第5-10図	スプレイ設備による水のスプレイタイムチャート	×	-
第5-11図	スプレイ設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)	×	-
第5-12図	スプレイ設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)	×	-
第5-13図	資機材による漏えい緩和の手順の概要	×	-
第5-14図	資機材による漏えい緩和タイムチャート	×	-
第5-15図	燃料貯蔵プール等の状況監視 系統概要図	×	-
第5-16図	燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えい発生時の状況監視 タイムチャート	×	-
第5-17図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)(水位計, 温度計, 状態監視カメラ及び空間線	×	-
第5-18図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)(水位計, 温度計, 状態監視カメラ及び空間線	×	-
第5-19図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)(水位計(エアパージ式))	×	-
第5-20図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)(水位計(エアパージ式))	×	-
第5-21図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(南ルート)(可搬型空冷ユニット等)	×	-
第5-22図	燃料貯蔵プール等の監視に用いる設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内配置図(北ルート)(可搬型空冷ユニット等)	×	-
6.	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等	×	-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/6)	×	-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/6)	×	-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/6)	×	-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/6)	×	-
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/6)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第6-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/6)	×	-
第6-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/4)	×	-
第6-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/4)	×	-
第6-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(3/4)	×	-
第6-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(4/4)	×	-
第6-1図	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」及び「海洋, 河川, 湖沼等への放射性物質の流出抑制」の手順の対応フロー	×	-
第6-2図(1)	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-
第6-2図(2)	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-
第6-2図(3)	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-
第6-2図(4)	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-
第6-3図	「放水設備による大気中への放射性物質の放出抑制」及び「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(第1貯水槽~各対処場所)	×	-
第6-4図	「主排気筒内への散水」の手順の対応フロー	×	-
第6-5図	「主排気筒内への散水」に係る作業と所要時間	×	-
第6-6図	「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」の手順の対応フロー	×	-
第6-7図	「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」に係る作業と所要時間	×	-
第6-8図	「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」の可搬型建屋内ホース敷設ルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋境界近傍~燃料貯蔵プール等)(北ルート)	×	-
第6-9図	「燃料貯蔵プール等への大容量の注水による工場等外への放射線の放出抑制」の可搬型建屋内ホース敷設ルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋境界近傍~燃料貯蔵プール等)(南ルート)	×	-
第6-10図	「海洋, 河川, 湖沼等への放射性物質の流出抑制」の概要図	×	-
第6-11図	「海洋, 河川, 湖沼等への放射性物質の流出抑制」に係る作業と所要時間	×	-
第6-12図	「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災, 化学火災の対応」の手順の対応フロー	×	-
第6-13図	「再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災, 化学火災の対応」に係る作業と所要時間	×	-
7.		×	-
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/5)	×	-
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/5)	×	-
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/5)	×	-
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/5)	×	-
第7-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/5)	×	-
第7-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(1/2)	×	-
第7-2表	計装設備を用いて監視するパラメータ(2/2)	×	-
第7-3表	重大事故等への対処に必要な水の供給の対処において確認する補助パラメータ	×	-
第7-1図	水源及び補給源の配置図	×	-
第7-2図	「水源の確保」及び「第1貯水槽へ水を補給するための対応」の手順の対応フロー	×	-
第7-3図	「水源の確保」の作業と所要時間	×	-
第7-4図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(1)	×	-
第7-5図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(2)	×	-
第7-6図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(3)	×	-
第7-7図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(4)	×	-
第7-8図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(5)	×	-
第7-9図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(6)	×	-
第7-10図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(7)	×	-
第7-11図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(8)	×	-
第7-12図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(9)	×	-
第7-13図	「水源の確保の対応」の可搬型建屋外ホース敷設ルート(10)	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第7-14図	「水を補給するための対応」の作業と所要時間(第2 貯水槽を水の補給源とした, 第1 貯水槽への水の補給)	×	-
第7-15図	「水を補給するための対応」の作業と所要時間(敷地外水源を水の補給源とした, 第1貯水槽への水の補給)	×	-
第7-16図	「淡水取水源を水の補給源とした, 第1 貯水槽への水の補給」の手順の対応フロー	×	-
第7-17図	「淡水取水源を水の補給源とした, 第1 貯水槽への水の補給」の作業と所要時間(二又川取水場所B から第1 貯水槽へ水を補給)	×	-
第7-18図	「淡水取水源を水の補給源とした, 第1 貯水槽への水の補給」の作業と所要時間(淡水取水設備貯水池から第1 貯水槽へ水を補給)	×	-
第7-19図	「淡水取水源を水の補給源とした, 第1 貯水槽への水の補給」の作業と所要時間(敷地内西側貯水池から第1 貯水槽へ水を補給)	×	-
8.	電源の確保に関する手順等	×	-
第8-1表	共通電源車の主要負荷	×	-
第8-2表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一	×	-
第8-3表	各文における電源設備整理表(1/2)	×	-
第8-3表	各文における電源設備整理表(2/2)	×	-
第8-4表	各対策での判断基準	×	-
第8-5表	共通電源車及び可搬型発電機による給電のタイムチャート	×	-
第8-6表	共通電源車及び制御建屋可搬型発電機による給電のタイムチャート	×	-
第8-7表	共通電源車及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による給電のタイムチャート	×	-
第8-8表	共通電源車による給電のタイムチャート	×	-
第8-9表	重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータ(1/2)	×	-
第8-9表	重大事故等対処設備を活用する手順等の判断基準として用いる補助パラメータ(2/2)	×	-
第8-10表	軽油貯槽からの燃料の移送のタイムチャート(1/2)	×	-
第8-10表	軽油貯槽からの燃料の移送のタイムチャート(2/2)	×	-
第8-1図	全交流動力電源喪失のフォールトツリー分析	×	-
第8-2図	電源確保の機器配置概要図(重大事故等への対処に必要な可搬型発電機の配備計画と保管場所)	×	-
第8-3図	電源給電確保の手順の概要	×	-
第8-4図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(前処理建屋可搬型発電機接続時)	×	-
第8-5図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(分離建屋可搬型発電機接続時)	×	-
第8-6図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(制御建屋可搬型発電機接続時)	×	-
第8-7図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機接続時(精製建屋への給電を含む))	×	-
第8-8図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機接続時)	×	-
第8-9図	全交流動力電源喪失に対処するための電源系統図(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機接続時)	×	-
第8-10図	共通電源車による非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線への給電の系統図	×	-
第8-11図	共通電源車による制御建屋の6.9kV非常用母線への給電の系統図	×	-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(1/5)	×	-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(2/5)	×	-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(3/5)	×	-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(4/5)	×	-
第8-12図	共通電源車によるユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線への給電の系統図(5/5)	×	-
第8-13図	共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への給電の系統図(1/3)	×	-
第8-13図	共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への給電の系統図(2/3)	×	-
第8-13図	共通電源車による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線への給電の系統図(3/3)	×	-
第8-14図	共通電源車の機器配置概要図	×	-
第8-15図	可搬型発電機及び共通電源車への補給の系統図(1/2)	×	-
第8-15図	可搬型発電機及び共通電源車への補給の系統図(2/2)	×	-
9.	事故時の計装に関する手順等	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9-1表	パラメータ計測に使用する設備(1/4)	×	-
第9-1表	パラメータ計測に使用する設備(2/4)	×	-
第9-1表	パラメータ計測に使用する設備(3/4)	×	-
第9-1表	パラメータ計測に使用する設備(4/4)	×	-
第9-2表	事故時に必要な計装に関する手順(1/3)	×	-
第9-2表	事故時に必要な計装に関する手順(2/3)	×	-
第9-2表	事故時に必要な計装に関する手順(3/3)	×	-
第9-1図	重大事故等時に必要なパラメータ選定フロー	×	-
第9-2図	監視機能喪失のフォールトツリー分析	×	-
第9-3図	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要(1/4)	×	-
第9-3図	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要(2/4)	×	-
第9-3図	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要(3/4)	×	-
第9-3図	重大事故等時のパラメータを監視及び記録する手順の概要(4/4)	×	-
第9-4図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(1/2)	×	-
第9-4図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(2/2)	×	-
第9-5図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備のタイムチャート(精製建屋)(1/2)	×	-
第9-5図	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備のタイムチャート(精製建屋)(2/2)	×	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(1/7)	×	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(2/7)	×	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(3/7)	×	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(4/7)	×	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(5/7)	×	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(6/7)	×	-
第9-6図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(前処理建屋)(7/7)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(1/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(2/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(3/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(4/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(5/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(6/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(7/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(8/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(9/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(10/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(11/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(12/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(13/14)	×	-
第9-7図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(分離建屋)(14/14)	×	-
第9-8図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(精製建屋)(1/7)	×	-
第9-8図	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(精製建屋)(2/7)	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第9-13図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(精製建屋)(1/3)	×	-
第9-13図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(精製建屋)(2/3)	×	-
第9-13図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(精製建屋)(3/3)	×	-
第9-14図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)(1/	×	-
第9-14図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)(2/	×	-
第9-14図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)(3/	×	-
第9-14図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)(4/	×	-
第9-14図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)(5/	×	-
第9-15図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(高レベル廃液ガラス固化建屋)(1/2)	×	-
第9-15図	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備のタイムチャート(高レベル廃液ガラス固化建屋)(2/2)	×	-
第9-16図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)(1/9)	×	-
第9-16図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)(2/9)	×	-
第9-16図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)(3/9)	×	-
第9-16図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)(4/9)	×	-
第9-16図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)(5/9)	×	-
第9-16図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)(6/9)	×	-
第9-16図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)(7/9)	×	-
第9-16図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)(8/9)	×	-
第9-16図	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のために必要な計装設備のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)(9/9)	×	-
第9-17図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備のタイムチャート(1/4)	×	-
第9-17図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備のタイムチャート(2/4)	×	-
第9-17図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備のタイムチャート(3/4)	×	-
第9-17図	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するために必要な計装設備のタイムチャート(4/4)	×	-
第9-18図	重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な計装設備のタイムチャート(1/2)	×	-
第9-18図	重大事故等への対処に必要となる水の供給に必要な計装設備のタイムチャート(2/2)	×	-
第9-19図	情報把握計装設備のタイムチャート	×	-
第9-20図	情報把握計装設備のアクセスルート図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第9-21図	情報把握計装設備のアクセスルート図(分離建屋 地上1階)	×	-
第9-22図	情報把握計装設備のアクセスルート図(精製建屋 地上1階)	×	-
第9-23図	情報把握計装設備のアクセスルート図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)	×	-
第9-24図	情報把握計装設備のアクセスルート図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)	×	-
第9-25図	情報把握計装設備のアクセスルート図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	×	-
第9-26図	情報把握計装設備のアクセスルート図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)	×	-
第9-27図	情報把握計装設備のアクセスルート図(制御建屋 地上1階)	×	-
第9-28図	情報把握計装設備のアクセスルート図(第1保管庫・貯水所)	×	-
第9-29図	情報把握計装設備のアクセスルート図(第2保管庫・貯水所)	×	-
10.	制御室の居住性等に関する手順等	×	-
第10-1表	対策活動における防護具選定基準	×	-
第10-2表	制御室に係る重大事故等対処設備及び自主対策設備の整理(1/3)	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第10-2表	制御室に係る重大事故等対処設備及び自主対策設備の整理(2/3)	×	-
第10-2表	制御室に係る重大事故等対処設備及び自主対策設備の整理(3/3)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/10)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/10)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/10)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/10)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/10)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/10)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(7/10)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(8/10)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(9/10)	×	-
第10-3表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(10/10)	×	-
第10-4表	各対策での判断基準(1/4)	×	-
第10-4表	各対策での判断基準(2/4)	×	-
第10-4表	各対策での判断基準(3/4)	×	-
第10-4表	各対策での判断基準(4/4)	×	-
第10-5表	中央制御室換気設備, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の時間余裕	×	-
第10-1図	中央制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(1/4)	×	-
第10-1図	中央制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(2/4)	×	-
第10-1図	中央制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(3/4)	×	-
第10-1図	中央制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(4/4)	×	-
第10-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(1/4)	×	-
第10-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(2/4)	×	-
第10-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(3/4)	×	-
第10-2図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(換気)のための措置のフォールトツリー分析(4/4)	×	-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(1/5)	×	-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(2/5)	×	-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(3/5)	×	-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(4/5)	×	-
第10-3図	中央制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(5/5)	×	-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(1/5)	×	-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(2/5)	×	-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(3/5)	×	-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(4/5)	×	-
第10-4図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保(照明)のための措置のフォールトツリー分析(5/5)	×	-
第10-5図	中央制御室の居住性確保の手順の概要	×	-
第10-6図	タイムチャート(居住性確保)	×	-
第10-7図	タイムチャート(居住性確保)(降灰予報発令時)	×	-
第10-8図	代替制御建屋中央制御室換気設備概要図	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第10-9図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保の手順の概要	×	-
第10-10図	代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図	×	-
第10-11図	中央制御室 可搬型代替照明 配置概要図	×	-
第10-12図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 可搬型代替照明配置概要図	×	-
第10-13図	中央制御室の環境測定設備, 制御建屋放射線計測設備 測定範囲図	×	-
第10-14図	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の環境測定設備, 制御建屋放射線計測設備測定範囲図	×	-
第10-15図	タイムチャート(出入管理区画の設置)	×	-
第10-16図	共通電源車を用いた中央制御室の換気機能の復旧手順の概要(制御建屋給電)	×	-
第10-17図	制御建屋中央制御室換気設備概要図	×	-
第10-18図	共通電源車を用いた中央制御室の換気機能の復旧手順の概要(非常用電源建屋給電)	×	-
第10-19図	共通電源車を用いた使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気機能の復旧手順の概要	×	-
第10-20図	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図	×	-
11.	監視測定等に関する手順等	×	-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/6)	×	-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/6)	×	-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/6)	×	-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(4/6)	×	-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(5/6)	×	-
第11-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(6/6)	×	-
第11-2表	監視測定に使用する設備(1/2)	×	-
第11-2表	監視測定に使用する設備(2/2)	×	-
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(1/5)	×	-
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(2/5)	×	-
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(3/5)	×	-
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(4/5)	×	-
第11-3表	重大事故等の対処に必要な監視項目(5/5)	×	-
第11-4表	審査基準における要求事項ごとの給電対策設備	×	-
第11-5表	各手順の判断基準(1/5)	×	-
第11-5表	各手順の判断基準(2/5)	×	-
第11-5表	各手順の判断基準(3/5)	×	-
第11-5表	各手順の判断基準(4/5)	×	-
第11-5表	各手順の判断基準(5/5)	×	-
第11-1図	フォールトツリー分析(排気モニタリング設備)	×	-
第11-2図	フォールトツリー分析(環境モニタリング設備)	×	-
第11-3図	フォールトツリー分析(放射能観測車)	×	-
第11-4図	フォールトツリー分析(気象観測設備)	×	-
第11-5図	可搬型発電機接続時の系統図	×	-
第11-6図	排気モニタリングの手順の概要(1/2)	×	-
第11-6図	排気モニタリングの手順の概要(2/2)	×	-
第11-7図	可搬型発電機による給電手順の概要	×	-
第11-8図	可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート(主排気筒)	×	-
第11-9図	放出管理分析設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	×	-
第11-10図	可搬型試料分析設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	×	-
第11-11図	可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定のタイムチャート(北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒))	×	-
第11-12図	環境モニタリングの手順の概要(1/2)	×	-
第11-12図	環境モニタリングの手順の概要(2/2)	×	-
第11-13図	可搬型環境モニタリング設備の設置場所の例	×	-
第11-14図	可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のタイムチャート	×	-
第11-15図	可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のタイムチャート	×	-
第11-16図	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定のタイムチャート	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第11-17図	可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定のタイムチャート	×	-
第11-18図	環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	×	-
第11-19図	環境試料測定設備による水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	×	-
第11-20図	可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	×	-
第11-21図	可搬型試料分析設備による水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート	×	-
第11-22図	モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート	×	-
第11-23図	可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策のタイム	×	-
第11-24図	気象観測の手順の概要	×	-
第11-25図	可搬型気象観測設備の設置場所の例	×	-
第11-26図	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定のタイムチャート	×	-
第11-27図	可搬型風向風速計による風向及び風速の測定のタイムチャート	×	-
第11-28図	環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電のタイムチャート	×	-
第11-29図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第1アクセスルート)(北ルート)(地上1階))	×	-
第11-30図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第1アクセスルート)(南ルート)(地上1階))	×	-
第11-31図	排気モニタリングのアクセスルート(主排気筒管理建屋(第1アクセスルート)(地上1階))	×	-
第11-32図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第2アクセスルート)(北ルート)(地下1階))	×	-
第11-33図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第2アクセスルート)(北ルート)(地上1階))	×	-
第11-34図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第2アクセスルート)(南ルート)(地下1階))	×	-
第11-35図	排気モニタリングのアクセスルート(制御建屋(第2アクセスルート)(南ルート)(地上1階))	×	-
第11-36図	排気モニタリングのアクセスルート(主排気筒管理建屋(第2アクセスルート)(地上1階))	×	-
第11-37図	環境モニタリングのアクセスルート(制御建屋(北ルート)(地上1階))	×	-
第11-38図	環境モニタリングのアクセスルート(制御建屋(南ルート)(地上1階))	×	-
第11-39図	環境モニタリングのアクセスルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(北ルート)(地上2階))	×	-
第11-40図	環境モニタリングのアクセスルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(南ルート)(地上1階))	×	-
第11-41図	環境モニタリングのアクセスルート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋(南ルート)(地上2階))	×	-
第11-42図	気象観測のアクセスルート(制御建屋(北ルート)(地上1階))	×	-
第11-43図	気象観測のアクセスルート(制御建屋(南ルート)(地上1階))	×	-
第11-44図	気象観測のアクセスルート(主排気筒管理建屋(地上1階))	×	-
12.	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	×	-
第12-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(1/3)	×	-
第12-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(2/3)	×	-
第12-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(3/3)	×	-
第12-2表	重大事故等対処に係る監視計器	×	-
第12-3表	審査基準における要求事項ごとの給電対象設備	×	-
第12-4表	重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧	×	-
第12-1図	フォールトツリー分析(電源設備)	×	-
第12-2図	フォールトツリー分析(情報)	×	-
第12-3図	フォールトツリー分析(所内通信)	×	-
第12-4図	フォールトツリー分析(所外通信)	×	-
第12-5図	緊急時対策建屋換気設備の切替概要図	×	-
第12-6図	緊急時対策建屋換気設備の起動確認のタイムチャート	×	-
第12-7図	緊急時対策建屋環境測定設備, 緊急時対策建屋放射線計測設備測定範囲図	×	-
第12-8図	緊急時対策建屋放射線計測設備(可搬型環境モニタリング設備)の測定のタイムチャート	×	-
第12-9図	緊急時対策建屋換気設備によるモード切替判断のフローチャート	×	-
第12-10図	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切り替えのタイムチャート	×	-
第12-11図	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧のタイムチャート	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第12—12図	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替えのタイムチャート	×	-
第12—13図	通信連絡設備の系統概要図	×	-
第12—14図	出入管理区画設置のタイムチャート	×	-
第12—15図	緊急時対策建屋換気設備の切り替えのタイムチャート	×	-
第12—16図	緊急時対策建屋電源系統概略図	×	-
第12—17図	緊急時対策建屋燃料供給系統概略図	×	-
第12—18図	緊急時対策建屋用発電機による給電確認のタイムチャート	×	-
第12—19図	緊急時対策建屋用電源車による給電のタイムチャート	×	-
13.	通信連絡に関する手順等	×	-
第13-1表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)	×	-
第13-2表	機能喪失を想定する設備と整備する対応手段, 対処設備, 手順書一覧(再処理事業所外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)	×	-
第13-3表	審査基準における要求事項毎の給電対象設備	×	-
第13-4表	通信連絡を行なうために必要な設備	×	-
第13-1図	屋内(現場)における再処理事業所内への通信連絡手順の概要	×	-
第13-2図	屋外(現場)における再処理事業所内への通信連絡手順の概要	×	-
第13-3図	屋内(中央制御室及び緊急時対策所等)における再処理事業所内への通信連絡手順の概要	×	-
第13-4図	中央制御室における再処理事業所外への通信連絡手順の概要	×	-
第13-5図	緊急時対策所における再処理事業所外への通信連絡手順の概要	×	-
第13-6図	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)のタイムチャート(制御建屋)	×	-
第13-7図	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)のタイムチャート(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	×	-
第13-8図	可搬型衛星電話(屋内用)及び可搬型トランシーバ(屋内用)のタイムチャート(緊急時対策建屋)	×	-
第13-9図	所内通信連絡設備におけるフォールトツリー分析	×	-
第13-10図	所外通信連絡設備におけるフォールトツリー分析	×	-
第13-11図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(前処理建屋 地上1階)	×	-
第13-12図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(分離建屋 地上1階)	×	-
第13-13図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(精製建屋 地上1階)	×	-
第13-14図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 地上1階)	×	-
第13-15図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(高レベル廃液ガラス固化建屋 地上1階)	×	-
第13-16図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上1階)	×	-
第13-17図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 地上2階)	×	-
第13-18図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋 地下1階)	×	-
第13-19図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋 地上1階)	×	-
第13-20図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋 地上2階)	×	-
第13-21図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(制御建屋 地上3階)	×	-
第13-22図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(緊急時対策建屋 地下1階)	×	-
第13-23図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(緊急時対策建屋 地上1階)	×	-
第13-24図	代替通信連絡設備のアクセスルート図(緊急時対策建屋 地上2階)	×	-
添付2	重大事故の発生を仮定する機器の特定結果	×	-
1.	重大事故の発生を仮定する機器の特定の考え方	×	-
2.	重大事故に至る可能性のある機能喪失又はその組合せの特定	×	-
3.	重大事故の発生を仮定する機器の特定結果	×	-
3.1	臨界事故(機器内)	×	-
3.1.1	「核的制限値の維持機能」の喪失	×	-
3.1.2	「火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的, 化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失	×	-
3.1.3	「ソースターム制限機能」の喪失(溶解槽における臨界発生時)	×	-
3.2	臨界事故(機器外)	×	-
3.2.1	「火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能」の喪失	×	-
3.2.2	「落下・転倒防止機能」の喪失	×	-
3.2.3	「放射性物質の保持機能」及び「核的制限値の維持機能」の同時喪失	×	-
3.2.4	「火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的, 化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失	×	-
3.3	冷却機能喪失による蒸発乾固	×	-
3.3.1	蒸発乾固(機器内)	×	-
3.3.2	蒸発乾固(機器外)	×	-



申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
3.4	放射線分解により発生する水素による爆発	×	-
3.4.1	水素爆発(機器内)	×	-
3.4.2	水素爆発(機器外)	×	-
3.5	有機溶媒等による火災又は爆発	×	-
3.5.1	有機溶媒火災(機器内)	×	-
3.5.2	有機溶媒火災(機器外)	×	-
3.5.3	プロセス水素による爆発	×	-
3.5.4	TBP等の錯体の急激な分解反応	×	-
3.6	使用済燃料の著しい損傷	×	-
3.6.1	想定事故1	×	-
3.6.2	想定事故2	×	-
3.7	放射性物質の漏えい	×	-
3.7.1	液体状の放射性物質の機器外への漏えい	×	-
3.7.2	固体状の放射性物質の機器外への漏えい	×	-
3.7.2.1	「放射性物質の保持機能」の喪失	×	-
3.7.2.2	「落下・転倒防止機能」の喪失	×	-
3.7.2.3	「火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的, 化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時発生	×	-
3.7.2.4	「ソースターム制限機能」の喪失(熔融ガラス誤流下時)	×	-
3.7.3	気体状の放射性物質の漏えい	×	-
3.7.4	温度上昇による閉じ込め喪失	×	-
3.7.4.1	「崩壊熱等の除去機能」の喪失	×	-
3.7.4.2	「火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的, 化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失	×	-
3.8	重大事故の発生を仮定する際の件を超える件による重大事故の発生を仮定する機器の特定	×	-
第1表	放射性物質の保持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第2表	放射性物質の保持機能の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-
第3表	放出経路の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第4表	放射性物質の捕集機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第5表	放射性物質の浄化機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第6表	放射性物質の排気機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第7表	安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-
第8表	火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第9表	掃気機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第10表	崩壊熱等の除去機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第11表	核的制限値(寸法)の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第12表	安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-
第13表	遮蔽機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第14表	落下・転倒防止機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第15表	熱的, 化学的又は核的制限値等の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第16表	安全機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)の喪失後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-
第17表	静的な閉じ込め機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第18表	動的な閉じ込め機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第19表	ソースターム制限機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第20表	安全機能(放射性物質の保持機能)の喪失(漏えい)後の事象進展により発生する可能性がある重大事故	×	-
第21表	設計基準事故の影響拡大により発生する可能性がある重大事故	×	-
第22表	遮蔽機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第23表	事故時の放射性物質の放出量の監視機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第24表	事故時の対応操作に必要な居住性等の維持機能の喪失により発生する可能性がある重大事故	×	-
第25表	重大事故に至る可能性がある機能喪失又はその組合せ	×	-
第26表	「核的制限値の維持機能」の喪失による臨界事故(機器内)の想定箇所の特定制結果(1/2)	×	-
第27表	「核的制限値の維持機能」の喪失による臨界事故(機器内)の想定箇所の特定制結果(2/2)【複数ユニット】	×	-

申請書 添付書類八

項目番号	項目タイトル	有毒ガス防護に係る項目	
		関係あり:○ 関係なし:×	関係条文
第28表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による臨界事故(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-
第29表	「ソースターム制限機能(溶解槽における臨界発生時)」の喪失による臨界事故(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-
第30表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能」の喪失による臨界事故(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-
第31表	「落下・転倒防止機能」の喪失による臨界事故(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-
第32表	「放射性物質の保持機能」及び「核的制限値の維持機能」の同時喪失による臨界事故(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-
第33表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による臨界事故(機器外)の想定箇所	×	-
第34表	「崩壊熱除去機能」の喪失による蒸発乾固(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-
第35表	「放射性物質の保持機能」及び「ソースターム制限機能(回収系)」の同時喪失による蒸発乾固(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-
第36表	「掃気機能」の喪失による水素爆発(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-
第37表	「放射性物質の保持機能」、「ソースターム制限機能(回収系)」及び「放射性物質の排気機能」の同時喪失による水素爆発(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-
第38表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による有機溶媒火災(機器内)の想定箇所の特定結果	×	-
第39表	「放射性物質の保持機能」及び「ソースターム制限機能(回収系)」の同時喪失による有機溶媒火災(機器外)の想定箇所の特定結果	×	-
第40表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失によるプロセス水素による爆発の想定箇所の特定結果	×	-
第41表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失によるTBP等の錯体の急激な分解反応の想定箇所の特定結果	×	-
第42表	「崩壊熱除去機能」の喪失による想定事故1の想定箇所の特定結果	×	-
第43表	「プール水の保持機能」の喪失による想定事故2の想定箇所の特定結果	×	-
第44表	「放射性物質の保持機能」の喪失による液体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-
第45表	「放射性物質の保持機能」の喪失による固体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-
第46表	「落下・転倒防止機能」の喪失による固体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-
第47表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による固体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-
第48表	「ソースターム制限機能」の喪失による固体放射性物質の機器外への漏えいの想定箇所の特定結果	×	-
第49表	「放射性物質の閉じ込め機能(放出経路の維持機能、放射性物質の捕集・浄化機能、排気機能)」の喪失による気体放射性物質の漏えいの想定箇所の特定結果	×	-
第50表	「崩壊熱等の除去機能」の喪失による温度上昇による閉じ込め機能喪失の想定箇所の特定結果	×	-
第51表	「火災、爆発、臨界等に係るプロセス量等の維持機能(安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設)」及び「熱的、化学的又は核的制限値等の維持機能」の同時喪失による温度上昇による閉じ込め機能喪失の想定箇所の特定結果	×	-
添付3	全身線量の人口積算値について	×	-

## 有毒ガス防護に係る既許可の確認結果のまとめ

有毒ガス防護に係る既許可の確認結果について、事業指定基準規則及び技術的能力審査基準の条文ごとに、新旧比較表での説明の必要性を整理した。

有毒ガスの発生を検出する装置等の新規要求への適合性の観点では、第 20 条、第 26 条が該当する。有毒ガス発生時の通信連絡の観点では、第 27 及び第 47 条が該当する。その他新旧比較表で説明する条文及び審査基準は、有毒ガスの発生源及び防護対策の観点で該当する。

## 【凡例】

- ：新旧比較表で詳細の説明が必要  
×：確認の結果詳細の説明が不要

事業指定基準規則 条文		詳細説明要否	既許可との関係の確認結果
第 1 条	定義	×	用語の定義であり、要求事項ではないことから、関係条文ではない。
第 2 条	核燃料物質の臨界防止	×	核燃料物質の臨界防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第 3 条	遮蔽等	×	遮蔽等に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第 4 条	閉じ込めの機能	×	閉じ込めに係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第 5 条	火災等による損傷の防止	○	有毒ガスの発生源（消火後に発生する有毒ガス、制御室等での火災に伴う煙）の観点で関係する。
第 6 条	安全機能を有する施設の地盤	×	安全機能を有する施設の地盤に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第 7 条	地震による損傷の防止	×	地震による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第 8 条	津波による損傷の防止	×	津波による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第 9 条	外部からの衝撃による損傷の防止	○	有毒ガスの発生源（外部火災による二次的影響のばい煙・有毒ガス、火山の影響（降下火砕物による大気汚染）、有毒ガス、化学物質の漏えい）及び防護対策の観点で関係する。
第 10 条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	×	再処理施設への人の不法な侵入等の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第 11 条	溢水による損傷の防止	×	溢水による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第 12 条	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	○	有毒ガスの発生源（化学薬品の漏えい）及び化学薬品の取り扱いに係る基本方針の観点で関係する。 有毒ガスの発生源の観点で、再処理施設で使用する化学薬品の受入れ、貯蔵、調整及び供給を行う化学薬品貯蔵供給設備が関係することから、当該条文との関連として確認する。
第 13 条	誤操作の防止	×	誤操作の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。

事業指定基準規則 条文		詳細説明要否	既許可との関係の確認結果
第14条	安全避難通路等	×	安全避難通路等に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第15条	安全機能を有する施設	×	安全機能を有する施設に対し、安全機能の重要度に応じた機能の確保に係る要求事項であり、有毒ガス防護にはかかわらないことから、関係条文ではない。
第16条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	×	安全機能を有する施設に対し、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に要求される要件に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第17条	使用済燃料の貯蔵施設等	×	使用済燃料の貯蔵施設等に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第18条	計測制御系統施設	×	計測制御系統施設に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第19条	安全保護回路	×	安全保護回路に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第20条	制御室等	○	第3項第1号に、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置を設置する要求が追加されたことから、追加要求事項に対する適合性の観点で関係する。 有毒ガス防護対象者及び防護対策（運転員及び重大事故等の対処要員に対する制御室の居住性）の観点で関係する。
第21条	廃棄施設	×	廃棄施設に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第22条	保管廃棄施設	×	保管廃棄施設に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第23条	放射線管理施設	×	放射線管理施設に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第24条	監視設備	×	監視設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第25条	保安電源設備	×	保安電源設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第26条	緊急時対策所	○	第2項に、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置を設置する要求が追加されたことから、追加要求事項に対する適合性の観点で関係する。 有毒ガス防護対象者及び防護対策（運転員及び重大事故等の対処要員に対する制御室の居住性）の観点で関係する。
第27条	通信連絡設備	○	有毒ガス発生時の通信連絡手段の観点で関係する。
第28条	重大事故等の拡大の防止等	○	重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる自然現象等の選定、有効性評価等において有毒ガス等の大気汚染に係る事象を考慮していることから、有毒ガス発生源の観点で関係する。
第29条	火災等による損傷の防止	○	有毒ガスの発生源（消火剤の人体影響）の観点で関係する。
第30条	重大事故等対処施設の地盤	×	重大事故等対処施設の地盤に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第31条	地震による損傷の防止	×	地震による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第32条	津波による損傷の防止	×	津波による損傷の防止に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない。
第33条	重大事故等対処設備	○	重大事故等対処設備の共通の設計条件を整理している。第34条～47条に共通することから、代表として確認する。
第34条	臨界事故の拡大を防止するための設備	×	臨界事故の拡大を防止するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない（重大事故等対処の作業性については第28条、第33条及

事業指定基準規則 条文		詳細説明要否	既許可との関係の確認結果
			び技術的能力で説明)。
第 35 条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	×	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 36 条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	×	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 37 条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	×	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 38 条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 39 条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	×	放射性物質の漏えいに対処するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 40 条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	×	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 41 条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	×	重大事故等への対処に必要な水の供給設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 42 条	電源設備	×	電源設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 43 条	計装設備	×	計装設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 44 条	制御室	○	有毒ガス影響評価における制御室の居住性の観点で関連する。(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)。
第 45 条	監視測定設備	×	監視測定設備に係る要求事項であり、有毒ガス防護には関わらないことから、関係条文ではない(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び審査基準で説明)。
第 46 条	緊急時対策所	○	有毒ガス影響評価における緊急時対策所の居住性の観点で関連する。(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)
第 47 条	通信連絡を行うために必要な設備	○	有毒ガス発生時の通信連絡手段の観点で関係する。(重大事故等対処の作業性については第 28 条、第 33 条及び技術的能力で説明)
審査基準 (技術的能力)	使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	○	有毒ガス防護に係る手順書の整備について記載が明確化されたことから関係する。 有毒ガスの発生源(設計基準に同じ)及び有毒ガス防護対象者及び防護対策(重大事故等の対処要員に対する有毒ガス防護)の観点で関係する。



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第五条（火災等による損傷の防止）、第二十九条（火災等による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>第五条（火災等による損傷の防止）、第二十九条（火災等による損傷の防止）</p>		
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止】                      (i) 安全機能を有する施設の火災及び爆発の防止                      安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、以下の火災防護対策を講ずる設計とする。                      (略)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>&lt;既許可の対応&gt;                      ・有毒ガス発生源                      ▶ 火災及び爆発の発生時の煙                      ▶ 消火剤                      ▶ ハロゲン化物消火設備（局所）による消火後に発生する有毒ガス（フッ化水素）</p>
<p>【本文 四、A.ロ.(4)(ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止】                      (ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発の防止                      重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災発生を感知し消火を行うために、火災防護対策を講ずる設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>・防護対象者                      ▶ 運転員その他の従事者                      ・検知手段                      ▶ 火災感知器及び高感度煙感知器</p>
<p>【本文 四、A.リ.(4)(iii) 火災防護設備】                      (iii) 火災防護設備                      (略)                      消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、固定式消火設備等を設置する。                      (略)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>・防護対策                      ▶ 固定式消火設備（局所）を設置                      ▶ （運転員が駐在する制御室は）建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計                      ▶ （運転員が駐在する制御室は）人体に影響を与えない消火剤又は消火方法を使用する設計                      ▶ 全域放出方式の固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計                      ▶ ハロゲン化物消火設備（局所）は、作動前に退避警報を発する設計</p>
<p>【添付書類六 1.5.1.3.2 消火設備】(P6-1-165)                      消火設備は、以下に示すとおり、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。                      (略)                      (8) 安重機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備                      (略)                      b. 可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画                      (a) 制御室床下                      中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室（以下「制御室」という。）の床下は、制御室内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難となるおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に固定式消火設備（全域）を設置する。消火に当たっては、固有の信号を発する異なる種類の火災感知設備（煙感知器と熱感知器）により火災を感知した後、制御室からの手動起動により早期に消火ができる設計とする。                      制御室には常時当直（運転員）が駐在することを考慮し、人体に影響を与え</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>▶ 二酸化炭素消火設備（全域）及びハロゲン化物消火設備（全域）は、作動に当たっては20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計                      ▶ 制御室床下フリーアクセスフロアの固定式ガス消火設備は、人体への影響を考慮して早期に起動するために、手動操作による起動</p> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;                      ・有毒ガス発生源                      ▶ 影響評価ガイドに基づく確認では、火災に伴い発生する有毒ガスについて新たに特定した発生源はないため、既許可への影響はなく、申請書への反映事項はない。                      ▶ 影響評価ガイドに基づく確認では、有毒ガスとなる消火剤について新たに特定した発生源はないため、既許可への影響はなく、申請書への反映事項はない。                      ▶ 影響評価ガイドに基づく確認では、消火に伴い発生する有毒ガスについて新たに特定した発生源はないため、既許可への影響はなく、申請書への反</p>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第五条（火災等による損傷の防止）、第二十九条（火災等による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>ない消火剤を使用する設計とする。</p> <p>（b） 一般共同溝</p> <p>一般共同溝内は、万一、ケーブル火災が発生した場合、煙の排出が可能なよう排気口を設ける構造としているが、自然換気であること及び一般共同溝の面積が広く消火活動まで時間を有することを考慮し、固定式消火設備（局所）を設置することにより、早期消火が可能となる設計とする。</p> <p>一般共同溝の可燃性物質はケーブルと有機溶媒配管内の有機溶媒であるが、有機溶媒配管は二重管とすること及び基準地震動S<sub>s</sub>により損傷しない構造とすることから火災に至るおそれはないことを踏まえ、ケーブルトレイに対し、局所消火を行う設計とする。</p> <p>消火剤の選定に当たっては、人体に影響を与えない消火剤又は消火方法を選択することとする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（15） 固定式ガス消火設備等の従事者退避警報</p> <p>全域放出方式の固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計とする。</p> <p>また、二酸化炭素消火設備（全域）及びハロゲン化物消火設備（全域）は、作動に当たっては20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計とする。</p> <p>ハロゲン化物消火設備（局所）は、従事者が酸欠になることはないが、消火時に生成するフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ、作動前に退避警報を発する設計とする。</p> <p>なお、固定式ガス消火設備のうち、防火シート、金属製の筐体等による被覆内に局所的に放出する場合には、消火剤が内部に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備作動前に退避警報を発しない設計とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>		<p>映事項はない。</p> <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 有毒ガスの防護対象者は運転員その他の従事者としており、火災で発生する有毒ガス及び消火に伴い発生する有毒ガスの防護対象者と整合している。</li> </ul> <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画での火災に伴い発生する有毒ガスは、「火災感知器及び高感度煙感知器」により検知可能である。そのため、影響評価ガイドの要求と整合している。</li> <li>➤ 固定式ガス消火設備等は、「作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計」又は「手動操作による起動」するものである。そのため、固定式ガス消火設備等により有毒ガスが発生する場合、これは検知可能である。そのため、影響評価ガイドの要求と整合している。</li> <li>➤ 消火後に発生するおそれのある有毒ガス（フッ化水素）について、「固定式ガス消火設備は、消火後に発生する有毒ガスを考慮するもの」であることが明記されている。また、運用として実際にフッ化水素の濃度を確認することが整理資料に記載されているため、検知可能である。そのため、影響評価ガイドの要求と整合している。</li> </ul> <p>・防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画での火災に伴い発生する有毒ガスは、「建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計」により防護可能であるため、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 可燃性物質を取り扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画にて</li> </ul>

## 有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第五条（火災等による損傷の防止）、第二十九条（火災等による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 1.5.1.4.1(3)d(c)】(P6-1-184)</p> <p>制御室床下フリーアクセスフロアの固定式ガス消火設備は、消火後に発生する有毒ガスを考慮するものとする。制御室は空間容積が大きいため拡散による濃度低下が想定されることから、制御室に常駐する当直（運転員）に影響を与えるおそれはないが、消火の迅速性と人体への影響を考慮して、手動操作による起動とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>使用される消火剤は、「人体に影響を与えない消火剤又は消火方法を使用する設計」であるため、有毒ガスとならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 固定式ガス消火設備等は、「作動前に従事者等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計」であり、二酸化炭素消火設備（全域）及びハロゲン化物消火設備（全域）は、「作動に当たっては20秒以上の時間遅れをもって消火ガスを放出する設計」であるため、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>▶ ハロゲン化物消火設備（局所）は、消火時にフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ、「作動前に退避警報を発する設計」であるため、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>▶ 制御室床下フリーアクセスフロアの固定式ガス消火設備は、人体への影響を考慮して早期に起動するために、「手動操作による起動」することとしており、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt; 特になし。</p>
<p>【添付書類六 1.5.1.4.1(6)】(P6-1-186)</p> <p>当直（運転員）が駐在する中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。</p> <p>排煙設備は非管理区域である制御室等を対象としているため、放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。</p> <p>また、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域に該当する制御室床下、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電機室及び危険物の規制に関する政令に規定される著しく消火困難な製造所等に該当する場所については、固定式消火設備により、早期に消火する設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

## 有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第五条（火災等による損傷の防止）、第二十九条（火災等による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 1.5.2.3.2 消火設備】(P6-1-223)</p> <p>消火設備は、以下に示すとおり、重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 重大事故等対処施設を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備</p> <p>(略)</p> <p>b. 可燃性物質を取扱い構造上消火困難となる火災区域又は火災区画</p> <p>制御室等の床下は、制御室内の火災感知器及び人による感知並びに消火が困難となるおそれを考慮し、火災感知器に加え、床下に固定式消火設備（全域）を設置する。消火に当たっては、固有の信号を発する異なる種類の火災感知設備（煙感知器と熱感知器）により火災を感知した後、制御室等からの手動起動により早期に消火ができる設計とする。</p> <p>制御室等には常時当直（運転員）が駐在することを考慮し、人体に影響を与えない消火剤を使用する設計とする。</p> <p>(略)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.5.2.6(4)】(P6-1-236)</p> <p>(4) 中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所における火災及び爆発の発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。</p> <p>a. 火災感知器及び高感度煙感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する当直（運転員）により制御盤内では二酸化炭素消火器、それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況の確認等を行う。</p> <p>b. 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）</p>		
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止】(P42)</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、<b>森林火災等</b>の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、<b>自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として再処理施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計</b>とする。</p> <p>（略）</p> <p>また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される<b>飛来物（航空機落下等）</b>、<b>ダムの崩壊</b>、<b>爆発</b>、<b>近隣工場等の火災</b>、<b>有毒ガス</b>、船舶の衝突、電磁的障害等のうち<b>再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）</b>（以下「人為事象」という。）<b>に対して安全機能を損なわない設計</b>とする。</p> <p>（略）</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、<b>森林火災等</b>を考慮する。これらの事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び人為事象に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。</p> <p>また、想定される自然現象及び人為事象の発生により、再処理施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等、<b>再処理施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備</b>する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>外部事象の抽出及び外部事象に対する総論に関する記載であり、既許可への影響がないことが明らかである。</p>
<p>【添付書類六 1.7.9.1 自然現象の抽出】(P6-1-537)</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする事象は、第1.7.9-1表に示す風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、<b>森林火災</b>及び塩害といった自然現象とし、敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。また、これらの自然現象ごとに、関連して発生する可能性がある自然現象も含めて考慮する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.7.9.4 人為事象の抽出】(P6-1-545)</p> <p>検討の結果、設計上の考慮を必要とする人為事象は、第1.7.9-2表に示す<b>飛来物（航空機落下）</b>、<b>爆発</b>、<b>近隣工場等の火災</b>、<b>有毒ガス</b>、電磁的障害及</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）		事業指定申請書（変更内容）					既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																																																																																																																																																																																																																																							
<p>び再処理事業所内における化学物質の漏えい」といった事象とし、敷地及び周辺地域の過去の記録並びに現地調査を参考にして、予想される最も過酷と考えられる条件を適切に考慮する。</p>																																																																																																																																																																																																																																														
<p>【添付書類六 第1.7.9-1表 事象（自然現象）の抽出及び検討結果】(P6-1-550)</p>		既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。																																																																																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">除外する理由</th> <th rowspan="2">設計上の考慮<sup>※2</sup></th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>地震</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>「第七条 地震による損傷の防止」にて考慮。</td><td>—</td></tr> <tr><td>2</td><td>地震沈下</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。</td><td>—</td></tr> <tr><td>3</td><td>地盤隆起</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。</td><td>—</td></tr> <tr><td>4</td><td>地割れ</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。</td><td>—</td></tr> <tr><td>5</td><td>地滑り</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>空中写真の判読結果によると、リニアメント及び変動地形は判読されない。また、敷地は標高約55mに造成されており、地滑りのおそれのある急斜面はない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>6</td><td>地下水による地滑り</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>空中写真の判読結果によると、リニアメント及び変動地形は判読されない。また、敷地は標高約55mに造成されており、地滑りのおそれのある急斜面はない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>7</td><td>液状化現象</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。</td><td>—</td></tr> <tr><td>8</td><td>泥湧出</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。</td><td>—</td></tr> <tr><td>9</td><td>山崩れ</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>敷地周辺には山崩れのおそれのある急斜面は存在しない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>10</td><td>崖崩れ</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>敷地周辺には崖崩れのおそれのある急斜面は存在しない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>11</td><td>津波</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>「第八条 津波による損傷の防止」にて考慮。</td><td>—</td></tr> <tr><td>12</td><td>静振</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>敷地周辺に尾根沼及び農家池があるが、再処理施設は標高約55mに造成された敷地に設置するため、静振による影響を受けない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>13</td><td>高潮</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮による影響を受けない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>14</td><td>波浪・高波</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、波浪・高波による影響を受けない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>15</td><td>高潮位</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮位により再処理施設に影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>16</td><td>低潮位</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>再処理施設には、潮位の変動の影響を受けるような設備はない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>17</td><td>海流異変</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>再処理施設には、海流の変動の影響を受けるような設備はない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>18</td><td>風（台風）</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>19</td><td>竜巻</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		No.	事象	除外の基準 <sup>※1</sup>					除外する理由	設計上の考慮 <sup>※2</sup>	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	1	地震	×	×	×	×	×	「第七条 地震による損傷の防止」にて考慮。	—	2	地震沈下	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—	3	地盤隆起	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—	4	地割れ	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—	5	地滑り	×	○	×	×	×	空中写真の判読結果によると、リニアメント及び変動地形は判読されない。また、敷地は標高約55mに造成されており、地滑りのおそれのある急斜面はない。	×	6	地下水による地滑り	×	○	×	×	×	空中写真の判読結果によると、リニアメント及び変動地形は判読されない。また、敷地は標高約55mに造成されており、地滑りのおそれのある急斜面はない。	×	7	液状化現象	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—	8	泥湧出	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—	9	山崩れ	×	○	×	×	×	敷地周辺には山崩れのおそれのある急斜面は存在しない。	×	10	崖崩れ	×	○	×	×	×	敷地周辺には崖崩れのおそれのある急斜面は存在しない。	×	11	津波	×	×	×	×	×	「第八条 津波による損傷の防止」にて考慮。	—	12	静振	×	×	×	○	×	敷地周辺に尾根沼及び農家池があるが、再処理施設は標高約55mに造成された敷地に設置するため、静振による影響を受けない。	×	13	高潮	×	×	×	○	×	再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮による影響を受けない。	×	14	波浪・高波	×	×	×	○	×	再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、波浪・高波による影響を受けない。	×	15	高潮位	×	×	×	○	×	再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮位により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×	16	低潮位	×	×	×	○	×	再処理施設には、潮位の変動の影響を受けるような設備はない。	×	17	海流異変	×	×	×	○	×	再処理施設には、海流の変動の影響を受けるような設備はない。	×	18	風（台風）	×	×	×	×	×		○	19	竜巻	×	×	×	×	×		○																																																				
No.	事象			除外の基準 <sup>※1</sup>							除外する理由	設計上の考慮 <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																		
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5																																																																																																																																																																																																																																								
1	地震	×	×	×	×	×	「第七条 地震による損傷の防止」にて考慮。	—																																																																																																																																																																																																																																						
2	地震沈下	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—																																																																																																																																																																																																																																						
3	地盤隆起	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—																																																																																																																																																																																																																																						
4	地割れ	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—																																																																																																																																																																																																																																						
5	地滑り	×	○	×	×	×	空中写真の判読結果によると、リニアメント及び変動地形は判読されない。また、敷地は標高約55mに造成されており、地滑りのおそれのある急斜面はない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
6	地下水による地滑り	×	○	×	×	×	空中写真の判読結果によると、リニアメント及び変動地形は判読されない。また、敷地は標高約55mに造成されており、地滑りのおそれのある急斜面はない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
7	液状化現象	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—																																																																																																																																																																																																																																						
8	泥湧出	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—																																																																																																																																																																																																																																						
9	山崩れ	×	○	×	×	×	敷地周辺には山崩れのおそれのある急斜面は存在しない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
10	崖崩れ	×	○	×	×	×	敷地周辺には崖崩れのおそれのある急斜面は存在しない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
11	津波	×	×	×	×	×	「第八条 津波による損傷の防止」にて考慮。	—																																																																																																																																																																																																																																						
12	静振	×	×	×	○	×	敷地周辺に尾根沼及び農家池があるが、再処理施設は標高約55mに造成された敷地に設置するため、静振による影響を受けない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
13	高潮	×	×	×	○	×	再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮による影響を受けない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
14	波浪・高波	×	×	×	○	×	再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、波浪・高波による影響を受けない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
15	高潮位	×	×	×	○	×	再処理施設は海岸から約5km、標高約55mに位置するため、高潮位により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
16	低潮位	×	×	×	○	×	再処理施設には、潮位の変動の影響を受けるような設備はない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
17	海流異変	×	×	×	○	×	再処理施設には、海流の変動の影響を受けるような設備はない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
18	風（台風）	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
19	竜巻	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">除外する理由</th> <th rowspan="2">設計上の考慮<sup>※2</sup></th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20</td><td>砂嵐</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>敷地周辺に砂嵐や砂丘はない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>21</td><td>極限的な気圧</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>「竜巻」の影響評価（気圧差）に包摂される。</td><td>×</td></tr> <tr><td>22</td><td>降水</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>23</td><td>洪水</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>再処理施設は標高約55mに造成された敷地に設置し、二又川は標高約5mから約1mの低地を流れているため、再処理施設に影響を与える洪水は起こり得ない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>24</td><td>土石流</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>敷地周辺の地形及び表流水の状況から、土石流は発生しない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>25</td><td>降雹</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>「竜巻」の影響評価（飛来物）に包摂される。</td><td>×</td></tr> <tr><td>26</td><td>降雪</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>27</td><td>森林火災</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>×</td></tr> <tr><td>28</td><td>草原火災</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>「森林火災」の影響評価に包摂される。</td><td>○</td></tr> <tr><td>29</td><td>豪雨</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>30</td><td>凍結</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>31</td><td>氷結</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>二又川の氷結により取水設備に影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>32</td><td>氷晶</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>氷晶により再処理施設に影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>33</td><td>氷壁</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>周辺の地形から氷河、氷山が再処理施設へ影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>34</td><td>高水温</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>河川の水温変化が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>35</td><td>低水温</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>河川の水温変化が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>36</td><td>干ばつ</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>過去の実績からすると、干ばつによって二又川からの取水が不可能となることはない。また、貯水槽等の容量と使用量から、干ばつによる影響はない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>37</td><td>霧</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>霧により再処理施設に影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>38</td><td>霜</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>霧により再処理施設に影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>39</td><td>火山の影響</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>40</td><td>熱湯</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>敷地周辺に熱湯の発生源はない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>41</td><td>積雪</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>42</td><td>雪崩</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>周辺の地形から雪崩は発生しない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>43</td><td>生物学的事象</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> </tbody> </table>		No.	事象	除外の基準 <sup>※1</sup>					除外する理由	設計上の考慮 <sup>※2</sup>	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	20	砂嵐	×	○	×	×	×	敷地周辺に砂嵐や砂丘はない。	×	21	極限的な気圧	×	×	×	×	○	「竜巻」の影響評価（気圧差）に包摂される。	×	22	降水	×	×	×	×	×		○	23	洪水	×	○	×	×	×	再処理施設は標高約55mに造成された敷地に設置し、二又川は標高約5mから約1mの低地を流れているため、再処理施設に影響を与える洪水は起こり得ない。	×	24	土石流	×	○	×	×	×	敷地周辺の地形及び表流水の状況から、土石流は発生しない。	×	25	降雹	×	×	×	×	○	「竜巻」の影響評価（飛来物）に包摂される。	×	26	降雪	×	×	×	×	×		○	27	森林火災	×	×	×	×	×		×	28	草原火災	×	×	×	×	○	「森林火災」の影響評価に包摂される。	○	29	豪雨	×	×	×	×	×		○	30	凍結	×	×	×	×	×		○	31	氷結	×	×	×	○	×	二又川の氷結により取水設備に影響を及ぼすことはない。	×	32	氷晶	×	×	×	○	×	氷晶により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×	33	氷壁	×	×	×	○	×	周辺の地形から氷河、氷山が再処理施設へ影響を及ぼすことはない。	×	34	高水温	×	×	×	○	×	河川の水温変化が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。	×	35	低水温	×	×	×	○	×	河川の水温変化が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。	×	36	干ばつ	×	○	○	×	×	過去の実績からすると、干ばつによって二又川からの取水が不可能となることはない。また、貯水槽等の容量と使用量から、干ばつによる影響はない。	×	37	霧	×	×	×	○	×	霧により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×	38	霜	×	×	×	○	×	霧により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×	39	火山の影響	×	×	×	×	×		○	40	熱湯	×	○	×	×	×	敷地周辺に熱湯の発生源はない。	×	41	積雪	×	×	×	×	×		○	42	雪崩	×	○	×	×	×	周辺の地形から雪崩は発生しない。	×	43	生物学的事象	×	×	×	×	×		○							
No.	事象			除外の基準 <sup>※1</sup>							除外する理由	設計上の考慮 <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																		
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5																																																																																																																																																																																																																																								
20	砂嵐	×	○	×	×	×	敷地周辺に砂嵐や砂丘はない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
21	極限的な気圧	×	×	×	×	○	「竜巻」の影響評価（気圧差）に包摂される。	×																																																																																																																																																																																																																																						
22	降水	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
23	洪水	×	○	×	×	×	再処理施設は標高約55mに造成された敷地に設置し、二又川は標高約5mから約1mの低地を流れているため、再処理施設に影響を与える洪水は起こり得ない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
24	土石流	×	○	×	×	×	敷地周辺の地形及び表流水の状況から、土石流は発生しない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
25	降雹	×	×	×	×	○	「竜巻」の影響評価（飛来物）に包摂される。	×																																																																																																																																																																																																																																						
26	降雪	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
27	森林火災	×	×	×	×	×		×																																																																																																																																																																																																																																						
28	草原火災	×	×	×	×	○	「森林火災」の影響評価に包摂される。	○																																																																																																																																																																																																																																						
29	豪雨	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
30	凍結	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
31	氷結	×	×	×	○	×	二又川の氷結により取水設備に影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
32	氷晶	×	×	×	○	×	氷晶により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
33	氷壁	×	×	×	○	×	周辺の地形から氷河、氷山が再処理施設へ影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
34	高水温	×	×	×	○	×	河川の水温変化が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
35	低水温	×	×	×	○	×	河川の水温変化が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
36	干ばつ	×	○	○	×	×	過去の実績からすると、干ばつによって二又川からの取水が不可能となることはない。また、貯水槽等の容量と使用量から、干ばつによる影響はない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
37	霧	×	×	×	○	×	霧により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
38	霜	×	×	×	○	×	霧により再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
39	火山の影響	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
40	熱湯	×	○	×	×	×	敷地周辺に熱湯の発生源はない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
41	積雪	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
42	雪崩	×	○	×	×	×	周辺の地形から雪崩は発生しない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
43	生物学的事象	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準<sup>※1</sup></th> <th rowspan="2">除外する理由</th> <th rowspan="2">設計上の考慮<sup>※2</sup></th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>44</td><td>動物</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>「生物学的事象」の影響評価に包摂される。</td><td>×</td></tr> <tr><td>45</td><td>塩害</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>46</td><td>土石</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>土石の衝突は、極限的な事象である。</td><td>×</td></tr> <tr><td>47</td><td>陥没</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。</td><td>—</td></tr> <tr><td>48</td><td>土壌の収縮・膨張</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。</td><td>—</td></tr> <tr><td>49</td><td>海岸浸食</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>再処理施設は海岸から約5kmに位置することから、海岸浸食が再処理施設に影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>50</td><td>地下水による浸食</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>敷地の地下水の調査結果から、再処理施設に影響を与える地下水による浸食は起こり得ない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>51</td><td>カルスト</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>敷地周辺はカルスト地形ではない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>52</td><td>海氷による川の閉塞</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>二又川の海氷による閉塞が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>53</td><td>源若しくは川の氷冠降下</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>「干ばつ」の影響評価に包摂される。</td><td>×</td></tr> <tr><td>54</td><td>河川の流路変更</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>敷地近隣の二又川は谷を流れており、取水に影響を及ぼす大きな河川の流路変更が発生することはない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>55</td><td>毒性ガス</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>敷地周辺には毒性ガスの発生源はない。</td><td>×</td></tr> <tr><td>56</td><td>太陽フレア・磁気嵐</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>太陽フレア、磁気嵐により誘導電流が発生する可能性があるが、日本では磁気緯度、大地抵抗率の条件から、地磁気変動が電力系統に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、その影響は吹来に比べて無視できる程度と考えられる。</td><td>×</td></tr> </tbody> </table>		No.	事象	除外の基準 <sup>※1</sup>					除外する理由	設計上の考慮 <sup>※2</sup>	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	44	動物	×	×	×	×	○	「生物学的事象」の影響評価に包摂される。	×	45	塩害	×	×	×	×	×		○	46	土石	○	×	×	×	×	土石の衝突は、極限的な事象である。	×	47	陥没	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—	48	土壌の収縮・膨張	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—	49	海岸浸食	×	×	×	○	×	再処理施設は海岸から約5kmに位置することから、海岸浸食が再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×	50	地下水による浸食	×	○	×	×	×	敷地の地下水の調査結果から、再処理施設に影響を与える地下水による浸食は起こり得ない。	×	51	カルスト	×	○	×	×	×	敷地周辺はカルスト地形ではない。	×	52	海氷による川の閉塞	×	×	×	○	×	二又川の海氷による閉塞が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。	×	53	源若しくは川の氷冠降下	×	×	×	×	○	「干ばつ」の影響評価に包摂される。	×	54	河川の流路変更	×	○	×	×	×	敷地近隣の二又川は谷を流れており、取水に影響を及ぼす大きな河川の流路変更が発生することはない。	×	55	毒性ガス	×	○	×	×	×	敷地周辺には毒性ガスの発生源はない。	×	56	太陽フレア・磁気嵐	×	×	×	○	×	太陽フレア、磁気嵐により誘導電流が発生する可能性があるが、日本では磁気緯度、大地抵抗率の条件から、地磁気変動が電力系統に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、その影響は吹来に比べて無視できる程度と考えられる。	×																																																																																																										
No.	事象			除外の基準 <sup>※1</sup>							除外する理由	設計上の考慮 <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																		
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5																																																																																																																																																																																																																																								
44	動物	×	×	×	×	○	「生物学的事象」の影響評価に包摂される。	×																																																																																																																																																																																																																																						
45	塩害	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																						
46	土石	○	×	×	×	×	土石の衝突は、極限的な事象である。	×																																																																																																																																																																																																																																						
47	陥没	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—																																																																																																																																																																																																																																						
48	土壌の収縮・膨張	×	×	×	×	×	「第六条 安全機能を有する施設の地盤」にて考慮。	—																																																																																																																																																																																																																																						
49	海岸浸食	×	×	×	○	×	再処理施設は海岸から約5kmに位置することから、海岸浸食が再処理施設に影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
50	地下水による浸食	×	○	×	×	×	敷地の地下水の調査結果から、再処理施設に影響を与える地下水による浸食は起こり得ない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
51	カルスト	×	○	×	×	×	敷地周辺はカルスト地形ではない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
52	海氷による川の閉塞	×	×	×	○	×	二又川の海氷による閉塞が、取水設備へ影響を及ぼすことはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
53	源若しくは川の氷冠降下	×	×	×	×	○	「干ばつ」の影響評価に包摂される。	×																																																																																																																																																																																																																																						
54	河川の流路変更	×	○	×	×	×	敷地近隣の二又川は谷を流れており、取水に影響を及ぼす大きな河川の流路変更が発生することはない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
55	毒性ガス	×	○	×	×	×	敷地周辺には毒性ガスの発生源はない。	×																																																																																																																																																																																																																																						
56	太陽フレア・磁気嵐	×	×	×	○	×	太陽フレア、磁気嵐により誘導電流が発生する可能性があるが、日本では磁気緯度、大地抵抗率の条件から、地磁気変動が電力系統に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、その影響は吹来に比べて無視できる程度と考えられる。	×																																																																																																																																																																																																																																						

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>注1：除外の基準は、以下のとおり。                      基準1：発生頻度が極低頻度と判断される事象                      基準2：敷地周辺では起こり得ない事象                      基準3：事象の進展が緩慢で対策を講ずることができる事象                      基準4：再処理施設に影響を及ぼさない事象                      基準5：影響が他の事象に包絡される事象                      ○：基準に該当する                      ×：基準に該当しない</p> <p>注2：要否の標記は、以下のとおり。                      ○：設計上考慮する必要がある事象                      ー：設計上考慮する必要がある事象（他の条文において適合性の確認を行う事象）                      ×：設計上の考慮を必要としない事象</p>																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>【添付書類六 第1.7.9-2表 事象（人為による事象）の抽出及び検討結果】（P6-1-553）</p> <table border="1" data-bbox="124 541 985 1033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準<sup>注1</sup></th> <th rowspan="2">除外する理由</th> <th rowspan="2">設計上の考慮<sup>注2</sup></th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>船舶事故による油流出</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>船舶事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>船舶の衝突</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>航空機落下</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>敷地周辺には鉄道線路がない。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鉄道事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>敷地周辺には鉄道線路がない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鉄道衝突</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>敷地周辺には鉄道線路がない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>交通事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>冷却、水素検知、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮断並びに閉じ込めの安全機能を有する施設は、幹線道路から400m以上離れており、爆発により当該安全機能を影響を及ぼすことは考えられない。化学物質の漏えいについては、「再処理事業所内における化学物質の漏えい」の影響評価に包絡される。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>自転車の衝突</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>周辺区域の境界にはフェンスを設置しており、自転車の衝突による影響を受けない。敷地内の遊歩道には速度制限を設けており、安全機能に影響を与えるような衝突は考えられない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>爆発</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>工期事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>「爆発」、「超隣工場の火災」及び「再処理事業所内における化学物質の漏えい」の影響評価に包絡される。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>鉱山事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>敷地周辺には、爆発、化学物質の漏えいの事故を起こすような鉱山はない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>土木・建築現場の事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>敷地内での工事は十分に管理されること及び敷地外での工事は敷地境界から再処理施設まで距離があることから、再処理施設に影響を及ぼすような土木・建築現場の事故の発生は考えられない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>軍事基地の事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>三次基地は敷地から約28km離れており影響を受けない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>軍事基地からの飛来物</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>軍事基地からの飛来物は、極低頻度な事象である。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>パイプライン事故（爆発、化学物質の漏えい）</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>むつ小川河川敷右側備蓄基地の陸上移送配管は、1.2m以上の地下に埋設されるとともに、漏えいが発生した場合、配管の周囲に設置された漏洩検知管により緊急遮断が防止されることから、火災の発生は想定し難い。</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>（つづき）</p> <table border="1" data-bbox="124 1066 985 1297"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">事象</th> <th colspan="5">除外の基準<sup>注1</sup></th> <th rowspan="2">除外する理由</th> <th rowspan="2">設計上の考慮<sup>注2</sup></th> </tr> <tr> <th>基準1</th> <th>基準2</th> <th>基準3</th> <th>基準4</th> <th>基準5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>再処理事業所内における化学物質の漏えい</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>人工衛星の落下</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>人工衛星の衝突は、極低頻度な事象である。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>ダムの崩壊</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>敷地の周辺にダムはない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>電磁的障害</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>掘削工事</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>敷地内での工事は十分に管理されること及び敷地外での工事は敷地境界から再処理施設まで距離があることから、再処理施設に影響を及ぼすような掘削工事による事故の発生は考えられない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>重量物の落下</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>重量物の運搬等は十分に管理されることから、再処理施設に影響を及ぼすような重量物の落下は考えられない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>タービンミサイル</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>敷地内にタービンミサイルを発生させるようなタービンはない。</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>超隣工場等の火災</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>有毒ガス</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：除外の基準は、以下のとおり。                      基準1：発生頻度が極低頻度と判断される事象                      基準2：敷地周辺では起こり得ない事象                      基準3：事象の進展が緩慢で対策を講ずることができる事象                      基準4：再処理施設に影響を及ぼさない事象                      基準5：影響が他の事象に包絡される事象                      ○：基準に該当する                      ×：基準に該当しない</p> <p>注2：要否の標記は、以下のとおり。                      ○：設計上考慮する必要がある事象                      ー：設計上考慮する必要がある事象（他の条文において適合性の確認を行う事象）                      ×：設計上の考慮を必要としない事象</p>	No.	事象	除外の基準 <sup>注1</sup>					除外する理由	設計上の考慮 <sup>注2</sup>	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	1	船舶事故による油流出	×	×	×	×	×	再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。	×	2	船舶事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。	×	3	船舶の衝突	×	×	×	○	×	再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。	×	4	航空機落下	×	×	×	×	×	敷地周辺には鉄道線路がない。	○	5	鉄道事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	敷地周辺には鉄道線路がない。	×	6	鉄道衝突	×	○	×	×	×	敷地周辺には鉄道線路がない。	×	7	交通事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	○	冷却、水素検知、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮断並びに閉じ込めの安全機能を有する施設は、幹線道路から400m以上離れており、爆発により当該安全機能を影響を及ぼすことは考えられない。化学物質の漏えいについては、「再処理事業所内における化学物質の漏えい」の影響評価に包絡される。	×	8	自転車の衝突	×	×	×	○	×	周辺区域の境界にはフェンスを設置しており、自転車の衝突による影響を受けない。敷地内の遊歩道には速度制限を設けており、安全機能に影響を与えるような衝突は考えられない。	×	9	爆発	×	×	×	×	×		○	10	工期事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	×	○	「爆発」、「超隣工場の火災」及び「再処理事業所内における化学物質の漏えい」の影響評価に包絡される。	×	11	鉱山事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	敷地周辺には、爆発、化学物質の漏えいの事故を起こすような鉱山はない。	×	12	土木・建築現場の事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	敷地内での工事は十分に管理されること及び敷地外での工事は敷地境界から再処理施設まで距離があることから、再処理施設に影響を及ぼすような土木・建築現場の事故の発生は考えられない。	×	13	軍事基地の事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	三次基地は敷地から約28km離れており影響を受けない。	×	14	軍事基地からの飛来物	○	×	×	×	×	軍事基地からの飛来物は、極低頻度な事象である。	×	15	パイプライン事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	むつ小川河川敷右側備蓄基地の陸上移送配管は、1.2m以上の地下に埋設されるとともに、漏えいが発生した場合、配管の周囲に設置された漏洩検知管により緊急遮断が防止されることから、火災の発生は想定し難い。	×	No.	事象	除外の基準 <sup>注1</sup>					除外する理由	設計上の考慮 <sup>注2</sup>	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	16	再処理事業所内における化学物質の漏えい	×	×	×	×	×		○	17	人工衛星の落下	○	×	×	×	×	人工衛星の衝突は、極低頻度な事象である。	×	18	ダムの崩壊	×	○	×	×	×	敷地の周辺にダムはない。	×	19	電磁的障害	×	×	×	×	×		○	20	掘削工事	×	×	×	○	×	敷地内での工事は十分に管理されること及び敷地外での工事は敷地境界から再処理施設まで距離があることから、再処理施設に影響を及ぼすような掘削工事による事故の発生は考えられない。	×	21	重量物の落下	×	×	×	○	×	重量物の運搬等は十分に管理されることから、再処理施設に影響を及ぼすような重量物の落下は考えられない。	×	22	タービンミサイル	×	○	×	×	×	敷地内にタービンミサイルを発生させるようなタービンはない。	×	23	超隣工場等の火災	×	×	×	×	×		○	24	有毒ガス	×	×	×	×	×		○	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
No.			事象	除外の基準 <sup>注1</sup>						除外する理由	設計上の考慮 <sup>注2</sup>																																																																																																																																																																																																																																											
	基準1	基準2		基準3	基準4	基準5																																																																																																																																																																																																																																																
1	船舶事故による油流出	×	×	×	×	×	再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
2	船舶事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
3	船舶の衝突	×	×	×	○	×	再処理施設は、海岸から約5km離れており影響を受けない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
4	航空機落下	×	×	×	×	×	敷地周辺には鉄道線路がない。	○																																																																																																																																																																																																																																														
5	鉄道事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	敷地周辺には鉄道線路がない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
6	鉄道衝突	×	○	×	×	×	敷地周辺には鉄道線路がない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
7	交通事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	○	冷却、水素検知、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮断並びに閉じ込めの安全機能を有する施設は、幹線道路から400m以上離れており、爆発により当該安全機能を影響を及ぼすことは考えられない。化学物質の漏えいについては、「再処理事業所内における化学物質の漏えい」の影響評価に包絡される。	×																																																																																																																																																																																																																																														
8	自転車の衝突	×	×	×	○	×	周辺区域の境界にはフェンスを設置しており、自転車の衝突による影響を受けない。敷地内の遊歩道には速度制限を設けており、安全機能に影響を与えるような衝突は考えられない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
9	爆発	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																														
10	工期事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	×	○	「爆発」、「超隣工場の火災」及び「再処理事業所内における化学物質の漏えい」の影響評価に包絡される。	×																																																																																																																																																																																																																																														
11	鉱山事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	敷地周辺には、爆発、化学物質の漏えいの事故を起こすような鉱山はない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
12	土木・建築現場の事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	×	×	○	×	敷地内での工事は十分に管理されること及び敷地外での工事は敷地境界から再処理施設まで距離があることから、再処理施設に影響を及ぼすような土木・建築現場の事故の発生は考えられない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
13	軍事基地の事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	三次基地は敷地から約28km離れており影響を受けない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
14	軍事基地からの飛来物	○	×	×	×	×	軍事基地からの飛来物は、極低頻度な事象である。	×																																																																																																																																																																																																																																														
15	パイプライン事故（爆発、化学物質の漏えい）	×	○	×	×	×	むつ小川河川敷右側備蓄基地の陸上移送配管は、1.2m以上の地下に埋設されるとともに、漏えいが発生した場合、配管の周囲に設置された漏洩検知管により緊急遮断が防止されることから、火災の発生は想定し難い。	×																																																																																																																																																																																																																																														
No.	事象	除外の基準 <sup>注1</sup>					除外する理由	設計上の考慮 <sup>注2</sup>																																																																																																																																																																																																																																														
		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5																																																																																																																																																																																																																																																
16	再処理事業所内における化学物質の漏えい	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																														
17	人工衛星の落下	○	×	×	×	×	人工衛星の衝突は、極低頻度な事象である。	×																																																																																																																																																																																																																																														
18	ダムの崩壊	×	○	×	×	×	敷地の周辺にダムはない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
19	電磁的障害	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																														
20	掘削工事	×	×	×	○	×	敷地内での工事は十分に管理されること及び敷地外での工事は敷地境界から再処理施設まで距離があることから、再処理施設に影響を及ぼすような掘削工事による事故の発生は考えられない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
21	重量物の落下	×	×	×	○	×	重量物の運搬等は十分に管理されることから、再処理施設に影響を及ぼすような重量物の落下は考えられない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
22	タービンミサイル	×	○	×	×	×	敷地内にタービンミサイルを発生させるようなタービンはない。	×																																																																																																																																																																																																																																														
23	超隣工場等の火災	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																														
24	有毒ガス	×	×	×	×	×		○																																																																																																																																																																																																																																														
<p>●外部火災</p>																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止（ロ）外部火災】（P45）</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、<b>森林火災</b>、<b>近隣の工場</b>、<b>石油コンビナート等特別防災区域</b>、<b>危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設</b>（以下「<b>近隣の産業施設</b>」という。）の火災及び爆発並びに<b>航空機墜落による火災</b>を対象とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 有毒ガス発生源</li> <li>➤ 火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガス                         <ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林火災</li> <li>● 近隣の産業施設の火災及び爆発（石油備蓄基地）</li> <li>● 航空機墜落による火災</li> <li>● 危険物貯蔵施設等</li> <li>● 燃料輸送車両の火災</li> </ul> </li> </ul>																																																																																																																																																																																																																																																				

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>自然現象として想定される<b>森林火災</b>については、敷地への延焼防止を目的として、再処理施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に解析によって求めた最大火線強度（9,128kW/m）から算出される防火帯（幅25m以上）を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象として想定される<b>近隣の産業施設の火災及び爆発</b>、<b>敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発</b>の影響については、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p><b>航空機墜落による火災</b>については、対象航空機が安全機能を有する施設を収納する建屋等の直近に墜落する火災を想定し、火災からの輻射強度の影響により、建屋外壁等の温度上昇を考慮した場合においても、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること、若しくはその火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。また、熱影響により安全機能を有する施設の安全機能を損なうおそれがある場合には、耐火被覆又は遮熱板等の対策を講ずることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p><b>外部火災の二次的影響であるばい煙</b>による影響については、建屋換気設備等に適切な防護対策を講じることで、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。また、<b>有毒ガス</b>による影響については、<b>運転員の作業環境を確保するため制御建屋の中央制御室内空気を再循環する設計とし、居住性に影響を及ぼさない設計</b>とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漂流船舶</li> <li>● MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫の爆発</li> <li>・防護対象者             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運転員</li> </ul> </li> <li>・検知手段             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ -</li> </ul> </li> <li>・防護対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口に高性能粒子フィルタを設置し、一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲する</li> <li>➢ 制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計</li> <li>➢ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計</li> <li>➢ 外部火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応に係る手順</li> <li>➢ 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する手順を整備</li> <li>➢ 対策に必要な資機材を整備</li> <li>➢ 外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じ制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する手順を整備</li> <li>➢ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する手順を整備</li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <li>・有毒ガス発生源             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 影響評価ガイドに基づく確認では、火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスについて新たに特定した発生源はないため、既許可への影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➢ 既許可の敷地周辺10km範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し影響を評価しており、影響評価ガイドに基づく確認と整合している。</li> </ul> </li> <li>・防護対象者             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 有毒ガスの防護対象者は運転員としており、外部火災で発生するばい煙及び有毒ガスの防護対象者と整合している。</li> </ul> </li> <li>・検知手段             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 既許可では火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスの検知手段について具体的な記載はないが、「必要に応じて外気との連絡口を遮断し・・・運</li> </ul> </li> </li></ul>
<p>【添付書類六 1.7.11.1 外部火災防護に関する設計方針】(P6-1-598)</p> <p>ここでの外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061912号 原子力規制委員会決定）（以下「外部火災ガイド」という。）を参考として、<b>森林火災</b>、<b>近隣の産業施設の火災及び爆発</b>並びに<b>航空機墜落による火災</b>を対象とする。また、外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する<b>屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ</b>（以下「危険物貯蔵施設等」という。）については、外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。ただし、地下に設置する第1非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備、第2非常用デ</p>		

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備、重油貯槽、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽、硝酸ヒドラジン受入れ貯槽、TBP受入れ貯槽及びn-ドデカン受入れ貯槽については、熱影響を受けないことから危険物貯蔵施設等の対象から除外する。</p> <p>さらに、近隣の産業施設の火災においては、外部火災ガイドを参考として、近隣の産業施設周辺の森林へ飛び火することにより再処理施設へ迫る場合を想定し、近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳を考慮する。また、敷地内への航空機墜落による火災を想定することから、航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。</p> <p>外部火災の影響評価は、外部火災ガイドを参考として実施する。外部火災にて想定する火災及び爆発を第1.7.11-1表に示す。また、危険物貯蔵施設等を第1.7.11-2表に、危険物貯蔵施設等の配置を第1.7.11-1図に示す。</p>		<p>転員の影響を防止する手順を整備」することとしており、検知については運用段階で明確にすることとしており、有毒ガスの対応と整合している。</p> <p><b>・防護対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既許可では火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスに対する防護対策として「換気設備の外気の連絡を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずる」こととしており、有毒ガスの対応と整合している。</li> </ul> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガスについて新たに特定した発生源はないため、整理資料で具体化する事項はない。</li> </ul>
<p>【添付書類六 1.7.11.2 設計対処施設】(P6-1-600)</p> <p>さらに、二次的影響として、<b>火災に伴い発生するばい煙及び有毒ガス</b>を抽出し、その上で、安全機能を有する施設のうち、外気を取り込むことにより、外部火災防護対象施設の安全機能が損なわれるおそれがある設備を以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計対処施設の各建屋の換気設備</li> <li>(2) 制御建屋中央制御室換気設備</li> <li>(3) 第1非常用ディーゼル発電機</li> <li>(4) 第2非常用ディーゼル発電機</li> <li>(5) 安全圧縮空気系の空気圧縮機</li> <li>(6) ガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管</li> </ul>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.7.11.4 近隣の産業施設の火災及び爆発 1.7.11.4.1 概要】(P6-1-614)</p> <p>近隣の産業施設の火災及び爆発については、外部火災ガイドを参考として、<b>敷地周辺10km範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し、石油備蓄基地（敷地西方向約0.9km）の火災、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発</b>を対象とする。</p> <p>敷地周辺10km範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等の配置を第1.7.11-1図及び第1.7.11-3図～第1.7.11-5図に示す。</p> <p>また、敷地周辺に国道338号線及び県道180号線があることから、<b>燃料輸送車両の火災</b>による影響が想定される。燃料輸送車両は、消防法令において移動タンク貯蔵所の上限が定められており、公道を通行可能な上限のガソリンが積載された状況を想定した場合でも、貯蔵量が多く設計対処施設までの距離が近い敷地内に存在する危険物貯蔵施設（重油タンク）火災の評価に包</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>絡されることから、燃料輸送車両の火災による影響は評価の対象外とする。</p> <p>漂流船舶の影響については、再処理事業所は海岸から約5km離れており、敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから、評価の対象外とする。</p> <p>（略）</p> <p>再処理施設の危険物貯蔵施設等及びMOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫の爆発については、設計対処施設への影響がなく外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>		
<p>【添付書類六 1.7.11.7 二次的影響評価 1.7.11.7.1 概要】(P6-1-637)</p> <p>ばい煙及び有毒ガスによる影響については、外部火災ガイドを参考として第1.7.11-8表の設備を対象とし、ばい煙及び有毒ガスの侵入を防止するため、適切な対策を講ずることによって外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、他に二次的影響が想定される爆風については、「1.7.11.4 近隣の産業施設の火災及び爆発」で示す。</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	
<p>【添付書類六 1.7.11.7.2 ばい煙の影響】(P6-1-638)</p> <p>(1) 換気空調系統</p> <p>設計対処施設の各建屋の換気設備の給気系は、粒子フィルタ又は中性能フィルタにより、ばい煙の侵入を防止することで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>制御建屋の中央制御室は、運転員の居住性を確保するため、制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口に高性能粒子フィルタを設置し、一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲するとともに、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計とする。再循環については、制御建屋の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより、再処理事業所内においてばい煙が発生した場合においても、再循環する措置を講ずることによって制御建屋の中央制御室の居住性を損なわない設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	
<p>【添付書類六 1.7.11.7.3 有毒ガスの影響】(P6-1-640)</p> <p>制御建屋の中央制御室は、運転員の居住性を確保するため、有毒ガスの侵入を防止できるよう、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計とする。</p> <p>再循環については、制御建屋の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより、再処理事業所内において有毒ガスが発生した場合においても、再循環する措置を講ずることによって制御建屋の中央制御室の居住性を損なわない設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	

## 有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。</p>		
<p>【添付書類六 1.7.11.9 火災防護計画を策定するための方針】(P6-1-642) 外部火災に対する対策を実施するため、以下の内容を含めた火災防護計画を定める。 (略) (7) 外部火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応に係る手順</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	
<p>【添付書類六 1.7.11.10 手順等】(P6-1-643) 外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順を定める。 以下に外部火災に対する必要な手順等を示す。 (中略) (3) 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する手順を整備する。また、対策に必要な資機材を整備する。 (中略) (6) 外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じ制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する手順を整備する。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する手順を整備する。</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																				
<p>【添付書類六 第1.7.11-1表 外部火災にて想定する火災及び爆発】(P6-1-645)</p> <table border="1" data-bbox="154 281 958 972"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>考慮すべき火災及び爆発</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>敷地周辺 10 k m 以内に発火点を設定した再処理施設に迫る火災</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">近隣の産業施設の火災及び爆発</td> <td>敷地周辺 10 k m 以内に存在する石油備蓄基地の火災</td> </tr> <tr> <td>敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発</td> </tr> <tr> <td>敷地内に設置されるMOX燃料加工施設のエネルギー管理建屋に隣接する第1 高圧ガストレーラ庫における水素の爆発</td> </tr> <tr> <td>航空機墜落による火災</td> <td>敷地内への航空機墜落時の火災</td> </tr> </tbody> </table>	種別	考慮すべき火災及び爆発	森林火災	敷地周辺 10 k m 以内に発火点を設定した再処理施設に迫る火災	近隣の産業施設の火災及び爆発	敷地周辺 10 k m 以内に存在する石油備蓄基地の火災	敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発	敷地内に設置されるMOX燃料加工施設のエネルギー管理建屋に隣接する第1 高圧ガストレーラ庫における水素の爆発	航空機墜落による火災	敷地内への航空機墜落時の火災	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>											
種別	考慮すべき火災及び爆発																					
森林火災	敷地周辺 10 k m 以内に発火点を設定した再処理施設に迫る火災																					
近隣の産業施設の火災及び爆発	敷地周辺 10 k m 以内に存在する石油備蓄基地の火災																					
	敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発																					
	敷地内に設置されるMOX燃料加工施設のエネルギー管理建屋に隣接する第1 高圧ガストレーラ庫における水素の爆発																					
航空機墜落による火災	敷地内への航空機墜落時の火災																					
<p>【添付書類六 第1.7.11-2表 敷地内に存在する危険物貯蔵施設等】(P6-1-646)</p> <table border="1" data-bbox="148 1140 970 1698"> <thead> <tr> <th>危険物貯蔵施設等</th> <th>貯蔵物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>ボイラ用燃料貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>技術開発研究所重油貯槽</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>精製建屋ボンベ庫</td> <td>水素</td> </tr> <tr> <td>還元ガス製造建屋</td> <td>水素</td> </tr> <tr> <td>ボイラ建屋 ボンベ置場</td> <td>プロパン</td> </tr> <tr> <td>低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫</td> <td>プロパン</td> </tr> <tr> <td>第1 高圧ガストレーラ庫*</td> <td>水素</td> </tr> </tbody> </table> <p>* : MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等</p>	危険物貯蔵施設等	貯蔵物	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	重油	ボイラ用燃料貯蔵所	重油	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	重油	技術開発研究所重油貯槽	重油	精製建屋ボンベ庫	水素	還元ガス製造建屋	水素	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン	低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパン	第1 高圧ガストレーラ庫*	水素	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
危険物貯蔵施設等	貯蔵物																					
ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	重油																					
ボイラ用燃料貯蔵所	重油																					
ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	重油																					
技術開発研究所重油貯槽	重油																					
精製建屋ボンベ庫	水素																					
還元ガス製造建屋	水素																					
ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン																					
低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパン																					
第1 高圧ガストレーラ庫*	水素																					

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																					
<p>【添付書類六 第1.7.11-5表 火災源及び爆発源として考慮する危険物貯蔵施設等】(P6-1-650)</p> <table border="1" data-bbox="103 279 943 758"> <thead> <tr> <th></th> <th>危険物貯蔵施設等</th> <th>貯蔵物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火災源</td> <td>ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>ボイラ用燃料貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所</td> <td>重油</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">爆発源</td> <td>精製建屋ボンベ庫</td> <td>水素</td> </tr> <tr> <td>還元ガス製造建屋</td> <td>水素</td> </tr> <tr> <td>ボイラ建屋 ボンベ置場</td> <td>プロパン</td> </tr> <tr> <td>低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫</td> <td>プロパン</td> </tr> <tr> <td>第1 高压ガストレーラ庫*</td> <td>水素</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等</p>		危険物貯蔵施設等	貯蔵物	火災源	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	重油	ボイラ用燃料貯蔵所	重油	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	重油	爆発源	精製建屋ボンベ庫	水素	還元ガス製造建屋	水素	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン	低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパン	第1 高压ガストレーラ庫*	水素	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
	危険物貯蔵施設等	貯蔵物																					
火災源	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	重油																					
	ボイラ用燃料貯蔵所	重油																					
	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	重油																					
爆発源	精製建屋ボンベ庫	水素																					
	還元ガス製造建屋	水素																					
	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン																					
	低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	プロパン																					
	第1 高压ガストレーラ庫*	水素																					
<p>【添付書類六 第1.7.11-7表 森林火災及び近隣の産業施設の火災における影響評価の対象となる危険物貯蔵施設等】(P6-1-650)</p> <table border="1" data-bbox="163 919 952 1318"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>危険物貯蔵施設等</th> <th>貯蔵物</th> <th>隔離距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">森林火災</td> <td>ボイラ用燃料貯蔵所</td> <td>重油</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>精製建屋ボンベ庫</td> <td>水素</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>ボイラ建屋 ボンベ置場</td> <td>プロパン</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近隣の産業施設の火災</td> <td>ボイラ用燃料貯蔵所</td> <td>重油</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>ボイラ建屋 ボンベ置場</td> <td>プロパン</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>	種別	危険物貯蔵施設等	貯蔵物	隔離距離 (m)	森林火災	ボイラ用燃料貯蔵所	重油	168	精製建屋ボンベ庫	水素	230	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン	151	近隣の産業施設の火災	ボイラ用燃料貯蔵所	重油	1,500	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン	1,500	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
種別	危険物貯蔵施設等	貯蔵物	隔離距離 (m)																				
森林火災	ボイラ用燃料貯蔵所	重油	168																				
	精製建屋ボンベ庫	水素	230																				
	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン	151																				
近隣の産業施設の火災	ボイラ用燃料貯蔵所	重油	1,500																				
	ボイラ建屋 ボンベ置場	プロパン	1,500																				
<p>【添付書類六 第1.7.11-8表 ばい煙及び有毒ガスによる影響評価の対象となる設備】(P6-1-653)</p> <table border="1" data-bbox="178 1451 923 1829"> <thead> <tr> <th></th> <th>分類</th> <th>影響評価対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機器への影響</td> <td>外気を取り込む空調系統</td> <td>・設計対処施設の各建屋の建屋換気設備 ・制御建屋中央制御室換気設備</td> </tr> <tr> <td>外気を取り込む機器</td> <td>・第1 非常用ディーゼル発電機 ・第2 非常用ディーゼル発電機 ・安全圧縮空気系の空気圧縮機 ・ガラス固化体貯蔵設備</td> </tr> </tbody> </table>		分類	影響評価対象設備	機器への影響	外気を取り込む空調系統	・設計対処施設の各建屋の建屋換気設備 ・制御建屋中央制御室換気設備	外気を取り込む機器	・第1 非常用ディーゼル発電機 ・第2 非常用ディーゼル発電機 ・安全圧縮空気系の空気圧縮機 ・ガラス固化体貯蔵設備	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>														
	分類	影響評価対象設備																					
機器への影響	外気を取り込む空調系統	・設計対処施設の各建屋の建屋換気設備 ・制御建屋中央制御室換気設備																					
	外気を取り込む機器	・第1 非常用ディーゼル発電機 ・第2 非常用ディーゼル発電機 ・安全圧縮空気系の空気圧縮機 ・ガラス固化体貯蔵設備																					



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第1項及び第2項について（10）森林火災】（P6-1-908）</p> <p>安全機能を有する施設は、森林火災の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とすること、若しくは森林火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>森林火災により発生するばい煙の影響に対しては、外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備、外気を直接設備内に取り込む外部火災防護対象施設は、フィルタによりばい煙の侵入を防止する設計とするか、ばい煙が侵入しても閉塞を防止する構造とし、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>制御建屋の中央制御室については、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講じ、運転員の居住性を確保する設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	
<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第3項について（3）近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災 c. 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）】（P6-1-911）</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生する二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生するばい煙の影響に対しては、外部火災防護対象施設を収納する建屋の換気設備、外気を直接設備内に取り込む外部火災防護対象施設は、フィルタによりばい煙の侵入を防止する設計とするか、ばい煙が侵入しても閉塞を防止する構造とし、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>制御建屋の中央制御室については、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講じ、運転員の居住性を確保する設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計とする。</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	
●火山の影響		
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止（ホ）火山の影響】（P48）</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	<p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ 降下火砕物による大気汚染(降下火砕物自体の侵入又はそれに付着した毒性のあるガスの侵入)</li> </ul>

有毒ガス発生源

防護対象者

検知手段

防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>／c m 3（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>1) 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること                  2) 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること                  3) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること                  4) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗し難い設計とすること                  5) 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること                  6) 敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く、さらに外気を遮断できる設計とすること                  7) 電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること                  8) 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること                  （以下略）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対象者                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 運転員</li> </ul> </li> <li>・検知手段                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 降灰が確認された場合</li> </ul> </li> <li>・防護対策                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口には防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とすることにより、中央制御室の大気汚染を防止</li> <li>➢ 制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することで、運転員の居住性を損なわない設計</li> <li>➢ 制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計</li> <li>➢ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計</li> <li>➢ 制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置</li> <li>➢ 制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p>
<p>【添付書類六 1.7.13.3.1 降下火砕物の設計条件及び特徴】(P6-1-678)</p> <p>(2) 降下火砕物の特徴</p> <p>各種文献の調査結果により、一般的な降下火砕物の特徴は以下のとおりである。</p> <p>(i) 火山ガラス片及び鉱物結晶片から成る。ただし、砂よりもろく硬度は小さい。</p> <p>(ii) 亜硫酸ガス、硫化水素、ふっ化水素等の毒性及び腐食性のある火山ガス成分が付着している。ただし、直ちに金属腐食を生じさせることはない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 影響評価ガイドに基づく確認では、降下火砕物による大気汚染について新たに特定した発生源はないため、既許可への影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> <li>・防護対象者                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 有毒ガスの防護対象者は運転員としており、降下火砕物による大気汚染の防護対象者と整合している。</li> </ul> </li> <li>・検知手段                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 既許可では降下火砕物による大気汚染の検知手段について「降灰が確認された場合」※とし防護対策の実施のための手順を整備することとしている。有毒ガスに対する検知については運用段階で明確にすることとしており、有毒ガスの対応と整合している。</li> </ul> </li> </ul> <p>※降灰の確認は、事業指定基準規則第二十条第1項第3号に基づき設置する監視カメラで確認することとしている（安全審査整理資料 第20条 制御室等 補2-1 第2表）。</p>
<p>【添付書類六 1.7.13.3.2 降下火砕物で考慮する影響】(P6-1-679)</p> <p>火山影響評価ガイドを参考に、降下火砕物の特性による影響は、直接的響として降下火砕物の堆積による荷重、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及びアクセス制限を想定し、これらに対する影響評価を行う。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.7.13.4.1 直接的影響因子】(P6-1-681)</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 大気汚染</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対策                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 既許可では降下火砕物による大気汚染に対する防護対策として「換気設備の外気の連絡を遮断」することとしており、有毒ガスの対応と整合してい</li> </ul> </li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、設計対処施設のうち、制御建屋の中央制御室において、<b>降下火砕物自体の侵入又はそれに付着した毒性のあるガスの侵入</b>により居住性を劣化させる「中央制御室の大気汚染」である。</p>		<p>る。</p> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt;</p> <p>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、降下火砕物による大気汚染について新たに特定した発生源はないため、整理資料で具体化する事項はない。</p>
<p>【添付書類六 1.7.13.5.1 直接的影響に対する設計方針】(P6-1-688)</p> <p>(6) 中央制御室の大気汚染</p> <p>設計対処施設のうち、制御建屋の中央制御室は、<b>降下火砕物による大気汚染</b>により、<b>運転員</b>の居住性を損なわない設計とする。</p> <p><b>制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口には防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とすることにより、中央制御室の大気汚染を防止する。</b>降下火砕物が取り込まれたとしても、<b>制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することで、運転員の居住性を損なわない設計</b>とする。</p> <p>また、敷地周辺で<b>大気汚染</b>が発生した場合は、<b>制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内の空気を再循環する措置を講ずる設計</b>とする。再循環については、制御建屋の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより、敷地周辺で大気汚染が発生した場合においても、<b>再循環する措置を講ずること</b>で<b>制御建屋の中央制御室内の居住性を損なわない設計</b>とする。<b>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止する設計</b>とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.7.13.7 実施する主な手順】(P6-1-692)</p> <p>火山に対する防護については、降下火砕物による影響評価を行い、設計対処施設に長期にわたり荷重がかかることや化学的影響（腐食）を発生させることを避け、安全機能を維持するための手順を定める。実施する主な手順を以下に示す。</p> <p>(3) <b>降灰が確認された場合</b>には、状況に応じて<b>制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置</b>を講ずる。降下火砕物の影響により<b>制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施</b>する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.7.13.8 火山の状態に応じた対処方針】(P6-1-693)</p> <p>十和田及び八甲田山は、再処理施設の運用期間中における巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、火山の状態に応じた判断基準に基づ</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>き、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。</p> <p>対処に当たっては、火山影響等発生時において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。</p> <p>主な対処例を以下に示す。</p> <p>(1) 換気設備の風量の低減措置、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置及び外気の取り込みの停止</p> <p>(以下略)</p>		
<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第1項及び第2項について (8) 火山の影響】(P6-1-906)</p> <p>安全機能を有する施設は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して再処理施設の安全性を損なわない設計とする。また、安全上重要な施設は、想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。</p> <p>安全機能を有する施設は、火山の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全上重要な施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚 55 cm、密度 1.3 g / cm<sup>3</sup>（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 構造物への静的負荷に対して安全余裕を有する設計とすること</li> <li>b. 構造物への粒子の衝突に対して影響を受けない設計とすること</li> <li>c. 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入し難い設計とすること</li> <li>d. 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する機械的影響（磨耗）に対して磨耗し難い設計とすること</li> <li>e. 構造物、換気系、電気系、計測制御系及び安全圧縮空気系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>f. 敷地周辺の大気汚染に対して制御建屋中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入し難く、さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>g. 電気系及び計測制御系の絶縁低下に対して、換気設備は降下火砕物が侵入し難い設計とすること</li> <li>h. 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</li> </ul> <p>その他の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できるようにすることにより安全機能を損なわない設計とする。</p>		
<p>●有毒ガス</p> <p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止（チ）航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 1) 有毒ガス】(P52)</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>再処理施設は、想定される<b>有毒ガス</b>の発生に対し、<b>制御建屋中央制御室換気設備により、中央制御室の居住性を損なわない設計</b>とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガス</li> <li>➤ 再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガス</li> <li>➤ 再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設（化学物質の漏えい）</li> </ul> </li> <li>・防護対象者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 運転員</li> </ul> </li> <li>・検知手段                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ー</li> </ul> </li> </ul>
<p>【添付書類六 1.7.9.5 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針（1）有毒ガス】(P6-1-546)</p> <p>有毒ガスの漏えいについては、固定施設（六ヶ所ウラン濃縮工場）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられる。<b>六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする有毒ガス</b>については、再処理施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられないため、再処理施設の<b>運転員</b>に対する影響を想定する。六ヶ所ウラン濃縮工場は、それらが発生した場合の周辺監視区域境界の公衆に対する影響が小さくなるよう設計されており、中央制御室の居住性を損なうことはない。<b>再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガス</b>については、敷地周辺には鉄道路線がないこと、最も近接する幹線道路については中央制御室が設置される制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約5km離れていることから、幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても、再処理施設の安全機能及び中央制御室の居住性を損なうことはない。</p> <p><b>再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設</b>については、化学物質が漏えいし難い設計とする。</p> <p><b>制御建屋中央制御室換気設備は、近隣工場等の火災及び航空機墜落火災による有毒ガスの発生と同様に、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計</b>とする。再循環運転については、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより、再処理事業所内において有毒ガスが発生した場合においても、再循環運転を行うことで中央制御室の居住性を損なわない設計とする。また、<b>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計</b>とする。上記以外の建屋については、安全機能維持の観点か</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ー</li> <li>・防護対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 制御建屋中央制御室換気設備は、近隣工場等の火災及び航空機墜落火災による有毒ガスの発生と同様に、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計</li> <li>➤ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既許可では、敷地内外で発生する有毒ガスが中央制御室の居住性を損なうことはないとして評価した上で、有毒ガスに対して必要に応じて外気の連絡を遮断することにより防護対策を講じることとしている。影響評価ガイドに基づく確認では、有毒ガス発生源として石油備蓄基地及び敷地内可動源を特定したが、既許可の有毒ガスに対する設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、六ヶ所ウラン濃縮工場及び再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガスについて新たに特定した発生源はないため、既許可への影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設（化学物質の漏えい）については、液化NOx及びアンモニア、混触で発生するNOxガスを敷地内固定源として特定し、スクリーニング評価した結果、有毒ガス防護判断基準値を下回ることを確認していることから、既許可への影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>ら運転員の居住性を考慮する必要はない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対象者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 制御室の運転員を防護対象とすることについて、既許可からの変更はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> <li>・検知手段                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既許可では有毒ガスの検知手段について具体的な記載はなく、「必要に応じて・・・運転員の影響を防止するよう手順を整備する」としている。立会人の配置や外部からの連絡等による検知については運用段階で明確にすることから、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【添付書類六 1.7.9.6 手順等】(P6-1-549)</p> <p>有毒ガスが発生した場合、必要に応じて<b>制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止するよう手順を整備する。</b></p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既許可では有毒ガス全般に対する防護対策として「換気設備の外気の連絡を遮断」することとしている。影響評価ガイドに基づく確認において、有毒ガスに対する防護措置として換気設備の隔離措置は妥当であることを確認しており、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第3項について（4）有毒ガス】(P6-1-913)</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内及び敷地周辺で発生する有毒ガスに対して安全機能を損なわない設計とする。また、再処理施設は、想定される<b>有毒ガスの発生に対し、制御建屋中央制御室換気設備により、中央制御室の居住性を損なわない設計</b>とする。</p> <p>再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、<b>六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生する六ふっ化ウラニル及び六ふっ化水素</b>を想定する。これらの有毒ガスが、再処理施設の安全機能に直接影響を及ぼすことは考えられない。また、六ヶ所ウラン濃縮工場において六ふっ化ウランを正圧で扱う工程における漏えい事故が発生したと仮定しても、六ふっ化ウランが加水分解して発生する六ふっ化ウラニル及び六ふっ化水素の濃度は公衆に対する影響が十分に小さい値となることから、六ヶ所ウラン濃縮工場の敷地外に立地する再処理施設の運転員に対しても影響を及ぼすことはない。</p> <p><b>再処理施設周辺の可動施設から発生する有毒ガス</b>については、敷地周辺には鉄道路線がないこと、最も近接する幹線道路については中央制御室が設置される制御建屋までは約700m離れていること及び海岸から再処理施設までは約5km離れていることから、幹線道路及び船舶航路にて運搬される有毒ガスが漏えいしたとしても、再処理施設の安全機能及び運転員に影響を及ぼすことは考え難い。</p> <p>万一、<b>六ヶ所ウラン濃縮工場又は可動施設から発生した有毒ガス</b>が中央制御室に到達するおそれがある場合には、必要に応じて<b>制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講ずることにより、運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計</b>とする。<b>使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室においても、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計</b>とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既許可では有毒ガス全般に対する防護対策として「換気設備の外気の連絡を遮断」することとしている。影響評価ガイドに基づく確認において、有毒ガスに対する防護措置として換気設備の隔離措置は妥当であることを確認しており、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガス発生源</li> <li>➤ 敷地内可動源、敷地外固定源からの有毒ガス及び予期せず発生する有毒ガスに対する立会人の配置や外部からの連絡等による検知等の具体的な手順及び体制</li> </ul>
<p>●化学物質の漏えい</p>		
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)外部からの衝撃による損傷の防止 (チ) 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象 3) 再処理事業所内における化学物質の漏えい】(P52)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 試薬建屋の機器に内包される化学薬品</li> </ul> </li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における<b>化学物質の漏えい</b>に対し、<b>制御建屋中央制御室換気設備により、中央制御室の居住性を損なわない設計</b>とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各建屋の機器に内包される化学薬品</li> <li>➤ 試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質</li> <li>・防護対象者</li> <li>➤ 運転員</li> <li>・検知手段</li> <li>➤ -</li> </ul>
<p>【添付書類六 1.7.9.5 航空機落下、爆発及び近隣工場等の火災以外の人為による事象に対する設計方針（3）再処理事業所内における化学物質の漏えい】（P6-1-547）</p> <p>再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては、<b>試薬建屋の機器に内包される化学薬品</b>、<b>各建屋の機器に内包される化学薬品</b>並びに<b>試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質</b>がある。再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設については化学物質が漏えいし難い設計とするため、人為事象として<b>試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えい</b>を想定する。</p> <p>これらの化学物質の漏えいによる影響としては再処理施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び<b>漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガス</b>による人体への影響が考えられる。</p> <p>屋外で運搬又は受入れ時に化学物質の漏えいが発生した場合については、12条「化学薬品の漏えいによる損傷の防止」で整理する。</p> <p>一方、人体への影響の観点から、再処理施設の<b>運転員</b>に対する影響を想定し、<b>制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計</b>とする。再循環運転については、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮する。これにより、再処理事業所内において化学物質の漏えいが発生した場合においても、再循環運転を行うことで中央制御室の居住性を損なわない設計とする。また、<b>使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計</b>とする。</p> <p>上記以外の建屋については、安全機能維持の観点から運転員の居住性を考慮する必要はない。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対策</li> <li>➤ 制御建屋中央制御室換気設備は、外気の連絡を遮断し制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計</li> <li>➤ 使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室については、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員への影響を防止することで再処理施設の安全機能を損なわない設計</li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、再処理事業所内において化学物質を貯蔵する施設（化学物質の漏えい）については、液化NOx及びアンモニア、混触で発生するNOxガスを敷地内固定源として特定し、スクリーニング評価した結果、有毒ガス防護判断基準値を下回ることを確認していることから、既許可への影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、敷地内で輸送する有毒化学物質（硝酸、液化NOx、アンモニア、メタノール）を敷地内可動源として特定したが、既許可の防護対策に包含されることから、既許可への影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>・防護対象者</li> <li>➤ 制御室の運転員を防護対象とすることについて、既許可からの変更はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>・検知手段</li> <li>➤ 既許可では有毒ガスの検知手段について具体的な記載はなく、【添付書類六 1.7.9.6 手順等】（P6-1-549）に「必要に応じて・・・運転員の影響を防止するよう手順を整備する」としている。立会人の配置や外部からの連絡等による検知については運用段階で明確にすることから、申請書への反映事項はない。</li> </ul>
<p>【添付書類六 1.9.9 外部からの衝撃による損傷の防止 適合のための設計方針 第3項について（6）再処理事業所内における化学物質の漏えい】（P6-1-915）</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される再処理事業所内における化学物質の漏えいに対し、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>再処理事業所内にて運搬及び貯蔵又は使用される化学物質としては、<b>試薬建屋の機器に内包される化学薬品</b>、<b>各建屋の機器に内包される化学薬品</b>並びに<b>試</b></p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対策</li> <li>➤ 既許可では化学物質による人体影響に対する防護対策として「換気設備の外気の連絡を遮断」することとしている。影響評価ガイドに基づく確認において、有毒ガスに対する防護措置として換気設備の隔離措置は妥当であることを確認しており、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、敷地内で輸送する有毒化学物質（硝酸、</li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第九条（外部からの衝撃による損傷の防止））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質がある。</p> <p>このうち、人為事象として試薬建屋への受入れの際に運搬される化学物質の漏えいを想定する。</p> <p>これらの化学物質の漏えいによる影響としては、安全機能を有する施設に直接被水すること等による安全機能への影響及び漏えいした化学物質の反応等によって発生する有毒ガスによる人体への影響が考えられる。このうち、屋外で運搬又は受入れ時に化学物質の漏えいが発生した場合については、12条「化学薬品の漏えいによる損傷の防止」にて整理する。</p> <p>人体への影響の観点から、再処理施設の運転員に対する影響を想定し、制御建屋中央制御室換気設備は外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室についても、必要に応じて外気との連絡口を遮断し制御室内空気の再循環運転を行うことができる設計とする。</p>		<p>液化NOx、アンモニア、メタノール) に対し、有毒ガスに対する終息活動のための手順及び体制を整備することとした。手順と体制の整備については運用段階で明確にすることから、申請書への反映事項はない。</p> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガス発生源</li> <li>➤ 敷地内可動源、敷地外固定源からの有毒ガス及び予期せず発生する有毒ガスに対する立会人の配置や外部からの連絡等による検知等の具体的な手順及び体制</li> <li>➤ 敷地内可動源からの有毒ガスに対する終息活動のための手順及び体制</li> </ul>
<p>●竜巻</p> <p>【添付書類六 1.7.10.4.4 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設 1.7.10.4.4 建屋に収納されるが防護が期待できない竜巻防護対象施設】(P6-1-579)</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び外部火災により発生する有毒ガスに対して、運転員その他の従事者を防護する設備である。</p> <p>設計飛来物の衝突により当該機能が喪失するおそれのある建屋開口部に飛来物防護板を設置し、設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離を防止することによって安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>竜巻防護対象施設に関する記載であり、既許可への影響がないことが明らかである。</p>



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）、化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）		
<p>【本文 四、A.リ.(4)(vi)化学薬品防護設備】(P423)</p> <p>安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>そのために、再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい、再処理施設内で生じる異常状態の拡大防止のために設置される系統からの消火剤の放出による化学薬品の漏えいが発生した場合においても、再処理施設内における扉、堰、遮断弁等により化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、化学薬品の影響を受けたとしてもその影響を軽減する機能が損なわれない扉、堰、遮断弁等の溢水防護設備については、化学薬品防護設備として兼用する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> </ul> <p>化学物質の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 再処理施設においては、液体として硝酸、水酸化ナトリウム、TBP、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、HAN、硝酸ガドリニウム、硝酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硫酸、ヒドラジン、りん酸ナトリウム及び模擬廃液並びに気体としてNO<sub>x</sub>ガス、水素ガス、窒素ガス、酸素ガス等の化学薬品を使用する。これらの化学薬品のうち、再処理におけるプロセス工程において大量に取り扱う硝酸、水酸化ナトリウム、TBP、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、HAN及び炭酸ナトリウムは、試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に貯蔵する。</li> </ul> <p>有毒ガスの発生源（漏えい源）</p>
<p>【添付書類六 1.7.16.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針】(P6-1-725)</p> <p>再処理施設においては、液体として硝酸、水酸化ナトリウム、TBP、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、硝酸ヒドロキシルアミン（以下「HAN」という。）、硝酸ガドリニウム、硝酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硫酸、ヒドラジン、りん酸ナトリウム及び模擬廃液並びに気体として窒素酸化物（以下「NO<sub>x</sub>」という。）ガス、水素ガス、窒素ガス、酸素ガス等の化学薬品を使用する。これらの化学薬品のうち、再処理におけるプロセス工程（以下「再処理プロセス」という。）において大量に取り扱う硝酸、水酸化ナトリウム、TBP、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、HAN及び炭酸ナトリウムは、試薬建屋の化学薬品貯蔵供給設備に貯蔵し、必要な量を各施設の化学薬品貯蔵供給系に移送する設計とする。</p> <p>再処理施設における化学薬品の取扱いは、「消防法」、「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」の要求を満足するものとする。</p> <p>化学薬品の取扱いの基本方針として、再処理施設及び従事者の安全性を確保するために、以下の安全設計及び対策を行う。</p> <p>(1) 化学薬品を内包する設備は、化学薬品の性状に応じた材料を選定し、腐食し難い設計とする。</p> <p>(2) 化学薬品を内包又は化学薬品が通過する機器の継ぎ手部は、化学薬品の性状に応じて適切な材料を選定するとともに、化学薬品が継ぎ手部から漏えいした際に従事者に飛散する可能性がある場合には、飛散防止措置を講ずる。</p> <p>(3) 化学薬品の漏えいが生じるおそれのある区画及び漏えいが伝播するおそれのある経路並びにそれらに設置する機器等については、耐薬品性を有する塗装材の塗布等により、漏えいにより生じる腐食性ガスの発生等の副次的な影響を低減する設計とする。</p> <p>また、化学薬品の漏えいに備えた運転員の安全確保に係る対応として、作業</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 再処理施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）による化学薬品の漏えい</li> <li>➤ 消火剤の放出による化学薬品の漏えい</li> <li>➤ 化学薬品の漏えい</li> <li>➤ 地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい、化学薬品防護対象設備を設置する区画内にて発生が想定されるその他の漏えい事象</li> <li>➤ 飛来物等による、屋外タンク及び化学薬品の運搬及び補給のために一時的に再処理事業所に立ち入るタンクローリ等の破壊</li> <li>➤ 化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えい</li> <li>➤ 想定破損による化学薬品の漏えい</li> <li>➤ 地震起因による化学薬品の漏えい</li> <li>➤ 化学薬品の漏えい源からの腐食性ガス</li> <li>➤ 機器の開放部又は損傷部（配管以外）からの漏えい</li> <li>➤ 試薬建屋への受入れの際に運搬する化学物質の漏えい</li> <li>➤ タンクローリによる屋外での運搬</li> <li>➤ 受入れ時に化学物質の漏えい</li> <li>➤ 洞道内で発生する化学薬品の漏えい</li> <li>➤ 化学薬品防護区画を有する化学薬品防護建屋外で発生を想定する化学薬品の漏えい</li> <li>➤ 保守及び補修の非定常作業並びにその他再処理設備の附属施設で使用する化学薬品（漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品としない）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対象者</li> <li>➤ 従事者</li> <li>➤ 運転員</li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止），化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>リスクに応じた<b>保護具の装着</b>や<b>漏えい発生時の作業員の対応を定め</b>、<b>必要な資機材の配備</b>，対応に係る<b>教育訓練</b>等を実施している。</p> <hr/> <p>【添付書類六 1.7.16.3.2.1 漏えいによる影響を検討する化学薬品及び構成部材の抽出】（P6-1-728）</p> <p>「1.7.16.3.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針」で抽出した化学薬品及び化学薬品防護対象設備の構成部材から，化学薬品防護対象設備の安全機能に影響を及ぼす化学薬品と構成部材の組合せを決定するため，文献調査等により，漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品及び構成部材を抽出する。</p> <p>再処理事業所内で用いられる化学薬品は，再処理プロセスにおいて使用する化学薬品に加え，保守及び補修の非定常作業，その他再処理設備の附属施設で使用する化学薬品に大別される。</p> <p><b>保守及び補修の非定常作業並びにその他再処理設備の附属施設で使用する化学薬品</b>については，取扱作業及び範囲が限定されていること，作業安全管理を実施すること等により化学薬品の漏えいによる影響を及ぼすおそれがないため，<b>漏えいによる損傷の防止を検討する化学薬品としない</b>。</p> <p>再処理プロセスで使用する化学薬品を第1.7.16-1表に示す。</p> <p>再処理プロセスにおいて使用する化学薬品は，性状に応じて以下のものに分類する。</p> <p>液体：a. 酸性（<b>硝酸</b>，<b>硝酸ヒドラジン</b>，<b>HAN</b>，<b>硝酸ガドリニウム</b>，<b>硝酸を含む模擬廃液</b>）  b. アルカリ性（<b>水酸化ナトリウム</b>，<b>炭酸ナトリウム</b>，<b>亜硝酸ナトリウム</b>）  c. 中性（<b>硝酸ナトリウム</b>）  d. 有機溶媒（<b>TBP</b>，<b>n-ドデカン</b>）  気体：a. 腐食性ガス（<b>NO<sub>x</sub>ガス</b>）  b. 非腐食性ガス（<b>水素ガス</b>，<b>窒素ガス</b>，<b>酸素ガス</b>）</p> <p>再処理プロセスにおいて使用する化学薬品から，漏えいによる影響を検討する化学薬品を抽出する。具体的には，再処理プロセスにおいて使用する化学薬品の液性，腐食性等を分類する。それらの分類から，腐食性や反応性を示さないことが明らかであるものを除外することにより，漏えいによる影響を検討する化学薬品を抽出する。ここで，化学薬品のうち，文献調査により腐食性や反応性を示さないことが明らかであるものとして，固体の化学薬品，中性水溶液，非水溶液のうち燃料油及び非腐食性のガスとして窒素ガス等を検討の対象から除外する。さらに，再処理施設において耐食性を有する材料の選定要件とな</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから，申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検知手段 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 漏えい検知器を設置する</li> </ul> </li> <li>・防護対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 化学薬品の取扱いは，「消防法」，「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」の要求を満足する設計とする。</li> <li>➤ 化学薬品を内包する設備は，化学薬品の性状に応じた材料を選定し，腐食し難い設計とする。</li> <li>➤ 化学薬品が継ぎ手部から漏えいした際に従事者に飛散する可能性がある場合には，機器の継ぎ手部の飛散防止措置を講ずる。</li> <li>➤ 作業リスクに応じた保護具の装着や漏えい発生時の作業員の対応を定め，必要な資機材の配備，対応に係る教育訓練等を実施する。</li> <li>➤ 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては，必要に応じ，補強工事等の実施により発生応力を低減し，化学薬品の漏えい源から除外することにより化学薬品の漏えい量を低減する。又は，破損を想定する配管に機器収納ボックスや二重管等を設置することにより，化学薬品が区画内に漏えいすることを防止する設計とする。あるいは，漏えい検知器を設置することにより，化学薬品の漏えいの発生を可能な限り早期に検知し，隔離を行うことで発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。化学薬品の漏えい量低減対策として設置する漏えい検知器は，想定破損に伴う化学薬品の漏えい源からの被液により当該機能が損なわれない設計とする。</li> <li>➤ 地震起因による化学薬品の漏えいに対しては，破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし，化学薬品の漏えい源から除外することにより化学薬品の漏えい量を低減及び腐食性ガスによる影響が発生しない設計とする。また，建屋内又は建屋間（建屋外の洞道含む。）に設置する緊急遮断弁により，地震の発生を早期に検知し，自動又は中央制御室からの手動遠隔操作により他建屋から流入する系統を早期に隔離できる設計とすることにより，化学薬品防護区画で発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。</li> <li>➤ 基準地震動による地震力等の化学薬品の漏えいの要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が可能な限り損なわれない設計とする。また，耐薬品性を有するエポキシ樹脂系の塗装材やシール材を堰や防水扉等に塗布することにより流入防止機能が維持できるものとする。</li> <li>➤ 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては，必要に応じ，補強工事等の実施により発生応力を低減し，化学薬品の漏えい源から除外することにより被液の影響が発生しない設計とする。又は，破損を想定する配管に機器収納ボックスや二重管等を設置することにより，化学薬品が漏えいすること</li> </ul> </li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止），化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>る硝酸濃度が 0.2mol/L 以上であることから、0.2mol/L 未満の硝酸を含む溶液は検討の対象から除外する。</p> <p>また、化学薬品防護対象設備の構成部材について、主要な構成部材ごとに材質を分類する。それらの分類から、化学薬品の漏えいにより損傷を受けないことが明らかな構成部材を除外し、影響を検討する構成部材を抽出する。ここで、構成部材のうち、化学薬品の漏えいにより損傷を受けないことが明らかであるものとして、ステンレスやジルコニウム等の耐食性を有する金属材料、再処理プロセスで使用する化学薬品に対して、十分な厚さがあることや塗装が施されていることにより短時間で損傷しないコンクリート、再処理プロセスでは使用しない特定の化学薬品（フッ化水素等）のみに対して顕著な反応を示すガラスを検討の対象から除外する。</p>		<p>を防止する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 機器の開放部又は損傷部（配管以外）からの漏えいに対しては、必要に応じ飛散防止カバーの設置等の流出防止措置を講ずる。</li> <li>➤ 配管の想定破損評価による化学薬品の漏えいが発生する場合及び基準地震動による地震力により、耐震B、Cクラスの機器が破損し、化学薬品の漏えいが発生する場合においては、現場等を確認する手順を定める。</li> <li>➤ 化学薬品の漏えい発生後の回収等に関する手順を定める。</li> <li>➤ 試薬建屋の化学薬品貯蔵供給系は、化学薬品が漏えいしたとしても、建屋外部への漏えいの拡大を防止できる設計とする。</li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> </ul>
<p>【添付書類六 1.7.16.3.2.2 検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定】（P6-1-730）</p> <p>検討対象とする化学薬品と構成部材を組み合わせることで生じる腐食等により、化学薬品防護対象設備の安全機能に短時間で影響を及ぼすおそれのある化学薬品を設計上考慮すべき対象として設定する。</p> <p>なお、ここでいう短時間とは、事故等の対処期間として見込んでおり、漏えいした化学薬品の回収等の実施期間として見込むことのできる7日間とする。</p> <p>具体的には、化学薬品防護対象設備で使用する主な構成部材のうち、検討の対象として選定された炭素鋼、アルミニウム及びプラスチックについて、検討対象として設定した化学薬品ごとに腐食試験（浸漬及び曝露試験を含む。）又は文献調査を実施する。ここで、検討の対象とする化学薬品としては、酸性水溶液として腐食に対する影響の主要因となる硝酸、アルカリ性水溶液として強アルカリであって、文献によりアルミニウムに影響を及ぼすことが明らかな水酸化ナトリウム、有機溶媒としてプラスチックに影響を与えるおそれがあるTBP及びn-ドデカン、並びに腐食性ガスとしてNO<sub>x</sub>ガスを設定する。また、NO<sub>x</sub>ガスについては、腐食試験より配管、容器等の機器の安全機能に直ちに影響を与えるものではないことが確認されているが、電子部品の集積回路等の機械的強度を必要としない材料厚みの精密機器についても曝露試験により影響を確認する。</p> <p>これらの検討の結果から、設計上考慮すべき化学薬品として、0.2mol/L以上の硝酸を含む溶液、水酸化ナトリウム、TBP及びn-ドデカン並びにNO<sub>x</sub>ガスを設定する。</p> <p>設計上考慮すべき化学薬品と化学薬品防護対象設備の主要な構成部材の組合せを第1.7.16-2表に示す。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 有毒ガス発生源は、既許可に記載する化学物質を網羅し、その揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、影響評価ガイドに基づき特定していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 有毒ガス発生源は、既許可に記載する漏えい源を網羅し、影響評価ガイドに基づき特定していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>・防護対象者</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき設定した防護対象者は、「従事者」及び「運転員」に包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>・検知手段</li> <li>➤ 有毒ガスに対する検出装置等は、「漏えい検知器」に包含できるが、検出装置等は、制御室の運転員その他の従事者及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスに対して要求されており、再処理施設には対象となる有毒ガスがないことから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。詳細は第二十条（制御室等）及び第二十六条（緊急時対策所）の新旧比較表において整理する。</li> <li>・防護対策</li> <li>➤ 防護対策のうち、「作業リスクに応じた保護具の装着や漏えい発生時の作業員の対応を定め、必要な資機材の配備、対応に係る教育訓練等を実施すること」、「化学薬品の漏えい発生後の回収等に関する手順を定める」ことに包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。なお、「破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設</li> </ul>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）、化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 1.7.16.5.4 その他の化学薬品の漏えい】(P6-1-734)</p> <p>その他の化学薬品の漏えいについては、地震以外の自然現象やその波及的影響に伴う化学薬品の漏えい、化学薬品防護対象設備を設置する区画（以下「化学薬品防護区画」という。）内にて発生が想定されるその他の漏えい事象を想定する。</p> <p>具体的には、飛来物等による、屋外タンク及び化学薬品の運搬及び補給のために一時的に再処理事業所に立ち入るタンクローリ等の破壊のような間接的な影響、機器ドレン、機器損傷（配管以外）、人的過誤及び誤作動による漏えいを想定する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>計」については、影響評価ガイドに従い耐震性を確保する設計とする機器についても漏えいを想定しているが、保守的な評価のための前提条件であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <p>➤ 当該条文は化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する防護対策である。人への防護に対する詳細は技術的能力の新旧比較表において整理する。</p> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt; 特になし。</p>
<p>【添付書類六 1.7.16.7.1 没液の影響に対する設計方針】(P6-1-737)</p> <p>(1) 没液の影響に対する評価方針</p> <p>「1.7.16.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象」にて想定した化学薬品の漏えい源から発生する化学薬品の漏えい量と「1.7.16.6 化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路を設定するための方針」にて設定した化学薬品防護区画及び化学薬品の漏えい経路から算出した化学薬品の漏えい液位に対し、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なうおそれがないことを評価する。</p> <p>具体的な評価の考え方は、「1.7.15.6.1 没水の影響に対する設計方針」と同様である。</p> <p>ただし、化学薬品防護対象設備の機能喪失高さは、「1.7.16.3.2 設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針」で設定した化学薬品と化学薬品防護対象設備の構成部材の組合せを考慮し、化学薬品防護対象設備の耐薬品性を有していない構成部材の下端とする。</p> <p>(2) 没液の影響に対する防護設計方針</p> <p>没液の影響評価を踏まえ、以下に示す対策を行うことにより、化学薬品防護対象設備が没液により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 化学薬品漏えい源又は化学薬品の漏えい経路に対する対策</p> <p>(a) 化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して、壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、壁、防水扉（又は水密扉）、堰及び床ドレン逆止弁による流入防止対策を図り漏えいした化学薬品の流入を防止する設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁、防水扉（又は水密扉）、堰、床ドレン逆止弁は、漏えいした化学薬品により発生する液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の化学薬品の漏えいの要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が可能な限り損なわれない設計とする。</p> <p>また、耐薬品性を有するエポキシ樹脂系の塗装材やシール材を堰や防水扉等に塗布することにより流入防止機能が維持できるものとする。</p> <p>(b) 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する配管に</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）、化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>ついて応力評価を実施し、破損形状を貫通クラックとできるか、又は破損想定が不要とできるかを確認する。その結果より必要に応じ、補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい源から除外することにより化学薬品の漏えい量を低減する。</p> <p>又は、破損を想定する配管に機器収納ボックスや二重管等を設置することにより、化学薬品が区画内に漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>あるいは、漏えい検知器を設置することにより、化学薬品の漏えいの発生を可能な限り早期に検知し、隔離を行うことで発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。化学薬品の漏えい量低減対策として設置する漏えい検知器は、想定破損に伴う化学薬品の漏えい源からの被液により当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(c) 地震起因による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、化学薬品の漏えい源から除外することにより化学薬品の漏えい量を低減する。</p> <p>(d) 地震起因による化学薬品の漏えいに対しては、建屋内又は建屋間（建屋外の洞道含む。）に設置する緊急遮断弁により、地震の発生を早期に検知し、自動又は中央制御室からの手動遠隔操作により他建屋から流入する系統を早期に隔離できる設計とすることにより、化学薬品防護区画で発生する化学薬品の漏えい量を低減する設計とする。</p> <p>b . 化学薬品防護対象設備に対する対策</p> <p>(a) 評価の各段階におけるより厳しい結果を与える条件とあわせて考慮した上で、化学薬品防護対象設備の機能喪失高さに対して、化学薬品防護対象設備の設置高さが、発生した化学薬品による液位を十分に上回る設計とする。</p> <p>(b) 化学薬品防護対象設備周囲に堰を設置し、化学薬品防護対象設備が没液しない設計とする。設置する堰については、漏えいした化学薬品により発生する液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の化学薬品の漏えいの要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が可能な限り損なわれない設計とする。</p> <p>(c) 没液の影響に対して耐性を有しない化学薬品防護対象設備については、耐薬品性を有する機器への取替え（耐薬品性を有する部品の取替えを含む。）を行うことにより、没液から防護する設計とする。</p> <p>(d) 耐薬品性を有する塗装材やシール材を化学薬品防護対象設備に塗布することにより、没液から防護する設計とする。</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）、化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 1.7.16.7.2 被液の影響に対する設計方針】（P6-1-740～743）</p> <p>(1) 被液の影響に対する評価方針</p> <p>「1.7.16.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象」にて想定した化学薬品の漏えい源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被液並びに天井面の開口部若しくは貫通部からの被液の影響を受ける範囲内にある化学薬品防護対象設備が、被液により安全機能を損なうおそれがないことを評価する。</p> <p>具体的には、「1.7.16.3.2.2 検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」を考慮し、以下に示す要求のいずれかを満足していれば、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なうおそれはない。</p> <p>a. 化学薬品防護対象設備があらゆる方向からの化学薬品の飛まつによっても有害な影響が生じないよう、以下に示すいずれかの保護構造を有していること。</p> <p>(a) 化学薬品防護対象設備、又は、「1.7.15.6.2 被水の影響に対する設計方針」に示す水密処理対策について、化学薬品の漏えいにより機能が損なわれないよう、耐薬品性塗料の塗布等による被液防護措置がなされていること。</p> <p>(b) 機器の破損により漏えいした化学薬品による腐食又は劣化に起因する化学的損傷に対して当該機能が損なわれない設計とする薬品防護板の設置により、被液防護措置がなされていること。</p> <p>b. 多重性又は多様性を有している化学薬品防護対象設備の各々が別区画に設置され、同時に機能喪失しないこと。その際、化学薬品の漏えいを起因とする事故等に対処するために必要な機器の単一故障を考慮すること。</p> <p>(2) 被液の影響に対する防護設計方針</p> <p>被液による影響評価を踏まえ、以下に示す対策を行うことにより、化学薬品防護対象設備が被液により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 化学薬品漏えい源又は化学薬品の漏えい経路に対する対策</p> <p>(a) 化学薬品防護区画外の化学薬品の漏えいに対して、壁、扉、堰、床段差等の設置状況を踏まえ、壁、防水扉（又は水密扉）、堰及び床ドレン逆止弁による流入防止対策を図り漏えいした化学薬品の流入を防止する設計とする。</p> <p>流入防止対策として設置する壁、防水扉（又は水密扉）、堰及び床ドレン逆止弁は、漏えいした化学薬品により発生する液位、水圧及び腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動による地震力等の化学薬品の漏えいの要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が可能な限り損なわれない設計とする。</p> <p>また、耐薬品性を有するエポキシ樹脂系の塗装材やシール材を堰や防水扉</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止），化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>等に塗布することにより流入防止機能が維持できるものとする。</p> <p>(b) 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する配管について応力評価を実施し、破損形状を貫通クラックとできるか、又は破損想定が不要とできるかを確認する。その結果より必要に応じ、補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい源から除外することにより被液の影響が発生しない設計とする。又は、破損を想定する配管に機器収納ボックスや二重管等を設置することにより、化学薬品が漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>(c) 地震起因による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、化学薬品の漏えい源から除外することにより被液の影響が発生しない設計とする。</p> <p>b. 化学薬品防護対象設備に対する対策</p> <p>(a) 化学薬品防護対象設備を覆う薬品防護板の設置により、被液から防護する設計とする。薬品防護板は、主要部材に不燃性材料又は難燃性材料を用い製作し、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保するとともに機器の破損により漏えいした化学薬品の腐食又は劣化に起因する化学的損傷の影響に対して当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(b) 化学薬品防護対象設備の被液の影響部位に耐薬品性を有するコーキング等の水密処理を実施することにより、被液から防護する設計とする。水密処理は、機器の破損により生じる化学薬品の水圧に対して当該機能が損なわれない設計とする。</p> <p>(c) 被液の影響に対して耐性を有しない化学薬品防護対象設備については、耐薬品性を有する機器への取替え（耐薬品性を有する部品の取替えを含む。）を行うことにより、被液から防護する設計とする。</p> <p>(d) 耐薬品性を有する塗装材やシール材を化学薬品防護対象設備に塗布することにより、被液から防護する設計とする。</p>		
<p>【添付書類六 1.7.16.7.3 腐食性ガスの影響に対する設計方針】（P6-1-743）</p> <p>(1) 腐食性ガスの影響に対する評価方針</p> <p>「1.7.16.3.2.2 検討対象とする化学薬品と構成部材の組合せを踏まえた設計上考慮すべき化学薬品の設定」にて検討した、化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備が、「1.7.16.4 考慮すべき化学薬品の漏えい事象」にて想定した化学薬品の漏えい源からの腐食性ガスの拡散による影響を確認するために、漏えいが発生した区画から、天井面の開口部、壁の貫通部等を介して他区画へ伝播する条件とし、化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なうおそれのないことを評価する。具体的には、以下に示す要求のいずれかを満足していれば化学薬品防護対象設</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）、化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>備のうち電子部品を有する設備が安全機能を損なうおそれはない。</p> <p>a. 化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備が、腐食性ガスの拡散経路以外に設置されていること。</p> <p>b. 多重性又は多様性を有している化学薬品防護対象設備のうち電子部品を有する設備の各々が別区画に設置され、腐食性ガスにより同時に機能喪失しないこと。その際、化学薬品の漏えいを起因とする事故等に対処するために必要な機器の単一故障を考慮すること。</p> <p>(2) 腐食性ガスの影響に対する防護設計方針</p> <p>腐食性ガスによる影響評価を踏まえ、以下に示す対策を行うことにより、化学薬品防護対象設備が腐食性ガスの影響により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 化学薬品漏えい源又は化学薬品の漏えい経路に対する対策</p> <p>(a) 想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する配管について応力評価を実施し、破損形状を貫通クラックとできるか、又は破損想定が不要とできるかを確認する。その結果より必要に応じ、補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい源から除外することにより腐食性ガスによる影響が発生しない設計とする。又は、破損を想定する配管に機器収納ボックスや二重管等を設置することにより、化学薬品が漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>(b) 地震起因による化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設計とし、化学薬品の漏えい源から除外することにより腐食性ガスによる影響が発生しない設計とする。</p> <p>(c) 化学薬品の漏えい経路にある開口部に気密処理を実施することにより、化学薬品防護対象設備の設置区画への化学薬品の移行を防止し、腐食性ガスの影響から防護する設計とする。気密処理は、機器の破損により生じる腐食性ガスに対して当該気密機能が損なわれない設計とする。</p>		
<p>【添付書類六 1.7.16.7.4 その他の化学薬品の漏えいに対する設計方針】 (P6-1-745)</p> <p>機器の誤操作による漏えい、配管以外の機器損傷（配管フランジや弁グランドからのにじみを含む。）による漏えいについては、基本的に漏えい量が少ないと想定されるが、これらに対しても化学薬品防護対象設備の安全機能が損なわれないよう、機器の開放部又は損傷部（配管以外）からの漏えいに対しては、当該機器の開放部又は損傷部の周辺には化学薬品防護対象設備を設置しない設計とし、必要に応じ飛散防止カバーの設置等の流出防止措置を講ずることにより、安全機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）、化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>試薬建屋への受入れの際に運搬する化学物質の漏えいによる影響としては、タンクローリによる屋外での運搬又は受入れ時に化学物質の漏えいが発生する場合を想定する。当該タンクローリの破損等によって漏えいした化学薬品が化学薬品防護区画に流入するおそれがある場合には、化学薬品の影響を受けない壁、扉、堰等により化学薬品防護区画を有する建屋及び洞道内への流入を防止する設計とする。</p>		
<p>【添付書類六 1.7.16.7.5 洞道内の化学薬品防護対象設備を防護するための設計方針】（P6-1-746）</p> <p>洞道内にある配管、ケーブル等の化学薬品防護対象設備が、洞道内で発生する化学薬品の漏えいによる影響を受けて、化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>具体的には、化学薬品を内包する機器等が地震を要因とした漏えい源とならないように基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する、若しくは地震による破損を想定した上で、漏えい量を低減するために緊急遮断弁を設置する、化学薬品防護対象設備に対して耐薬品性を有する塗装材やシール材を塗布する、薬品防護板を設置する、又はこれらの組合せにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、想定破損による化学薬品の漏えいに対しては、地震起因による化学薬品の漏えいに対する対策に加え、応力評価又は応力評価結果より必要に応じ、補強工事等の実施により発生応力を低減し、化学薬品の漏えい源から除外する対策を行う、若しくは二重管等を設置し化学薬品が漏えいすることを防止することにより、化学薬品防護対象設備の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 1.7.16.7.6 化学薬品防護区画を有する建屋外からの流入防止に関する設計方針】（P6-1-746）</p> <p>化学薬品防護区画を有する化学薬品防護建屋外で発生を想定する化学薬品の漏えいが、化学薬品防護区画に流入するおそれがある場合には、壁（貫通部の止水処置を含む。）、扉、堰等により化学薬品防護区画を有する化学薬品防護建屋内への流入を防止する設計とし、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、漏えいした化学薬品の化学薬品防護区画への浸入経路としては、洞道において漏えいした化学薬品に対する配管等の貫通部の隙間及び建屋間の接合部等が考えられるため、これら浸入経路に対しては、貫通部等の隙間には耐薬品性を有する流入防止措置を実施することにより、漏えいした化学薬品が化学薬品防護区画内へ流入することを防止する設計とし、化学薬品防護対象設備が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止），化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																																																																														
<p>【添付書類六 1.7.16.7.8 手順等】(P6-1-747~748)</p> <p>化学薬品の漏えい影響評価に関して、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p> <p>(2) 配管の想定破損評価による化学薬品の漏えいが発生する場合及び基準地震動による地震力により、耐震B、Cクラスの機器が破損し、化学薬品の漏えいが発生する場合には、現場等を確認する手順を定める。</p> <p>(3) 化学薬品防護区画において、各種対策設備の追加、資機材の持込み等により評価の条件としている床面積に見直しがある場合は、あらかじめ定めた手順により化学薬品の漏えい影響評価への影響確認を行う。</p> <p>(4) 防水扉及び水密扉については、開放後の確実な閉止操作、閉止状態の確認及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順等を定める。</p> <p>(5) 化学薬品の漏えい発生後の回収等に関する手順を定める。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>																																																																															
<p>【添付書類六 第1.7.16-1表 再処理プロセスで使用する化学薬品】(P6-1-749)</p> <table border="1" data-bbox="97 1024 988 1669"> <thead> <tr> <th colspan="3">第1.7.16-1表 再処理プロセスで使用する化学薬品</th> </tr> <tr> <th>化学薬品</th> <th>主な使用目的</th> <th>使用・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硝酸</td> <td>使用済燃料の溶解、核分裂生成物の洗浄、アルカリ性廃液の中和処理</td> <td>再処理施設全体 (保管：試薬建屋)</td> </tr> <tr> <td>水酸化ナトリウム</td> <td>酸性廃液の中和処理、有機溶媒の洗浄</td> <td>再処理施設全体 (保管：試薬建屋)</td> </tr> <tr> <td>TBP</td> <td>溶解液からのウラン、プルトニウムの抽出剤</td> <td>分離建屋、精製建屋 (保管：試薬建屋)</td> </tr> <tr> <td>n-ドデカン</td> <td>TBPの希釈剤</td> <td>分離建屋、精製建屋 (保管：試薬建屋)</td> </tr> <tr> <td>硝酸ヒドラジン</td> <td>硝酸ウラナの分解抑制、HANの安定剤</td> <td>分離建屋、精製建屋 (保管：試薬建屋)</td> </tr> <tr> <td>HAN</td> <td>プルトニウムの還元剤</td> <td>精製建屋 (保管：試薬建屋)</td> </tr> <tr> <td>硝酸ゴドリニウム</td> <td>溶解槽における臨界管理</td> <td>前処理建屋</td> </tr> <tr> <td>硝酸ナトリウム</td> <td>ガラス溶融炉供給液の成分調整</td> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> </tr> <tr> <td>亜硝酸ナトリウム</td> <td>アジ化物の分解</td> <td>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋</td> </tr> <tr> <td>模擬廃液</td> <td>ガラス溶融炉の洗浄運転</td> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> </tr> <tr> <td>調整液</td> <td>ガラス溶融炉供給液の成分調整</td> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> </tr> <tr> <td>溶解液</td> <td>使用済燃料の溶解液</td> <td>前処理建屋、分離建屋</td> </tr> <tr> <td>硝酸ウラニル</td> <td>溶解液からのウラン抽出液、ウラン製品溶液</td> <td>分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> </tr> <tr> <td>硝酸プルトニウム</td> <td>溶解液からのプルトニウム抽出液、プルトニウム製品溶液</td> <td>分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="566 1045 988 1354"> <thead> <tr> <th>化学薬品</th> <th>主な使用目的</th> <th>使用・保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硝酸ウラナス</td> <td>プルトニウムの還元剤</td> <td>分離建屋、精製建屋</td> </tr> <tr> <td>放射性廃液</td> <td>ウラン、プルトニウム抽出後の廃液、管理区域内での作業廃液</td> <td>再処理施設全体</td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>ボイラ、発電機等の燃料</td> <td>再処理施設全体</td> </tr> <tr> <td>NOxガス</td> <td>溶解液のよう素の追い出し、プルトニウムの酸化</td> <td>前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋</td> </tr> <tr> <td>水素ガス</td> <td>硝酸ウラナスの製造</td> <td>精製建屋</td> </tr> <tr> <td>窒素ガス</td> <td>貯槽内の不活性化</td> <td>再処理施設全体</td> </tr> <tr> <td>酸素ガス</td> <td>廃ガス処理(NOx回収のためのNOの酸化)</td> <td>前処理建屋</td> </tr> <tr> <td>模擬ガラスピース (廃液模擬成分を含む)</td> <td>ガラス溶融炉の熟上げ及び液位調整</td> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物</td> <td>管理区域内での作業廃棄物</td> <td>再処理施設全体</td> </tr> </tbody> </table>	第1.7.16-1表 再処理プロセスで使用する化学薬品			化学薬品	主な使用目的	使用・保管場所	硝酸	使用済燃料の溶解、核分裂生成物の洗浄、アルカリ性廃液の中和処理	再処理施設全体 (保管：試薬建屋)	水酸化ナトリウム	酸性廃液の中和処理、有機溶媒の洗浄	再処理施設全体 (保管：試薬建屋)	TBP	溶解液からのウラン、プルトニウムの抽出剤	分離建屋、精製建屋 (保管：試薬建屋)	n-ドデカン	TBPの希釈剤	分離建屋、精製建屋 (保管：試薬建屋)	硝酸ヒドラジン	硝酸ウラナの分解抑制、HANの安定剤	分離建屋、精製建屋 (保管：試薬建屋)	HAN	プルトニウムの還元剤	精製建屋 (保管：試薬建屋)	硝酸ゴドリニウム	溶解槽における臨界管理	前処理建屋	硝酸ナトリウム	ガラス溶融炉供給液の成分調整	高レベル廃液ガラス固化建屋	亜硝酸ナトリウム	アジ化物の分解	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋	模擬廃液	ガラス溶融炉の洗浄運転	高レベル廃液ガラス固化建屋	調整液	ガラス溶融炉供給液の成分調整	高レベル廃液ガラス固化建屋	溶解液	使用済燃料の溶解液	前処理建屋、分離建屋	硝酸ウラニル	溶解液からのウラン抽出液、ウラン製品溶液	分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プルトニウム	溶解液からのプルトニウム抽出液、プルトニウム製品溶液	分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	化学薬品	主な使用目的	使用・保管場所	硝酸ウラナス	プルトニウムの還元剤	分離建屋、精製建屋	放射性廃液	ウラン、プルトニウム抽出後の廃液、管理区域内での作業廃液	再処理施設全体	重油	ボイラ、発電機等の燃料	再処理施設全体	NOxガス	溶解液のよう素の追い出し、プルトニウムの酸化	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋	水素ガス	硝酸ウラナスの製造	精製建屋	窒素ガス	貯槽内の不活性化	再処理施設全体	酸素ガス	廃ガス処理(NOx回収のためのNOの酸化)	前処理建屋	模擬ガラスピース (廃液模擬成分を含む)	ガラス溶融炉の熟上げ及び液位調整	高レベル廃液ガラス固化建屋	放射性廃棄物	管理区域内での作業廃棄物	再処理施設全体	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
第1.7.16-1表 再処理プロセスで使用する化学薬品																																																																																
化学薬品	主な使用目的	使用・保管場所																																																																														
硝酸	使用済燃料の溶解、核分裂生成物の洗浄、アルカリ性廃液の中和処理	再処理施設全体 (保管：試薬建屋)																																																																														
水酸化ナトリウム	酸性廃液の中和処理、有機溶媒の洗浄	再処理施設全体 (保管：試薬建屋)																																																																														
TBP	溶解液からのウラン、プルトニウムの抽出剤	分離建屋、精製建屋 (保管：試薬建屋)																																																																														
n-ドデカン	TBPの希釈剤	分離建屋、精製建屋 (保管：試薬建屋)																																																																														
硝酸ヒドラジン	硝酸ウラナの分解抑制、HANの安定剤	分離建屋、精製建屋 (保管：試薬建屋)																																																																														
HAN	プルトニウムの還元剤	精製建屋 (保管：試薬建屋)																																																																														
硝酸ゴドリニウム	溶解槽における臨界管理	前処理建屋																																																																														
硝酸ナトリウム	ガラス溶融炉供給液の成分調整	高レベル廃液ガラス固化建屋																																																																														
亜硝酸ナトリウム	アジ化物の分解	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋																																																																														
模擬廃液	ガラス溶融炉の洗浄運転	高レベル廃液ガラス固化建屋																																																																														
調整液	ガラス溶融炉供給液の成分調整	高レベル廃液ガラス固化建屋																																																																														
溶解液	使用済燃料の溶解液	前処理建屋、分離建屋																																																																														
硝酸ウラニル	溶解液からのウラン抽出液、ウラン製品溶液	分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																																																																														
硝酸プルトニウム	溶解液からのプルトニウム抽出液、プルトニウム製品溶液	分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋																																																																														
化学薬品	主な使用目的	使用・保管場所																																																																														
硝酸ウラナス	プルトニウムの還元剤	分離建屋、精製建屋																																																																														
放射性廃液	ウラン、プルトニウム抽出後の廃液、管理区域内での作業廃液	再処理施設全体																																																																														
重油	ボイラ、発電機等の燃料	再処理施設全体																																																																														
NOxガス	溶解液のよう素の追い出し、プルトニウムの酸化	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋																																																																														
水素ガス	硝酸ウラナスの製造	精製建屋																																																																														
窒素ガス	貯槽内の不活性化	再処理施設全体																																																																														
酸素ガス	廃ガス処理(NOx回収のためのNOの酸化)	前処理建屋																																																																														
模擬ガラスピース (廃液模擬成分を含む)	ガラス溶融炉の熟上げ及び液位調整	高レベル廃液ガラス固化建屋																																																																														
放射性廃棄物	管理区域内での作業廃棄物	再処理施設全体																																																																														



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止），化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響															
<p>【添付書類六 第 1.7.16-2 表 設計上考慮すべき化学薬品と化学薬品防護対象設備の主要な構成部材の組合せ】(P6-1-751)</p> <p>第 1.7.16-2 表 設計上考慮すべき化学薬品と化学薬品防護対象設備の主要な構成部材の組合せ</p> <table border="1" data-bbox="112 359 973 579"> <thead> <tr> <th>化学薬品 構成部材</th> <th>酸性水溶液 (硝酸溶液)</th> <th>アルカリ性水溶液 (水酸化 ナトリウム)</th> <th>有機溶媒 (TBP, n-ドデカン)</th> <th>腐食性ガス (NOx ガス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炭素鋼, アルミニウム</td> <td>○</td> <td>○ (アルミニウム)</td> <td>-</td> <td>○ (電子部品)</td> </tr> <tr> <td>プラスチック</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：影響（作用）あり</p>	化学薬品 構成部材	酸性水溶液 (硝酸溶液)	アルカリ性水溶液 (水酸化 ナトリウム)	有機溶媒 (TBP, n-ドデカン)	腐食性ガス (NOx ガス)	炭素鋼, アルミニウム	○	○ (アルミニウム)	-	○ (電子部品)	プラスチック	-	-	○	-	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
化学薬品 構成部材	酸性水溶液 (硝酸溶液)	アルカリ性水溶液 (水酸化 ナトリウム)	有機溶媒 (TBP, n-ドデカン)	腐食性ガス (NOx ガス)													
炭素鋼, アルミニウム	○	○ (アルミニウム)	-	○ (電子部品)													
プラスチック	-	-	○	-													
<p>●化学薬品貯蔵供給設備</p> <p>【本文 四、A.リ.(4)(ii) 化学薬品貯蔵供給設備】(P420)</p> <p>化学薬品貯蔵供給設備は、化学薬品貯蔵供給系、窒素ガス製造供給系及び酸素ガス製造供給系で構成する。</p> <p>化学薬品貯蔵供給系は、再処理施設で使用する化学薬品の受入れ、貯蔵、調整及び供給を行う設備である。</p> <p>窒素ガス製造供給系及び酸素ガス製造供給系は、再処理施設で使用する窒素ガス及び酸素ガスの製造及び供給を行う設備である。</p> <hr/> <p>【添付書類六 9.9 化学薬品貯蔵供給設備】(P6-9-579～586)</p> <p>9.9.1 概要</p> <p>化学薬品貯蔵供給設備は、化学薬品貯蔵供給系、窒素ガス製造供給系及び酸素ガス製造供給系で構成する。</p> <p>化学薬品貯蔵供給系は、再処理施設で使用する化学薬品の受入れ、貯蔵、調整及び供給を行う設備である。</p> <p>窒素ガス製造供給系及び酸素ガス製造供給系は、再処理施設で使用する窒素ガス及び酸素ガスの製造及び供給を行う設備である。</p> <p>主要な化学薬品貯蔵供給系系統概要図を第 9.9-1 図に示す。</p> <hr/> <p>9.9.2 設計方針</p> <p>(1) 化学薬品貯蔵供給設備は、再処理施設で使用する化学薬品を安全に受け入れ、貯蔵、調整及び供給できる設計とする。</p> <p>(2) 試薬建屋の化学薬品貯蔵供給系は、化学薬品が漏えいしたとしても、建屋外部への漏えいの拡大を防止できる設計とする。</p> <hr/> <p>9.9.3 主要設備の仕様</p> <p>化学薬品貯蔵供給設備の主要設備の仕様を第 9.9-1 表に示す。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p> <hr/> <p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p> <hr/> <p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p> <hr/> <p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>																

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止），化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>9.9.4 主要設備</p> <p>化学薬品貯蔵供給系は、化学薬品を貯蔵あるいは移送する貯槽、機器及び配管並びにそれに付随する計器で構成する。</p> <p>化学薬品貯蔵供給系で取り扱う化学薬品は、硝酸、水酸化ナトリウム、TBP、n-ドデカン、硝酸ヒドラジン、硝酸ヒドロキシルアミン、炭酸ナトリウム、NOxであり、これらは受入れ貯槽及び移送設備から使用する各施設に移送する。</p> <p>なお、NOxについては放射性廃棄物の廃棄施設の気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備のウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備において廃ガスから回収し、移送する。</p> <p>窒素ガス製造供給系は、窒素ガス製造設備で構成する。</p> <p>酸素ガス製造供給系は、酸素ガス製造設備で構成する。</p> <p>なお、化学薬品貯蔵供給設備は、火災・爆発の防止を図るため、適用法規に基づき、TBP、n-ドデカン及び硝酸ヒドラジンを取り扱う設備は、着火源の排除、火災の拡大防止を考慮した設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>9.9.5 評価</p> <p>(1) 化学薬品貯蔵供給設備は、適用法規に基づいて設計するとともに、適切な安全対策を講じており、化学薬品を安全に受け入れ、貯蔵、調整及び供給することができる。</p> <p>(2) 試薬建屋の化学薬品貯蔵供給系は、化学薬品が区画外へ漏えいしたとしても、化学薬品は全て建屋の地下階に留まるため、建屋外部への漏えいの拡大を防止することができる。</p> <p>なお、試薬建屋の地下階における漏えい薬品の主な混触反応は硝酸及び水酸化ナトリウムによる中和反応であり、出火又は爆発することはない。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 第9.9-1表 化学薬品貯蔵供給設備の主要設備の仕様】(P6-9-584)</p> <p>(1) 化学薬品貯蔵供給系</p> <p>a. 硝酸受入れ貯槽</p> <p>基数 1</p> <p>容量 約40m<sup>3</sup></p> <p>b. 水酸化ナトリウム受入れ貯槽</p> <p>基数 1</p> <p>容量 約55m<sup>3</sup></p> <p>c. TBP受入れ貯槽</p> <p>基数 1</p> <p>容量 約18m<sup>3</sup></p> <p>d. n-ドデカン受入れ貯槽</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止），化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>基数 1 容量 約 18m<sup>3</sup></p> <p>e. 硝酸ヒドラジン受入れ貯槽 基数 1 容量 約 25m<sup>3</sup></p> <p>f. 硝酸ヒドロキシルアミン受入れ貯槽 基数 1 容量 約 18m<sup>3</sup></p> <p>g. 炭酸ナトリウム貯槽 基数 1 容量 約 50m<sup>3</sup></p> <p>h. NO<sub>x</sub> 製造設備 1 式 (2) 窒素ガス製造供給系 a. 窒素ガス製造設備 1 式 (3) 酸素ガス製造供給系 a. 酸素ガス製造設備 1 式</p>		

有毒ガス発生源

防護対象者

検知手段

防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第十二条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止），化学薬品貯蔵供給設備）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 第 9.9-1 図 主要な化学薬品貯蔵供給系系統概要図】（P6-9-586）</p>  <p>* : 試薬建屋内に設置          ** : ウラン脱硝建屋内に設置          *** : 試薬建屋東側の地下に設置</p> <p>凡例          供給ライン →</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室）		
<p>【本文 四、A.ロ.(7)その他の主要な構造(1)制御室等】(P62)</p> <p>(1)制御室等</p> <p>再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御するため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(略)</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象については、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計とする。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りする区域は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮しなくとも、制御室にとどまる実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室にとどまり必要な操作、監視及</p>	<p>【本文 四、A.ロ.(7)その他の主要な構造(1)制御室等】</p> <p>(1)制御室等</p> <p>再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御するため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(略)</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象については、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計とする。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、運転員その他の従事者が制御室に一定期間とどまり、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、工場等内において、運転員その他の従事者の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスが発生した場合に、その発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置を設ける設計とする。</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りする区域は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、運転員その他の従事者が支障なく入ることができる設計とする。また、運転員その他の従事者が、制御室に一定期間とどまり、必要な操作を行う際に過度の被ばくを受けないよう、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>さらに、制御室に運転員その他の従事者がとどまれるよう、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>(略)</p>	<p>【設計基準事故】</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➢ 再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象</li> <li>➢ 火災又は爆発により発生する有毒ガス</li> <li>・防護対象者</li> <li>➢ 運転員その他の従事者（中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）</li> <li>・検知手段</li> <li>➢ 再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、昼夜にわたり制御室において把握できる設計</li> <li>➢ 所内通信連絡設備</li> <li>・防護対策</li> <li>➢ 換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計</li> <li>➢ 化学薬品防護に必要な、防護衣、呼吸器及び防護マスクを含む防護具類、サーベイメータを備える設計</li> <li>➢ 設置又は保管した所内通信連絡設備により、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計</li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➢ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガス発生源は、「自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象」に包含しているが、運転員その他の従事者の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスに対し、検出装置等を設けることが基準規則で明確化されたことから、申請書へ反映する。（新規要求）</li> <li>➢ 影響評価ガイドに基づく確認では、火災又は爆発により発生する有毒ガスについて新たに特定した発生源はないことから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>・防護対象者</li> <li>➢ 影響評価ガイドに基づき設定した防護対象者は、「運転員その他の従事者」に包含しているが、運転員その他の従事者の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスに対し、検出装置等を設けることが基準規則で明確化されたことから、申請書へ反映する。（新規要求）</li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な居住性を確保するための重大事故等対処施設を設置及び保管する。</p> <p>制御室に必要な重大事故等対処設備は、計測制御装置、<b>制御室換気設備</b>、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、<b>制御室環境測定設備</b>及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>計測制御装置、<b>制御室換気設備</b>、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、<b>制御室環境測定設備</b>及び制御室放射線計測設備は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>【本文 四、A. へ. (4)その他の主要な事項(i)制御室等】(P214)</p> <p>(i)制御室等</p> <p>再処理施設には、運転時において、運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時において、適切な事故対策を構ずる場所として、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(略)</p> <p><b>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から地震、津波、竜巻、落雷情報等の気象情報を入手できる電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等を設置し、昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</b></p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合において、<b>運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、適切な遮蔽を設けるとともに、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計</b>とする。</p> <p>(略)</p> <p>制御室等は、設計基準事故が発生した場合において、<b>設置又は保管した所内通信連絡設備により、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計</b>とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. (2)屋外管理用の主要な設備の種類」に記載する。</p>	<p>【本文 四、A. へ. (4)その他の主要な事項(i)制御室等】</p> <p>(i)制御室等</p> <p>再処理施設には、運転時において、運転員その他の従事者が施設の運転又は工程等の管理を行い、事故時において、適切な事故対策を構ずる場所として、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>(略)</p> <p>再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から地震、津波、竜巻、落雷情報等の気象情報を入手できる電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等を設置し、昼夜にわたり制御室において再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p><b>制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍は、設計基準事故が発生した場合において、<b>運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、工場等内において、運転員その他の従事者の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスが発生した場合に、その発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置を設ける設計</b>とする。</b></p> <p>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域は、設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、適切な遮蔽を設けるとともに、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>制御室等は、設計基準事故が発生した場合において、設置又は保管した所内通信連絡設備により、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. (2)屋外管理用の主要な設備の種類」に記載する。</p>	<p>火災又は爆発により発生する有毒ガスは、「運転員その他の従事者」を防護対象者としているため、影響評価ガイドの要求に整合している。</p> <p>・検知手段</p> <p>有毒ガスに対する検出装置等は、「再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等」又は「所内通信連絡設備」に包含しているが、<b>運転員その他の従事者の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスに対し、検出装置等を設けることが基準規則で明確化されたことから、申請書へ反映する。(新規要求)</b></p> <p>火災又は爆発により発生する有毒ガスは、「再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等」で検知可能であるため、影響評価ガイドの要求に整合している。</p> <p>・防護対策</p> <p>有毒ガスに対する防護対策は、第九条(外部からの衝撃による損傷の防止)に係る項目(申請書本文 四、A. ロ. (7) (i) (a)等)に「制御建屋中央制御室換気設備の外気の連絡を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置を講じる」としている。また、化学薬品防護に必要な防護具によっても防護可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <p>火災又は爆発により発生する有毒ガスは、「換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設ける設計」により防護可能であるため、影響評価ガイドの要求に整合している。</p> <p>有毒ガスが発生した場合に、所内通信連絡設備により、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設計としていることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt;</p> <p>有毒ガスにより運転員その他の従事者の対処能力が損なわれるおそれがあるか否かの評価</p>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>所内通信連絡設備は、「リ．（４）（x）通信連絡設備」に記載する。</p> <p>中央制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「冷却機能の喪失による蒸発乾固」と「放射線分解により発生する水素による爆発」の重畳において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える臨界事故時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、制御室換気設備の代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実施組織要員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上又は制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に作業服の着替え、防護具の装着及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）を設ける設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画を設置する場所の近傍に予備品を含め必要数以上を配備する。</p> <p>制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>（略）</p> <p>(b) 制御室換気設備</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、運転員その他の従事者が再処理施設の安全性を確保するための措置をとれるよう、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備として、制御建屋中央制御室換気設備及び使用済</p>	<p>所内通信連絡設備は、「リ．（４）（x）通信連絡設備」に記載する。</p> <p>（略）</p>	<p>【重大事故等】</p> <p>重大事故等における制御室の要員に対する有毒ガス防護の詳細は技術的能力の新旧比較表で整理する。なお、本申請書項目に記載された既許可の対応は以下のとおり。</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ -</li> <li>・防護対象者</li> <li>➤ 実施組織要員（中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室）</li> <li>・検知手段</li> <li>➤ 制御室環境測定設備（可搬型窒素酸化物濃度計）</li> <li>・防護対策</li> <li>➤ 制御室換気設備</li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<b>制御室換気設備は、制御室にとどまるために十分な換気風量を確保できる設計</b>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(e) 制御室環境測定設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<b>制御室環境測定設備は、制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計</b>とする。</p> <p>制御室環境測定設備は、中央制御室環境測定設備及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備で構成する。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>(略)</p> <p>中央制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>は、中央制御室の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各1個を1セットとして、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各1個を1セットとして、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>(略)</p>		



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】(P6-1-944)</p> <p>(制御室等)</p> <p>第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。</p> <p>二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする。</p> <p>三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。</p> <p>2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。</p> <p>3 <b>制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域</b>には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、<b>遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備</b>を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について～第2項について (略)</p>	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】(P6-1-944)</p> <p>(制御室等)</p> <p>第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。</p> <p>二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする。</p> <p>三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。</p> <p>2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。</p> <p>3 <b>設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備</b>を設けなければならない。</p> <p>一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置</p> <p>二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備</p> <p>適合のための設計方針 第1項について～第2項について (略)</p> <p>第3項第1号について 「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」（平成29年4月5日 原規技発第1704052号 原子力規制委員会決定）に基づき、<b>運転員その他の従事者の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガス</b>に対し、<b>その発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置</b>の要否を確認することとし、制御室における<b>運転員その他の従事者</b>の吸気中の有毒ガス濃度を評価した。</p>	<p>基準規則の新規要求を反映する。</p> <p>基準規則の新規要求に対し、有毒ガスにより運転員その他の従事者の対処能力が損なわれるおそれがあるか否かの評価を記載し、敷地内の固定施設に対しては、運転員その他の従事者の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを、敷地外の固定施設及び敷地内の可動施設に対しては、既存の通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できることにより、有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置が必要ないこ</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
	<p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を対象とした。</p> <p>敷地内の固定施設に対しては、運転員その他の従事者の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認した。また、敷地外の固定施設及び敷地内の可動施設に対しては、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる。このことから、有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置は必要ない。</p>	<p>とを確認した旨を追加する。通信連絡設備については第27条（通信連絡設備）の新旧比較表で説明する。</p>
<p>第3項 <input type="checkbox"/> について</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路及びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に運転員その他の従事者が一定期間とどまり、再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、以下の設計及び措置を講ずる。</p> <p>(1) 設計基準事故発生後、設計基準事故の対処をすべき運転員その他の従事者が制御室に接近できるよう、これらの制御室へのアクセス通路を確保する設計とする。</p> <p>(2) 制御室には、運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽を設ける設計とする。具体的に、想定される最も過酷な事故時においても、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度を十分に下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>ここで想定される最も過酷な事故時としては、「運転時の異常な過渡変化」を超える事象のうち、実効線量の最も大きな「短時間の全交流動力電源の喪失」を対象とし、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・7・27原院第1号平成21年8月12日）に定める想定事故相当のソースタームを基とした数値、評価手法及び評価条件を使用して評価を行う。</p> <p>(3) 中央制御室の換気は、設計基準事故時、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、<b>外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計</b>とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気は、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、必要に応じて<b>外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計</b>とする。</p> <p>(4) 通常運転時及び設計基準事故時の放射線防護及び<b>化学薬品防護に必要</b></p>	<p>第3項 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号について</p> <p>制御室及びこれに連絡する通路及びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に運転員その他の従事者が一定期間とどまり、再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、以下の設計及び措置を講ずる。</p> <p>(1) 設計基準事故発生後、設計基準事故の対処をすべき運転員その他の従事者が制御室に接近できるよう、これらの制御室へのアクセス通路を確保する設計とする。</p> <p>(2) 制御室には、運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽を設ける設計とする。具体的に、想定される最も過酷な事故時においても、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度を十分に下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>ここで想定される最も過酷な事故時としては、「運転時の異常な過渡変化」を超える事象のうち、実効線量の最も大きな「短時間の全交流動力電源の喪失」を対象とし、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・7・27原院第1号平成21年8月12日）に定める想定事故相当のソースタームを基とした数値、評価手法及び評価条件を使用して評価を行う。</p> <p>(3) 中央制御室の換気は、設計基準事故時、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気は、屋外での火災又は爆発時、その他の異常状態が発生した時に、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を放射線被ばく及び火災又は爆発によって発生した有毒ガスから防護できる設計とする。</p> <p>(4) 通常運転時及び設計基準事故時の放射線防護及び化学薬品防護に必要</p>	<p>有毒ガスに対する防護対策は、第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）に係る項目（申請書本文 四、A.ロ.(7)(i)(a)等）に包含するため、ここでの記載は不要である。</p> <p>換気設備の隔離以外にも、当該箇所に記載する化学薬品防護に必要な防護衣、</p>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>な、防護衣、呼吸器及び防護マスクを含む防護具類、サーベイメータを備える設計とする。</p> <p>添付書類六の下記項目参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6. 計測制御系統施設</li> <li>8. 放射線管理施設</li> <li>9. その他再処理設備の附属施設</li> </ul>	<p>な、防護衣、呼吸器及び防護マスクを含む防護具類、サーベイメータを備える設計とする。</p> <p>添付書類六の下記項目参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6. 計測制御系統施設</li> <li>8. 放射線管理施設</li> <li>9. その他再処理設備の附属施設</li> </ul>	<p>呼吸器及び防護マスクを含む防護具類により、有毒ガス防護が可能である。</p>
<p>【添付六 1.9.44 中央制御室】(P6-1-1054)</p> <p>1.9.44 中央制御室 (制御室)</p> <p>第四十四条 第二十条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第44条に規定する「運転員がとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 制御室用の電源(空調、照明他)は、代替電源設備からの給電を可能とすること。</li> <li>二 重大事故が発生した場合の制御室の居住性について、以下に掲げる要件を満たすものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本規程第28条に規定する重大事故対策のうち、制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故を想定すること。</li> <li>② 運転員はマスクの着用を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</li> <li>③ 交代要員体制を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</li> <li>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</li> </ul> </li> <li>三 制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</li> </ul> <p>適合のための設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、制御室にとどまる実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えず、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる実施組織要員が制御室にとどまるために必要な重大事故等対処施設を設ける設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>第1項について</p> <p>重大事故等が発生した場合においても<b>実施組織要員が制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備</b>として、<b>代替制御建屋中央制御室換気設備</b>、<b>制御建屋中央制御室換気設備（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）</b>、<b>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備</b>、<b>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</b>、<b>中央制御室代替照明設備</b>、<b>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室代替照明設備</b>、<b>中央制御室遮蔽（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）</b>、<b>制御室遮蔽（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</b>、<b>中央制御室環境測定設備</b>、<b>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備</b>、<b>中央制御室放射線計測設備</b>、<b>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室放射線計測設備</b>を設ける設計とする。代替制御建屋中央制御室換気設備及び代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、代替電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>第二十条第一項の規定により設置される中央制御室は、とどまる実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せずとも、実効線量が各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、中央制御室においては最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を要因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳において、実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>同様に、第二十条第一項の規定により設置される使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、とどまる実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せずとも、実効線量が各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果をあたえる「臨界事故」において、実施組織要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、制御室への汚染の持込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>添付書類六の下記項目参照</p> <p>1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計</p> <p>6. 計測制御系統施設</p> <p>添付書類八の下記項目参照</p> <p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> </div>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 6.1.4 制御室 6.1.4.1 概要】(P6-6-107)</p> <p>6.1.4.1 概要</p> <p>再処理施設の運転の状態を集中的に監視、制御及び操作を行うため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>（略）</p> <p>再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため、暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等は、制御室に設置する。</p> <p>分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータを連続的に監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設ける設計とする。</p> <p>制御室には、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断できる換気設備及び遮蔽を設け、設計基準事故が発生した場合においても運転員その他の従事者が制御室にとどまり再処理施設の安全性を確保するために必要な操作及び措置が行える設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できる設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】において、新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため、追加の記載は不要である。</p>
<p>【添付書類六 6.1.4.2 設計方針】(P6-6-109)</p> <p>6.1.4.2 設計方針</p> <p>(1) 再処理施設の運転の状態を集中的に監視、制御及び操作を行うため、制御建屋に中央制御室を設けるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設ける。</p> <p>（略）</p> <p>(4) 再処理施設の外の状況を昼夜にわたり把握するため、暗視機能を有する監視カメラ、気象観測設備及び公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、制御室から再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）を把握できる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>(6) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設関係、せん断処理施設関係、溶解施設関係、分離施設関係、精製施設関係、脱硝施設関係、酸及び溶媒の回収施設関係、製品貯蔵施設関係、放射性廃棄物の廃棄施設関係、その他再処理設備の附属施設関係、安全保護系関係、電気設備関係、放射線管理関係、火災防護関係及び気象観測関係の監視及び操作を手動で行える設計とする。</p> <p>(7) 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】において、新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため、追加の記載は不要である。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>室に出入りするのための区域には、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり再処理施設の安全性を確保するための措置がとれるよう、アクセス通路を確保するとともに、適切な遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>(8) 制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して運転員その他の従事者を適切に防護するために、外気を遮断して換気系統の再循環運転が可能な設計とする。</p> <p>(9) 中央制御室は、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに、緊急時対策所及び再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする。使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の運転員その他の従事者に対して操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所との通信連絡ができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 制御室は、想定される地震、内部火災、溢水及び化学薬品の漏えいを考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない設計とする。</p> <p>(略)</p>		<p>当該箇所は化学薬品の漏えいによる設備影響を記載したものである。</p>
<p>【添付書類六 6.1.4.4 主要設備 6.1.4.4.1 中央制御室】(P6-6-113)</p> <p>6.1.4.4 主要設備</p> <p>6.1.4.4.1 中央制御室</p> <p>中央制御室は、制御建屋内に設置し、設計基準事故等が発生した場合に、運転員その他の従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするのための区域を設ける設計とする。また、中央制御室にとどまり再処理施設の安全性確保に必要な操作、措置を行う運転員その他の従事者が過度の被ばくを受けないよう、制御建屋中央制御室換気設備の機能とあいまって、設計基準事故等の対処が収束するまでの期間滞在できるよう遮蔽を設ける設計とする。</p> <p>中央制御室の換気設備は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備と独立して設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、高性能粒子フィルタを内蔵した中央制御室フィルタユニットを通る再循環運転とし、運転員その他の従事者を過度の被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪化した場合には、外気を中央制御室フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）や再処理施設の外の状況を把握するため監視機能を有する監視</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】において、新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため、追加の記載は不要である。</p>



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>視カメラを設置し、昼夜にわたり制御室で監視できる設計とする。</p> <p>中央制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件(地震, 内部火災, 溢水, 化学薬品の漏えい, 外部電源喪失, ばい煙及び有毒ガス, 降下火砕物)による操作雰囲気(悪化並びに凍結)を想定しても、適切な措置を講ずることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p> <p>中央制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学薬品の漏えい</li> </ul> <p>中央制御室内には化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失</li> </ul> <p>中央制御室における運転操作に必要な照明は、外部電源が喪失した場合には、第2非常用ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用の電源を確保し、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。また、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明により中央制御室における運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作ができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ばい煙及び有毒ガス, 降下火砕物による操作環境の悪化</li> </ul> <p>火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙, 有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作環境の悪化に対しては、手動で制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋中央制御室空調系のダンパを閉止し、再循環運転を行うことで外気を遮断することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>凍結による操作環境への影響</li> </ul> <p>凍結による操作環境への影響に対しては、制御建屋中央制御室換気設備により中央制御室内の環境温度を制御することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。</p> <p>(1) 再処理施設の外の状況を把握するための設備</p> <p>中央制御室において再処理施設の外の状況を把握するための設備については、「1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮」で選定した再処理施設の敷地で想定される自然現象, 再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象(故意によるものを除く。)のうち、再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象や再処理施設の外の状況を把握できるように、以下の設備を設置する設計とする。</p> <p>また、手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により再処理施設の外</p>		<p>当該箇所は化学薬品の漏えいによる設備影響を記載したものである。</p> <p>当該箇所は有毒ガス全般を含む。</p> <p>当該箇所は敷地外の固定施設における有毒ガスの発生の連絡を含む。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>の状況を把握するとともに、<b>公的機関から気象情報を入手できる設備により必要な情報を入手できる設計</b>とする。</p> <p>a. <b>再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ</b> 再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラは、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある<b>自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）</b>の状況を把握することができる設計とする。 近隣工場等の火災については、地震を起因にして発生する可能性も考慮し、監視カメラは、基準地震動に対して機能を損なわないよう耐震設計を有する設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>c. <b>公的機関から気象情報を入手できる設備</b> 地震、津波、竜巻、落雷等の再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 制御建屋中央制御室換気設備 中央制御室の換気系統は、気体状の放射性物質及び<b>火災又は爆発により発生する有毒ガス</b>に対して、<b>運転員その他の従事者</b>を防護し、必要な操作及び措置が行えるようにするため、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備とは独立とし、<b>外気を中央制御室フィルタユニットへ通して取り入れるか、又は外気との連絡口を遮断し、中央制御室フィルタユニットを通して再循環できるように設計</b>するとともに、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする（「6.1.5 制御室換気設備」参照）。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <b>通信連絡設備</b>及び照明設備 中央制御室には、通信連絡設備を設け、<b>再処理事業所内の従事者</b>に対し、<b>操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計</b>とするとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる設計とする（「9.17 通信連絡設備」参照）。</p> <p>また、中央制御室には、避難用とは別に作業用の照明設備を設け、設計基準事故が発生した場合においても、従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できる設計とする（「9.2 電気設備」参照）。</p>		<p>当該箇所は有毒ガス全般を含む。</p> <p>当該箇所は敷地内の可動施設における有毒ガスの発生の連絡を含む。</p>
<p>【添付書類六 6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室】 (P6-6-121)</p> <p>6.1.4.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に設置する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理設備本体の運転開</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】において、新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため、追加の記載は不要である。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>始に先立ち使用できる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、再処理施設の安全性を確保するための操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び再処理施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、溢水、<b>化学薬品の漏えい</b>、外部電源喪失、<b>ばい煙及び有毒ガス</b>、<b>降下火砕物</b>による操作雰囲気悪化並びに凍結）を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員その他の従事者が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作ができる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室で想定される環境条件とその措置は以下のとおり。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>化学薬品の漏えい</b></li> </ul> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、化学薬品の漏えい源となる機器を設けない設計とする。また、他の区画からの流入を防止する設計とする。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>ばい煙及び有毒ガス</b>、<b>降下火災物</b>による制御室内雰囲気悪化</li> </ul> <p><b>火災又は爆発により発生する燃焼ガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砕物</b>による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の操作雰囲気悪化に対しては、<b>手動で使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系のダンパを閉止し、再循環運転を行うことで外気を遮断することにより、運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計</b>とする。</p> <p>（略）</p> <p>（1）<b>再処理施設の外の状況を把握するための設備</b></p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室において再処理施設の外の状況を把握するための設備については、「1.7.9 その他外部からの衝撃に対する考慮」で選定した再処理施設の敷地で想定される自然現象、再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象や再処理施設の外の状況を把握できるように、以下の設備を設置する設計とする。</p> <p>a. <b>再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ</b></p> <p>再処理施設の外の状況を把握するため、暗視機能を有する監視カメラは、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある<b>自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下及び近隣工場等の火災等）及び人為事象（故意によるものを除く。）</b>の状況を把握することができる設計とする。</p> <p>近隣工場等の火災については、地震を起因にして発生する可能性も考慮</p>		<p>当該箇所は化学薬品の漏えいによる設備影響を記載したものである。</p> <p>当該箇所は有毒ガス全般を含む。</p> <p>当該箇所は敷地外の固定施設における有毒ガスの発生との連絡を含む。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>し、監視カメラは、基準地震動に対して機能を損なわないよう耐震設計を有する設計とする。</p> <p>b. 気象観測設備等の表示装置 風（台風）、竜巻、凍結、降水等による再処理事業所の状況を把握するため、中央制御室に設置した気象観測設備等の計測値を通信連絡設備により把握する設計とする。</p> <p>c. 公的機関から気象情報を入手できる設備 地震、津波、竜巻、落雷等の再処理施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報は、中央制御室に設置した電話、ファクシミリ、社内ネットワークに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備からの情報を通信連絡設備により把握する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>（3）使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気系統は、気体廃棄物の廃棄施設の換気設備とは独立とし、外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れるか、又は外気との連絡口を遮断し、制御室フィルタユニットを通して再循環できるように設計する（「6.1.5 制御室換気設備」参照）。</p> <p>（略）</p> <p>（5）通信連絡設備及び照明設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、通信連絡設備を設け、使用済燃料輸送容器管理建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋、第1低レベル廃棄物貯蔵建屋及び第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の従事者に対し操作、作業又は退避の指示の連絡ができる設計とするとともに中央制御室及び緊急時対策所へ通信連絡ができる設計とする（「9.17 通信連絡設備」参照）。</p> <p>また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、避難用とは別に作業用照明設備を設け、従事者が操作、作業及び監視を適切に実施できる設計とする（「9.2 電気設備」参照）。</p>		<p>当該箇所は敷地内の可動施設における有毒ガスの発生の連絡を含む。</p>
<p>【添付書類六 6.1.4.6 評価】（P6-6-127）</p> <p>6.1.4.6 評価</p> <p>（1） 制御建屋に中央制御室を設ける設計とすることで、再処理施設の運転の状態を集中的に監視及び制御することができるほか、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を設けることで、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の状態を集中的に監視及び制御することができる。</p> <p>（略）</p> <p>（3） 制御室に主要な警報装置及び計測制御設備を設けることで、再処理施設内の運転の状態を集中的に監視及び制御することができる。</p> <p>（4） 制御室は、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】において、新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため、追加の記載は不要である。</p>



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>視カメラ、気象観測関係の表示装置及び公的機関から気象情報を入手できる設備によって、昼夜にわたり、再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象、航空機落下及び森林火災を把握することができる。また、再処理施設の外の状況を把握するための暗視機能を有する監視カメラは、基準地震動S<sub>s</sub>に対する耐震性の確保等により、地震を要因として発生する近隣工場等の火災、その他自然現象等が発生した場合においても、再処理施設の周辺状況を把握することができる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>（6） 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、運転員その他の従事者が過度の放射線被ばくを受けないような遮蔽設計及びアクセス通路を確保する設計としているので、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室内にとどまり、再処理施設の安全性を確保するための措置がとれる。</p> <p>（7） 制御室は、外気との連絡口を遮断して換気系統の再循環運転が可能な設計とすることにより、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスから運転員その他の従事者を防護することができるため、設計基準事故が発生した場合にも運転員その他の従事者が制御室にとどまり、必要な操作及び措置ができる。</p> <p>（8） 制御室は、通信連絡設備を設けるため、再処理事業所内の運転員その他の従事者に対し必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡が行えとともに再処理施設外の必要箇所との通信連絡ができる。</p> <p>（略）</p> <p>（10） 制御室は、溢水源及び化学薬品の漏えい源となる機器がなく、他の区画からの流入を防止する設計とするとともに、制御室にて火災が発生した場合は運転員が火災状況を確認できる設計とし、万一、火災が発生したとしても、初期消火活動を行うことができるように、消火器等を設置しており、かつ、制御室外で発生した溢水及び火災に対しても、制御室の機能に影響を与えない設計としているため、想定される地震、内部火災及び溢水を考慮しても制御室での運転操作に影響を与えない。</p> <p>（略）</p>		<p>当該箇所は有毒ガス全般を含む。</p> <p>当該箇所は敷地内の可動施設及び敷地外の固定施設における有毒ガスの発生の連絡を含む。</p> <p>当該箇所は化学薬品の漏えいによる設備影響を記載したものである。</p>
<p>【添付書類六 6.1.5.2 設計方針】(P6-6-132)</p> <p>6.1.5.2 設計方針</p> <p>（1）制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>（略）</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】において、新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため、追加の記載は不要である。</p> <p>当該箇所は有毒ガス全般を含む。</p>
<p>【添付書類六 6.1.5.4 主要設備】(P6-6-134)</p> <p>6.1.5.4 主要設備</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】において、新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため、追加の記載は不要である。</p>



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>制御室換気設備は、給気系、排気系及び空調系で構成し、適切な換気及び空調を行う設計とするとともに、制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、運転員その他の従事者を適切に防護できる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>（1）制御建屋中央制御室換気設備</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は、以下の系統で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御建屋中央制御室給気系</li> <li>・制御建屋中央制御室排気系</li> <li>・制御建屋中央制御室空調系</li> </ul> <p>制御建屋中央制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-1図に、制御建屋中央制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-1表に示す。</p> <p>（略）</p> <p>c. 制御建屋中央制御室空調系</p> <p>制御建屋中央制御室空調系は、通常時及び設計基準事故時に制御建屋の中央制御室の雰囲気をもとの条件に維持するため、中央制御室フィルタユニット、中央制御室空調ユニット及び中央制御室送風機で構成する。</p> <p>制御建屋中央制御室空調系は、設計基準事故時に必要に応じて外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を中央制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室空調系はそれらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても安全機能が確保できるよう多重化し、また、中央制御室送風機は、外部電源喪失時においても安全機能が確保できるよう非常用所内電源系統に接続できる設計とする。</p> <p>（2）使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、以下の系統で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室給気系</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室排気系</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系</li> </ul> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備系統概要図を第6.1.5-2図に、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の主要設備の仕様を第6.1.5-2表に示す。</p> <p>（略）</p> <p>c. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の雰囲気をもとの条件に維持するため、制御室フィルタユニット、制御室空調ユニット及び制御室送風機で構成する。</p>		<p>当該箇所は有毒ガス全般を含む。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室空調系は、必要に応じて外気との連絡口を遮断し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内空気を制御室フィルタユニットを通し再循環して浄化運転することができるとともに、必要に応じて外気を制御室フィルタユニットを通して取り入れることができる設計とする。</p>		
<p>【添付書類六 6.1.5.6 評価】(P6-6-138)</p> <p>6.1.5.6 評価</p> <p>(1)制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断して制御室内空気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して再循環することによって浄化運転し、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して取り入れる設計としていることから、運転員その他の従事者を適切に防護できる。</p> <p>(略)</p>	<p>【添付書類六 6.1.5.6 評価】(P6-6-138)</p> <p>6.1.5.6 評価</p> <p>(1)制御室換気設備は、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対して、必要に応じて外気との連絡口を遮断して制御室内空気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して再循環することによって浄化運転し、必要に応じて外気を中央制御室フィルタユニット及び制御室フィルタユニットを通して取り入れる設計としていることから、運転員その他の従事者を適切に防護できる。</p> <p>(略)</p>	<p>【添付書類六 1.9.20 制御室等】において、新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため、追加の記載は不要である。</p> <p>当該箇所は有毒ガス全般を含む。</p>
<p>【添付六 6.2.5 制御室 6.2.5.1 概要】(P6-6-401)</p> <p>6.2.5.1 概要</p> <p>各重大事故が発生した場合において、制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員がとどまるために必要な重大事故等対処施設を配備又は位置付ける。</p> <p>制御室の居住性を確保するため、制御室遮蔽設備並びに制御室換気設備の制御建屋中央制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付けるとともに、制御室換気設備の代替制御建屋中央制御室換気設備、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>制御室への汚染の持ち込みを防止するため、制御室に連絡する通路に作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、制御室にて「6.2.1 計装設備」の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを監視並びに記録するため、計測制御装置を設ける。</p> <p>計測制御装置は、監視制御盤及び安全系監視制御盤を常設重大事故等対処設備として位置付ける。情報把握計装設備は、常設重大事故等対処設備として設置するとともに、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>情報把握計装設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付六 6.2.5.2 設計方針】(P6-6-402)</p> <p>6.2.5.2 設計方針</p> <p>制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える事象の発生時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>要員体制を考慮せず、中央制御室は代替制御建屋中央制御室換気設備、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>実施組織要員が、制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>（略）</p> <p>2) 制御室換気設備</p> <p>（a）常設重大事故等対処設備</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。また、必要に応じて関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>（b）可搬型重大事故等対処設備</p> <p>（略）</p> <p>代替制御建屋中央制御室換気設備は、制御建屋中央制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、制御建屋中央制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで、制御建屋中央制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備とは異なる換気経路とすることで、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備に対して独立性を有する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>4) 制御室環境測定設備</p> <p>（a）可搬型重大事故等対処設備</p> <p>中央制御室環境測定設備は、制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋内にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、対処を行う建屋内にも保管することで、必要数及び故障時バックアップを複数個所に分散して保管し、位置的分散を図る設計とする。</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>(略)</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18(2) 個数及び容量」に示す。</p> <p>(略)</p> <p><b>2) 制御室換気設備</b></p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備 制御建屋中央制御室換気設備の中央制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量2台以上を有する設計とする。 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまるために十分な換気風量を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた数量2台以上を有する設計とする。</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が中央制御室にとどまるために十分な換気風量を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを3台の合計5台以上を確保する。また、代替制御建屋中央制御室換気設備の代替中央制御室送風機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、制御建屋内に保管する代替制御建屋中央制御室換気設備の制御建屋の可搬型ダクトについては、1式以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、想定される重大事故等時に実施組織要員が制御室にとどまるために十分な換気風量を確保するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。また、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の代替制御室送風機は、複数の敷設ルートで対処できるよう必要数を複数の敷設ルートに確保するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内に保管する代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の可搬型ダクトについては、1式以上の予備を含めた個数を必要数として確保する。</p> <p>(略)</p> <p><b>4) 制御室環境測定設備</b></p> <p>(a) 可搬型重大事故等対処設備 中央制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>は、中央制御室の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び</p>		



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各1個を1セットとして、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備の可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内にあることを測定するために必要な台数を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として各1個を1セットとして、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2セットの合計3セット以上を確保する。</p> <p>（略）</p>		
<p>【添付六 6.2.5.4.1 中央制御室】(P6-6-429)</p> <p>6.2.5.4.1 中央制御室</p> <p>重大事故等が発生した場合において、中央制御室にて必要な操作及び措置を行う実施組織要員が中央制御室にとどまるために必要な居住性を確保するための設備は、計測制御装置、制御室換気設備、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、制御室環境測定設備及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>中央制御室は、情報把握計装設備の制御建屋可搬型情報表示装置及び制御建屋可搬型情報収集装置を配備できる区画を有する構造とする。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上及び制御建屋の外から中央制御室に連絡する通路上に出入管理区画を設ける設計とする。</p> <p>汚染が確認された場合に除染作業ができる区画は、汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>全交流動力電源喪失時においても、出入管理区画は必要な照明を制御室照明設備を用いて確保する設計とする。</p> <p>中央制御室の外から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-1図、出入管理建屋から中央制御室に連絡する通路上の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-2図、第6.2.5-3図にそれぞれ示す。</p> <p>中央制御室は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える全交流動力電源の喪失を起因とする「放射線分解により発生する水素による爆発」と「冷却機能の喪失による蒸発乾固」の重畳の発生時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、中央制御室は代替制御建屋中央制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、中央制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員及びMOX燃料加工施設から中央制御室に移動する要員の実</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお、中央制御室における居住性に係る被ばく評価結果は、上記状況下において約1×10<sup>-3</sup>mSvであり、7日間で100mSvを超えない。</p> <p>中央制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図を第6.2.5-4図～第6.2.5-7図に示す。</p> <p>（略）</p> <p><b>（2）制御室換気設備</b></p> <p>制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備及び制御建屋中央制御室換気設備で構成する。</p> <p>制御室換気設備は、代替制御建屋中央制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備するとともに、制御建屋中央制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>（略）</p> <p>b. 制御建屋中央制御室換気設備</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は、中央制御室送風機及び制御建屋の換気ダクトで構成する。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備は、重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には、設計基準対象の施設の一部を兼用し、同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 制御建屋中央制御室換気設備</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>中央制御室送風機（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）</p> <p>制御建屋の換気ダクト（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）</p> <p>ii) 所内高圧系統</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線</p> <p>（「9.2.1.4.3所内高圧系統」と兼用）</p> <p>制御建屋の6.9kV非常用母線</p> <p>（「9.2.1.4.3所内高圧系統」と兼用）</p> <p>iii) 所内低圧系統</p> <p>制御建屋の460V非常用母線</p> <p>（「9.2.1.4.4所内低圧系統」と兼用）</p> <p>iv) 計測制御装置</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>制御建屋安全系監視制御盤（「6.1.4.4.1中央制御室」と兼用）</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>重大事故等時の中央制御室の系統概要図を第6.2.5-10図、第6.2.5-11図に示す。</p> <p>（略）</p> <p><b>（5）制御室環境測定設備</b></p> <p>制御室環境測定設備は、中央制御室環境測定設備で構成する。</p> <p>中央制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、重大事故等が発生した場合においても中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 中央制御室環境測定設備</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型酸素濃度計</p> <p>可搬型二酸化炭素濃度計</p> <p>可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>（略）</p>		
<p>【添付六 6.2.5.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室】(P6-6-442)</p> <p>6.2.5.4.2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</p> <p>重大事故等が発生した場合において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う<b>実施組織要員</b>が<b>とどまるために必要な居住性を確保するための設備</b>は、<b>制御室換気設備</b>、制御室照明設備、制御室遮蔽設備、<b>制御室環境測定設備</b>及び制御室放射線計測設備で構成する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、情報把握計装設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置を配備できる区画を有する構造とする。</p> <p>重大事故等が発生し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の外側から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路に出入管理区画を設ける設計とする。</p> <p>汚染が確認された場合に除染作業ができる区画は、汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>全交流動力電源喪失時においても、出入管理区画は必要な照明を制御室照明設備を用いて確保する設計とする。</p> <p>屋外から使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に連絡する通路</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>の出入管理区画配置概要図を第6.2.5-12図、第6.2.5-13図にそれぞれ示す。</p> <p>居住性を確保するための設備は、各重大事故の有効性評価の対象としている事象のうち、最も厳しい結果を与える臨界事故の発生時において、実施組織要員のマスクの着用及び交代要員体制を考慮せず、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備による外気取入れにて換気を実施している状況下において評価し、制御室にとどまり必要な操作及び措置を行う実施組織要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における居住性に係る被ばく評価結果は、上記状況下において約3×10<sup>-3</sup>mSvであり、7日間で100mSvを超えない。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の重大事故等対処設備の機器配置概要図を第6.2.5-14図～第6.2.5-15図に示す。</p> <p>（略）</p> <p><b>（2）制御室換気設備</b></p> <p>制御室換気設備は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備で構成する。</p> <p>制御室換気設備は、代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を可搬型重大事故等対処設備として配備するとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>（略）</p> <p>b. 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、制御室送風機並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクトで構成する。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備は、重大事故等の発生の起因となる安全機能の喪失の要因に応じて対処に有効な設備を使用することとし、内的事象による安全機能の喪失を要因とした全交流動力電源の喪失を伴わない重大事故等の発生時には、設計基準対象の施設の一部を兼用し、同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <p>i) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>制御室送風機</p> <p>（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト</p> <p>（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>ii) 所内高圧系統</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の6.9kV非常用母線</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十条（制御室等）、第四十四条（制御室））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>（「9.2.1.4.3所内高圧系統」と兼用）</p> <p>iii) 所内低圧系統</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の460 V非常用母線</p> <p>（「9.2.1.4.4所内低圧系統」と兼用）</p> <p>iv) 計測制御装置</p> <p>〔常設重大事故等対処設備〕</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋安全系監視制御盤</p> <p>（「6.1.4.4.2使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室」と兼用）</p> <p>重大事故等時の使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の系統概要図を第6.2.5-16図及び第6.2.5-17図に示す。</p> <p>（略）</p> <p><b>（5）制御室環境測定設備</b></p> <p>制御室環境測定設備は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備で構成する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、重大事故等が発生した場合においても、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>i) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室環境測定設備</p> <p>〔可搬型重大事故等対処設備〕</p> <p>可搬型酸素濃度計</p> <p>可搬型二酸化炭素濃度計</p> <p>可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>（略）</p>		



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十六条（緊急時対策所），第四十六条（緊急時対策所））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
第二十六条（緊急時対策所），第四十六条（緊急時対策所）		
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(r)緊急時対策所】（P69）</p> <p>緊急時対策所は，設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>再処理施設には，設計基準事故が発生した場合に，適切な措置をとるため，緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また，重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合において，マスクの着用，交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>【本文 四、A.ロ.(7)(i)(r)緊急時対策所】（P69）</p> <p>緊急時対策所は，設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>再処理施設には，設計基準事故が発生した場合に，適切な措置をとるため，緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には，有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため，工場等内における緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また，重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合において，マスクの着用，交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>【設計基準事故】</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➢ —</li> <li>・防護対象者：             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 異常等に対処するために必要な指示を行うための要員</li> </ul> </li> <li>・検知手段：             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 可搬型窒素酸化物濃度計</li> </ul> </li> <li>・防護対策：             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 必要な期間にわたり安全に滞在できる</li> <li>➢ 換気設備</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガス発生源は，安全審査 整理資料 第26条：緊急時対策所（補足説明資料1-2(26条) 1.2.3(5)) に示す「外部火災により発生する燃焼ガスやばい煙，有毒ガス及び降下火砕物」に包含しているが，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスに対し，検出装置等を設けることが基準規則で明確化されたことから，申請書へ反映する。（新規要求）</li> </ul> </li> <li>・防護対象者             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 影響評価ガイドに基づき設定した防護対象者は，「異常等に対処するために必要な指示を行うための要員」に包含しているが，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員が損なわれるおそれがある有毒ガスに対し，検出装置等を設けることが基準規則で明確化されたことから，申請書へ反映する。（新規要求）</li> </ul> </li> <li>・検知手段             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 有毒ガスに対する検出装置等は，「可搬型窒素酸化物濃度計」又は「所内通信連絡設備」に包含しているが，異常等に対処するために必要な指示を行うための要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスに対し，検出装置等を設けることが基準規則で明確化されたことから，申請書へ反映する。（新規要求）</li> </ul> </li> <li>・防護対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 有毒ガスに対する防護対策は，安全審査 整理資料 第26条：緊急時対策所（補足説明資料1-2(26条) 1.2.3(5)) に「外部火災により発生する燃焼ガスやばい煙，有毒ガス及び降下火砕物による緊急時対策所内の居住性の悪化」に対し，「外気との連絡口を遮断」を行い，「緊急時対策所の空気を循環させる再循環運転とする」としていることから，既許可の設計方</li> </ul> </li> </ul>
<p>【本文 リ.(4)(iv) 緊急時対策所】（P444）</p> <p>再処理施設には，設計基準事故が発生した場合に，適切な措置をとるため，緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>所内データ伝送設備は，「リ.(4)(x) 通信連絡設備」に，モニタリングポスト及びダストモニタは，「チ.放射線管理施設の設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡</p>	<p>【本文 リ.(4)(iv) 緊急時対策所】（P444）</p> <p>再処理施設には，設計基準事故が発生した場合に，適切な措置をとるため，緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>所内データ伝送設備は，「リ.(4)(x) 通信連絡設備」に，モニタリングポスト及びダストモニタは，「チ.放射線管理施設の設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には，有毒ガスが発生した場合において，緊急時対策所の指示要員が適切な措置をとることができるよう，工場等内における緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡</p>	

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十六条（緊急時対策所）、第四十六条（緊急時対策所））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>（略）</p>	<p>を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>（略）</p>	<p>針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 有毒ガスにより異常等に対処するために必要な指示を行うための要員の対処能力が損なわれるおそれがあるか否かの評価</li> </ul>
<p>【本文 リ. (4)(iv)(b) 緊急時対策建屋換気設備】（P447）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該<b>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</b>がとどまることができるよう、緊急時対策建屋換気設備を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、<b>外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計</b>とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットにより待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p> <p>（略）</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【重大事故等】</p> <p>重大事故等における制御室の要員に対する有毒ガス防護の詳細は技術的能力の新旧比較表で整理する。なお、本申請書項目に記載された既許可の対応は以下のとおり。</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ -</li> <li>・防護対象者</li> <li>➤ 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</li> <li>・検知手段</li> <li>➤ 緊急時対策建屋環境測定設備（可搬型窒素酸化物濃度計）</li> <li>・防護対策</li> <li>➤ 緊急時対策建屋換気設備（外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計）</li> </ul>
<p>【本文 リ. (4)(iv)(c) 緊急時対策環境測定設備】（P450）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該<b>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</b>がとどまることができるよう、<b>緊急時対策建屋環境測定設備を可搬型重大事故等対処設備</b>として配備する。</p> <p>（略）</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する<b>緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定</b>をするために必要な<b>1台を有する設計</b>とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</p> <p>（略）</p> <p>a) 緊急時対策建屋環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型酸素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>可搬型二酸化炭素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p><b>可搬型窒素酸化物濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</b></p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十六条（緊急時対策所），第四十六条（緊急時対策所））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p>		
<p>【添付書類六 1.9.26 緊急時対策所】（P6-1-965） （緊急時対策所） 第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.26 緊急時対策所】（P6-1-965） （緊急時対策所） 第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。</p>	
<p>適合のための設計方針 第1項について 設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p>	<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p>	<p>基準規則の新規要求を反映する。</p>
<p>（略）</p>	<p>適合のための設計方針 第1項について 設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>（略）</p>	
	<p>第2項について 「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」（平成29年4月5日 原規技発第1704052号 原子力規制委員会決定）に基づき、緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスに対し、その発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の要否を確認することとし、緊急時対策所における緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度を評価した。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定施設並びに敷地内の可動施設を対象とした。 敷地内の固定施設に対しては、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認した。また、敷地外の固定施設及び敷地内の可動施設に対しては、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる。このことから、有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置は必要ない。</p>	<p>基準規則の新規要求に対し、有毒ガスにより緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるか否かの評価を記載し、敷地内の固定施設に対しては、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを、敷地外の固定施設及び敷地内の可動施設に対しては、既存の通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できることにより、有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置が必要ないことを確認した旨を追加する。通信連絡設備については第27条（通信連絡設備）の新旧比較表で説明する。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十六条（緊急時対策所），第四十六条（緊急時対策所））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 1.9.46 緊急時対策所】（P6-1-1060） （略）</p> <p>適合のための設計方針 重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう，次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>第1項第一号について 重大事故等が発生した場合において，当該<b>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</b>がとどまることができるよう，<b>居住性を確保するための設備</b>として，<b>緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備を設置</b>又は配備する。また，緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を供給するため，多重性を有する電源設備を設置する。 （略）</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから，申請書への反映事項はない。</p>	<p>有毒ガスに対する防護対策は，安全審査 整理資料 第46条：緊急時対策所（補足説明資料 1-1(46条) 1.1.3(5)）に「緊急時対策所の空気を循環させる再循環運転とする」に包含するため，ここでの記載は不要である。</p>
<p>【添付書類六 9.16 緊急時対策所 9.16.1 設計基準対象の施設】（P6-9-700） 9.16.1 設計基準対象の施設 9.16.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合に，再処理施設内の情報の把握等，適切な措置をとるため，制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は，<b>異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等</b>を収容でき，必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>を配備する。</p> <p>緊急時対策所は，制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報収集する設備として，データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。</p> <p>緊急時対策所は，再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため，統合原子力防災ネットワーク I P 電話，統合原子力防災ネットワーク I P - F A X，統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム，データ伝送設備，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p>緊急時対策所は，M O X 燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう，十分な収容人数等を確保した設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから，申請書への反映事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.26 緊急時対策所】において，新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため，追加の記載は不要である。</p>



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十六条（緊急時対策所），第四十六条（緊急時対策所））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>9.16.1.2 設計方針</p> <p>(1) 緊急時対策所は，設計基準事故が発生した場合において，適切な措置を行うために必要な要員を収容し，必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所は，必要な指示を行う要員等がとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから，申請書への反映事項はない。</p>	
<p>9.16.1.3 主要設備の仕様</p> <p>緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-1表(1)に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備の概略仕様を第9.16-1表(2)に示す。</p> <p>9.16.1.4 主要設備</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が，必要な期間にわたり安全に滞在できるように，緊急時対策所を設置する。</p> <p>緊急時対策所は，遮蔽設備及び換気設備を設ける。</p> <p>緊急時対策所は，MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p>(2) 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が，対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>(3) 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>データ収集装置及びデータ表示装置を設置し，制御室内の運転員を介さずに，異常状態等を正確，かつ，速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第9.16-1図に示す。</p> <p>(4) 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所は，再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため，統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，データ伝送設備，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話，ファクシミリ，ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p>設備の詳細は，「9.17 通信連絡設備」にて整理する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから，申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十六条（緊急時対策所），第四十六条（緊急時対策所））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類六 第9.16-1表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様（P6-9-727）</p> <p>1. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～25.0vol%</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～5.0vol%</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）</p> <p>測定範囲 0.0～9.0ppm</p> <p>2. 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>a) データ収集装置</p> <p>台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>b) データ表示装置</p> <p>台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから，申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【添付書類六 9.16 緊急時対策所 9.16.2 重大事故等対処設備】（P6-9-705）</p> <p>9.16.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該<b>重大事故等</b>に対処するために必要な指示を行う<b>要員</b>がとどまることができるよう，<b>居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び，換気設備を設ける等の措置を講じた設計</b>とするとともに，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また，重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するため，緊急時対策建屋の遮蔽設備，<b>緊急時対策建屋換気設備</b>，<b>緊急時対策建屋環境測定設備</b>，緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう，緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。また，重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として通信連絡設備を設置又は配備する。</p> <p>（略）</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから，申請書への反映事項はない。</p>	<p>【添付書類六 1.9.46 緊急時対策所】において，新規要求に対して追加の措置が不要であることを示しているため，追加の記載は不要である。</p>



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十六条（緊急時対策所），第四十六条（緊急時対策所））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>9.16.2.3 主要設備の仕様</p> <p>緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-2表(1)に示す。</p> <p>緊急時対策所の放射線管理施設の概略仕様を第9.16-2表(2)に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備及び代替通信連絡設備の概略仕様を第9.16-2表(3)に示す。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから，申請書への反映事項はない。</p>	
<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 主要設備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>b. 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために<b>必要な非常時対策組織の要員</b>がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，<b>居住性を確保するため</b>，外気取入加圧モードとして，放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに，緊急時対策所を加圧し，放射性物質の流入を低減できる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，<b>再循環モードとして，緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後，外気を取り入れを遮断し，緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計</b>とする。</p> <p>また，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には，緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し，放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは，軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ，約50人の非常時対策組織の要員が2日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>本系統の流路として，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>また，緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差圧が確保されていること等を確認するため，監視制御盤を常設重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから，申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十六条（緊急時対策所），第四十六条（緊急時対策所））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第9.16-4図に示す。</p> <p>c. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、<b>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</b>が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>を可搬型重大事故等対処設備として<b>配備する設計</b>とする。</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、<b>重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計</b>とする。</p> <p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		
<p>第9.16-2表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様（重大事故等対処設備）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>c) <b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十七条（通信連絡設備）、第四十七条（通信連絡を行うために必要な設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
第二十七条（通信連絡設備）、第四十七条（通信連絡を行うために必要な設備）		
<p>【本文 四、A.ロ.（7）(i) (s)通信連絡設備】(P69)</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ERS）へ必要なデータを伝送できる設備として、所外データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備については、有線回線、無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【設計基準事故】</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ —</li> <li>・防護対象者：</li> <li>➤ —</li> <li>・検知手段：</li> <li>➤ —</li> <li>・防護対策：</li> <li>➤ 再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計</li> <li>➤ 制御室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として、ページング装置（警報装置を含む。）、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設ける設計</li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ 既許可の通信連絡設備の設計において、有毒ガスの発生源は特定していない。影響評価ガイドに基づく確認では、有毒ガス発生源として石油備蓄基地及び敷地内可動源を特定したが、既許可の通信連絡設備に対する設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>・防護対象者：</li> <li>➤ 再処理事業所内の各所の者への連絡を行うことができることから、影響評価ガイドに基づく運転員等の有毒ガスの防護対象者に対しても連絡が可能である。</li> <li>・検知手段：</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、立会人の配置や外部からの連絡等を検知手段とし、検知した際の中央制御室等への連絡は通信連絡設備を用いることとしている。中央制御室等への連絡手順は運用段階で明確にすることとしている。</li> <li>・防護対策：</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、立会人の配置や外部からの連絡等を検知手段とし、検知した際は中央制御室等に連絡することとしている。既</li> </ul>
<p>【本文 四、A.リ.（4）(x) (a)通信連絡設備】(P461)</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備から構成する。</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、制御室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として、ページング装置（警報装置を含む。）、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設ける設計とする。所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデー</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十七条（通信連絡設備）、第四十七条（通信連絡を行うために必要な設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>タを送信できる所内データ伝送設備として、プロセスデータ伝送サーバ、放射線管理用計算機、環境中継サーバ及び総合防災盤を設ける設計とする。</p> <p>警報装置、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。また、再処理事業所内から事業所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる所外データ伝送設備として、データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置（制御装置含む）、所内携帯電話（交換機含む）、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>（略）</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリは、再処理事業所内の通信連絡をする必要のある箇所と通信連絡を行うために必要な回線を所内通信連絡設備として2回線以上有する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>（a） 所内通信連絡設備 ページング装置（警報装置を含む。）</p>		<p>許可の通信連絡設備を用いることにより、中央制御室等への連絡が可能であることから、既許可の通信連絡設備の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 敷地内可動源、敷地外固定源からの有毒ガス及び予期せず発生する有毒ガスに対する立会人の配置や外部からの連絡等による検知等の具体的な手順及び体制（第9条の整理資料に追加）</li> </ul> <p>【重大事故】</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ —</li> <li>・防護対象者：</li> <li>➤ —</li> <li>・検知手段：</li> <li>➤ —</li> <li>・防護対策：</li> <li>➤ 再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計</li> <li>➤ 再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を配備</li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ 既許可の通信連絡設備の設計において、有毒ガスの発生源は特定していない。影響評価ガイドに基づく確認では、有毒ガス発生源として石油備蓄基地及び敷地内可動源を特定したが、既許可の通信連絡設備に対する設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>・防護対象者：</li> <li>➤ 再処理事業所内の各所の者への連絡を行うことができることから、影響評価ガイドに基づく運転員等の有毒ガスの防護対象者に対しても連絡が可能である。</li> <li>・検知手段：</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、立会人の配置や外部からの連絡等を検知手段とし、検知した際の中央制御室等への連絡は通信連絡設備を用</li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十七条（通信連絡設備）、第四十七条（通信連絡を行うために必要な設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>(廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用) 1式  <b>所内携帯電話</b></p> <p>(廃棄物管理施設及びMOX燃料加工施設と共用) 1式  <b>専用回線電話</b> 1式  <b>一般加入電話</b> 1式  <b>ファクシミリ</b> 1式</p>		<p>いることとしている。中央制御室等への連絡手順は運用段階で明確にする。</p> <p><b>防護対策：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、立会人の配置や外部からの連絡等を検知手段とし、検知した際は中央制御室等に連絡することとしている。既許可の通信連絡設備を用いることにより、中央制御室等への連絡が可能であることから、既許可の通信連絡設備の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul>
<p>【添六 1.9.27 通信連絡設備】(6-1-966)                      (略)</p> <p>適合のための設計方針                      第1項について                      再処理事業所には、設計基準事故が発生した場合において、<b>事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計</b>とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、所内データ伝送設備を設ける設計とする。</p> <p>警報装置、所内通信連絡設備及び所内データ伝送設備については、非常用所内電源系統、無停電電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(略)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 敷地内可動源、敷地外固定源からの有毒ガス及び予期せず発生する有毒ガスに対する立会人の配置や外部からの連絡等による検知等の具体的な手順及び体制（第9条の整理資料に追加）</li> </ul>
<p>【添六 1.9.47 通信連絡を行うために必要な設備】(6-1-1064)                      (略)</p> <p>適合のための設計方針                      再処理事業所には、重大事故等が発生した場合において<b>再処理事業所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計</b>とする。</p> <p>代替通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とした設計とする。</p> <p>(略)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十七条（通信連絡設備）、第四十七条（通信連絡を行うために必要な設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添六 9.17 通信連絡設備】(6-9-746)</p> <p>9.17.1 設計基準対象の施設</p> <p>9.17.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるよう、警報装置及び通信方式の多様性を確保した通信連絡設備を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>9.17.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(2) 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。</p> <p>(略)</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	
<p>【添六 9.17.1.4 主要設備 通信連絡設備】(6-9-750)</p> <p>(1) 警報装置及び所内通信連絡設備</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、再処理事業所内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設置する。</p> <p>所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した構成の回線に接続する設計とする。</p> <p>警報装置及び所内通信連絡設備は、非常用所内電源系統、無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(略)</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	
<p>【添六 9.17.2 重大事故等対処設備 通信連絡設備】(6-9-756)</p> <p>9.17.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>通信連絡設備は、所内通信連絡設備、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>9.17.2.2 設計方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、再処理事業所内外の通信連絡をする</p>	既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十七条（通信連絡設備）、第四十七条（通信連絡を行うために必要な設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>必要のある場所と通信連絡を行うため、及び計測等を行ったパラメータを再処理事業所内外の必要な場所で共有するために、<b>所内通信連絡設備</b>、所内データ伝送設備、所外通信連絡設備、所外データ伝送設備及び<b>代替通信連絡設備</b>を設ける設計とする。</p> <p><b>所内通信連絡設備として、ページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを設ける設計</b>とする。</p> <p>（略）</p>		
<p>【添六 9.17.2.4 系統構成及び主要設備 通信連絡設備】(6-9-768)</p> <p>(1) 再処理事業所内の通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<b>再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、代替通話系統を設置</b>する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、「6.2.5.3 主要設備の仕様」の情報把握計装設備の一部である情報把握計装設備用屋内伝送系統を設置する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<b>再処理事業所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための代替通信連絡設備として、可搬型通話装置、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を配備</b>する。</p> <p>（略）</p> <p><b>設計基準対象の施設と兼用する所内通信連絡設備のページング装置、所内携帯電話、専用回線電話、一般加入電話及びファクシミリを常設重大事故等対処設備</b>として位置付ける。</p> <p>（略）</p> <p><b>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、中央制御室、緊急時対策所、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに屋外間で連絡を行う際に使用するものであり、衛星回線又は無線回線を用いて通信連絡を行う設備</b>である。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）は、可搬型重大事故等対処設備として使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、緊急時対策建屋及び外部保管エリアに保管する。</p> <p>可搬型衛星電話（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋内用）は、ハンドセットを中央制御室、緊急時対策所並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備し、屋外に配備したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設備である。</p> <p>（略）</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十七条（通信連絡設備）、第四十七条（通信連絡を行うために必要な設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																																																																																											
<p>【添六 第9.17.2-2表 代替通信連絡設備の一覧】（6-9-780）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>主要設備</th> <th>設置又は保管場所</th> <th>通信場所</th> <th>駆動電源</th> <th>通信回線</th> <th>個数<sup>□</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替通信システム</td> <td>代替通信システム</td> <td>前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸処理建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>再処理事業所内</td> <td>—</td> <td>有線</td> <td>2系統</td> </tr> <tr> <td>可搬型電話装置</td> <td>可搬型電話装置</td> <td>新製建屋 外部保管エリア</td> <td>再処理事業所内</td> <td>乾電池</td> <td>有線</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>可搬型衛星電話（屋内用）</td> <td>可搬型衛星電話（屋内用）</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア</td> <td>再処理事業所内</td> <td>充電電池 緊急時対策建屋用充電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型充電機 制御建屋可搬型充電機</td> <td>衛星 （通信事業者回線）</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>可搬型トランシーブ（屋内用）</td> <td>可搬型トランシーブ（屋内用）</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア</td> <td>再処理事業所内</td> <td>充電電池 緊急時対策建屋用充電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型充電機 制御建屋可搬型充電機</td> <td>無線</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>可搬型衛星電話（屋外用）</td> <td>可搬型衛星電話（屋外用）</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア</td> <td>再処理事業所内</td> <td>充電電池</td> <td>衛星 （通信事業者回線）</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>可搬型トランシーブ（屋外用）</td> <td>可搬型トランシーブ（屋外用）</td> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア</td> <td>再処理事業所内</td> <td>充電電池</td> <td>無線</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークIP電話<sup>□</sup></td> <td>統合原子力防災ネットワークIP電話<sup>□</sup></td> <td>緊急時対策建屋</td> <td>再処理事業所外</td> <td>緊急時対策建屋用充電機</td> <td>有線、衛星 （通信事業者回線）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークIP-FAX<sup>□</sup></td> <td>統合原子力防災ネットワークIP-FAX<sup>□</sup></td> <td>緊急時対策建屋</td> <td>再処理事業所外</td> <td>緊急時対策建屋用充電機</td> <td>有線、衛星 （通信事業者回線）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークTV会議システム<sup>□</sup></td> <td>統合原子力防災ネットワークTV会議システム<sup>□</sup></td> <td>緊急時対策建屋</td> <td>再処理事業所外</td> <td>緊急時対策建屋用充電機</td> <td>有線、衛星 （通信事業者回線）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>可搬型衛星電話（屋内用）<sup>□</sup></td> <td>可搬型衛星電話（屋内用）<sup>□</sup></td> <td>緊急時対策建屋 外部保管エリア</td> <td>再処理事業所外</td> <td>緊急時対策建屋用充電機</td> <td>衛星 （通信事業者回線）</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>可搬型衛星電話（屋外用）<sup>□</sup></td> <td>可搬型衛星電話（屋外用）<sup>□</sup></td> <td>新製建屋 外部保管エリア</td> <td>再処理事業所外</td> <td>充電電池</td> <td>衛星 （通信事業者回線）</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> <td>データ伝送設備</td> <td>緊急時対策建屋</td> <td>再処理事業所外</td> <td>緊急時対策建屋用充電機</td> <td>有線、衛星 （通信事業者回線）</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通信場所	駆動電源	通信回線	個数 <sup>□</sup>	代替通信システム	代替通信システム	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸処理建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	再処理事業所内	—	有線	2系統	可搬型電話装置	可搬型電話装置	新製建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	乾電池	有線	240	可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型衛星電話（屋内用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電電池 緊急時対策建屋用充電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型充電機 制御建屋可搬型充電機	衛星 （通信事業者回線）	26	可搬型トランシーブ（屋内用）	可搬型トランシーブ（屋内用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電電池 緊急時対策建屋用充電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型充電機 制御建屋可搬型充電機	無線	16	可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型衛星電話（屋外用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電電池	衛星 （通信事業者回線）	58	可搬型トランシーブ（屋外用）	可搬型トランシーブ（屋外用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電電池	無線	78	統合原子力防災ネットワークIP電話 <sup>□</sup>	統合原子力防災ネットワークIP電話 <sup>□</sup>	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	有線、衛星 （通信事業者回線）	1	統合原子力防災ネットワークIP-FAX <sup>□</sup>	統合原子力防災ネットワークIP-FAX <sup>□</sup>	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	有線、衛星 （通信事業者回線）	1	統合原子力防災ネットワークTV会議システム <sup>□</sup>	統合原子力防災ネットワークTV会議システム <sup>□</sup>	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	有線、衛星 （通信事業者回線）	1	可搬型衛星電話（屋内用） <sup>□</sup>	可搬型衛星電話（屋内用） <sup>□</sup>	緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	衛星 （通信事業者回線）	6	可搬型衛星電話（屋外用） <sup>□</sup>	可搬型衛星電話（屋外用） <sup>□</sup>	新製建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	充電電池	衛星 （通信事業者回線）	2	データ伝送設備	データ伝送設備	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	有線、衛星 （通信事業者回線）	1	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
設備名称	主要設備	設置又は保管場所	通信場所	駆動電源	通信回線	個数 <sup>□</sup>																																																																																							
代替通信システム	代替通信システム	前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合酸処理建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋	再処理事業所内	—	有線	2系統																																																																																							
可搬型電話装置	可搬型電話装置	新製建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	乾電池	有線	240																																																																																							
可搬型衛星電話（屋内用）	可搬型衛星電話（屋内用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電電池 緊急時対策建屋用充電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型充電機 制御建屋可搬型充電機	衛星 （通信事業者回線）	26																																																																																							
可搬型トランシーブ（屋内用）	可搬型トランシーブ（屋内用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電電池 緊急時対策建屋用充電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型充電機 制御建屋可搬型充電機	無線	16																																																																																							
可搬型衛星電話（屋外用）	可搬型衛星電話（屋外用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電電池	衛星 （通信事業者回線）	58																																																																																							
可搬型トランシーブ（屋外用）	可搬型トランシーブ（屋外用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 制御建屋 緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所内	充電電池	無線	78																																																																																							
統合原子力防災ネットワークIP電話 <sup>□</sup>	統合原子力防災ネットワークIP電話 <sup>□</sup>	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	有線、衛星 （通信事業者回線）	1																																																																																							
統合原子力防災ネットワークIP-FAX <sup>□</sup>	統合原子力防災ネットワークIP-FAX <sup>□</sup>	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	有線、衛星 （通信事業者回線）	1																																																																																							
統合原子力防災ネットワークTV会議システム <sup>□</sup>	統合原子力防災ネットワークTV会議システム <sup>□</sup>	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	有線、衛星 （通信事業者回線）	1																																																																																							
可搬型衛星電話（屋内用） <sup>□</sup>	可搬型衛星電話（屋内用） <sup>□</sup>	緊急時対策建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	衛星 （通信事業者回線）	6																																																																																							
可搬型衛星電話（屋外用） <sup>□</sup>	可搬型衛星電話（屋外用） <sup>□</sup>	新製建屋 外部保管エリア	再処理事業所外	充電電池	衛星 （通信事業者回線）	2																																																																																							
データ伝送設備	データ伝送設備	緊急時対策建屋	再処理事業所外	緊急時対策建屋用充電機	有線、衛星 （通信事業者回線）	1																																																																																							
<p>【添六 第9.17.2-1図 通信連絡設備の系統概要図】（6-9-794）</p> <p>※1: 国の緊急時対策支援システム</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>																																																																																												

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十七条（通信連絡設備）、第四十七条（通信連絡を行うために必要な設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添六 第9.17.2-2図 代替通信連絡設備の系統概要図 通信連絡設備】 (6-9-795)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十八条（重大事故等の拡大の防止等））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
第二十八条（重大事故等の拡大の防止等）		
<p>【本文八、ハ. (3)(i)】(624～)</p> <p>(3) 有効性評価</p> <p>(i) 重大事故等の対処に係る有効性評価の基本的な考え方</p> <p>重大事故の発生を仮定する際の条件を設定し、これによる安全上重要な施設の機能喪失の範囲を整理することで重大事故の発生を仮定する機器を特定し、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを仮定する。また、特定された重大事故の発生を仮定する機器に対し、重大事故等対策が有効であることを示すため、評価項目を設定した上で、評価の結果を踏まえて、設備、手順及び体制の有効性を評価する。</p> <p>(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定</p> <p>(イ) 重大事故の発生を仮定する際の条件の考え方</p> <p>外部からの影響による機能喪失（以下ハ. (3)(i)(a)では「外的事象」という。）と動的機器の故障、及び静的機器の損傷等による機能喪失（以下ハ. (3)(i)(a)では「内的事象」という。）並びにそれらの同時発生を考慮する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>【重大事故等】</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 再処理施設の安全性を損なわせる原因となる恐れがある事象で人為によるもの（近隣工場の火災、有毒ガス）</li> </ul> </li> <li>・防護対象者             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ -</li> </ul> </li> <li>・検知手段             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ -</li> </ul> </li> <li>・防護対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ -</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガス発生源は、「自然現象及び再処理施設敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの」に包含している。</li> </ul> </li> <li>・防護対象者             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 詳細は技術的能力の新旧比較表において整理する。</li> </ul> </li> <li>・検知手段             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 詳細は技術的能力の新旧比較表において整理する。</li> </ul> </li> <li>・防護対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 詳細は技術的能力の新旧比較表において整理する。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt;</p> <p>特になし。</p>



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十八条（重大事故等の拡大の防止等））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>添付書類八 6.1.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の考え方】(P8-6-1)</p> <p>6.1.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の考え方</p> <p>重大事故の発生を仮定する機器の特定に当たり、外部からの影響による機能喪失（以下6.1では「外的事象」という。）及び動的機器の故障、静的機器の損傷等による機能喪失（以下6.1では「内的事象」という。）並びにそれらの同時発生について検討し、重大事故の発生を仮定する際の条件を設定する。</p> <p>（1） 外的事象</p> <p>自然現象及び再処理施設敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）（以下これらを「自然現象等」という。）に対して、設計基準においては、想定する規模において安全上重要な施設の安全機能が喪失しない設計としている。</p> <p>（1） 外的事象</p> <p>自然現象及び再処理施設敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）（以下これらを「自然現象等」という。）に対して、設計基準においては、想定する規模において安全上重要な施設の安全機能が喪失しない設計としている。</p> <p>重大事故に至る可能性がある機能喪失又はその組合せを特定するためには、安全機能を有する施設の設計において想定した規模よりも大きい規模の影響を施設に与えることで、安全機能の喪失を仮定する必要がある。</p> <p>したがって、重大事故の起因となる安全上重要な施設の安全機能の喪失の要因となる自然現象等を選定し、安全機能の喪失により考えられる施設の損傷状態を想定する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十八条（重大事故等の拡大の防止等））

事業指定申請書（既許可）		事業指定申請書（変更内容）		既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																																																																																								
<p>【添付書類八 第 6.1-1 表 重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性がある自然現象の選定結果】(P8-6-39)</p>		<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>																																																																																										
<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">自然現象</th> <th colspan="3">除外の基準</th> <th rowspan="2">除外する理由</th> <th rowspan="2">原因</th> </tr> <tr> <th>基準 1-1</th> <th>基準 1-2</th> <th>基準 1-3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td>埋没</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>雨水の浸透阻害設備の埋没部分の危険を低減するために応急が行える設計としており、埋没による影響は機能喪失の要因とはならない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>46</td> <td>崩石</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>崩石の衝突は、極めて稀な自然現象である。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>47</td> <td>陥没</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>岩盤に支持されているため、陥没により処理施設に影響を受けることはない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>48</td> <td>土層の収縮・膨張</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>岩盤に支持されているため、土層の収縮・膨張により処理施設に影響を受けることはない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>49</td> <td>埋没設備</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>処理施設は埋没から約5kmに位置することから、考慮すべき埋没被害の発生は考えられない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>地下水による浸食</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>敷地の地下水の調査結果から、処理施設に影響を与える地下水による浸食は起こり得ない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>カルスト</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>敷地周辺はカルスト地形ではない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>海氷による川の閉塞</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>二又川の海氷による閉塞が取水設備に影響を及ぼすことはなく、機密喪失の要因となることは考えられない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>53</td> <td>緩やかに流れる川の水位低下</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>54</td> <td>河川の流路変更</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>敷地近傍の二又川は谷を流れており、河川の流路変更は考えられない。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>55</td> <td>毒性ガス</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>敷地周辺には毒性ガスの発生源はない。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		No	自然現象	除外の基準			除外する理由	原因	基準 1-1	基準 1-2	基準 1-3	45	埋没	×	○	×	雨水の浸透阻害設備の埋没部分の危険を低減するために応急が行える設計としており、埋没による影響は機能喪失の要因とはならない。	-	46	崩石	○	×	×	崩石の衝突は、極めて稀な自然現象である。	-	47	陥没	×	×	○	岩盤に支持されているため、陥没により処理施設に影響を受けることはない。	-	48	土層の収縮・膨張	×	×	○	岩盤に支持されているため、土層の収縮・膨張により処理施設に影響を受けることはない。	-	49	埋没設備	×	×	○	処理施設は埋没から約5kmに位置することから、考慮すべき埋没被害の発生は考えられない。	-	50	地下水による浸食	×	×	×	敷地の地下水の調査結果から、処理施設に影響を与える地下水による浸食は起こり得ない。	-	51	カルスト	×	×	○	敷地周辺はカルスト地形ではない。	-	52	海氷による川の閉塞	×	×	○	二又川の海氷による閉塞が取水設備に影響を及ぼすことはなく、機密喪失の要因となることは考えられない。	-	53	緩やかに流れる川の水位低下	×	×	×		△	54	河川の流路変更	×	×	○	敷地近傍の二又川は谷を流れており、河川の流路変更は考えられない。	-	55	毒性ガス	×	×	○	敷地周辺には毒性ガスの発生源はない。	-				
No	自然現象			除外の基準					除外する理由	原因																																																																																		
		基準 1-1	基準 1-2	基準 1-3																																																																																								
45	埋没	×	○	×	雨水の浸透阻害設備の埋没部分の危険を低減するために応急が行える設計としており、埋没による影響は機能喪失の要因とはならない。	-																																																																																						
46	崩石	○	×	×	崩石の衝突は、極めて稀な自然現象である。	-																																																																																						
47	陥没	×	×	○	岩盤に支持されているため、陥没により処理施設に影響を受けることはない。	-																																																																																						
48	土層の収縮・膨張	×	×	○	岩盤に支持されているため、土層の収縮・膨張により処理施設に影響を受けることはない。	-																																																																																						
49	埋没設備	×	×	○	処理施設は埋没から約5kmに位置することから、考慮すべき埋没被害の発生は考えられない。	-																																																																																						
50	地下水による浸食	×	×	×	敷地の地下水の調査結果から、処理施設に影響を与える地下水による浸食は起こり得ない。	-																																																																																						
51	カルスト	×	×	○	敷地周辺はカルスト地形ではない。	-																																																																																						
52	海氷による川の閉塞	×	×	○	二又川の海氷による閉塞が取水設備に影響を及ぼすことはなく、機密喪失の要因となることは考えられない。	-																																																																																						
53	緩やかに流れる川の水位低下	×	×	×		△																																																																																						
54	河川の流路変更	×	×	○	敷地近傍の二又川は谷を流れており、河川の流路変更は考えられない。	-																																																																																						
55	毒性ガス	×	×	○	敷地周辺には毒性ガスの発生源はない。	-																																																																																						

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十八条（重大事故等の拡大の防止等））

事業指定申請書（既許可）		事業指定申請書（変更内容）		既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響	
【添付書類八 第 6.1-2 表 重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性のある人為現象の選定結果】(P8-6-41)		既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。			
<p>第6.1-2表 重大事故の起因となる安全上重要な施設の機能喪失の要因となる可能性のある人為現象の選定結果</p>					
No	人為現象	除外の基準①			要因②
		基準 1-1	基準 1-2	基準 1-3	
		基準 1-1	基準 1-2	基準 1-3	要因②
1	暴発事故による圧縮空気	X	X	○	-
2	暴発事故 (爆発、化学物質の漏えい)	X	X	○	-
3	暴発事故	X	X	○	-
4	航空機墜下 (爆発、火災)	○	X	X	-
5	暴発事故 (爆発、化学物質の漏えい)	X	X	○	-
6	暴発事故	X	X	○	-

No	人為現象	除外の基準①			要因②
		基準 1-1	基準 1-2	基準 1-3	
7	交通事故 (爆発、化学物質の漏えい)	X	X	○	-
8	自動車事故	X	X	○	-
9	爆発	X	○	X	-
10	工場事故 (爆発、化学物質の漏えい)	X	X	○	-
11	登山事故 (爆発、化学物質の漏えい)	X	X	○	-
12	土木・建設現場の事故 (爆発、化学物質の漏えい)	X	X	○	-

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第二十八条（重大事故等の拡大の防止等））

事業指定申請書（既許可）		事業指定申請書（変更内容）		既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響		
(つづき)						
No	人為事象	除外の基準 <sup>1)</sup>			除外する理由	要因 <sup>2)</sup>
		基準 1-1	基準 1-2	基準 1-3		
13	軍事基地の事故 (爆発、化学物質の漏えい)	X	X	X	三沢基地は敷地から約28km離れており影響を及ぼさない。	-
14	軍事基地からの飛来物 (銃弾、化学物質を除く)	O	X	X	軍事基地からの飛来物は、最低限度な事象である。	-
15	パイプライン事故 (爆発、化学物質の漏えい)	X	X	O	むつ小川原国家石油備蓄基地の地上体設備等は、1.2m以上の地下に埋設するとともに、漏えいが発生した場合、配管の周囲に設置された検知装置により緊急停止が可能なことから、火災の発生は想定し難い。	-
16	敷地内における化学物質の漏えい	X	X	O	敷地内に漏えいする化学物質が濃縮時又は吸入し難い状態に漏えいした場合にも、安全確保を有する施設へ直接排出することはない。また、燃焼の反応により発生するNOx及び揮発性有機化合物は、大気中のNOxは気体であるため、当該安全確保に影響を及ぼすことは考えられない。	-
17	人工衛星の落下	O	X	X	人工衛星の落下は、最低限度な事象である。	-
18	ダムの崩壊	X	X	O	敷地の周辺にダムはない。	-
(つづき)						
No	人為事象	除外の基準 <sup>1)</sup>			除外する理由	要因 <sup>2)</sup>
		基準 1-1	基準 1-2	基準 1-3		
19	電磁的障害	X	X	O	人為的な電磁的による電磁的障害は発生しては、日本工業規格に基づいたノイズ対策及び電磁的・物理的独立性を付与することから、重大事故の原因になることは考えられない。	-
20	掘削工事	X	X	O	敷地内での工事は十分管理されること及び敷地外の工事は敷地境界から最低限度まで距離があることから、既知掘削に被害を及ぼすような掘削工事による重大事故の発生は考えられない。	-
21	爆発物の落下	X	O	X	爆発物の取扱いには十分注意されることから、再知掘削に被害を及ぼすような爆発物の落下は考えられない。	-
22	タービンミサイル	X	X	O	敷地内にタービンミサイルを発生させるようなタービンエンジンはない。	-
23	空襲工事等の火災	X	X	O	最も影響の大きいむつ小川原国家石油備蓄基地の火災（発生する石油の全量燃焼）を考慮しても、安全確保に影響がないことから、重大事故の原因になることは考えられない。	-
24	有毒ガス	X	X	O	有毒ガスが漏出、再知掘削に被害を及ぼすことは考えられない。	-

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
第三十三条（重大事故等対処設備）		
<p>【本文 四、A.ロ.(7)(ii)(b)重大事故等対処設備】(P73)</p> <p>(イ)多様性,位置的分散,悪影響防止等</p> <p>1)多様性,位置的分散</p> <p>重大事故等対処設備は,共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては,重大事故等における条件,自然現象,人為事象,周辺機器等からの影響及び「八、ハ.(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>共通要因のうち人為事象として,航空機落下,有毒ガス,敷地内における化学物質の漏えい,電磁的障害,近隣工場等の火災及び爆発を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては,可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震,溢水,化学薬品漏えい,火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「八、ハ.(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象については,外的事象として地震,火山の影響を考慮する。また,内的事象として配管の全周破断を考慮する。</p> <p>i) 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は,設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,共通要因の特性を踏まえ,可能な限り多様性,独立性,位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>常設重大事故等対処設備は,「イ.(1) 敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置し,地震,津波及び火災に対して常設重大事故等対処設備は,「ロ.(5)(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計」,「ロ.(6) 耐津波構造」及び「ロ.(4)(ii) 重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」に基づく設計とする。設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して,地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は,「(ホ) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。ただし,内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は,地震により機能が損なわれる場合,代替設備により必要な機能を確保すること,安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと,関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより,その機能を確保する。また,溢水,化学薬品漏えい及</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから,申請書への反映事項はない。</p>	<p>【重大事故等】</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 共通要因のうち人為事象として,有毒ガス,敷地内における化学物質の漏えい,近隣工場等の火災及び爆発</li> <li>➤ 共通要因のうち周辺機器等からの影響として,化学薬品漏えい</li> <li>➤ 自然現象については,重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として,火山の影響を考慮</li> <li>➤ 重大事故等の要因となるおそれとなる,外的事象として,火山の影響(降下火砕物による積載荷重),内的事象として,化学薬品漏えい</li> <li>➤ 再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては,六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮</li> <li>➤ 化学物質の漏えいについては,再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいを考慮</li> </ul> </li> <li>・防護対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 非常時対策組織要員</li> </ul> </li> <li>・検知手段 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ -</li> </ul> </li> <li>・防護対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして,運搬,移動に支障をきたすことのないよう,迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保</li> <li>➤ 屋内のアクセスルートにおいて,非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具の着用。地震時に通行が阻害されないよう,アクセスルート上の資機材の落下防止,転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガス発生源は,既許可に記載する有毒ガス発生源に包含していることから,既許可の設計方針に影響はなく,申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では,火山の影響及び近隣工場等の火災又は爆発により発生する有毒ガスについて新たに特定した発生源はないことから,既許可の設計方針に影響はなく,申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> <li>・防護対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき設定した防護対象者は,「非常時対策要員」に包</li> </ul> </li> </ul>

有毒ガス発生源

防護対象者

検知手段

防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、化学薬品漏えい及び火災並びに設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して健全性を確保する設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、<b>化学薬品漏えい</b>及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はそれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、<b>近隣工場等の火災及び爆発</b>に対する健全性を確保する設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等、損傷防止措置又はそれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>ii) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、「イ.（1）敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置された建屋等に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、</p>		<p>含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 火山の影響及び近隣工場等の火災又は爆発により発生する有毒ガスは、「運転員その他の従事者」を防護対象者としているため、影響評価ガイドの要求に整合している。</li> <li>・検知手段</li> <li>➤ 詳細は技術的能力の新旧比較表において整理する。</li> <li>・防護対策</li> <li>➤ 既許可において、有毒ガスに対し防護具を配備すること及び複数のアクセスルートを確保することにより、防護対象者の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることを定めていることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。詳細は技術的能力の新旧比較表において整理する。</li> </ul> <p>&lt;整理資料で具体化する事項&gt; 特になし。</p>

**有毒ガス発生源**    **防護対象者**    **検知手段**    **防護対策**

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>「ロ．（5）（ii） 重大事故等対処施設の耐震設計」の地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等により必要な機能を喪失しない複数の保管場所に位置的分散することにより、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように保管する設計とする。また、設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する可搬型重大事故等対処設備は、「（ホ） 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「ロ．（6） 耐津波構造」に基づく津波による損傷を防止した設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「（へ） 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行う。溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象及び人為事象に対して風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、<b>近隣工場等の火災及び爆発</b>に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備これらを考慮して設置される建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも 100m以上の離隔距離を確保する。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、<b>近隣工場等の火災及び爆発</b>に対して健全性を確保する設計とする。ただし、設計基準より</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>厳しい条件の要因となる外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）、積雪に対しては、損傷防止措置として実施する除灰、除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する。</p> <p>iii) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口                  建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>接続口は、「イ.（1）敷地の面積及び形状」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置し、地震、津波及び火災に対して、「ロ.（5）（ii）重大事故等対処施設の耐震設計」、「ロ.（6）耐津波構造」及び「ロ.（4）（ii）重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」に基づく設計とする。溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は、自然現象及び人為事象に対して、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。接続口は、複数のアクセスルートを押まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「（ホ）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）に対して健全性を確保する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>（ハ）環境条件等                  1) 環境条件                  重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）、積雪及び<b>火山の影響</b>を考慮する。</p> <p>人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害を選定する。</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる「八、ハ.（3）（i）（a） 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、<b>火山の影響</b>（降下火砕物による積載荷重）を考慮する。また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水及び<b>化学薬品漏えい</b>による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>i) 常設重大事故等対処設備</p> <p>（略）</p> <p>溢水及び<b>化学薬品の漏えい</b>に対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。火災に対して常設重大事故等対処設備は、「ロ.（4）（ii） 重大事故等対処施設の火災及び爆発防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、<b>化学薬品漏えい</b>及び火災による損傷及び内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理等の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はそれらを適切に組み合わせることで、重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p><b>敷地内の化学物質漏えい</b>に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を</p>		



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>ii) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>（略）</p> <p>溢水，化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管，被水防護及び被液防護を行うことにより，火災に対して可搬型重大事故等対処設備は，「(へ) 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより，重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>敷地内の化学物質漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は，機能を損なわない高さへの設置，被液防護を行うことにより，重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は，重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響（降下火砕物による積載荷重）及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は，火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備，積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう機能を維持する。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は，漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液，有機溶媒等）により機能を損なわない場所に保管する。</p> <p>（略）</p> <p>(二) 操作性及び試験・検査性</p> <p>1) 操作性の確保</p> <p>iv) 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において，可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設，又は他の設備の被害状況の把握のため，再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルート</p>		



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>として以下の設計により確保する。</p> <p>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>（略）</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>（略）</p>		
<p>【添付書類六 1.7.18 重大事故等対処設備に関する設計】（P6-1-755）</p> <p>（1）多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>a. 多様性、位置的分散</p> <p>重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び「添付書類八 6.6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する安全機能を有する施設的设计において想定した規模よりも大きい規模（以下「設計基準より厳しい条件」という。）の要因となる事象を考慮する。</p> <p>（略）</p> <p>共通要因のうち人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、航空機落下、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、<b>近隣工場等の火災及び爆発</b>を選定する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、<b>化学薬品漏えい</b>、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>共通要因のうち「添付書類八 6. 6.1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象として地震、<b>火山の影響</b>（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内的事象として動的機器の多重故障、多重誤作動、多重誤操作（以下「動的機器の多重故障」という。）、長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。</p> <p>（a） 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>また、溢水、化学薬品漏えい、火災及び設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図るか又は溢水、<b>化学薬品漏えい</b>、火災及び配管の全周破断に対する常設重大事故等対処設備の健全性については、「（3） 環境条件等」に記載する。ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、<b>化学薬品漏えい</b>及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はこれらを適切に組み合わせることにより、その機能を確保する。また、上記機能が確保できない場合に備え、関連する工程を停止する等の手順を整備する。</p> <p>常設重大事故等対処設備は、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、<b>近隣工場等の火災及び爆発</b>に対する健全性について、「（3） 環境条件等」に記載する。</p> <p>（略）</p> <p>（b） 可搬型重大事故等対処設備</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>地震、津波、火災、溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。溢水、化学薬品漏えい、内部発生飛散物、設計基準より厳しい条件の要因となる内的事象の配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り位置的分散を図る。</p> <p>屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象及び人為事象に対して風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、<b>電磁的障害</b>、<b>近隣工場等の火災及び爆発</b>に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能を損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備これらを考慮して設置される建屋の外壁から 100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る。また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも 100m以上の離隔距離を確保する。可搬型重大事故等対処設備を保管する外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等及び屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する</p> <p>（略）</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>(c) 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>接続口は、「添付書類四 4. 4.6 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.8 耐津波設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設に対する火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。地震、津波及び火災に対する健全性については、「(3) 環境条件等」に記載する。溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。</p> <p>接続口は、自然現象及び人為事象に対して、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。接続口は、複数のアクセスルートを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する。</p> <p>(略)</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、配管の全周破断に対する健全性について、「(3) 環境条件等」に記載する。設計基準より厳しい条件のうち動的機器の多重故障に対して常設重大事故等対処設備は、当該動的機器の多重故障の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち長時間の全交流動力電源の喪失に対して常設重大事故等対処設備は、長時間の全交流動力電源の喪失の影響を受けないことから、設計上の考慮は不要である。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 環境条件等</p> <p>a. 環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とす</p>		



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>る。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。</p> <p>（略）</p> <p>人為事象としては、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、電磁的障害を選定する。</p> <p>重大事故等の要因となるおそれとなる「添付書類八 6. 6. 1 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に記載する設計基準より厳しい条件の要因となる事象を環境条件として考慮する。具体的には、外的事象として、地震、<b>火山の影響</b>（降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等）、森林火災、草原火災、干ばつ、積雪及び湖若しくは川の水位降下を考慮する。また、内的事象として、動的機器の多重故障、長時間の全交流動力電源の喪失及び配管の全周破断を考慮する。</p> <p>周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、<b>化学薬品漏えい</b>による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。</p> <p>（略）</p> <p>（a）常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、<b>近隣工場等の火災及び爆発</b>に対して常設重大事故等対処設備は、建屋等に設置し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>有毒ガスについては、再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、<b>六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素</b>を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはないことから、有毒ガスに対して</p>		



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>屋外の常設重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。</p> <p>化学物質の漏えいについては、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>周辺機器等からの影響について、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う。想定する溢水量に対して常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被水防護を行う。化学薬品漏えいに対して屋内の常設重大事故等対処設備は、想定される化学薬品漏えいにより機能を損なわないよう、化学薬品漏えい量を考慮した高さへの設置、被液防護を行う。</p> <p>（略）</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない設計とする。</p> <p>（b） 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所（使用場所）及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災及び爆発に対して可搬型重大事故等対処設備は、建屋等に保管し、外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>有毒ガスについては、再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはないことから、有毒ガスに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計上の考慮は不要とする。</p> <p>化学物質の漏えいについては、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、機能を損なわない設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>設計基準より厳しい条件の要因となる事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体（溶液、有機溶媒等）により機能を損なわない場所に保管する。</p> <p>（略）</p> <p>（d） 自然現象等による条件            自然現象及び人為事象（故意によるものを除く。）（以下「自然現象等」という。）に対しては以下に示す条件において、機能を喪失することはない、必要な機能を有効に発揮することができる設計とする。</p> <p>（略）</p> <p>・有毒ガスについては、再処理施設周辺の固定施設で発生する可能性のある有毒ガスとしては、<b>六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素</b>を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはない。</p> <p>・<b>化学物質の漏えい</b>については、再処理事業所内で運搬する<b>硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えい</b>を考慮するが、重大事故等対処設備が化学物質により影響を受けることはないが、屋外の重大事故等対処設備は保管に際して漏えいに対する高さを考慮する。</p> <p>（略）</p> <p>（4） 操作性及び試験・検査性</p> <p>a. 操作性の確保</p> <p>（d） 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保            想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の被害状況の把握のため、再処理事業所内の<b>屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして以下の設計により確保</b>する。  <b>アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含めて自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数確保</b>する。</p> <p>（略）</p> <p>アクセスルートに対する人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、<b>近隣工場等の火災、爆発</b>、<b>ダム</b>の崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮する。その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、<b>近隣工場等の火災、爆発</b>、<b>ダム</b>の崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、<b>迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計</b>とする。</p>		

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（第三十三条（重大事故等対処設備））

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>(略)</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、近隣工場等の火災、<b>有毒ガス</b>及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。</p> <p><b>屋内のアクセスルートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいに対してアクセスルートでの非常時対策組織要員の安全を考慮した防護具を着用する。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施する。</b></p> <p>万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>(略)</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
技術的能力		
<p>【本文 八、ハ.(2) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力】(P560)</p> <p>(略)</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的能力審査基準」という。）で規定する内容に加え、「事業指定基準規則」に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した「重大事故等対策の手順の概要」、「重大事故等対策における操作の成立性」及び「事故対処するために必要な設備」を含めて「手順等を適切に整備」する。重大事故等対策の手順の概要を第5表、重大事故等対策における操作の成立性を第6表、事故対処するために必要な設備を第7表に示す。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>○屋内での重大事故等対処</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ 化学薬品の漏えい、火災</li> <li>・防護対象者</li> <li>➤ 屋内での重大事故等対処を行う要員</li> <li>・検知手段</li> <li>➤ 初動対応（現場環境確認）による目視等での確認、NOx濃度計（初動対応時の資機材については技術的能力の整理資料に記載）</li> <li>・防護対策</li> <li>➤ 屋内のアクセスルートは外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する</li> </ul>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（1/15）】(P805)</p> <p>1.0 地震を要因とする重大事故等における対応手順等（共通）</p> <p>方針目的</p> <p>地震を要因とする全交流動力電源喪失による安全機能の喪失又は安全系監視制御盤の機能喪失の場合、対策活動に先立ち、現場環境確認（屋内のアクセスルートの確認）、可搬型通話装置の設置及び圧縮空気手動供給ユニットの弁操作、水素掃気用安全圧縮空気系の弁操作を行うための手順を整備する。</p> <p>現場環境確認</p> <p>【現場環境確認（屋内のアクセスルートの確認）の着手判断】</p> <p>地震を要因とする全交流動力電源喪失による安全機能の喪失又は安全系監視制御盤の機能喪失の場合、対策活動に先立ち、実施責任者の指示に基づき、手順に着手する。</p> <p>【屋内のアクセスルートの確認】</p> <p>重大事故等対策時に必要となる現場操作を実施する場所までの移動ルート上の運搬、移動に支障をきたすおそれのある阻害要因の有無を確認する。</p> <p>また、重大事故等対処設備を設置する作業場所の作業環境についても確認を行う。</p> <p>可搬型通話装置の設置</p> <p>【可搬型通話装置の設置の着手判断】</p> <p>地震を要因とする全交流動力電源喪失による安全機能の喪失又は安全系監視制御盤の機能喪失の場合、対策活動に先立ち、実施責任者の指示に基づき、手順に着手する。</p> <p>【可搬型通話装置の設置】</p> <p>中央制御室、中央制御室内の中央安全監視室、現場及び緊急時対策所間の連</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 化学薬品の漏えいに対し破損を想定する機器の耐震性を確保する</li> <li>➤ アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を行う</li> <li>➤ 迂回路も含め可能な限り複数のアクセスルートを確保する</li> <li>➤ 初動対応で確認した作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する（防護装備については添付書類八の添付1及び技術的能力の整理資料に記載）</li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガスのうち、重大事故等対処を行う屋内で発生する可能性のあるものは硝酸及びNOxガスである。これらの有毒ガスは、「化学薬品の漏えい」に包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、火災により発生する有毒ガス等について新たに特定した発生源はないことから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>・防護対象者</li> <li>➤ 既許可では、防護対象者を限定せずに防護対策をとることとしている。影響評価ガイドに基づき設定した防護対象者は、屋内での重大事故等対処を行う要員に包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>・検知手段</li> <li>➤ 重大事故等対処を行う屋内で発生する可能性のある有毒ガスである硝酸及びNOxガスは、初動対応（現場環境確認）による目視での確認又はNOx濃度計により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、</li> </ul>

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>携を図るため、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）の設置を行う。</p> <p>対策活動中の対策作業員間の連携及び作業状況の報告のため、現場環境確認時に通信ケーブルの敷設を行う。</p>		<p>申請書への反映事項はない。</p> <p>・防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既許可において、有毒ガスに対し防護具の配備及び複数のアクセスルート確保を行うことにより、防護対象者の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることが手順書に記載されていることから、既許可の設計方針に影響はないが、審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから、申請書へ反映する。</li> </ul>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（2/15）】（P807）</p> <p>1.1 臨界事故の拡大を防止するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>臨界事故が発生した場合に対して、未臨界に移行し、及び未臨界を維持するための手順を整備する。</p> <p>また、臨界事故に伴い気相中に移行する放射性物質をセル内に設置された配管の外部へ排出するための手順及び放射性物質の大気中への放出による影響を緩和するための手順を整備する。</p> <p>作業性</p> <p>重大事故の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>○屋外での重大事故等対処</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <p>・有毒ガス発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 火山の影響、森林火災、有毒ガス、敷地内における化学薬品の漏えい、近隣工場等の火災</li> </ul> <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 屋外での重大事故等対処を行う要員</li> </ul> <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ アクセスルートの状況確認による目視等での確認、NOx濃度計（状況確認時の資機材については技術的能力の整理資料に記載）</li> <li>➤ 再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災、草原火災、航空機落下、近隣工場等の火災等）の発生を確認するための暗視機能を有する監視カメラの表示装置並びに敷地内の気象観測関係の表示装置</li> <li>➤ 通信連絡設備による再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</li> </ul> <p>・防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 迂回路も含めた複数のアクセスルートを確認する</li> <li>➤ アクセスルート上の障害物を除去可能なホイールローダ等の重機及び要員を確保し、障害物の除去を行う。</li> <li>➤ 火災発生時は、初期消火活動を行う。</li> <li>➤ アクセスルートの状況確認で確認した作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する（防護装備については技術的能力の整理資料に記載）</li> </ul>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（3/15）】（P814）</p> <p>1.2 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための手順等</p> <p>方針目的</p> <p>その他再処理設備の附属施設の給水施設の冷却水設備の再処理設備本体用の安全冷却水系（以下、第5表（3/15）では「安全冷却水系」という。）の冷却機能の喪失に対して、貯槽及び濃縮缶（以下、第5表（3/15）では「貯槽等」という。）に内包する蒸発乾固の発生を仮定する冷却が必要な溶解液、抽出廃液、硝酸プラトニウム溶液及び高レベル廃液（以下、第5表（3/15）では「高レベル廃液等」という。）が沸騰に至ることなく、蒸発乾固の発生を未然に防止するための手順を整備する。</p> <p>また、蒸発乾固の発生を未然に防止するための対策が機能しなかった場合に、貯槽等に内包する高レベル廃液等の蒸発乾固の進行の防止、高レベル廃液等の沸騰に伴い気相中に移行する放射性物質をセル内に設置された配管の外部への排出及び大気中への放射性物質の放出による影響を緩和するための手順を整備する。</p> <p>作業性</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <p>・有毒ガス発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガスのうち、重大事故等対処を行う屋外で発生する可能性のあるものは硝酸、NOxガス、アンモニア、メタノール、原油である。これらの有毒ガスは、「有毒ガス」及び「敷地内における化学薬品の漏えい」に包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul>

有毒ガス発生源

防護対象者

検知手段

防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（4/15）】（P825）</p> <p>1.3 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための手順等 方針目的</p> <p>安全圧縮空気系の水素掃気機能の喪失に対して、貯槽及び濃縮缶での水素爆発の発生を未然に防止するための手順を整備する。</p> <p>また、水素爆発の発生を未然に防止するための対策が機能せず、貯槽及び濃縮缶での水素爆発が発生した場合に、水素爆発が続けて生じるおそれがない状態を維持すること、セル内に設置された配管の外部への排出及び大気中への放射性物質の放出による影響を緩和するための手順を整備する。</p> <p>作業性</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や<b>作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</b></p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>➤ 影響評価ガイドに基づく確認では、「火山の影響」、「森林火災」及び「近隣工場等の火災」により発生する有毒ガス等について新たに特定した発生源はないことから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <p>・防護対象者</p> <p>➤ 既許可では、防護対象者を限定せずに防護対策をとることとしている。影響評価ガイドに基づき設定した防護対象者は、屋外での重大事故等対処を行う要員に包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <p>・検知手段</p> <p>➤ 重大事故等対処時に制御室で考慮すべきものは有毒ガスである硝酸及びNOxガスは、アクセスルートの状況確認を行う要員等からの連絡、立会人からの連絡又はNOx濃度計により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（5/15）】（P837）</p> <p>1.4 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための手順等 方針目的</p> <p>T B P等の錯体の急激な分解反応が発生した場合に、T B P等の錯体の急激な分解反応の再発を防止するための手順を整備する。</p> <p>また、T B P等の錯体の急激な分解反応に伴い気相中に移行する放射性物質をセル内に設置された配管の外部へと排出するための手順及び大気中への放射性物質の放出による影響を緩和するための手順を整備する。</p> <p>作業性</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や<b>作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</b></p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>➤ 重大事故等対処時に制御室で考慮すべきものは有毒ガスであるアンモニア及びメタノールは、アクセスルートの状況確認を行う要員等からの連絡又は立会人からの連絡により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <p>➤ 重大事故等対処時に制御室で考慮すべきものは有毒ガスである原油及び火災等は、アクセスルートの状況確認による目視等での確認、暗視機能を有する監視カメラの表示装置又は外部機関からの通報により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <p>・防護対策</p> <p>➤ 既許可において、有毒ガスに対し防護具の配備及び複数のアクセスルートの確保を行うことにより、防護対象者の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることが手順書に記載されていることから、既許可の設計方針に影響はないが、<b>審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから、申請書へ反映する。</b></p> <p>➤ 敷地内の可動施設に対する終息活動は、アクセスルート上の障害物の除去として実施することから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（6/15）】（P843）</p> <p>1.5 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 方針目的</p> <p>燃料貯蔵プール等の冷却機能又は注水機能が喪失した場合、又は燃料貯蔵プール等からの水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が低下した場合に、燃料貯蔵プール等内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための手順を整備する。</p> <p>燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下した場合に、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、及び使用済燃料損傷時に、できる限り大気中への放射性物質の放出を低減するための手順を整備する。</p> <p>燃料貯蔵プール等の監視として、重大事故等により変動する可能性のある範</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>○制御室</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <p>・有毒ガス発生源</p> <p>➤ 窒素酸化物</p> <p>・防護対象者</p> <p>➤ 実施組織要員（中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御</p>

有毒ガス発生源

防護対象者

検知手段

防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>囲にわたり測定するための手順を整備する。</p> <p>作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p>		<p>室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検知手段 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 可搬型窒素酸化物濃度計</li> <li>➤ 再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(森林火災、草原火災、航空機落下、近隣工場等の火災等)の発生を確認するための暗視機能を有する監視カメラの表示装置並びに敷地内の気象観測関係の表示装置</li> <li>➤ 通信連絡設備による再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</li> </ul> </li> <li>・防護対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外気の取入れを停止する。</li> <li>➤ 作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（8/15）】（P856）</p> <p>1.7 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための手順等</p> <p>方針目的 燃料貯蔵プール等からの大量の水の漏えいその他の要因により燃料貯蔵プール等の水位が異常に低下し、燃料貯蔵プール等の水位が維持できない場合において、重大事故等が進展して継続的に生じる有意な放射性物質の放出経路以外の経路からの放出及び放射線の放出に至るおそれがある。前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋において、重大事故等が進展して継続的に生じる有意な放射性物質の放出経路以外の経路からの放出に至るおそれがある。また、建物に放水した水が再処理施設の敷地を通る排水路及びその他の経路を通じて、再処理施設の敷地に隣接する尾駁沼から海洋への放射性物質の流出に至るおそれがある。上記において工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、再処理施設の各建物周辺における航空機衝突による航空機燃料火災、化学火災が発生した場合において、消火活動を行うための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 緊急時対策所の居住性等に関する手順等では、測定手順にのみ有毒ガス発生源として窒素酸化物が明示されているが、作業性の項目では作業環境に応じた防護具の配備をするとしており、これは屋外の重大事故等対処と同様である。従って、重大事故等対処時に緊急時対策所で考慮すべき有毒ガスが屋外の重大事故等対処と同じであることは自明であり、「有毒ガス」及び「敷地内における化学薬品の漏えい」に包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> <li>・防護対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき設定した防護対象者は、「実施組織要員」に包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> <li>・検知手段 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 重大事故等対処時に制御室で考慮すべきものは有毒ガスである硝酸及びNOxガスは、アクセスルートの状況確認を行う要員等からの連絡、立会人からの連絡又は可搬型窒素酸化物濃度計により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 重大事故等対処時に制御室で考慮すべきものは有毒ガスであるアンモニア及びメタノールは、アクセスルートの状況確認を行う要員等からの連絡又は立会人からの連絡により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 重大事故等対処時に制御室で考慮すべきものは有毒ガスである原油及び火災等は、アクセスルートの状況確認による目視等での確認、暗視機能を有する監視カメラの表示装置又は外部機関からの通報により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> </ul>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（9/15）】（P860）</p> <p>1.8 重大事故等への対処に必要な水の供給手順等</p> <p>方針目的 重大事故等への対処の水源として第1貯水槽を水源とした、水源の確保の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等への対処に必要な水を第1貯水槽から継続して供給するため、第2貯水槽又は尾駁沼取水場所A、尾駁沼取水場所B又は二又川取水場所A（以下「敷地外水源」という。）を補給源とした、補給源の確保及び第1貯水槽へ水を補給するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>作業性</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や<b>作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</b></p> <p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（10/15）】（P864）</p> <p>1.9 電源の確保に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失（外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機の多重故障（以下、第5表（10/15）では、「全交流動力電源喪失」という。))した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するための設備として代替電源設備及び代替所内電気設備を確保する手順等を整備する。</p> <p>また、重大事故等の対処に必要な設備を継続運転させるため、補機駆動用燃料補給設備により燃料補給する手順等を整備する。</p> <p>作業性</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や<b>作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</b></p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 予期せず発生する有毒ガスは既許可に明示されていないが、上記と同様の検知手段による検知が可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➤ 上記のとおり、有毒ガスの発生による異常を検知した場合の連絡手段に係る手順書が整備されていることから、既許可の設計方針に影響はないが、<b>審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから、申請書へ反映する。</b></li> </ul> <p>・防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既許可において、有毒ガスに対し換気設備の隔離及び防護具の配備を行うことにより、防護対象者の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることが手順書に記載されていることから、既許可の設計方針に影響はないが、<b>審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから、申請書へ反映する。</b></li> <li>➤ 予期せず発生する有毒ガスは既許可に明示されていないが、上記と同様の防護対策による防護が可能であり、また、社外からの支援により必要な資機材資機材等を継続的に再処理施設へ供給できる体制を整備することから、既許可の設計方針に影響はないが、<b>審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから、申請書へ反映する。</b></li> </ul>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（11/15）】（P871）</p> <p>1.10 事故時の計装に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータの推定に有効な情報を把握するため、計器が故障した場合又は計測範囲を超過した場合の対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を監視及び記録するための手順を整備する。</p> <p>作業性</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や<b>作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</b></p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>○緊急時対策所</p> <p>&lt;既許可の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ 窒素酸化物</li> <li>・防護対象者</li> <li>➤ 非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員</li> <li>・検知手段</li> <li>➤ 可搬型窒素酸化物濃度計</li> <li>➤ 通信連絡設備による再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡（中央制御室からの連絡）</li> <li>・防護対策</li> <li>➤ 換気設備を再循環モードへ切り替える。</li> </ul>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（12/15）】（P881）</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<b>実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備</b>しており、この<b>対処設備及び資機材を活用した手順等を整備</b>する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</li> </ul> <p>&lt;影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生源</li> <li>➤ 緊急時対策所の居住性等に関する手順等では、測定手順にのみ有毒ガス発</li> </ul>

有毒ガス発生源

防護対象者

検知手段

防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で<b>窒素酸化物の発生</b>が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 <b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、<b>外気の取入れを停止</b>する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で<b>窒素酸化物の発生</b>が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 <b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、<b>外気の取入れを停止</b>する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> <p>作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や<b>作業環境に応じた防護具の配備</b>を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>生源として窒素酸化物が明示されているが、作業性の項目では作業環境に応じた防護具の配備をすることとしており、これは屋外の重大事故等対処と同様である。従って、重大事故等対処時に緊急時対策所で考慮すべき有毒ガスが屋外の重大事故等対処と同じであることは自明であり、「有毒ガス」及び「敷地内における化学薬品の漏えい」に包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 影響評価ガイドに基づき設定した防護対象者は、「非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員」に包含していることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> <li>・検知手段 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 重大事故等対処時に緊急時対策所で考慮すべきものは有毒ガスである硝酸及びNOxガスは、中央制御室からの連絡又は可搬型窒素酸化物濃度計により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➢ 重大事故等対処時に緊急時対策所で考慮すべきものは有毒ガスであるアンモニア及びメタノールは、中央制御室からの連絡により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➢ 重大事故等対処時に緊急時対策所で考慮すべきものは有毒ガスである原油及び火災等は、中央制御室からの連絡により検知可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> <li>➢ 予期せず発生する有毒ガスは既許可に明示されていないが、上記と同様の検知手段による検知が可能であることから、既許可の設計方針に影響はなく、申請書への反映事項はない。</li> </ul> </li> <li>・防護対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 既許可において、有毒ガスに対し換気設備の隔離及び防護具の配備を行うことにより、防護対象者の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることが手順書に記載されていることから、既許可の設計方針に影響はないが、<b>審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから、申請書へ反映する。</b></li> <li>➢ 予期せず発生する有毒ガスは既許可に明示されていないが、上記と同様の防護対策による防護が可能であり、また、社外からの支援により必要な資機材資機材等を継続的に再処理施設へ供給できる体制を整備することから、既許可の設計方針に影響はないが、<b>審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから、申請書へ反映する。</b></li> </ul> </li> </ul>
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（13/15）】（P892）</p> <p>1.12 監視測定等に関する手順等</p> <p>方針目的 重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。また、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。</p> <p>作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や<b>作業環境に応じた防護具の配備</b>を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないが、<b>審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから、申請書へ反映する。</b></p> <p>予期せず発生する有毒ガスは既許可に明示されていないが、上記と同様の防護対策による防護が可能であり、また、社外からの支援により必要な資機材資機材等を継続的に再処理施設へ供給できる体制を整備することから、既許可の設計方針に影響はないが、<b>審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから、申請書へ反映する。</b></p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【第5表 重大事故等対処における手順の概要（14/15）】（P913）</p> <p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>方針目的</p> <p>【居住性を確保するための措置】</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、<b>緊急時対策建屋換気設備</b>、<b>緊急時対策建屋環境測定設備</b>、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する手順を整備する。</p> <p>【重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う手順を整備する。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。</p> <p>【必要な数の要員の収容に係る措置】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<b>通信連絡設備により、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</b></p> <p>外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所には、<b>非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員</b>として最大360人を収容できる。</p> <p>なお、<b>気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員</b>は約50人である。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。</p> <p>【緊急時対策建屋電源設備からの給電措置】</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために、代替電源設備からの給電について手順を整備する。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統の460V緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電していることを確認する手順に着手する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>＜整理資料で具体化する事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドに基づき特定した有毒ガス発生源</li> <li>➤ 資機材配備に関する具体的内容（防毒マスクの種類や数量）</li> <li>➤ 予期せず発生する有毒ガスに対するバックアップ供給体制</li> </ul>



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順            重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順            重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</p> <p>作業性            重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																																																																													
<p>【第6表 重大事故等対策における操作の成立性(11/14)】(P959)</p> <p>第6表 重大事故等対策における操作の成立性(11/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順等</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> <th>制限時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">制御室の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>9人</td> <td rowspan="2">4時間以内</td> <td rowspan="2">26時間</td> </tr> <tr> <td>制御建屋対策班の班員</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>9人</td> <td rowspan="2">22時間30分以内</td> <td rowspan="2">163時間</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視室)</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">1時間10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御建屋対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第3ブロック及び第4ブロック)</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">2時間以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御建屋対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロック)</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">3時間10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御建屋対策班の班員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">22時間30分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御建屋対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御建屋対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	制御室の居住性等に関する手順等	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	4時間以内	26時間	制御建屋対策班の班員	8人	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	22時間30分以内	163時間	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	4人	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視室)	実施責任者等の要員	8人	1時間10分以内	※1	制御建屋対策班の班員	2人	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第3ブロック及び第4ブロック)	実施責任者等の要員	8人	2時間以内	※1	制御建屋対策班の班員	2人	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロック)	実施責任者等の要員	8人	3時間10分以内	※1	制御建屋対策班の班員	4人	可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保	実施責任者等の要員	8人	22時間30分以内	※1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	4人	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	制御建屋対策班の班員	2人	中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	制御建屋対策班の班員	2人	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間																																																																										
制御室の居住性等に関する手順等	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	4時間以内	26時間																																																																										
		制御建屋対策班の班員	8人																																																																												
	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	22時間30分以内	163時間																																																																										
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	4人																																																																												
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視室)	実施責任者等の要員	8人	1時間10分以内	※1																																																																										
		制御建屋対策班の班員	2人																																																																												
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第3ブロック及び第4ブロック)	実施責任者等の要員	8人	2時間以内	※1																																																																										
		制御建屋対策班の班員	2人																																																																												
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロック)	実施責任者等の要員	8人	3時間10分以内	※1																																																																										
		制御建屋対策班の班員	4人																																																																												
	可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保	実施責任者等の要員	8人	22時間30分以内	※1																																																																										
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	4人																																																																												
中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1																																																																											
	制御建屋対策班の班員	2人																																																																													
中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1																																																																											
	制御建屋対策班の班員	2人																																																																													
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1																																																																											
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人																																																																													
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1																																																																											
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班の班員	2人																																																																													

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																																																																																																																			
<p>【第6表 重大事故等対策における操作の成立性(13/14)】(P963)</p> <p>第6表 重大事故等対策における操作の成立性(13/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順等</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> <th>制限時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">緊急時対策建屋換気設備の起動確認</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">5分以内</td> <td rowspan="2">11時間</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">24時間</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">11時間</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定</td> <td>実施責任者</td> <td>1人</td> <td rowspan="4">1時間以内</td> <td rowspan="4">11時間</td> </tr> <tr> <td>放射線対応班長</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>建屋外対応班長</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>放射線対応班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋外対応班の班員</td> <td></td> <td>3人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切り替え</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">1時間40分以内</td> <td rowspan="2">11時間</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">45分以内</td> <td rowspan="2">※2</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">2時間30分以内</td> <td rowspan="2">※2</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">5分以内</td> <td rowspan="2">※2</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</td> <td colspan="5">重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</td> </tr> <tr> <td>放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等</td> <td colspan="5">7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出入管理区画の設置及び運用</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">1時間以内</td> <td rowspan="2">11時間</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋換気設備の切り替え</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">1時間以内</td> <td rowspan="2">※2</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>飲料水、食料等の維持管理</td> <td colspan="5">重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋用発電機による給電</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">5分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：遅やかな対処が求められるものを示す。          ※2：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。</p>	手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策建屋換気設備の起動確認	本部長	1人	5分以内	11時間	非常時対策組織の要員	2人	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定	本部長	1人	10分以内	24時間	非常時対策組織の要員	2人	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定	本部長	1人	10分以内	11時間	非常時対策組織の要員	2人	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定	実施責任者	1人	1時間以内	11時間	放射線対応班長	1人	建屋外対応班長	1人	放射線対応班の班員	2人	建屋外対応班の班員		3人							緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切り替え	本部長	1人	1時間40分以内	11時間	非常時対策組織の要員	2人	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧	本部長	1人	45分以内	※2	非常時対策組織の要員	2人	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え	本部長	1人	2時間30分以内	※2	非常時対策組織の要員	2人	緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視	本部長	1人	5分以内	※2	非常時対策組織の要員	2人	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。					放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等	7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。					出入管理区画の設置及び運用	本部長	1人	1時間以内	11時間	非常時対策組織の要員	3人	緊急時対策建屋換気設備の切り替え	本部長	1人	1時間以内	※2	非常時対策組織の要員	2人	飲料水、食料等の維持管理	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。					緊急時対策建屋用発電機による給電	本部長	1人	5分以内	※1	非常時対策組織の要員	2人	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間																																																																																																																
緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策建屋換気設備の起動確認	本部長	1人	5分以内	11時間																																																																																																																
		非常時対策組織の要員	2人																																																																																																																		
	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定	本部長	1人	10分以内	24時間																																																																																																																
		非常時対策組織の要員	2人																																																																																																																		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定	本部長	1人	10分以内	11時間																																																																																																																
		非常時対策組織の要員	2人																																																																																																																		
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定	実施責任者	1人	1時間以内	11時間																																																																																																																
		放射線対応班長	1人																																																																																																																		
		建屋外対応班長	1人																																																																																																																		
		放射線対応班の班員	2人																																																																																																																		
	建屋外対応班の班員		3人																																																																																																																		
	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切り替え	本部長	1人	1時間40分以内	11時間																																																																																																																
		非常時対策組織の要員	2人																																																																																																																		
	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧	本部長	1人	45分以内	※2																																																																																																																
非常時対策組織の要員		2人																																																																																																																			
緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え	本部長	1人	2時間30分以内	※2																																																																																																																	
	非常時対策組織の要員	2人																																																																																																																			
緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視	本部長	1人	5分以内	※2																																																																																																																	
	非常時対策組織の要員	2人																																																																																																																			
重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。																																																																																																																				
放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等	7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。																																																																																																																				
出入管理区画の設置及び運用	本部長	1人	1時間以内	11時間																																																																																																																	
	非常時対策組織の要員	3人																																																																																																																			
緊急時対策建屋換気設備の切り替え	本部長	1人	1時間以内	※2																																																																																																																	
	非常時対策組織の要員	2人																																																																																																																			
飲料水、食料等の維持管理	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。																																																																																																																				
緊急時対策建屋用発電機による給電	本部長	1人	5分以内	※1																																																																																																																	
	非常時対策組織の要員	2人																																																																																																																			
<p>【添付書類八 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力】(8-5-2)</p> <p>(略)</p> <p>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置については、「使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下「技術的能力審査基準」という。）で規定する内容に加え、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業指定基準規則」という。）に基づいて整備する設備の運用手順等についても考慮した「重大事故等対策の手順の概要」、「重大事故等対策における操作の成立性」及び「事故対処するために必要な設備」を含めて手順等を適切に整備する。重大事故等対策の手順の概要を第5-1表、重大事故等対策における操作の成立性を第5-2表、事故対処するために必要な設備を第5-3表に示す。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>																																																																																																																				

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【本文 八、ハ.(2)(i)(a) 重大事故等対処設備に係る事項】(P561～) (略)</p> <p>(ロ) アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を保管場所から設置場所へ運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するためのアクセスルートが確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>アクセスルートは、自然現象、再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことがないように、被害状況に応じてルートを選定することができるように、迂回路も含めた複数のルートを確認する。</p> <p>アクセスルートに対する自然現象については、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害等の事象を考慮する。</p> <p>その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外のアクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれがある事象としては、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する敷地又はその周辺において想定する人為事象については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外のアクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれがある事象としては、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>1) 屋外のアクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>型重大事故等対処設備を保管場所から設置場所まで運搬するためのアクセスルートの状況確認、取水箇所の状況確認及びホース敷設ルートの状況確認を行い、あわせて屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外のアクセスルートについては、「四、A. ロ. (5) 耐震構造」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）及び人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保有し、使用する。また、それらを運転できる要員を確保する。</p> <p>（略）</p> <p>屋外のアクセスルートは、人為事象のうち、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対して、迂回路も含めた複数のアクセスルートを確認する。なお、有毒ガスについては複数のアクセスルートを確認することに加え、薬品防護具等の適切な防護具を装備するため通行に影響はない。</p> <p>（略）</p> <p>屋外のアクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物に対しては、ホイールローダ等の重機による撤去を行い、積雪又は火山の影響（降灰）に対しては、ホイールローダ等による除雪又は除灰を行う。</p> <p>想定を上回る積雪又は火山の影響（降灰）が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。</p> <p>（略）</p> <p>屋外のアクセスルートにおける森林火災及び近隣工場等の火災発生時は、消防車による初期消火活動を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>また、地震による化学物質の漏えいに対しては、必要に応じて薬品防護具の配備を行うとともに、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。</p> <p>屋外のアクセスルートの移動時及び作業時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。</p> <p>（略）</p> <p>2) 屋内のアクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合、屋内の可搬型重大事故等対処設備を操作場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行う。あわせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p>		



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>(略)</p> <p>屋内のアクセスルートは、重大事故等対策時に必要となる現場操作を実施する場所まで移動可能なルートを選定する。</p> <p>屋内のアクセスルートは、地震の影響、溢水、化学薬品の漏えい、火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことがないよう、迂回路も含め可能な限り複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>地震を要因とする機器からの溢水及び化学薬品の漏えいに対しては、破損を想定する機器について耐震対策を実施することにより、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動による地震力」という。）に対する耐震性を確保するとともに、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。</p> <p>設定したアクセスルートの通行が阻害される場合に、統括当直長（実施責任者）の判断の下、阻害要因の除去、迂回又は障害物を乗り越えて通行することでアクセス性を確保することを手順書に明記する。</p> <p>(略)</p> <p>屋内のアクセスルートの移動時及び作業時においては、中央制御室等との連絡手段を確認する。</p> <p>(略)</p> <p>機器からの溢水や化学物質の漏えいが発生した場合については、薬品防護具等の適切な防護具を着用することにより、屋内のアクセスルートを通行する。</p> <p>また、地震を要因とする安全機能の喪失が発生した場合においては、屋内の可搬型重大事故等対処設備を操作場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行い、あわせて、その他の屋内設備の被害状況を把握するため、現場環境確認を行う。現場環境確認に用いるアクセスルート設定の基本方針を第5.1.1-2図に示す。</p>		
<p>【添付書類八 5.1.1 重大事故等対処設備に係る事項】(8-5-195～)</p> <p>(略)</p> <p>(2) アクセスルートの確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を保管場所から設置場所へ運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、アクセスルートが確保できるように、以下の実効性のある運用管理を実施する。</p> <p>アクセスルートは、自然現象、再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことがないよう、被害状況に応じてルートを選定することができるように、迂回路も含めた複数のルートを確認する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>アクセスルートに対する自然現象については、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）に加え、敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、地滑り、<b>火山の影響</b>、生物学的事象、<b>森林火災</b>、塩害等の事象を考慮する。</p> <p>その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外のアクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれがある事象としては、地震、津波（敷地に遡上する津波を含む）、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、<b>火山の影響</b>、生物学的事象及び<b>森林火災</b>を選定する。</p> <p>アクセスルートに対する敷地又はその周辺において想定する再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって人為によるもの（以下「人為事象」という。）については、国内外の文献等から抽出し、さらに事業指定基準規則の解釈第9条に示される飛来物（航空機落下）、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、<b>近隣工場等の火災</b>、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>その上で、これらの事象のうち、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外のアクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外のアクセスルートに影響を与えるおそれがある事象としては、航空機落下、<b>有毒ガス</b>、<b>敷地内における化学物質の漏えい</b>、電磁的障害、<b>近隣工場等の火災</b>、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故に対処するための設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>a. 屋外のアクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備を保管場所から設置場所まで運搬するための<b>アクセスルートの状況確認</b>、<b>取水箇所の状況確認</b>及び<b>ホース敷設ルートの状況確認</b>を行い、あわせて屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外のアクセスルートについては、「添付書類六 1.6.2 重大事故等対処施設の耐震設計」にて考慮する地震の影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに<b>火山の影響</b>）及び人為事象による影響（航空機落下、爆発）を想定し、<b>複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルート</b>を確保するため、<b>障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保有し、使用</b>する。また、<b>それらを運転できる要員を確保</b>する。</p>		

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>(略)</p> <p>屋外のアクセスルートは、人為事象のうち、飛来物（航空機落下）、爆発、<b>近隣工場等の火災及び有毒ガス</b>に対して、<b>迂回路も含めた複数のアクセスルート</b>を確保する。なお、有毒ガスについては複数のアクセスルートを確保することに加え、<b>薬品防護具等の適切な防護具を装備する</b>ため通行に影響はない。</p> <p>(略)</p> <p>屋外のアクセスルート上の風（台風）及び竜巻による飛来物に対しては、ホイールローダ等の重機による撤去を行い、積雪又は火山の影響（降灰）に対しては、ホイールローダ等による除雪又は除灰を行う。</p> <p>想定を上回る積雪又は火山の影響（降灰）が発生した場合は、除雪又は除灰の頻度を増加させることにより対処する。</p> <p>(略)</p> <p>屋外のアクセスルートにおける<b>森林火災及び近隣工場等の火災</b>発生時は、<b>消防車による初期消火活動を実施</b>する。</p> <p>(略)</p> <p>また、地震による<b>化学物質の漏えい</b>に対しては、必要に応じて<b>薬品防護具の配備を行うとともに、移動時及び作業時の状況に応じて着用する</b>。</p> <p>屋外のアクセスルートの移動時及び作業時においては、<b>中央制御室等との連絡手段を確保</b>する。</p> <p>(略)</p> <p>b. 屋内のアクセスルート</p> <p>重大事故等が発生した場合、屋内の可搬型重大事故等対処設備を操作場所に移動するためのアクセスルートの状況確認を行う。あわせて、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋内のアクセスルートは、<b>自然現象及び人為事象として選定する風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、爆発、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保</b>する。</p> <p>(略)</p> <p>屋内のアクセスルートは、重大事故等対策時に必要となる現場操作を実施する場所まで移動可能なルートを選定する。</p> <p>屋内のアクセスルートは、地震の影響、溢水、<b>化学薬品の漏えい</b>、<b>火災</b>を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことがないよう、<b>迂回路も含め可能な限り複数のアクセスルート</b>を確保する。</p> <p>地震を要因とする機器からの溢水及び<b>化学薬品の漏えい</b>に対しては、<b>破損を想定する機器について耐震対策を実施</b>することにより、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「基準地震動による地震力」という。）に対する耐震性を確保するとともに、地震時に通行が阻害されないよ</p>		

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>うに、<b>アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策</b>を実施する。</p> <p>設定したアクセスルートの通行が阻害される場合に、統括当直長（実施責任者）の判断の下、阻害要因の除去、迂回又は障害物を乗り越えて通行することでアクセス性を確保することを手順書に明記する。</p> <p>（略）</p> <p>屋内のアクセスルートの移動時及び作業時においては、<b>中央制御室等との連絡手段を確保</b>する。</p> <p>（略）</p> <p>機器からの溢水や<b>化学物質の漏えい</b>が発生した場合については、<b>薬品防護具等の適切な防護具を着用</b>することにより、屋内のアクセスルートを通行する。</p> <p>また、地震を要因とする安全機能の喪失が発生した場合においては、屋内の可搬型重大事故等対処設備を操作場所に移動するための<b>アクセスルートの状況確認</b>を行い、あわせて、<b>その他の屋内設備の被害状況を把握するため、現場環境確認</b>を行う。現場環境確認に用いるアクセスルート設定の基本方針を第5.1.1-2図に示す。</p>		
<p>【本文 八、ハ.(2)(i)(b)復旧作業に係る事項】(P566～)</p> <p>(イ) 予備品等の確保</p> <p>（略）</p> <p>予備品への取替えのために必要な機材等として、がれき撤去のためのホイールローダ、夜間の対応を想定した照明機器及びその他の資機材をあらかじめ確保する。</p> <p>（略）</p> <p>(ロ) 保管場所の確保</p> <p>施設を復旧するために必要な予備品、部品、補修材及び資機材は、地震による周辺斜面の崩落、敷地下斜面のすべり及び津波による浸水等の外的事象の影響を受けにくく、当該施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。</p> <p>(ハ) 復旧作業に係るアクセスルートの確保</p> <p><b>復旧作業に係るアクセスルートは、「(2)(i)(a)(ロ) アクセスルートの確保」と同様の設定方針に基づき、想定される重大事故等が発生した場合において、施設を復旧するために必要な部品、補修材及び資機材を保管場所から当該機器の設置場所へ移動させるため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路に確保</b>する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類八 5.1.2 復旧作業に係る事項】(8-5-203～)</p> <p>(1) 予備品等の確保 (略) 予備品への取替えのために必要な機材等として、がれき撤去のためのホイールローダ、夜間の対応を想定した照明機器及びその他の資機材をあらかじめ確保する。施設の復旧作業に必要な資機材を第5.1.2-1表に示す。 (略)</p> <p>(2) 保管場所の確保 施設を復旧するために必要な部品、補修材及び資機材は、地震による周辺斜面の崩落、敷地下斜面のすべり及び津波による浸水等の外部からの影響を受ける事象（以下「外的事象」という。）の影響を受けにくく、当該施設との位置的分散を考慮した場所に保管する。</p> <p>(3) 復旧作業に係るアクセスルートの確保 復旧作業に係るアクセスルートは、「5.1.1 (2) アクセスルートの確保」と同様の設定方針に基づき、想定される重大事故等が発生した場合において、施設を復旧するために必要な部品、補修材及び資機材を保管場所から当該機器の設置場所へ移動させるため、アクセスルートに確保する。保管場所から当該機器の設置場所へ移動させるための復旧作業に係るアクセスルート図を第5.1.1-1図及び第5.1.2-1図に示す。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
<p>【本文 八、ハ.(2)(i)(c)支援に係る事項】(P568～)</p> <p>(イ) 概要 重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、再処理施設内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）により、重大事故等対策を実施し、重大事故等発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。 プラントメーカー、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者等関係機関とは平常時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、重大事故等発生に備え、あらかじめ協議及び合意の上、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料の供給の覚書又は協定等を締結し、再処理施設を支援する体制を整備する。 重大事故等発生後に必要な支援及び要員の運搬並びに資機材の輸送について支援を迅速に得られるように支援計画を定める。 (略) 原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する要員及び再処理施設までの資機材輸送の支援を受けられるよう支援計画を定める。 再処理施設内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合には、継</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>継続的な重大事故等対策を実施できるよう、再処理施設内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品及び燃料等）について、重大事故等発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。さらに、再処理施設外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品及び燃料等）により、重大事故等発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、再処理施設の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品及び汚染防護服等及びその他の放射線管理に使用する資機材等を継続的に再処理施設へ供給できる体制を整備する。</p>		
<p>【添付書類八 5.1.3 支援に係る事項】(8-5-238～)</p> <p>(1) 概要</p> <p>重大事故等に対して事故収束対応を実施するため、再処理施設内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品、燃料等）により、重大事故等対策を実施し、重大事故等発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるようにする。</p> <p>プラントメーカー、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者とは平常時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに、重大事故等発生に備え、あらかじめ協議及び合意の上、事故収束手段及び復旧対策に関する技術支援や要員派遣等の支援並びに燃料の供給の覚書又は協定等を締結し、再処理施設を支援する体制を整備する。</p> <p>重大事故等発生後、社長を本部長とする全社対策本部が発足し、協力体制が整い次第、外部からの現場操作対応等を実施する要員の派遣、事故収束に向けた対策立案等の要員の派遣等、重大事故等発生後に必要な支援及び要員の運搬並びに資機材の輸送について支援を迅速に得られるように支援計画を定める。</p> <p>(略)</p> <p>原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する要員及び再処理施設までの資機材輸送の支援を受けられるよう支援計画を定める。</p> <p>再処理施設内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合には、継続的な重大事故等対策を実施できるよう、再処理施設内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品及び燃料等）について、重大事故等発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。さらに、再処理施設外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品及び燃料等）により、重大事故等発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点（以下「支援拠点」という。）から、</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>再処理施設の支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品及び汚染防護服等及びその他の放射線管理に使用する資機材等（以下「放射線管理用資機材」という。）を継続的に再処理施設へ供給できる体制を整備する。</p> <p>（略）</p>		
<p>【本文 八、ハ.(2)(i)(d) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備】 （P569～）</p> <p>重大事故等に的確，かつ，柔軟に対処できるように，手順書を整備し，教育及び訓練を実施するとともに，必要な体制を整備する。</p> <p>（イ）手順書の整備</p> <p>重大事故等対策時において，事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確，かつ，柔軟に対処できるように重大事故等発生時対応手順書を整備する。</p> <p>1) 全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失，安全機能を有する施設の機器若しくは計測器類の多重故障が，単独で，同時に又は連鎖して発生した状態において，限られた時間の中で，再処理施設の状態の把握及び重大事故等対策の適切な判断を行うため，必要な情報の種類，その入手の方法及び判断基準を明確にし，重大事故等発生時対応手順書に整備する。</p> <p>（略）</p> <p>中央制御室には，昼夜にわたり，再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下，近隣工場等の火災等）の発生を確認するための暗視機能を有する監視カメラの表示装置並びに敷地内の気象観測関係の表示装置を設ける。また，火災発生等を確認した場合に消火活動等の対策着手するための判断基準を明確にした手順書を整備する。</p> <p>2) 重大事故等の発生及び拡大を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にし，限られた時間の中で実施すべき重大事故等への対処について各役割に応じて対処できるよう，以下のとおり重大事故等発生時対応手順書を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>3) 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち，行動できるよう，社長は，あらかじめ方針を示す。</p> <p>（略）</p> <p>4) 事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため，実施組織用及び支援組織用の手順書を適切に定める。手順書が事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は，それらの構成を明確化し，かつ，各手順書相互間の移行基準を明確化する。各手順書は，重大事故等対策を的確に実施するために，事故の進展状況に応じて，以下のように構成し定める。</p> <p>（略）</p> <p>5) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する温度，圧力，水位等の計測可能なパラメータを整理し，重大事故等発生時対応手順書に明記する。また，</p>	<p>【本文 八、ハ.(2)(i)(d) 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備】</p> <p>重大事故等に的確，かつ，柔軟に対処できるように，手順書を整備し，教育及び訓練を実施するとともに，必要な体制を整備する。</p> <p>（イ）手順書の整備</p> <p>重大事故等対策時において，事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確，かつ，柔軟に対処できるように重大事故等発生時対応手順書を整備する。</p> <p>1) 全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失，安全機能を有する施設の機器若しくは計測器類の多重故障が，単独で，同時に又は連鎖して発生した状態において，限られた時間の中で，再処理施設の状態の把握及び重大事故等対策の適切な判断を行うため，必要な情報の種類，その入手の方法及び判断基準を明確にし，重大事故等発生時対応手順書に整備する。</p> <p>（略）</p> <p>中央制御室には，昼夜にわたり，再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下，近隣工場等の火災等）の発生を確認するための暗視機能を有する監視カメラの表示装置並びに敷地内の気象観測関係の表示装置を設ける。また，火災発生等を確認した場合に消火活動等の対策着手するための判断基準を明確にした手順書を整備する。</p> <p>2) 重大事故等の発生及び拡大を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にし，限られた時間の中で実施すべき重大事故等への対処について各役割に応じて対処できるよう，以下のとおり重大事故等発生時対応手順書を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>3) 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち，行動できるよう，社長は，あらかじめ方針を示す。</p> <p>（略）</p> <p>4) 事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため，実施組織用及び支援組織用の手順書を適切に定める。手順書が事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は，それらの構成を明確化し，かつ，各手順書相互間の移行基準を明確化する。各手順書は，重大事故等対策を的確に実施するために，事故の進展状況に応じて，以下のように構成し定める。</p> <p>（略）</p> <p>5) 重大事故等対策実施の判断基準として確認する温度，圧力，水位等の計測可能なパラメータを整理し，重大事故等発生時対応手順書に明記する。また，</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないが，審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから，申請書へ反映する。</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>重大事故等対策実施時におけるパラメータの挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を、重大事故等発生時対応手順書に明記する。</p> <p>（略）</p> <p>6) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討し、前兆事象を確認した時点で、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応実施するための手順書を整備する。</p>	<p>重大事故等対策実施時におけるパラメータの挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を、重大事故等発生時対応手順書に明記する。</p> <p>（略）</p> <p>6) 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討し、前兆事象を確認した時点で、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応実施するための手順書を整備する。</p>	
	<p>7) 有毒ガスの発生時に、事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう、運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書を整備する。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう手順書を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、統括当直長に連絡し、統括当直長は通信連絡設備により、有毒ガスの発生を運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員に周知する手順書を整備する。</p>	
<p>（ロ） 教育及び訓練の実施</p> <p>重大事故等対策を実施する要員に対し、重大事故等対策時における事故の種類及び事故の進展に応じた的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（ハ） 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の方針に基づき整備する。</p> <p>1) 重大事故等対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担及び責任者を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、再処理事業部長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を発令し、非常時対策組織の非常招集及び通報連絡を行い、<b>非常時対策組織</b>を設置して対処する。</p> <p>非常時対策組織は、再処理施設内の各工程で同時に重大事故等が発生した場合においても対応できるようにする。</p>	<p>（ロ） 教育及び訓練の実施</p> <p>重大事故等対策を実施する要員に対し、重大事故等対策時における事故の種類及び事故の進展に応じた的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（ハ） 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の方針に基づき整備する。</p> <p>1) 重大事故等対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の役割分担及び責任者を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、再処理事業部長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を発令し、非常時対策組織の非常招集及び通報連絡を行い、<b>非常時対策組織</b>を設置して対処する。</p> <p>非常時対策組織は、再処理施設内の各工程で同時に重大事故等が発生した場合においても対応できるようにする。</p>	

## 有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>再処理事業部長（原子力防災管理者）は、非常時対策組織本部の本部長として、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。</p> <p>非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。</p> <p>非常時対策組織は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成する<b>非常時対策組織本部</b>、重大事故等対策を実施する<b>実施組織</b>、実施組織に対して技術的助言を行う<b>技術支援組織</b>及び実施組織が重大事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で構成する。</p> <p>また、MOX燃料加工施設との同時発災の場合においては、非常時対策組織本部の副本部長として燃料製造事業部長及びMOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者を非常時対策組織本部に加え、非常時対策組織本部の本部長が両施設の原子力防災の方針を決定する。</p> <p>平常運転時の体制下での運転、日常保守点検活動の実施経験が非常時対策組織での事故対応、復旧活動に活かすことができ、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う。</p> <p>2) <b>非常時対策組織本部</b>は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成し、緊急時対策所を活動拠点として、施設状況の把握等の活動を統括管理し、非常時対策組織の活動を統括管理する。</p> <p>（略）</p> <p>3) <b>実施組織</b>は、当直（運転員）等により構成され、重大事故等対策を円滑に実施できる体制とし、役割に応じて責任者を配置する。</p> <p>（略）</p> <p>4) <b>支援組織</b>として、実施組織に対して技術的助言を行う<b>技術支援組織</b>及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える<b>運営支援組織</b>を設ける。</p> <p>非常時対策組織本部要員及び支援組織要員は、非常時対策組織本部の本部長の指示に基づき中央制御室へ派遣する者を除き、緊急時対策所を活動拠点とする。</p> <p>また、<b>再処理施設及びMOX燃料加工施設のそれぞれの必要要員</b>を確保することにより、両施設の同時発災時においても、重大事故等対応を兼務して対応できる体制を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>10) 重大事故等発生時に、<b>社外からの支援を受けることができるように支援体制を整備</b>する。</p> <p>（略）</p>	<p>再処理事業部長（原子力防災管理者）は、非常時対策組織本部の本部長として、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。</p> <p>非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。</p> <p>非常時対策組織は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成する<b>非常時対策組織本部</b>、重大事故等対策を実施する<b>実施組織</b>、実施組織に対して技術的助言を行う<b>技術支援組織</b>及び実施組織が重大事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で構成する。</p> <p>また、MOX燃料加工施設との同時発災の場合においては、非常時対策組織本部の副本部長として燃料製造事業部長及びMOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者を非常時対策組織本部に加え、非常時対策組織本部の本部長が両施設の原子力防災の方針を決定する。</p> <p>平常運転時の体制下での運転、日常保守点検活動の実施経験が非常時対策組織での事故対応、復旧活動に活かすことができ、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように、専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う。</p> <p>2) 非常時対策組織本部は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成し、緊急時対策所を活動拠点として、施設状況の把握等の活動を統括管理し、非常時対策組織の活動を統括管理する。</p> <p>（略）</p> <p>3) 実施組織は、当直（運転員）等により構成され、重大事故等対策を円滑に実施できる体制とし、役割に応じて責任者を配置する。</p> <p>（略）</p> <p>4) 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う<b>技術支援組織</b>及び<b>実施組織</b>が重大事故等対策に専念できる環境を整える<b>運営支援組織</b>を設ける。</p> <p>非常時対策組織本部要員及び支援組織要員は、非常時対策組織本部の本部長の指示に基づき中央制御室へ派遣する者を除き、緊急時対策所を活動拠点とする。</p> <p>また、再処理施設及びMOX燃料加工施設のそれぞれの必要要員を確保することにより、両施設の同時発災時においても、重大事故等対応を兼務して対応できる体制を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>10) 重大事故等発生時に、社外からの支援を受けることができるように<b>支援体制を整備</b>する。</p> <p>（略）</p>	



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類八 5.1.4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備】（8-5-251～）</p> <p>重大事故等に的確，かつ，柔軟に対処できるように，手順書を整備し，教育及び訓練を実施するとともに，必要な体制を整備する。</p> <p>（1）再処理施設の重大事故の特徴</p> <p>再処理施設で取り扱う使用済燃料の崩壊熱は，原子炉から取り出した後の冷却期間により低下している。再処理施設は，基本的に常温，常圧で運転していることから，重大事故に至るおそれのある安全機能の喪失から重大事故発生までの事象進展が緩やか（設備の温度上昇や圧力低下等のパラメータの変動までに一定程度の時間を要する）であり，時間余裕がある。したがって，重大事故に至るおそれのある安全機能の喪失と判断した後，対策の準備とその後の対策を確実に実施することが可能である。また，放射性物質を閉じ込めるための安全機能の喪失に至った場合であっても，大気中への放射性物質の放出に至るまでの時間余裕がある。</p> <p>一方で，再処理施設は，同時に複数の工程を運転するため，放射性物質も多数の建屋及び機器に分散しており，設備及び機器により内包する放射性物質量が異なることから，重大事故に至るまでの時間余裕もそれぞれ異なる。また，放射性物質の形態が工程によって異なるため，大気中へ放射性物質を放出する重大事故の形態も多様である。</p> <p>（略）</p> <p>（3） 手順書の整備</p> <p>重大事故等対策時において，事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確，かつ，柔軟に対処できるように重大事故等発生時対応手順書を整備する。</p> <p>a. 全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失，安全機能を有する施設の機器若しくは計測器類の多重故障が，単独で，同時に又は連鎖して発生した状態において，限られた時間の中で，再処理施設の状態の把握及び重大事故等対策の適切な判断を行うため，必要な情報の種類，その入手の方法及び判断基準を明確にし，重大事故等発生時対応手順書に整備する。</p> <p>（略）</p> <p>中央制御室には，昼夜にわたり，再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下，近隣工場等の火災等）の発生を確認するための暗視機能を有する監視カメラの表示装置並びに敷地内の気象観測関係の表示装置を設ける。また，火災発生等を確認した場合に消火活動等の対策に着手するための判断基準を明確にした手順書を整備する。</p> <p>b. 重大事故等の発生及び拡大を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にし，限られた時間の中で実施すべき重大事故等への対処について各役割に応じて対処できるよう，以下のとおり重大事故等発生時対応手順書を整備する。</p>	<p>【添付書類八 5.1.4 手順書の整備，訓練の実施及び体制の整備】</p> <p>重大事故等に的確，かつ，柔軟に対処できるように，手順書を整備し，教育及び訓練を実施するとともに，必要な体制を整備する。</p> <p>（1）再処理施設の重大事故の特徴</p> <p>再処理施設で取り扱う使用済燃料の崩壊熱は，原子炉から取り出した後の冷却期間により低下している。再処理施設は，基本的に常温，常圧で運転していることから，重大事故に至るおそれのある安全機能の喪失から重大事故発生までの事象進展が緩やか（設備の温度上昇や圧力低下等のパラメータの変動までに一定程度の時間を要する）であり，時間余裕がある。したがって，重大事故に至るおそれのある安全機能の喪失と判断した後，対策の準備とその後の対策を確実に実施することが可能である。また，放射性物質を閉じ込めるための安全機能の喪失に至った場合であっても，大気中への放射性物質の放出に至るまでの時間余裕がある。</p> <p>一方で，再処理施設は，同時に複数の工程を運転するため，放射性物質も多数の建屋及び機器に分散しており，設備及び機器により内包する放射性物質量が異なることから，重大事故に至るまでの時間余裕もそれぞれ異なる。また，放射性物質の形態が工程によって異なるため，大気中へ放射性物質を放出する重大事故の形態も多様である。</p> <p>（略）</p> <p>（3） 手順書の整備</p> <p>重大事故等対策時において，事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確，かつ，柔軟に対処できるように重大事故等発生時対応手順書を整備する。</p> <p>a. 全ての交流動力電源及び常設直流電源系統の喪失，安全機能を有する施設の機器若しくは計測器類の多重故障が，単独で，同時に又は連鎖して発生した状態において，限られた時間の中で，再処理施設の状態の把握及び重大事故等対策の適切な判断を行うため，必要な情報の種類，その入手の方法及び判断基準を明確にし，重大事故等発生時対応手順書に整備する。</p> <p>（略）</p> <p>中央制御室には，昼夜にわたり，再処理施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（森林火災，草原火災，航空機落下，近隣工場等の火災等）の発生を確認するための暗視機能を有する監視カメラの表示装置並びに敷地内の気象観測関係の表示装置を設ける。また，火災発生等を確認した場合に消火活動等の対策に着手するための判断基準を明確にした手順書を整備する。</p> <p>b. 重大事故等の発生及び拡大を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確にし，限られた時間の中で実施すべき重大事故等への対処について各役割に応じて対処できるよう，以下のとおり重大事故等発生時対応手順書を整備する。</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないが，審査基準（技術的能力）の要求事項に対する適合性が明記されていないことから，申請書へ反映する。</p>



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>(略)</p> <p>c. 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長は、あらかじめ方針を示す。</p> <p>(略)</p> <p>d. 事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、実施組織用及び支援組織用の手順書を適切に定める。手順書が事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成を明確化し、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する。各手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のように構成し定める。重大事故等発生時対応手順書を含む文書体系を第5.1.4-6図に示す。</p> <p>(略)</p> <p>e. 重大事故等対策実施の判断基準として確認する温度、圧力、水位等の計測可能なパラメータを整理し、重大事故等発生時対応手順書に明記する。また、重大事故等対策実施時におけるパラメータの挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を、重大事故等発生時対応手順書に明記する。</p> <p>(略)</p> <p>f. 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討し、前兆事象を確認した時点で、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応ができる手順書を整備する。</p>	<p>(略)</p> <p>c. 財産（設備等）保護よりも安全を優先する共通認識を持ち、行動できるよう、社長は、あらかじめ方針を示す。</p> <p>(略)</p> <p>d. 事故の進展状況に応じて具体的な重大事故等対策を実施するため、実施組織用及び支援組織用の手順書を適切に定める。手順書が事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、それらの構成を明確化し、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する。各手順書は、重大事故等対策を的確に実施するために、事故の進展状況に応じて、以下のように構成し定める。重大事故等発生時対応手順書を含む文書体系を第5.1.4-6図に示す。</p> <p>(略)</p> <p>e. 重大事故等対策実施の判断基準として確認する温度、圧力、水位等の計測可能なパラメータを整理し、重大事故等発生時対応手順書に明記する。また、重大事故等対策実施時におけるパラメータの挙動予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を、重大事故等発生時対応手順書に明記する。</p> <p>(略)</p> <p>f. 前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討し、前兆事象を確認した時点で、必要に応じて事前の対応ができる体制及び手順書を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>その他の前兆事象を伴う事象については、気象情報の収集、巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応ができる手順書を整備する。</p>	
	<p>g. 有毒ガスの発生時に、事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう、運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順書を整備する。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な指示・操作を行うことができるよう手順書を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合、統括当直長に連絡し、統括当直長は通信連絡設備により、有毒ガスの発生を運転員及び重大事故等に対処するために必要な要員に周知する手順書を整備する。</p>	
<p>(4) 訓練の実施</p> <p>重大事故等対策を実施する要員に対し、重大事故等対策時における事故の種類及び事故の進展に応じて的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。</p> <p>必要な力量の確保については、平常運転時の実務経験を通じて付与される力量を考慮する。</p>	<p>(4) 訓練の実施</p> <p>重大事故等対策を実施する要員に対し、重大事故等対策時における事故の種類及び事故の進展に応じて的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量を確保するため、教育及び訓練を計画的に実施する。</p> <p>必要な力量の確保については、平常運転時の実務経験を通じて付与される力量を考慮する。</p>	

有毒ガス発生源    防護対象者    検知手段    防護対策

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>(略)</p> <p>(5) 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の方針に基づき整備する。</p> <p>a. 重大事故等対策を実施する実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者などを定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、再処理事業部長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を発令し、非常時対策組織の非常招集及び通報連絡を行い、<b>非常時対策組織</b>を設置して対処する。</p> <p>非常時対策組織は、再処理施設内の各工程で同時に重大事故等に至るおそれのある事故が発生した場合においても対応できるようにする。</p> <p>再処理事業部長（原子力防災管理者）は、非常時対策組織本部の本部長として、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。</p> <p>非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。</p> <p>非常時対策組織は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成する<b>非常時対策組織本部</b>、重大事故等対策を実施する<b>実施組織</b>、実施組織に対して技術的助言を行う<b>技術支援組織</b>及び実施組織が重大事故対策に専念できる環境を整える<b>運営支援組織</b>で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>また、MOX燃料加工施設との同時発災の場合においては、非常時対策組織本部の副本部長として燃料製造事業部長及びMOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者を非常時対策組織本部に加え、非常時対策組織本部の本部長が両施設の原子力防災の方針を決定する。非常時対策組織の構成を第5.1.4-2表、非常時対策組織の体制図を第5.1.4-7、8図に示す。</p> <p>(略)</p> <p>b. <b>非常時対策組織本部</b>は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成し、緊急時対策所を活動拠点として、施設状況の把握等の活動を統括管理し、非常時対策組織の活動を統括管理する。</p> <p><b>重大事故等対策時には支援組織要員を中央制御室へ派遣し、再処理施設や中央制御室の状況及び実施組織の活動状況を非常時対策組織本部及び支援組織に報告する。</b>また、支援組織の対応状況についても支援組織の各班長より適宜</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の方針に基づき整備する。</p> <p>a. 重大事故等対策を実施する実施組織及び支援組織の役割分担及び責任者などを定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、再処理事業部長（原子力防災管理者）は、事象に応じて非常事態を発令し、非常時対策組織の非常招集及び通報連絡を行い、非常時対策組織を設置して対処する。</p> <p>非常時対策組織は、再処理施設内の各工程で同時に重大事故等に至るおそれのある事故が発生した場合においても対応できるようにする。</p> <p>再処理事業部長（原子力防災管理者）は、非常時対策組織本部の本部長として、非常時対策組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。</p> <p>非常時対策組織における指揮命令系統を明確にするとともに、指揮者である非常時対策組織本部の本部長（原子力防災管理者）が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。</p> <p>非常時対策組織は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成する非常時対策組織本部、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>また、MOX燃料加工施設との同時発災の場合においては、非常時対策組織本部の副本部長として燃料製造事業部長及びMOX燃料加工施設の核燃料取扱主任者を非常時対策組織本部に加え、非常時対策組織本部の本部長が両施設の原子力防災の方針を決定する。非常時対策組織の構成を第5.1.4-2表、非常時対策組織の体制図を第5.1.4-7、8図に示す。</p> <p>(略)</p> <p>b. 非常時対策組織本部は、本部長、副本部長、再処理工場長、核燃料取扱主任者、連絡責任者及び支援組織の各班長で構成し、緊急時対策所を活動拠点として、施設状況の把握等の活動を統括管理し、非常時対策組織の活動を統括管理する。</p> <p>重大事故等対策時には支援組織要員を中央制御室へ派遣し、再処理施設や中央制御室の状況及び実施組織の活動状況を非常時対策組織本部及び支援組織に報告する。また、支援組織の対応状況についても支援組織の各班長より適宜</p>	

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

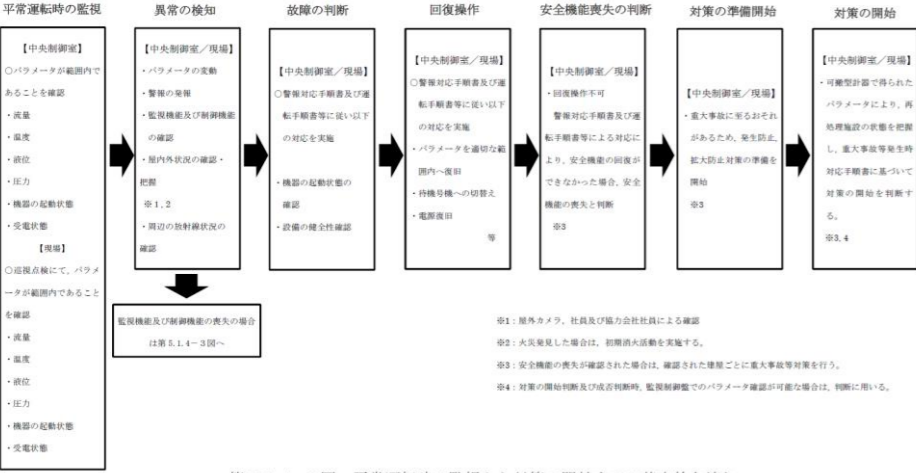
事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																																																																						
<p>報告されることから、常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>あらかじめ定めた手順にしたがって実施組織が行う重大事故等対策については、統括当直長（実施責任者）の判断により自律的に実施し、非常時対策組織本部及び支援組織に実施の報告が上がってくることになる。</p> <p>（略）</p> <p>c. <b>実施組織</b>は、当直（運転員）等により構成され、重大事故等対策を円滑に実施できる体制とし、役割に応じて責任者を配置する。</p> <p>（略）</p> <p>d. <b>支援組織</b>として、実施組織に対して技術的助言を行う<b>技術支援組織</b>及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える<b>運営支援組織</b>を設ける。</p> <p>非常時対策組織本部要員及び支援組織要員は、非常時対策組織の本部長の指示に基づき中央制御室へ派遣する者を除き、緊急時対策所を活動拠点とする。</p> <p>また、<b>再処理施設及びMOX燃料加工施設のそれぞれの必要要員</b>を確保することにより、両施設の同時発災時においても、重大事故等対応を兼務して対応できる体制を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>j. 重大事故等発生時に、<b>社外からの支援を受けることができるように支援体制を整備</b>する。外部からの支援計画を定めるために、あらかじめ支援を受けることができるようにプラントメーカ、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者との重大事故等発生時の支援活動に係る覚書又は協定等の締結を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>報告されることから、常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>あらかじめ定めた手順にしたがって実施組織が行う重大事故等対策については、統括当直長（実施責任者）の判断により自律的に実施し、非常時対策組織本部及び支援組織に実施の報告が上がってくることになる。</p> <p>（略）</p> <p>c. 実施組織は、当直（運転員）等により構成され、重大事故等対策を円滑に実施できる体制とし、役割に応じて責任者を配置する。</p> <p>（略）</p> <p>d. 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える運営支援組織を設ける。</p> <p>非常時対策組織本部要員及び支援組織要員は、非常時対策組織の本部長の指示に基づき中央制御室へ派遣する者を除き、緊急時対策所を活動拠点とする。</p> <p>また、再処理施設及びMOX燃料加工施設のそれぞれの必要要員を確保することにより、両施設の同時発災時においても、重大事故等対応を兼務して対応できる体制を整備する。</p> <p>（略）</p> <p>j. 重大事故等発生時に、社外からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。外部からの支援計画を定めるために、あらかじめ支援を受けることができるようにプラントメーカ、協力会社、燃料供給会社及び他の原子力事業者との重大事故等発生時の支援活動に係る覚書又は協定等の締結を行う。</p> <p>（略）</p>																																																																							
<p>【添付書類八 第5.1.4-2表 非常時対策組織の構成】(8-5-290)</p> <table border="1" data-bbox="133 1176 979 1816"> <caption>第5.1.4-2表 非常時対策組織の構成</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>職位</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">非常時対策組織本部</td> <td>本部長</td> <td>再処理事業部長</td> <td>・非常時対策組織の統括、指揮</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副事業部長、燃料製造事業部長 他</td> <td>・本部長補佐、本部長代行</td> </tr> <tr> <td>再処理工場長</td> <td>再処理工場長</td> <td>・施設状態の把握等の統括管理</td> </tr> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td> <td>再処理施設核燃料取扱主任者、MOX燃料加工施設核燃料取扱主任者</td> <td>・本部長補佐、本部長への意見具申及び対策活動への助言</td> </tr> <tr> <td>連絡責任者</td> <td>技術部長</td> <td>・社内外関係機関への通報連絡</td> </tr> <tr> <td>支援組織の各班長</td> <td>下記の支援組織の項目参照</td> <td>第5.1.4-4表 参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">実施組織</td> <td>実施責任者</td> <td>統括当直長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御建屋対策班長</td> <td rowspan="7">実施責任者(統括当直長)に任命された者</td> <td rowspan="7">第5.1.4-3表 参照</td> </tr> <tr> <td>前処理建屋対策班長</td> </tr> <tr> <td>分離建屋対策班長</td> </tr> <tr> <td>精製建屋対策班長</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班長</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化建屋対策班長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班長</td> </tr> <tr> <td>MOX燃料加工施設対策班長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建屋外対応班長</td> <td>防災管理要員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信班長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線対応班長</td> <td rowspan="3">実施責任者(統括当直長)に任命された者</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>要員管理班長</td> </tr> <tr> <td>情報管理班長</td> </tr> <tr> <td>実施組織各要員</td> <td>実施組織要員</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">支援組織</td> <td>施設ユニット班長</td> <td>運転部長</td> <td rowspan="7">第5.1.4-4表 参照</td> </tr> <tr> <td>設備応急班長</td> <td>保全技術部長</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班長</td> <td>放射線管理部長</td> </tr> <tr> <td>総括班長</td> <td>技術部長</td> </tr> <tr> <td>総務班長</td> <td>再処理計画部長</td> </tr> <tr> <td>広報班長</td> <td>報道部長</td> </tr> <tr> <td>防災班長</td> <td>防災管理部長</td> </tr> <tr> <td>支援組織各要員</td> <td>支援組織要員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	職位	主な役割	非常時対策組織本部	本部長	再処理事業部長	・非常時対策組織の統括、指揮	副本部長	副事業部長、燃料製造事業部長 他	・本部長補佐、本部長代行	再処理工場長	再処理工場長	・施設状態の把握等の統括管理	核燃料取扱主任者	再処理施設核燃料取扱主任者、MOX燃料加工施設核燃料取扱主任者	・本部長補佐、本部長への意見具申及び対策活動への助言	連絡責任者	技術部長	・社内外関係機関への通報連絡	支援組織の各班長	下記の支援組織の項目参照	第5.1.4-4表 参照	実施組織	実施責任者	統括当直長		制御建屋対策班長	実施責任者(統括当直長)に任命された者	第5.1.4-3表 参照	前処理建屋対策班長	分離建屋対策班長	精製建屋対策班長	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班長	ガラス固化建屋対策班長	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班長	MOX燃料加工施設対策班長		建屋外対応班長	防災管理要員		通信班長			放射線対応班長	実施責任者(統括当直長)に任命された者		要員管理班長	情報管理班長	実施組織各要員	実施組織要員		支援組織	施設ユニット班長	運転部長	第5.1.4-4表 参照	設備応急班長	保全技術部長	放射線管理班長	放射線管理部長	総括班長	技術部長	総務班長	再処理計画部長	広報班長	報道部長	防災班長	防災管理部長	支援組織各要員	支援組織要員		<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
名称	職位	主な役割																																																																						
非常時対策組織本部	本部長	再処理事業部長	・非常時対策組織の統括、指揮																																																																					
	副本部長	副事業部長、燃料製造事業部長 他	・本部長補佐、本部長代行																																																																					
	再処理工場長	再処理工場長	・施設状態の把握等の統括管理																																																																					
	核燃料取扱主任者	再処理施設核燃料取扱主任者、MOX燃料加工施設核燃料取扱主任者	・本部長補佐、本部長への意見具申及び対策活動への助言																																																																					
	連絡責任者	技術部長	・社内外関係機関への通報連絡																																																																					
	支援組織の各班長	下記の支援組織の項目参照	第5.1.4-4表 参照																																																																					
	実施組織	実施責任者	統括当直長																																																																					
		制御建屋対策班長	実施責任者(統括当直長)に任命された者		第5.1.4-3表 参照																																																																			
		前処理建屋対策班長																																																																						
		分離建屋対策班長																																																																						
精製建屋対策班長																																																																								
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班長																																																																								
ガラス固化建屋対策班長																																																																								
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班長																																																																								
MOX燃料加工施設対策班長																																																																								
建屋外対応班長		防災管理要員																																																																						
通信班長																																																																								
放射線対応班長		実施責任者(統括当直長)に任命された者																																																																						
要員管理班長																																																																								
情報管理班長																																																																								
実施組織各要員	実施組織要員																																																																							
支援組織	施設ユニット班長	運転部長	第5.1.4-4表 参照																																																																					
	設備応急班長	保全技術部長																																																																						
	放射線管理班長	放射線管理部長																																																																						
	総括班長	技術部長																																																																						
	総務班長	再処理計画部長																																																																						
	広報班長	報道部長																																																																						
	防災班長	防災管理部長																																																																						
支援組織各要員	支援組織要員																																																																							

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																														
<p>【添付書類八 第 5.1.4-3 表 実施組織の構成】(8-5-291)</p> <p>第 5.1.4-3 表 実施組織の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施責任者（統括当直長）</td> <td>・対策活動の指揮</td> </tr> <tr> <td>制御建屋対策班</td> <td>・現場環境確認（屋内のアクセスルートの確認）</td> </tr> <tr> <td>前処理建屋対策班</td> <td>・可搬型通話装置の設置</td> </tr> <tr> <td>分離建屋対策班</td> <td>・圧縮空気手動供給ユニットの弁操作</td> </tr> <tr> <td>精製建屋対策班</td> <td>・可搬型計器の設置</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班</td> <td>・各建屋における対策活動の実施</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化建屋対策班</td> <td>・各建屋周辺の輻射率確認</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班</td> <td>・可搬型設備の起動確認</td> </tr> <tr> <td>MOX燃料加工施設対策班</td> <td>・各建屋の対策の作業進捗管理 ・各対策実施の時間余裕・作業開始目安時間の算出</td> </tr> <tr> <td>建屋外対応班</td> <td>・屋外のアクセスルートの確保 ・貯水槽から各建屋近傍までの水供給 ・可搬型重大事故等対処設備への燃料補給 ・工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制 ・航空機墜落火災発生時の消火活動</td> </tr> <tr> <td>通信班</td> <td>・所内携帯電話の使用可否の確認 ・通信連絡設備の準備、確保及び設置</td> </tr> <tr> <td>放射線対応班</td> <td>・可搬型排気モニタリング設備の設置 ・可搬型環境モニタリング設備の設置 ・可搬型気象観測設備の設置 ・重大事故等の対策に係る放射線・放射能の状況把握 （可搬型試料分析設備による試料測定、建屋周辺のモニタリング、可搬型風向風速計による観測、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備による監視・測定、放射能観測車（又は可搬型放射能観測設備）による最大濃度地点等の測定） ・モニタリングポスト等への代替電源給電 ・管理区域退避者の身体サーベイ ・実施組織要員の被ばく管理（制御室への出入管理、線量管理） ・制御室への汚染の持ち込み防止措置（出入管理区画の設置、汚染検査）</td> </tr> <tr> <td>要員管理班</td> <td>・中央制御室内の要員把握 ・各建屋の対策作業の要員の割当て</td> </tr> <tr> <td>情報管理班</td> <td>・時系列管理表の作成、作業進捗管理表の作成 ・作業時間及び作業進捗の管理 ・各建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約</td> </tr> </tbody> </table>	班名	主な役割	実施責任者（統括当直長）	・対策活動の指揮	制御建屋対策班	・現場環境確認（屋内のアクセスルートの確認）	前処理建屋対策班	・可搬型通話装置の設置	分離建屋対策班	・圧縮空気手動供給ユニットの弁操作	精製建屋対策班	・可搬型計器の設置	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班	・各建屋における対策活動の実施	ガラス固化建屋対策班	・各建屋周辺の輻射率確認	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班	・可搬型設備の起動確認	MOX燃料加工施設対策班	・各建屋の対策の作業進捗管理 ・各対策実施の時間余裕・作業開始目安時間の算出	建屋外対応班	・屋外のアクセスルートの確保 ・貯水槽から各建屋近傍までの水供給 ・可搬型重大事故等対処設備への燃料補給 ・工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制 ・航空機墜落火災発生時の消火活動	通信班	・所内携帯電話の使用可否の確認 ・通信連絡設備の準備、確保及び設置	放射線対応班	・可搬型排気モニタリング設備の設置 ・可搬型環境モニタリング設備の設置 ・可搬型気象観測設備の設置 ・重大事故等の対策に係る放射線・放射能の状況把握 （可搬型試料分析設備による試料測定、建屋周辺のモニタリング、可搬型風向風速計による観測、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備による監視・測定、放射能観測車（又は可搬型放射能観測設備）による最大濃度地点等の測定） ・モニタリングポスト等への代替電源給電 ・管理区域退避者の身体サーベイ ・実施組織要員の被ばく管理（制御室への出入管理、線量管理） ・制御室への汚染の持ち込み防止措置（出入管理区画の設置、汚染検査）	要員管理班	・中央制御室内の要員把握 ・各建屋の対策作業の要員の割当て	情報管理班	・時系列管理表の作成、作業進捗管理表の作成 ・作業時間及び作業進捗の管理 ・各建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
班名	主な役割																															
実施責任者（統括当直長）	・対策活動の指揮																															
制御建屋対策班	・現場環境確認（屋内のアクセスルートの確認）																															
前処理建屋対策班	・可搬型通話装置の設置																															
分離建屋対策班	・圧縮空気手動供給ユニットの弁操作																															
精製建屋対策班	・可搬型計器の設置																															
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋対策班	・各建屋における対策活動の実施																															
ガラス固化建屋対策班	・各建屋周辺の輻射率確認																															
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋対策班	・可搬型設備の起動確認																															
MOX燃料加工施設対策班	・各建屋の対策の作業進捗管理 ・各対策実施の時間余裕・作業開始目安時間の算出																															
建屋外対応班	・屋外のアクセスルートの確保 ・貯水槽から各建屋近傍までの水供給 ・可搬型重大事故等対処設備への燃料補給 ・工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制 ・航空機墜落火災発生時の消火活動																															
通信班	・所内携帯電話の使用可否の確認 ・通信連絡設備の準備、確保及び設置																															
放射線対応班	・可搬型排気モニタリング設備の設置 ・可搬型環境モニタリング設備の設置 ・可搬型気象観測設備の設置 ・重大事故等の対策に係る放射線・放射能の状況把握 （可搬型試料分析設備による試料測定、建屋周辺のモニタリング、可搬型風向風速計による観測、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型気象観測設備による監視・測定、放射能観測車（又は可搬型放射能観測設備）による最大濃度地点等の測定） ・モニタリングポスト等への代替電源給電 ・管理区域退避者の身体サーベイ ・実施組織要員の被ばく管理（制御室への出入管理、線量管理） ・制御室への汚染の持ち込み防止措置（出入管理区画の設置、汚染検査）																															
要員管理班	・中央制御室内の要員把握 ・各建屋の対策作業の要員の割当て																															
情報管理班	・時系列管理表の作成、作業進捗管理表の作成 ・作業時間及び作業進捗の管理 ・各建屋での対策実施に係る時間余裕の集約及び作業開始目安時間の集約																															
<p>【添付書類八 第 5.1.4-4 表 支援組織の構成】(8-5-292)</p> <p>第 5.1.4-4 表 支援組織の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設ユニット班</td> <td>・実施組織が行う重大事故等の対応の進捗確認 ・重大事故等の対応の進捗に応じた要員配置に関する助言 ・実施組織の要請に基づく追加の資機材の手配 ・応急復旧対策の検討及び実施に必要な情報の収集 ・応急復旧対策の実施支援</td> </tr> <tr> <td>設備応急班</td> <td>・設備の機能喪失の原因及び破損状況の把握 ・応急復旧対策の検討及び実施</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td>・再処理施設内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 （排気筒からの放射性物質の放出量の評価、放射性物質の拡散評価、環境モニタリング試料の採取・測定（水中及び土壌中の放射性物質の測定含む）） ・非常時対策組織本部要員及び支援組織要員の被ばく管理（緊急時対策建屋への出入管理、線量管理） ・緊急時対策建屋への汚染の持ち込み防止措置（汚染検査） ・モニタリングポスト等のバックグラウンド低減措置 ・負傷者発生時における二次搬送に係る放射線管理情報の伝達</td> </tr> <tr> <td>総括班</td> <td>・発生事象に関する情報の集約及び情報の整理 ・社内外関係機関への通報連絡及び支援組織の運営</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>・事業所内通話制限 ・事業所内警備 ・避難誘導 ・点呼、安否確認取りまとめ ・負傷者の応急処置 ・外部からの資機材調達及び輸送 ・食料、水及び寝具の配布管理</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>・報道機関及び地域住民への広報活動に必要な情報収集 ・報道機関等に対する対応</td> </tr> <tr> <td>防災班</td> <td>・可搬型重大事故等対処設備を含む防災資機材の配布 ・公設消防及び原子力防災専門官等の社外関係機関の対応 ・緊急時対策所の設備操作</td> </tr> </tbody> </table>	班名	主な役割	施設ユニット班	・実施組織が行う重大事故等の対応の進捗確認 ・重大事故等の対応の進捗に応じた要員配置に関する助言 ・実施組織の要請に基づく追加の資機材の手配 ・応急復旧対策の検討及び実施に必要な情報の収集 ・応急復旧対策の実施支援	設備応急班	・設備の機能喪失の原因及び破損状況の把握 ・応急復旧対策の検討及び実施	放射線管理班	・再処理施設内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 （排気筒からの放射性物質の放出量の評価、放射性物質の拡散評価、環境モニタリング試料の採取・測定（水中及び土壌中の放射性物質の測定含む）） ・非常時対策組織本部要員及び支援組織要員の被ばく管理（緊急時対策建屋への出入管理、線量管理） ・緊急時対策建屋への汚染の持ち込み防止措置（汚染検査） ・モニタリングポスト等のバックグラウンド低減措置 ・負傷者発生時における二次搬送に係る放射線管理情報の伝達	総括班	・発生事象に関する情報の集約及び情報の整理 ・社内外関係機関への通報連絡及び支援組織の運営	総務班	・事業所内通話制限 ・事業所内警備 ・避難誘導 ・点呼、安否確認取りまとめ ・負傷者の応急処置 ・外部からの資機材調達及び輸送 ・食料、水及び寝具の配布管理	広報班	・報道機関及び地域住民への広報活動に必要な情報収集 ・報道機関等に対する対応	防災班	・可搬型重大事故等対処設備を含む防災資機材の配布 ・公設消防及び原子力防災専門官等の社外関係機関の対応 ・緊急時対策所の設備操作	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>															
班名	主な役割																															
施設ユニット班	・実施組織が行う重大事故等の対応の進捗確認 ・重大事故等の対応の進捗に応じた要員配置に関する助言 ・実施組織の要請に基づく追加の資機材の手配 ・応急復旧対策の検討及び実施に必要な情報の収集 ・応急復旧対策の実施支援																															
設備応急班	・設備の機能喪失の原因及び破損状況の把握 ・応急復旧対策の検討及び実施																															
放射線管理班	・再処理施設内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価 （排気筒からの放射性物質の放出量の評価、放射性物質の拡散評価、環境モニタリング試料の採取・測定（水中及び土壌中の放射性物質の測定含む）） ・非常時対策組織本部要員及び支援組織要員の被ばく管理（緊急時対策建屋への出入管理、線量管理） ・緊急時対策建屋への汚染の持ち込み防止措置（汚染検査） ・モニタリングポスト等のバックグラウンド低減措置 ・負傷者発生時における二次搬送に係る放射線管理情報の伝達																															
総括班	・発生事象に関する情報の集約及び情報の整理 ・社内外関係機関への通報連絡及び支援組織の運営																															
総務班	・事業所内通話制限 ・事業所内警備 ・避難誘導 ・点呼、安否確認取りまとめ ・負傷者の応急処置 ・外部からの資機材調達及び輸送 ・食料、水及び寝具の配布管理																															
広報班	・報道機関及び地域住民への広報活動に必要な情報収集 ・報道機関等に対する対応																															
防災班	・可搬型重大事故等対処設備を含む防災資機材の配布 ・公設消防及び原子力防災専門官等の社外関係機関の対応 ・緊急時対策所の設備操作																															



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響																														
<p>【添付書類八 第 5.1.4-5 表 宿直者の構成】(8-5-293)</p> <p>第 5.1.4-5 表 宿直者の構成</p> <table border="1" data-bbox="127 279 982 562"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な役割</th> <th>平日昼間対応者</th> <th>夜間及び休日代行者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・非常時対策組織の統括管理、全体指揮</td> <td>・再処理事業本部長</td> <td>・宿直 (副原子力防災管理者)</td> </tr> <tr> <td>連絡責任補助者</td> <td>・社内外関係機関への通報連絡に係る連絡補助</td> <td>・技術部員</td> <td>・宿直</td> </tr> <tr> <td>情報管理者（総括班）</td> <td>・重大事故等への対処に係る情報の把握</td> <td>・技術部員</td> <td>・宿直</td> </tr> <tr> <td>情報連絡要員（総括班）</td> <td>・社内外関係機関への通報連絡</td> <td>・技術部員</td> <td>・宿直</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建屋外対応班</td> <td rowspan="2">                     ・屋外のアクセスルート確保                      ・貯水槽から各建屋近傍までの水供給                      ・可搬型重大事故等対処設備への燃料供給                      ・工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制                      ・航空機墜落火災発生時の消火活動                 </td> <td>・防災管理部員</td> <td>・宿直又は当直</td> </tr> <tr> <td>・防災管理部員</td> <td>・宿直又は当直</td> </tr> <tr> <td>制御建屋対策班 対策作業員</td> <td>・制御室居住性確保</td> <td>・当日の宿直に指定された者又は当直</td> <td>・当日の宿直に指定された者又は当直</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な役割	平日昼間対応者	夜間及び休日代行者	本部長	・非常時対策組織の統括管理、全体指揮	・再処理事業本部長	・宿直 (副原子力防災管理者)	連絡責任補助者	・社内外関係機関への通報連絡に係る連絡補助	・技術部員	・宿直	情報管理者（総括班）	・重大事故等への対処に係る情報の把握	・技術部員	・宿直	情報連絡要員（総括班）	・社内外関係機関への通報連絡	・技術部員	・宿直	建屋外対応班	・屋外のアクセスルート確保 ・貯水槽から各建屋近傍までの水供給 ・可搬型重大事故等対処設備への燃料供給 ・工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制 ・航空機墜落火災発生時の消火活動	・防災管理部員	・宿直又は当直	・防災管理部員	・宿直又は当直	制御建屋対策班 対策作業員	・制御室居住性確保	・当日の宿直に指定された者又は当直	・当日の宿直に指定された者又は当直	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	
名称	主な役割	平日昼間対応者	夜間及び休日代行者																													
本部長	・非常時対策組織の統括管理、全体指揮	・再処理事業本部長	・宿直 (副原子力防災管理者)																													
連絡責任補助者	・社内外関係機関への通報連絡に係る連絡補助	・技術部員	・宿直																													
情報管理者（総括班）	・重大事故等への対処に係る情報の把握	・技術部員	・宿直																													
情報連絡要員（総括班）	・社内外関係機関への通報連絡	・技術部員	・宿直																													
建屋外対応班	・屋外のアクセスルート確保 ・貯水槽から各建屋近傍までの水供給 ・可搬型重大事故等対処設備への燃料供給 ・工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制 ・航空機墜落火災発生時の消火活動	・防災管理部員	・宿直又は当直																													
		・防災管理部員	・宿直又は当直																													
制御建屋対策班 対策作業員	・制御室居住性確保	・当日の宿直に指定された者又は当直	・当日の宿直に指定された者又は当直																													
<p>【添付書類八 第 5.1.4-2 図 平常運転時の監視から対策の開始までの基本的な流れ】(8-5-295)</p>  <p>第 5.1.4-2 図 平常運転時の監視から対策の開始までの基本的な流れ</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>																															



有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

<p>事業指定申請書（既許可）</p>	<p>事業指定申請書（変更内容）</p>	<p>既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響</p>
<p>【添付書類八 第5.1.4-7図 非常時対策組織の体制図】（8-5-300）</p> <p>第5.1.4-7図 非常時対策組織の体制図</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p></p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理結果及び新旧比較表（技術的能力）

事業指定申請書（既許可）	事業指定申請書（変更内容）	既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響
<p>【添付書類八 第 5.1.4-8 図 非常時対策組織の初動体制及び全体体制の構成】（8-5-301）</p> <p>第5.1.4-8 図 非常時対策組織の初動体制及び全体体制の構成</p>	<p>既許可の設計方針に影響はないことから、申請書への反映事項はない。</p>	<p>既許可の対応並びに影響評価ガイドに基づく評価及び既許可への影響</p>